

(旧) 土木工事特記仕様書 (H22年度版)	(新) 土木工事特記仕様書改訂 (案) (H23年度版)	区分	改定理由
<p style="text-align: center;"><b>第 1 編 共 通 編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p><b>第1節 総 則</b></p> <p><b>特仕1-1-1 適 用</b></p> <p>1. 国土交通省中部地方整備局の施行する土木工事は、下記に示す図書のほか、この土木工事特記仕様書（以下「特仕」という。）によるものとする。  国土交通省 土木工事共通仕様書（以下「共仕」という。）（平成21年9月）  中部地方整備局 土木工事施工管理基準（案）  （以下「施工管理基準等」という。）（平成21年9月）  中部地方整備局 土木工事数量算出要領（以下「数量算出要領」という。）  （平成19年11月）</p> <p>2. 「共仕」「特仕」に規定のない事項については別に定める土木工事追加特記仕様書（以下「追特仕」という。）によるものとする。</p> <p>3. 「共仕」「特仕」「追特仕」の記載内容の優先については、「追特仕」、「特仕」、「共仕」の順によるものとする。</p> <p>4. 該当しない工種については、適用しないものとする。</p> <p>5. 「共仕」記載の「特記仕様書」は、「追加特記仕様書」と読み替えるものとする。</p> <p>6. 工事施工に伴い、<b>請負者</b>が作成、提出、保存等する書類とその取り扱いについては、原則として「土木工事書類作成提出要領」（平成22年3月）によるものとする。</p> <p>7. 「共仕」及び「特仕」記載の「<b>請負者</b>」及び「<b>乙</b>」を「<b>受注者</b>」に、「<b>甲</b>」を「<b>発注者</b>」と読み替えるものとする。（平成22年9月15日付け国部整契第431号）</p> <p><b>特仕1-1-2 用語の定義</b></p> <p>1. <b>設計図書</b>とは、「共仕」第1編第1章1-1-2用語の定義6.のほかに「追特仕」をいう。</p> <p>2. <b>仕様書</b>とは、「共仕」第1編第1章1-1-2用語の定義7.のほかに「追特仕」をいう。</p> <p>3. 「追特仕」とは、「共仕」、「特仕」を補足し、工事の施工に関する明細又は工事固有の技術的要求を定める図書をいう。</p> <p>4. <b>受理</b>とは、<b>契約図書</b>に基づき、<b>請負者</b>、監督職員が相互に<b>提出</b>された<b>書面</b>を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p>5. <b>設計図書</b>の他に交付する「<b>見積参考資料</b>」とは、入札（見積）参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条でいう<b>設計図書</b>ではない。従って、「<b>見積参考資料</b>」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、<b>請負者</b>は、施工条件及び地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するため</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 編 共 通 編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p><b>第1節 総 則</b></p> <p><b>特仕1-1-1 適 用</b></p> <p>1. <b>適用工事</b>  国土交通省中部地方整備局の施行する土木工事は、下記に示す図書のほか、この土木工事特記仕様書（以下「特仕」という。）によるものとする。  国土交通省 土木工事共通仕様書（以下「共仕」という。）（平成23年4月）  中部地方整備局 土木工事施工管理基準（案）  （以下「施工管理基準等」という。）（平成23年4月）  中部地方整備局 土木工事数量算出要領（以下「数量算出要領」という。）  （平成22年11月）</p> <p>2. <b>特記仕様書の適用</b>  「共仕」「特仕」に規定のない事項については別に定める土木工事追加特記仕様書（以下「追特仕」という。）によるものとする。</p> <p>3. <b>優先事項</b>  「共仕」「特仕」「追特仕」の記載内容の優先については、「追特仕」、「特仕」、「共仕」の順によるものとする。</p> <p>4. <b>適用の除外</b>  該当しない工種については、適用しないものとする。</p> <p>5. <b>読み替え</b>  「共仕」記載の「特記仕様書」は、「追加特記仕様書」と読み替えるものとする。</p> <p>6. <b>書類の作成等</b>  工事施工に伴い、<b>受注者</b>が作成、提出、保存等する書類とその取り扱いについては、原則として「土木工事書類作成提出要領」（平成22年3月）によるものとする。</p> <p><b>特仕1-1-2 用語の定義</b></p> <p>1. <b>設計図書</b>  <b>設計図書</b>とは、「共仕」第1編第1章1-1-2用語の定義6.のほかに「追特仕」をいう。</p> <p>2. <b>仕様書</b>  <b>仕様書</b>とは、「共仕」第1編第1章1-1-2用語の定義7.のほかに「追特仕」をいう。</p> <p>3. <b>追特仕</b>  「追特仕」とは、「共仕」、「特仕」を補足し、工事の施工に関する明細又は工事固有の技術的要求を定める図書をいう。</p> <p>4. <b>受理</b>  <b>受理</b>とは、<b>契約図書</b>に基づき、<b>受注者</b>、監督職員が相互に<b>提出</b>された<b>書面</b>を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p>5. <b>見積参考資料</b>  <b>設計図書</b>の他に交付する「<b>見積参考資料</b>」とは、入札（見積）参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条でいう<b>設計図書</b>ではない。従って、「<b>見積参考資料</b>」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、<b>受注者</b>は、施工条件及び地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するため</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>修正</p> <p>変更</p>	<p>図書の改訂</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p>

の一切の手段について、**請負者**の責任において定めるものとする。なお、「見積参考資料」の有効期限は、本工事の入札（見積）日までとする。

6. **提示**とは、「共仕」第1編第1章1-1-2用語の定義18.のほか、請負者が検査職員に対し工事に係る**書面**またはその他の資料を示し、説明することをいう。
7. 「共仕」第1編第1章1-1-2用語の定義「19. **報告**」及び同「20. **通知**」において、契約書第18条に該当しない軽易な事項については、**書面**にかえ、口頭、ファクシミリ、電子メール、情報共有システム等の手段で知らせる（以下、「**連絡**」という）ものとする。
8. 工事検査とは、「共仕」第1編第1章1-1-2用語の定義24.のほかに、施工途中段階に行く、完済部分検査、既済部分検査、中間技術検査、部分使用検査をいう。
9. **納品**とは、請負者から発注者に対して、工事に係る**完成図書**や**工事施工**に係わる書類等**設計図書**で定められた書類を完成時に引き渡すことをいう。
10. 「共仕」第1編第1章1-1-2用語の定義2を下記のとおり読み替えるものとする。  
**書面**とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の**工事帳票**をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。また、**情報共有システム**を用いて作成及び提出等を行った**工事帳票**についても同様の取り扱いを行うものとする。
11. 「共仕」第1編第1章1-1-2用語の定義に以下の用語を追加する。
  39. **納品**とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。
  40. **電子納品**とは、**電子成果品**を**納品**することをいう。
  41. **情報共有システム**とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った**工事帳票**については、別途紙に出力して提出しないものとする。
  42. **工事写真**とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影したものをいう。
  43. **工事帳票**とは、**施工計画書**、**工事打合せ簿**、**品質管理資料**、**出来形管理資料**等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して**提出**される非定型の資料をいう。
  44. **工事書類**とは、**工事写真**及び**工事帳票**をいう。
  45. **契約関係書類**とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ**提出**される書類をいう。
  46. **工事管理台帳**とは、**設計図書**に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。**工事管理台帳**は、工事目的物の諸元をとりまとめた**施設管理台帳**と工事目的物の品質記録をとりまとめた**品質記録台帳**をいう。
  47. **工事完成図書**とは、工事完成時に**納品**する成果品をいう。
  48. **電子成果品**とは、電子的手段によって発注者に**納品**する成果品となる電子データをいう。
  49. **工事関係書類**とは、**契約図書**、**契約関係書類**、**工事書類**、及び**工事完成図書**をいう。

#### 特仕1-1-3 設計図書の照査等

1. 「**設計図書の照査ガイドライン**」の対象工種を含む場合は、照査要領（案）に基づき照査を実施するものとする。
2. **請負者**は、**設計図書**において「工事監理連絡会」の開催工事であることを明示された場合は、当該工事の施工業者、その設計を担当したコンサルタント、関係の測量・地質調査を担当した業者並びに発注者が参加して、設計図と現場の整合性の**確認**及び設計意図の伝達等を行う「工事監理連絡会」を必要な時期に開催し、当該工事に関し必要な設計変更の内容の**確認**、その実施者、負担者を明確にするものとする。  
**請負者**は、「**設計図書の照査ガイドライン**」により設計照査等を実施し、現場不一致及び設計意図等（構造物等）を**確認**する必要がある場合は、**書面**により発注者に「工事監理連絡会」の開催を要請するものとする。また、発注者が**請負者**に設計意図を伝達する必要があると判断した場合は、発注者の発議により開催する場合がある。

の一切の手段について、**受注者**の責任において定めるものとする。なお、「見積参考資料」の有効期限は、本工事の入札（見積）日までとする。

#### 6. 工事検査

工事検査とは、「共仕」第1編第1章1-1-2用語の定義36.のほかに、施工途中段階に行く、完済部分検査、既済部分検査、中間技術検査、部分使用検査をいう。

- 削除 共仕へ記載

#### 特仕1-1-3 設計図書の照査等

1. **工事請負契約における設計変更ガイドライン**  
「**工事請負契約における設計変更ガイドライン**」に基づき照査を実施するものとする。 変更 ガイドラインの変更
2. **工事監理連絡会の開催工事**  
**受注者**は、**設計図書**において「工事監理連絡会」の開催工事であることを明示された場合は、当該工事の施工業者、その設計を担当したコンサルタント、関係の測量・地質調査を担当した業者並びに発注者が参加して、設計図と現場の整合性の**確認**及び設計意図の伝達等を行う「工事監理連絡会」を必要な時期に開催し、当該工事に関し必要な設計変更の内容の**確認**、その実施者、負担者を明確にするものとする。  
**受注者**は、「**工事請負契約における設計変更ガイドライン**」により設計照査等を実施し、現場不一致及び設計意図等（構造物等）を**確認**する必要がある場合は、**書面**により発注者に「工事監理連絡会」の開催を要請するものとする。また、発注者が**受注者**に設計意図を伝達する必要があると判断した場合は、発注者の発議により開催する場合がある。 修正 文言修正

特仕 1-1-4 施工計画書

1. 請負代金額が2千万円以下の工事・単価契約工事については、設計図書に示す場合を除き、「共仕」第1編1-1-4施工計画書の1項の(3)～(8)・(10)の事項は省略することができるものとする。
2. 請負者は、「共仕」に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを総括監督員から求められたときは応じなければならない。
3. 総合評価落札方式を適用して入札手続きを行った工事を受注した請負者は、技術提案書のすべての提案に基づく施工方法を施工計画書に記載しなければならない。ただし、技術提案書の提案のうち、発注者が採用を認めないことを通知した提案については、施工計画書に記載してはならない。
4. 請負者は、「共仕」第1編1-1-4施工計画書2項による変更施工計画書の提出については、変更部分のみを作成のうえ監督職員に説明するとともに、提出済みの施工計画書に変更箇所を追加もしくは削除することで提出に代えるものとする。

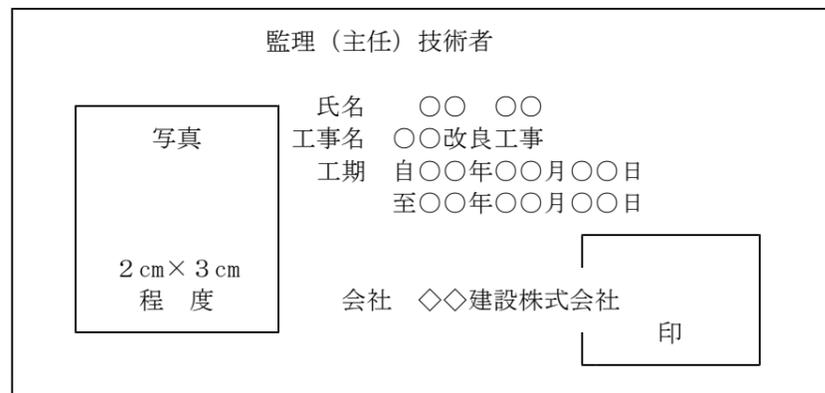
特仕 1-1-5 工事カルテ作成、登録

1. 共仕第1編1-1-5の「工事カルテ」は、「登録のための確認のお願い」に、「工事カルテ受領書」は、「登録内容確認書」にそれぞれを読み替えるものとする。
2. 請負者は、完成時に作成する工事実績情報としての「登録のための確認のお願い」は最終契約変更の内容を登録しなければならない。

特仕 1-1-10 施工体制台帳

1. 請負者は、監理技術者を置く工事にあつては、所定の様式により施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員または検査職員から要求があった場合は速やかに提示しなければならない。  
なお、様式には監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。
2. 請負者は、監理技術者を置く工事にあつては、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

<名札の例>



注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。  
注2) 所属会社の社印とする。

特仕 1-1-4 施工計画書

1. 事項の省略  
請負代金額が2千万円以下の工事・単価契約工事については、設計図書に示す場合を除き、「共仕」第1編1-1-4施工計画書の1項の(3)～(8)・(10)の事項は省略することができるものとする。
2. ヒアリング  
受注者は、「共仕」に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを総括監督員から求められたときは応じなければならない。
3. 技術提案の記載  
総合評価落札方式を適用して入札手続きを行った工事を受注した受注者は、技術提案書のすべての提案に基づく施工方法を施工計画書に記載しなければならない。ただし、技術提案書の提案のうち、発注者が採用を認めないことを通知した提案または、契約書の附則に記載がない提案のうち、受発注者の協議により記載しないこととした提案に基づく施工方法等については、施工計画書に記載してはならない。
4. 変更施工計画書  
受注者は、「共仕」第1編1-1-4施工計画書2項による変更施工計画書の提出については、変更部分のみを作成のうえ監督職員に説明するとともに、提出済みの施工計画書に変更箇所を追加もしくは削除することで提出に代えるものとする。

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

削除 共仕へ記載

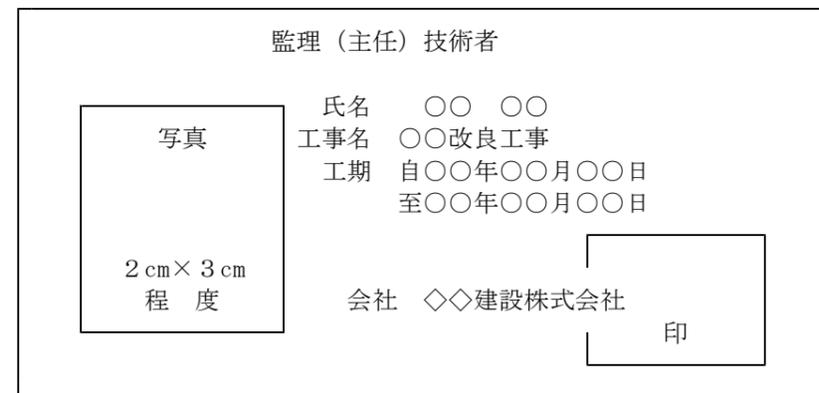
特仕 1-1-10 施工体制台帳

1. 施工体制台帳  
受注者は、監理技術者を置く工事にあつては、所定の様式により施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員または検査職員から要求があった場合は速やかに提示しなければならない。  
なお、様式には監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。
2. 名札の着用  
受注者は、監理技術者を置く工事にあつては、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

修正 文言修正

修正 文言修正

<名札の例>



注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。  
注2) 所属会社の社印とする。

<p>3. 施工体系図に記述する工事内容は、<b>契約図書</b>の工種区分との対比がわかりやすいように記述すること。ただし、詳細になりすぎないように留意する。</p> <p>4. <b>請負者</b>は、「土木工事書類作成提出要領」で定める様式に施工体制を記載し、施工体系図と共に下請負契約締結後および変更が生じた都度監督職員へすみやかに<b>提出</b>するものとし、これをもって「共仕」第1編1-1-10施工体制台帳第1項で定める<b>提出</b>に代えるものとする。</p>	<p>3. <b>施工体系図</b> 施工体系図に記述する工事内容は、<b>契約図書</b>の工種区分との対比がわかりやすいように記述すること。ただし、詳細になりすぎないように留意する。</p> <p>4. <b>書類の提出</b> <b>受注者</b>は、「土木工事書類作成提出要領」で定める様式に施工体制を記載し、施工体系図と共に下請負契約締結後および変更が生じた都度監督職員へ<b>速やかに提出</b>するものとし、これをもって「共仕」第1編1-1-10施工体制台帳第1項で定める<b>提出</b>に代えるものとする。</p>	修正	文言修正
<p><b>特仕1-1-12 調査・試験に対する協力</b></p>	<p><b>特仕1-1-12 調査・試験に対する協力</b></p>		
<p>1. <b>請負者</b>は、<b>設計図書</b>において諸経費動向調査の対象工事であることを明示された場合は、別途調査要領等に基づき調査票の作成を行い、調査票は工事完了後速やかに<b>提出</b>するものとする。また、調査票の聴き取り調査を実施する場合はこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を<b>提示</b>するものとする。</p> <p>2. <b>請負者</b>は、<b>設計図書</b>において施工形態動向調査の対象工事であることを明示された場合は、調査にあたって調査職員と打合せの上実施するものとする。</p>	<p>1. <b>諸経費動向調査</b> <b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>において諸経費動向調査の対象工事であることを明示された場合は、別途調査要領等に基づき調査票の作成を行い、調査票は工事完了後速やかに<b>提出</b>するものとする。また、調査票の聴き取り調査を実施する場合はこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を<b>提示</b>するものとする。</p> <p>2. <b>施工形態動向調査</b> <b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>において施工形態動向調査の対象工事であることを明示された場合は、調査にあたって調査職員と打合せの上実施するものとする。</p>	修正	文言修正
	<p>3. <b>施工合理化調査</b> <b>受注者</b>は設定図書において施工合理化調査の対象工事であることを明示された場合は、別途、調査要件等に基づき調査票の作成を行い調査票は工事完了後、速やかに提出するものとする。また、調査票の聴き取り調査を実施する場合はこれに協力するものとする。</p> <p>4. <b>新技術の活用等（施工者希望型）</b> <b>受注者</b>は施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) <b>受注者</b>は、工事の施工にあたり「新技術情報提供システム(NETIS)」に登録された新技術を活用する場合は、「公共工事等における新技術活用システム実施要領」(平成18年7月6日国官技第87号、国営整第6号及び国総施第60号最終改正平成22年3月)によるものとする。</p> <p>(2) <b>受注者</b>は、工事契約後新たにNETISに登録された新技術を活用する場合、工事打合せ簿にて「活用申請書(様式-I-13)」を監督職員に<b>提出</b>するものとする。</p> <p>(3) <b>受注者</b>は、工事の施工にあたり新技術を活用する場合、「活用効果調査」を行うものとし、調査結果については、別途監督職員が<b>指示</b>する「活用効果調査表(様式IV-8-3)」に必要事項を記入のうえ<b>提出</b>するものとする。なお、<b>提出</b>にあたっては、監督職員より<b>指示</b>された媒体によるものとする。</p> <p>(4) <b>受注者</b>は、「活用効果調査」の内容について発注者自ら又は、発注者が<b>指示</b>する第三者が説明を求めた場合には、これに協力しなければならない。</p> <p>(5) <b>受注者</b>は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、発注者の許可なく公表してはならない。</p>	修正	文言修正
	<p>削除</p>	修正	1-1-50から移動文言修正
<p><b>特仕1-1-16 支給材料及び貸与物件</b></p>			
<p>1. 共仕1-1-16の第3項は下記のとおり読み替えるものとする。</p> <p>3. <b>請負者</b>は、<b>工事完成時</b>（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、土木工事にあつては支給品精算書を、港湾工事及び空港工事にあつては支給材料精算書を、監督職員を通じて発注者に<b>提出</b>しなければならない。</p>		削除	共仕へ記載
<p><b>特仕1-1-18 建設副産物</b></p>	<p><b>特仕1-1-18 建設副産物</b></p>		
<p>1. <b>請負者</b>は、<b>設計図書</b>において建設発生土情報交換システムの対象工事であることを明示された場合は、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等に変更があった場合、監督職員が<b>通知</b>する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行い、その更新について監督職員に<b>連絡</b>するものとする。</p> <p>なお、これにより難しい場合には、監督職員と<b>協議</b>するものとする。</p>	<p>1. <b>建設発生土情報交換システム</b> <b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>において建設発生土情報交換システムの対象工事であることを明示された場合は、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等に変更があった場合、監督職員が<b>通知</b>する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行い、その更新について監督職員に<b>連絡</b>するものとする。</p> <p>なお、これにより難しい場合には、監督職員と<b>協議</b>するものとする。</p>	修正	文言修正

2. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

(1) 請負者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化については、設計図書に積算条件を示しているが、工事請負契約書「7解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

但し、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は設計図書について監督職員と協議するものとする。

(2) 請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に連絡しなければならない。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1「再生資源利用計画書（実施書）」及び様式2「再生資源利用促進計画書（実施書）」を兼ねるものとする。

(3) 単価契約等の場合は（1）の「なお、本工事における」以前を下記に読替えるものとする。

請負者は本作業において1件の指示書の作業内容が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という。第9条第1項に該当する場合は、本法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

3. 建設副産物情報交換システムの登録

請負金額が100万円以上の工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、請負者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難しい場合には、監督職員と協議するものとする。

4. 建設副産物情報交換システムの活用

(1) 請負者は、施工計画書提出時、及び工事完成時に、発注者への報告書式として、建設副産物情報交換システムのCREDAS機能を使用して、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成・印刷し、発注者に提示するものとする。

(2) 請負者は、建設リサイクル法第11条の対象工事については、施工計画書提出時において、発注者への報告書式として、建設副産物情報交換システムのCREDAS機能を使用して、建設リサイクル法第11条様式（様式イ・ロ）を作成・印刷し、監督職員に提示する。

5. 共仕1-1-18の第6項は下記のとおり読み替えるものとする。

6. 請負者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」を発注者に提出しなければならない。

特仕1-1-19 工事完成図

1. 請負者は、設計図書に従って工事完成図を作成し、完成時に納品するものとする。
2. 請負者は、設計図書において道路工事完成図等作成の対象工事と明示された場合「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成20年3月）」に基づいて作成した電子データを電子媒体で納品しなければならない。
3. 請負者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を納品しなければならない。

特仕1-1-23 施工管理

2. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

(1) 受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化については、設計図書に積算条件を示しているが、工事請負契約書「7解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

但し、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は設計図書について監督職員と協議するものとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に連絡しなければならない。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1「再生資源利用計画書（実施書）」及び様式2「再生資源利用促進計画書（実施書）」を兼ねるものとする。

(3) 単価契約等の場合は（1）の「なお、本工事における」以前を下記に読替えるものとする。

受注者は本作業において1件の指示書の作業内容が「建設リサイクル法」第9条第1項に該当する場合は、本法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

3. 建設副産物情報交換システムの登録

請負金額が100万円以上の工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難しい場合には、監督職員と協議するものとする。

4. 建設副産物情報交換システムの活用

受注者は、施工計画書提出時、及び工事完成時に、発注者への報告書式として、建設副産物情報交換システムのCREDAS機能を使用して、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成・印刷し、発注者に提示するものとする。

修正

文言修正

修正

文言修正

修正

文言修正

修正

上記で略称済

修正

文言修正

修正

文言修正

削除

共仕へ記載

削除

共仕へ記載

削除

共仕へ記載

特仕1-1-23 施工管理

1. 規格値の適用除外

1. 設計図書に( )書の寸法を明示した項目には、規格値を適用しないものとする。	設計図書に( )書の寸法を明示した項目には、規格値を適用しないものとする。		
2. 数量総括表の( )書数量は、「数量算出要領」に基づき算出されたもので参考数値とする。	2. <b>参考数値</b> 数量総括表の( )書の数量は、「数量算出要領」に基づき算出されたもので参考数値とする。		
3. 請負者は、出来形管理基準および品質管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに提示しなければならない。		削除	共仕へ記載
4. 請負者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が請負者の過失によるものと認められる場合、請負者自らの負担で原形に復旧しなければならない。		削除	共仕へ記載
5. 請負者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに監督職員および関係官公庁へ連絡し、その指示を受けるものとする。		削除	共仕へ記載
<b>特仕 1-1-26 工事中の安全確保</b>	<b>特仕 1-1-26 工事中の安全確保</b>		
1. 「共仕」第1編1-1-26工事中の安全確保の第1項でいう建設機械施工安全技術指針は、建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長 平成6年11月1日、最終改正国土交通省大臣官房技術調査課長・総合政策局建設施工企画課長平成17年3月31日）によるものとする。	1. <b>安全指針等の遵守</b> 「共仕」第1編1-1-26工事中の安全確保の第1項でいう建設機械施工安全技術指針は、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長・総合政策局建設施工企画課長平成17年3月31日）によるものとする。	削除	共仕と整合
2. 地下埋設物の近接作業における事故防止については、「地下埋設物の事故防止マニュアル」（平成20年6月13日付け国部整技管第46号、国部整河工第8号、国部整道工第39号）によるものとする。	2. <b>地下埋設物の事故防止</b> 地下埋設物の近接作業における事故防止については、「地下埋設物の事故防止マニュアル」（平成20年6月13日付け国部整技管第46号、国部整河工第8号、国部整道工第39号）によるものとする。		
3. 情報BOX等の埋設管路の事故防止	3. <b>架空線等上空施設損傷事故防止</b> 架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「架空線等上空施設の事故防止マニュアル（平成21年12月 中部地方整備局）」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。	追加	マニュアル追加
(1) 総則	4. 情報BOX等の埋設管路の事故防止		
本項目は、中部地方整備局が管理する国道に埋設及び添架されている情報BOX・IRN（以下「情報BOX」という）施設の周辺で行われる工事による事故を未然に防止し、これら施設の安全確保及び各種管理台帳の精度の一層の充実を図るために、統一的な手順・方法・確認等を取りまとめたものである。	(1) 総則 本項目は、中部地方整備局が管理する国道に埋設及び添架されている情報BOX・IRN（以下「情報BOX」という）施設の周辺で行われる工事による事故を未然に防止し、これら施設の安全確保及び各種管理台帳の精度の一層の充実を図るために、統一的な手順・方法・確認等を取りまとめたものである。		
なお、本工事の対象工事（以下「工事」という）は下記のとおりとする。	なお、本工事の対象工事（以下「工事」という）は下記のとおりとする。		
① 情報BOXが埋設されている区間において、掘削及び付属物の建込みを伴う工事（路面切削工・舗装打替工・管路推進工・舗装切断等を含む。）	① 情報BOXが埋設されている区間において、掘削及び付属物の建込みを伴う工事（路面切削工・舗装打替工・管路推進工・舗装切断等を含む。）		
② 橋梁等に添架されている情報BOXの移設及び撤去を伴う工事。（橋梁補修工・トンネル補修工・橋梁補強工・塗装工等含む）	② 橋梁等に添架されている情報BOXの移設及び撤去を伴う工事。（橋梁補修工・トンネル補修工・橋梁補強工・塗装工等含む）		
(2) 事故防止に関する施工手順	(2) 事故防止に関する施工手順		
1) 請負者は、図1-1に示す情報BOXの「事故防止のための手順」に従い、必要な措置を講ずるものとし、工事着手に先立ち当該措置の技術上の管理を担当する。	1) <b>受注者</b> は、図1-1に示す情報BOXの「事故防止のための手順」に従い、必要な措置を講ずるものとし、工事着手に先立ち当該措置の技術上の管理を担当する。	修正	文言修正
埋設物責任者（主任技術者又は監理技術者とする）を選任の上、施工計画書に記載するものとする。この者を変更した場合も同様とする。	埋設物責任者（主任技術者又は監理技術者とする）を選任の上、施工計画書に記載するものとする。この者を変更した場合も同様とする。		
2) 発注者は埋設物責任者に、工事着手前の準備にあたり、工事完成図・道路台帳・情報BOX台帳等必要な資料を貸与するものとする。	2) 発注者は埋設物責任者に、工事着手前の準備にあたり、工事完成図・道路台帳・情報BOX台帳等必要な資料を貸与するものとする。		
3) 請負者は、上記 2) の各種台帳等での位置把握を行った後、ケーブル探索器を使用し、情報BOXの位置確認及び現場位置出し（各点のマーキング等）を行うとともに、埋設物責任者はその結果を書面に取りまとめ、監督職員と協議するものとする。	3) <b>受注者</b> は、上記 2) の各種台帳等での位置把握を行った後、ケーブル探索器を使用し、情報BOXの位置確認及び現場位置出し（各点のマーキング等）を行うとともに、埋設物責任者はその結果を書面に取りまとめ、監督職員と協議するものとする。	修正	文言修正
なお、ケーブル探索器については、必要に応じ発注者から貸与するものとする。	なお、ケーブル探索器については、必要に応じ発注者から貸与するものとする。		
4) 請負者は、上記 3) の結果に基づき、監督職員及び入溝者（代表者が決定している場合は代表者でも可とする。）の立ち会いのもと埋設物件の試掘位置を、	4) <b>受注者</b> は、上記 3) の結果に基づき、監督職員及び入溝者（代表者が決定している場合は代表者でも可とする。）の立ち会いのもと埋設物件の試掘位置を、	修正	文言修正

- (3) 1) 項に基づき決定するとともに、情報BOXの〔試掘に係る確認書〕(以下「確認書」という)を取りまとめ、様式-1により、監督職員に**報告**しなければならない。
- 5) 埋設物責任者は試掘前に試掘施工担当作業員を現地で**立会**させ埋設物件及び試掘位置の再確認を行うとともに、(3) 2) 項により安全施工の徹底について教育しなければならない。  
また、試掘の結果埋設位置が不明の場合は再度、埋設位置の再確認を行い試掘を行わなければならない。  
また、試掘に当たっては必要に応じ、監督職員等の**立会**を求めることができる。  
なお、作業日毎の試掘結果を監督職員に電話等で**連絡**するとともに、試掘完了後は情報BOXの確認書を取りまとめ、様式-2により、監督職員に**報告**しなければならない。
- 6) 埋設物責任者は工事施工完了後、情報BOXの埋設位置の変更があった場合は、埋設標等の設置を行うとともに各管理台帳図書の修正及び現場写真を添え、情報BOXの確認書を取りまとめ、様式-3により、監督職員へ**報告**しなければならない。
- 7) 監督職員は、上記 6) の**報告**を受けた場合はその内容について**確認**をするものとする。
- 8) 工事の**検査職員は、情報BOXの確認書(様式-1~3)に基づき、管理台帳図書の修正がある場合は検査するものとする。**
- 9) **請負者**は、情報BOXの配管が露出管の場合で、工事により移設・撤去等の必要が生じた場合も、上記事故防止に関する施工手順に従い施工しなければならない。
- (3) 試掘位置の決定及び試掘方法
- 1) **請負者**は、試掘位置の決定を下記のとおり行わなければならない。  
なお、下記によりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
- ① 直線部  
道路の直線部において、通信ケーブル等が入線されている場合は図1-2①に示す様に約50m以下の間隔で、入線されていない場合は約100m以下の間隔で試掘位置を決定するものとする。
- ② 平面屈曲部  
a. 路面内障害物箇所  
マンホール等の設置により情報BOXの配管を曲げて布設等している場合は、図-2②aに示す様に変化点について試掘位置を決定するものとする。  
b. 施工位置特定箇所  
ガードレール等、施工箇所が特定できるものについては、図1-2②bに示す様に施工箇所での試掘位置を決定するものとする。  
また、ガードレールと平行して情報BOXの管路が見込まれる場合は、直線部に準じて試掘位置を決定するものとする。  
なお、埋設物責任者は、情報BOX施設と工事施工箇所の離隔が十分確保されることが明らかな場合で上記a, bにより**がたい**場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
- ③ 縦断屈曲部  
横断構造物等の箇所で、情報BOXの配管が上越と特定できる箇所については図1-2③に示す様に横断構造物の天端の起・終点について試掘位置を決定するものとする。  
また、橋梁添加部手前や露出立ち上がり部付近において、縦断の屈曲が想定される箇所についても必要に応じ試掘位置を決定。
- 2) **請負者**は、試掘方法及び露出管通信ケーブルの確認方法を、下記のとおり行わなければならない。
- ① 試掘にあたっては、情報BOXの損傷を避けるため、重機、動力機械の使用は確実に影響しない範囲のみとする。また、情報BOXの位置が不確実と思われる箇所及び情報BOXに50cm程度に近接したと想定又は判断される箇所からは、人力による施工機具または手堀にて慎重に作業を行わなければならない。
- ② 露出管において、施工上やむを得ず管路切断等を行う必要が生じた場合は、露

- (3) 1) 項に基づき決定するとともに、情報BOXの〔試掘に係る確認書〕(以下「確認書」という)を取りまとめ、様式-1により、監督職員に**報告**しなければならない。
- 5) 埋設物責任者は試掘前に試掘施工担当作業員を現地で**立会**させ埋設物件及び試掘位置の再確認を行うとともに、(3) 2) 項により安全施工の徹底について教育しなければならない。  
また、試掘の結果埋設位置が不明の場合は再度、埋設位置の再確認を行い試掘を行わなければならない。  
また、試掘に当たっては必要に応じ、監督職員等の**立会**を求めることができる。  
なお、作業日毎の試掘結果を監督職員に電話等で**連絡**するとともに、試掘完了後は情報BOXの確認書を取りまとめ、様式-2により、監督職員に**報告**しなければならない。
- 6) 埋設物責任者は工事施工完了後、情報BOXの埋設位置の変更があった場合は、埋設標等の設置を行うとともに各管理台帳図書の修正及び現場写真を添え、情報BOXの確認書を取りまとめ、様式-3により、監督職員へ**報告**しなければならない。
- 7) 監督職員は、上記 6) の**報告**を受けた場合はその内容について**確認**をするものとする。
- 8) **受注者**は、情報BOXの配管が露出管の場合で、工事により移設・撤去等の必要が生じた場合も、上記事故防止に関する施工手順に従い施工しなければならない。
- (3) 試掘位置の決定及び試掘方法
- 1) **受注者**は、試掘位置の決定を下記のとおり行わなければならない。  
なお、下記によりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
- ① 直線部  
道路の直線部において、通信ケーブル等が入線されている場合は図1-2①に示す様に約50m以下の間隔で、入線されていない場合は約100m以下の間隔で試掘位置を決定するものとする。
- ② 平面屈曲部  
a. 路面内障害物箇所  
マンホール等の設置により情報BOXの配管を曲げて布設等している場合は、図-2②aに示す様に変化点について試掘位置を決定するものとする。  
b. 施工位置特定箇所  
ガードレール等、施工箇所が特定できるものについては、図1-2②bに示す様に施工箇所での試掘位置を決定するものとする。  
また、ガードレールと平行して情報BOXの管路が見込まれる場合は、直線部に準じて試掘位置を決定するものとする。  
なお、埋設物責任者は、情報BOX施設と工事施工箇所の離隔が十分確保されることが明らかな場合で上記a, bにより**難い**場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
- ③ 縦断屈曲部  
横断構造物等の箇所で、情報BOXの配管が上越と特定できる箇所については図1-2③に示す様に横断構造物の天端の起・終点について試掘位置を決定するものとする。  
また、橋梁添加部手前や露出立ち上がり部付近において、縦断の屈曲が想定される箇所についても必要に応じ試掘位置を決定。
- 2) **受注者**は、試掘方法及び露出管通信ケーブルの確認方法を、下記のとおり行わなければならない。
- ① 試掘にあたっては、情報BOXの損傷を避けるため、重機、動力機械の使用は確実に影響しない範囲のみとする。また、情報BOXの位置が不確実と思われる箇所及び情報BOXに50cm程度に近接したと想定又は判断される箇所からは、人力による施工機具または手堀にて慎重に作業を行わなければならない。
- ② 露出管において、施工上やむを得ず管路切断等を行う必要が生じた場合は、露

削除

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

出管の通信ケーブルの入線管路が既存資料等により特定できた場合でも、必ずケーブル探索器等により通信ケーブルの入線管路を再確認した上で施工しなければならない。

なお、切断する場合は、管の肉厚等が薄いことから切断方法は、鉄鋸などによる手びき作業を原則とする。

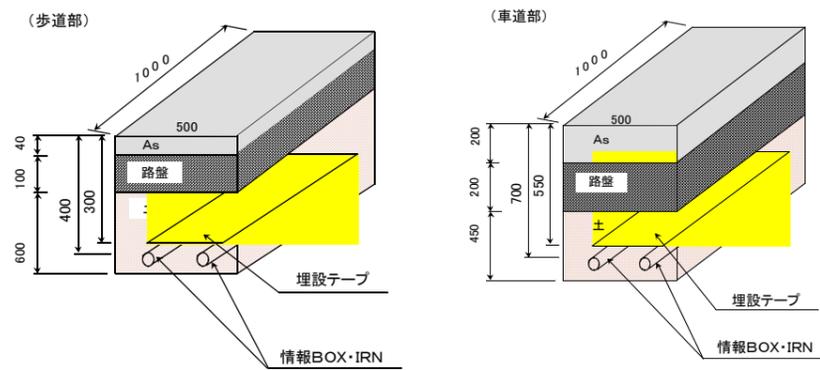
(4) 情報BOXの確認書の提出

- 1) 埋設物責任者は、工事の事前・施工中・施工後において情報BOXの確認書（様式-1～3）にて、工事の施工に関する所要の事項を記入し、監督職員に報告しなければならない。
- 2) 埋設物責任者は施工後において、各管理台帳図書の修正が無い場合でも様式-3にて監督職員に報告しなければならない。

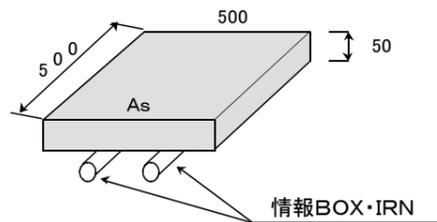
(5) 試掘の形状

- 1) 試掘の形状は、下記を標準とする。

① 直線部及び平面屈曲部



② 縦断屈曲部



出管の通信ケーブルの入線管路が既存資料等により特定できた場合でも、必ずケーブル探索器等により通信ケーブルの入線管路を再確認した上で施工しなければならない。

なお、切断する場合は、管の肉厚等が薄いことから切断方法は、鉄鋸などによる手びき作業を原則とする。

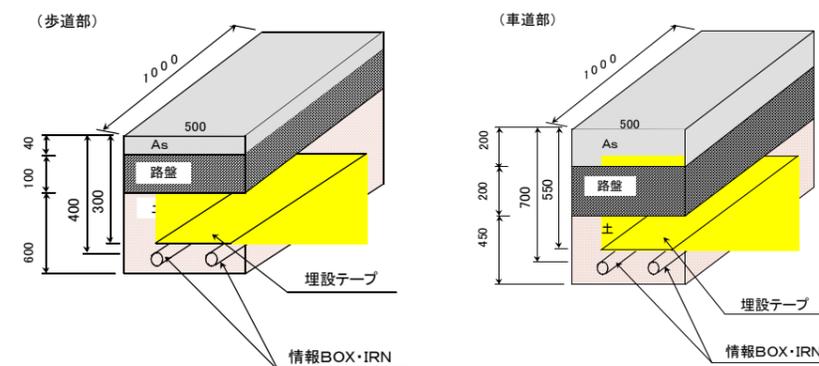
(4) 情報BOXの確認書の提出

- 1) 埋設物責任者は、工事の事前・施工中・施工後において情報BOXの確認書（様式-1～3）にて、工事の施工に関する所要の事項を記入し、監督職員に報告しなければならない。
- 2) 埋設物責任者は施工後において、各管理台帳図書の修正が無い場合でも様式-3にて監督職員に報告しなければならない。

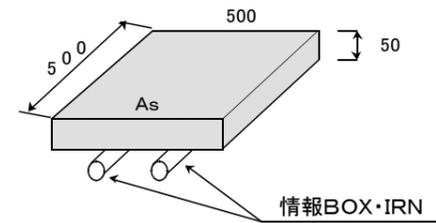
(5) 試掘の形状

- 1) 試掘の形状は、下記を標準とする。

① 直線部及び平面屈曲部



② 縦断屈曲部



情報BOX・IRNの〔事故防止のための手順〕

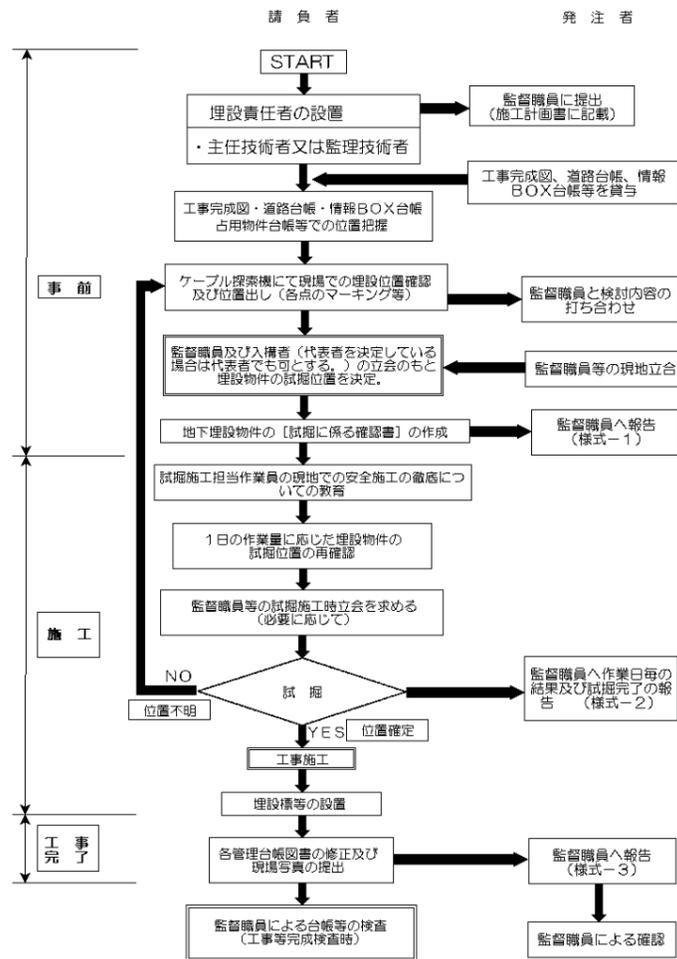


図 1 - 1

情報BOX・IRNの〔事故防止のための手順〕

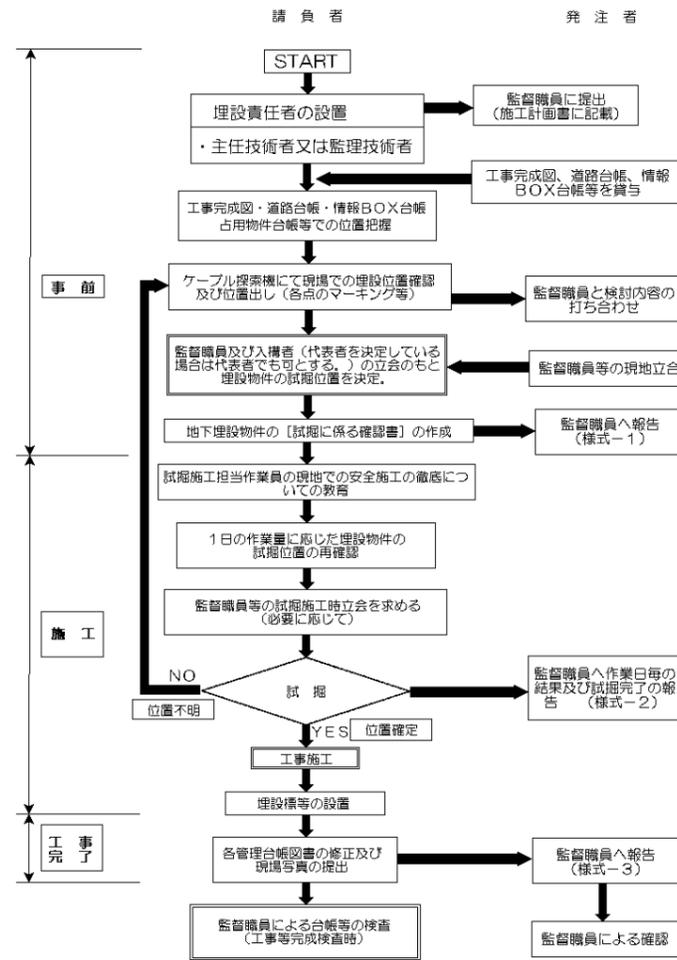
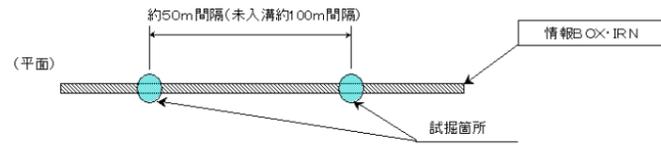


図 1 - 1

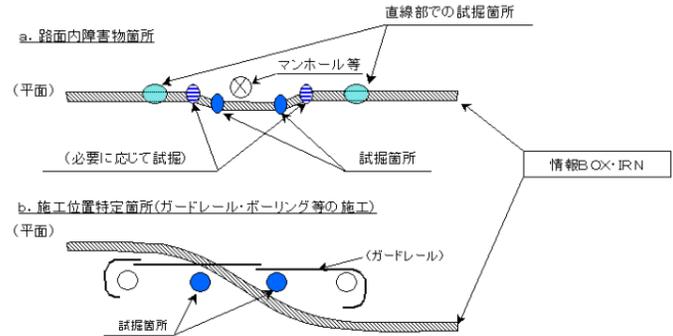
情報BOX・IRNの [ 試掘位置の決定 ]

①直線部



※ケーブル入溝の場合は約50m間隔、未入溝の場合は約100m間隔で試掘を行うこと。

②平面屈曲部



③縦断屈曲部

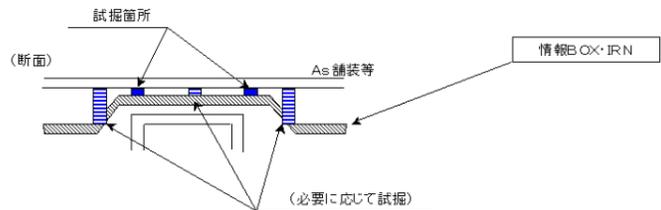


図 1-2

4. 請負者は、「共仕」第1編1-1-26工事中の安全確保の4項のほか、風に対しても注意を払わなければならない。

5. 工事現場のイメージアップは、地域との積極的なコミュニケーションを図り、現場で働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。よって、**請負者**は、施工に際しこの主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施しなければならない。

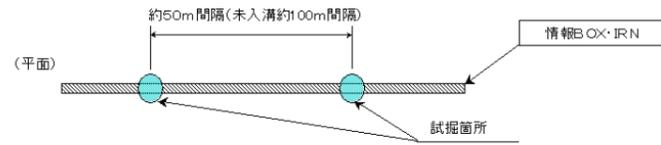
なお、**設計図書**において、イメージアップ対象工事と明示された場合は、下記により実施しなければならない。

(1) イメージアップは、次表の内容の内、原則として各計上費目毎に1項目以上で計5項目以上(工事説明板を含む)を実施するものとする。ただし、地域とのコミュニケーション4. デザイン工事看板は、(7)の工事説明板として必ず実施すること。

なお、イメージアップの具体的内容は、すでに一般化している美装化などとしな

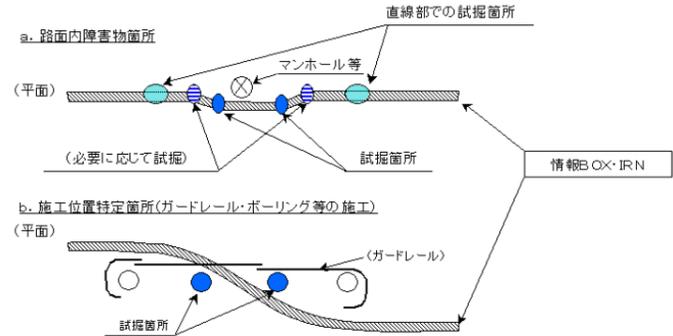
情報BOX・IRNの [ 試掘位置の決定 ]

①直線部



※ケーブル入溝の場合は約50m間隔、未入溝の場合は約100m間隔で試掘を行うこと。

②平面屈曲部



③縦断屈曲部

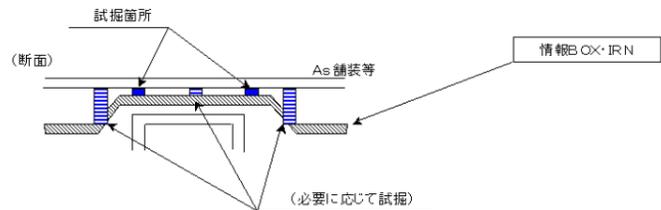


図 1-2

5. 風対策

**受注者**は、「共仕」第1編1-1-26工事中の安全確保の4項のほか、風に対しても注意を払わなければならない。

6. イメージアップ

工事現場のイメージアップは、地域との積極的なコミュニケーションを図り、現場で働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。よって、**受注者**は、施工に際しこの主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施しなければならない。

なお、**設計図書**において、イメージアップ対象工事と明示された場合は、下記により実施しなければならない。

(1) イメージアップは、次表の内容の内、原則として各計上費目毎に1項目以上で計5項目以上(工事説明板を含む)を実施するものとする。ただし、地域とのコミュニケーション4. デザイン工事看板は、(6)の工事説明板として必ず実施すること。

なお、イメージアップの具体的内容は、すでに一般化している美装化などとしな

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 誤植

	内 容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備および厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ （電光式標識等）2. 盗難防止対策（警報機等） 3. 避暑・防寒対策
地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ、 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献

- (2) イメージアップの具体的な実施内容・実施期間は、「共仕」第1編1-1-4 施工計画書第1項 (13) 現場作業環境の整備に記載するものとする。
- (3) 工事完成時にイメージアップの実施写真を提出するものとする。
- (4) 下記項目に係るイメージアップは、**請負者**が自主的に判断し、自らの負担で実施することを原則とする。
- ・作業服
  - ・室内装飾品等
- (5) 柵等の図柄、規格等  
バリケード等を一般交通の用に供する場所に設置する場合は、バリケード等の設置目的を損なわないこと。  
参考図書：「建設工事公衆災害防止対策要綱の解説（土木工事編）」
- (6) (1) の工事説明板の表示内容は次のとおりとする。

工事の必要性	どうして当該工事を行う必要があるのか、できるだけ分かりやすく示すこと。（注：工法など工事内容の説明のみではいけない。）
工事の期間等	この工事がいつまで続くのか、今どの部分の工事を行っているのかが分かるように、工事進捗図等により表示すること。
事業者及び施工者	担当課、出張所等、現場代理人等を記入すること。担当者等の似顔絵とコメントを入れるなど、親近感がわくように工夫すること。
問合せ先	平日、休日、昼間、夜間それぞれ違う場合は、別々に表示すること。
その他	広報したい情報（財源、関連工事等）

- (7) 工事説明板の設置場所は、見学者・地域住民及び施設（道路・河川・公園等）利用者の目につくところとする。ただし、安全上支障のない場所とする。

	内 容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備および厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ （電光式標識等）2. 盗難防止対策（警報機等） 3. 避暑・防寒対策
地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ、 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献

- (2) イメージアップの具体的な実施内容・実施期間は、「共仕」第1編1-1-4 施工計画書第1項 (13) 現場作業環境の整備に記載するものとする。
- (3) 工事完成時にイメージアップの実施写真を提出するものとする。
- (4) 下記項目に係るイメージアップは、**受注者**が自主的に判断し、自らの負担で実施することを原則とする。
- ・作業服
  - ・室内装飾品等
- (5) 柵等の図柄、規格等  
バリケード等を一般交通の用に供する場所に設置する場合は、バリケード等の設置目的を損なわないこと。  
参考図書：「建設工事公衆災害防止対策要綱の解説（土木工事編）」
- (6) (1) の工事説明板の表示内容は次のとおりとする。

工事の必要性	どうして当該工事を行う必要があるのか、できるだけ分かりやすく示すこと。（注：工法など工事内容の説明のみではいけない。）
工事の期間等	この工事がいつまで続くのか、今どの部分の工事を行っているのかが分かるように、工事進捗図等により表示すること。
事業者及び施工者	担当課、出張所等、現場代理人等を記入すること。担当者等の似顔絵とコメントを入れるなど、親近感がわくように工夫すること。
問合せ先	平日、休日、昼間、夜間それぞれ違う場合は、別々に表示すること。
その他	広報したい情報（財源、関連工事等）

- (7) 工事説明板の設置場所は、見学者・地域住民及び施設（道路・河川・公園等）利用者の目につくところとする。ただし、安全上支障のない場所とする。

修正 文言修正

- (8) 工事説明板の設置期間は、対象工事期間中とする。
6. 請負者は、**設計図書**で安全提案モデル工事であることを明示した場合は、下記により実施しなければならない。
- (1) 請負者は、作業員を主体とした安全検討会を組織するとともに、その運営方法については自主的に決定させるものとし、運営計画書を**施工計画書**に記載しなければならない。
- (2) 請負者は、安全検討会の提言は原則として受け入れるものとする。ただし、契約書・仕様書に定められた範囲以外の提言については監督職員に**報告**し、甲乙協議によって実施するものとする。
- (3) 請負者は、作業員に対して自主的に実施するよう、指導しなければならない。
- (4) 請負者は、安全検討会の提言および実施した状況の資料を整備・保管するとともに、監督職員または検査職員の請求があった場合は、すみやかに**提示**するものとする。
7. 請負者は、東海地震に係る地震防災対策強化地域における工事にあつては、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。
- また、東海地震に係る地震防災強化地域以外における工事にあつても、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、一般交通等第三者に対する安全及び工事現場内の安全を確保するための保全処置を講じなければならない。
- (1) 上記保全処置については、「共仕」第1編1-1-4施工計画書の1項の(10)緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。
- (2) 上記事実が発生した場合は、「共仕」第1編1-1-41(臨機の措置)の規定によるものとする。
- (3) 請負者は、上記の地震に限らず震度4以上の地震が発生した場合は、**直ちに**作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督職員に**連絡**するものとする。
- また、震度3以上の地震が発生した場合は、現場内を点検し工事に影響を与える現場内の変化や破損が見られる場合は、状況を監督職員に**報告**するものとする。
8. 請負者は、足場を設置する場合、**安全ネット及びシート**を設け、**作業床からの転落防止と落下物による事故防止に努めなければならない**。
- なお、足場に手すりを設ける場合は、作業床と上棧の間隔が75cmを越える場合は、その間に単管パイプ等により中棧を設け、その間隔は50cm以下としなければならない。
- また、安全ネット・手すりについて、**工事写真**により実施状況を記録し、監督職員または検査職員の要求があった場合は、**すみやかに提示**するものとする。
9. 請負者は、工事施工中における作業員の転落・落下の防止のため、防護設備及び昇降用梯子等安全施設を設けなければならない。
10. 請負者は、工事中における作業員の労働災害防止を図るため昼休みを除いた午前・午後の各々の中間に15分程度の休憩を実施するものとし、**施工計画書**に具体的時間を記載しなければならない。
- また、作業開始前に作業員に対し安全に関する指導を行わなければならない。
- なお、上記の休憩時間及び安全に関する指導について実施記録を整理し、監督職員または検査職員の要求があった場合は、**すみやかに提示**するものとする。
11. 請負者は「共仕」第1編1-1-26 工事中の安全確保の6項に基づき、安全巡視者を定め次に上げる任務を遂行しなければならない。
- 1) 安全巡視者は、常に腕章を着用して、その所在を明らかにするとともに、**施工計画書**の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や仮設備の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めなければならない。
12. 請負者は「共仕」第1編1-1-26 工事中の安全確保の8項に基づいて下記に示す項目の具体的な安全・訓練の計画を作成し**施工計画書**へ記載しなければならない。

- (8) 工事説明板の設置期間は、対象工事期間中とする。

7. **東海地震に係る地震防災対策強化地域における工事**

- 受注者**は、東海地震に係る地震防災対策強化地域における工事にあつては、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。
- また、東海地震に係る地震防災強化地域以外における工事にあつても、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、一般交通等第三者に対する安全及び工事現場内の安全を確保するための保全処置を講じなければならない。
- (1) 上記保全処置については、「共仕」第1編1-1-4施工計画書の1項の(10)緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。
- (2) 上記事実が発生した場合は、「共仕」第1編1-1-41(臨機の措置)の規定によるものとする。
- (3) **受注者**は、上記の地震に限らず震度4以上の地震が発生した場合は、**速やかに**作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督職員に**連絡**するものとする。
- また、震度3以上の地震が発生した場合は、現場内を点検し工事に影響を与える現場内の変化や破損が見られる場合は、状況を監督職員に**報告**するものとする。

8. **足場の設置**

- 受注者**は、足場を設置する場合は**労働安全衛生規則によるもの**とし、安全ネット・手すりについて、**工事写真**により実施状況を記録し、監督職員または検査職員の要求があった場合は、**速やかに提示**するものとする。

9. **転落・落下の防止**

- 受注者**は、工事施工中における作業員の転落・落下の防止のため、防護設備及び昇降用梯子等安全施設を設けなければならない。

10. **休憩時間及び安全に関する指導**

- 受注者**は、工事中における作業員の労働災害防止を図るため昼休みを除いた午前・午後の各々の中間に15分程度の休憩を実施するものとし、**施工計画書**に具体的時間を記載しなければならない。
- また、作業開始前に作業員に対し安全に関する指導を行わなければならない。
- なお、上記の休憩時間及び安全に関する指導について実施記録を整理し、監督職員または検査職員の要求があった場合は、**速やかに提示**するものとする。

11. **安全巡視**

- 受注者**は「共仕」第1編1-1-26 工事中の安全確保の6項に基づき、安全巡視者を定め次に上げる任務を遂行しなければならない。
- 1) 安全巡視者は、常に腕章を着用して、その所在を明らかにするとともに、**施工計画書**の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や仮設備の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めなければならない。

12. **定期安全研修・訓練等**

- 受注者**は「共仕」第1編1-1-26 工事中の安全確保の8項に基づいて下記に示す項目の具体的な安全・訓練の計画を作成し**施工計画書**へ記載しなければならない。

削除

廃止

修正

文言修正

<p>(1) 工事期間中の月別安全・訓練等実施全体計画</p> <p>(2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。</p> <p>1) 月1回の安全・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目</p> <p>2) 資材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法</p> <p>3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法</p> <p>4) KY及び新規入場者教育の方法</p> <p>5) 場内整理整頓の実施</p> <p>13. 請負者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。</p> <p>また、請負者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。</p> <p>14. 請負者は、災害発生時には、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係機関に連絡しなければならない。</p> <p>15. 請負者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに関係機関に通報し応急措置をとり、補修しなければならない。</p>	<p>(1) 工事期間中の月別安全・訓練等実施全体計画</p> <p>(2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。</p> <p>1) 月1回の安全・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目</p> <p>2) 資材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法</p> <p>3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法</p> <p>4) KY及び新規入場者教育の方法</p> <p>5) 場内整理整頓の実施</p> <p>13. <b>工事説明書</b></p> <p>受注者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。</p> <p>また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。</p>		
<p><b>特仕1-1-28 後片付け</b></p> <p>請負者は、工事の施設上必要な土地・立木・施設等を撤去又は損傷を与えた場合には原形同等以上に復旧しなければならない。</p>	<p><b>特仕1-1-28 後片付け</b></p> <p>受注者は、工事の施設上必要な土地・立木・施設等を撤去又は損傷を与えた場合には原形同等以上に復旧しなければならない。</p>	修正	文言修正
<p><b>特仕1-1-30 環境対策</b></p> <p>1. 請負者は、トンネル坑内作業にあたり「共仕」1-1-30環境対策6項の表1-2に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、<b>最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号</b>）」又は「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p> <p>なお、トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することで、トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	<p><b>特仕1-1-30 環境対策</b></p> <p>1. <b>工事中用排出ガス対策型建設機械</b></p> <p>受注者は、トンネル坑内作業にあたり「共仕」1-1-30環境対策6項の表1-2に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、<b>最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号</b>）」又は「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p> <p>なお、トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することで、トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	削除	共仕へ記載
<p>2. 請負者は、「共仕」1-1-30環境対策7項の協議を行う前に次の①及び②について確認するものとする。</p> <p>① 調達した建設機械が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年建設省告示第1536号）」（以下「新基準」と呼ぶ。）に適合しているか、該当建設機械のメーカーに確認するものとする。</p> <p>② 調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械のメーカーへ確認するものとする。</p> <p>低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場における稼働状況等を整理し、監督職員または検査職員の要求があった場合は<b>すみやかに提示</b>するものとする。</p> <p>3. セメント及びセメント系固化材による地盤改良及び安定処理等の土砂とセメント及びセメント細化材を攪拌混合を行う土質を使用する場合は、下記によるものとする。</p> <p>(1) 「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により六価クロム溶出試験を実施しなければならない。</p>	<p>2. <b>低騒音型・低振動型建設機械</b></p> <p>受注者は、「共仕」1-1-30環境対策8項の協議を行う前に次の①及び②について確認するものとする。</p> <p>① 調達した建設機械が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（<b>国土交通省告示 平成13年4月9日改正</b>）」（以下「新基準」と呼ぶ。）に適合しているか、該当建設機械のメーカーに確認するものとする。</p> <p>② 調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械のメーカーへ確認するものとする。</p> <p>低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場における稼働状況等を整理し、監督職員または検査職員の要求があった場合は<b>速やかに提示</b>するものとする。</p> <p>3. <b>六価クロム溶出試験</b></p> <p>セメント及びセメント系固化材による地盤改良及び安定処理等の土砂とセメント及びセメント細化材を攪拌混合を行う土質を使用する場合は、下記によるものとする。</p> <p>(1) 「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により六価クロム溶出試験を実施しなければならない。</p>	削除	共仕へ記載
		修正	文言修正

(2) 配合設計段階の試験結果が土壤環境基準（環境庁告示第46号、平成3年8月23日）を越える場合は基準内に納まるよう**設計図書**に関して監督職員と協議するものとする。

4. **請負者**は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）第7条に規定され、第6条の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に即して策定された、「環境物品等の調達の推進を図るための方針 国土交通省」により事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境物品等の調達を推進しなければならない。各資材等の適用については、「特定調達品目 調達ガイドライン（案）（**中部地方整備局**）」を参照する。

また、「特定調達品目 調達ガイドライン（案）（**中部地方整備局**）」により資材等を変更をする場合は、監督職員と協議するものとする。

5. **請負者**は、本工事（移動を伴う工事または維持的な工事を除く）で設置する道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47年2月）の保安施設標準様式図に示す標示板及び河川工事の工事看板には、間伐材を使用することとし、この場合以下のとおりとするともに、参考図を下記に示す。

① 工事看板等の下地に所定の色彩が定められているものについては、木目上に直接文字を書かずに下地を施してから規定された文字等を書く。

② 工事看板等の下地に所定の色彩が決められていないものについては、出来るだけ見やすい工夫を図る。

ただし、供給状況によりこれにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督職員と協議するものとする。

また、工事現場のイメージアップのための工事説明板、掲示板及びバリケード等についても積極的に使用していくものとする。

前記の工事看板等の設置にあたっては、**施工計画書**にその設置計画を記載するものとする。

6. **設計図書**に家屋調査の必要性が示された場合は下記によるものとする。

(1) **請負者**は、設計図書に示された家屋等を「工損調査標準仕様書」に基づき、調査を実施しなければならない。

また、得られた調査結果については速やかに監督職員に**提出**するものとする。

(2) **請負者**は、現場状況等により家屋調査等が必要と判断される場合は**設計図書**について監督職員と**協議**するものとする。

7. **請負者**は、「石綿障害予防規則（平成17年7月1日施行）」に基づき、石綿等の使用の有無の調査、建築物、又は工作物解体等の作業方法、費用又は工期等について

(2) 配合設計段階の試験結果が土壤環境基準（環境庁告示第46号、平成3年8月23日）を越える場合は基準内に納まるよう**設計図書**に関して監督職員と協議するものとする。

#### 4. **環境物品等の調達**

**受注者**は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）第7条に規定され、第6条の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に即して策定された、「環境物品等の調達の推進を図るための方針 国土交通省」により事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境物品等の調達を推進しなければならない。各資材等の適用については、「特定調達品目 調達ガイドライン（案）」を参照する。

また、「特定調達品目 調達ガイドライン（案）」により資材等を変更をする場合は、監督職員と**協議**するものとする。

#### 5. **間伐材の使用**

**受注者**は、本工事（移動を伴う工事または維持的な工事を除く）で設置する道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47年2月）の保安施設標準様式図に示す標示板及び河川工事の工事看板には、間伐材を使用することとし、この場合以下のとおりとするともに、参考図を下記に示す。

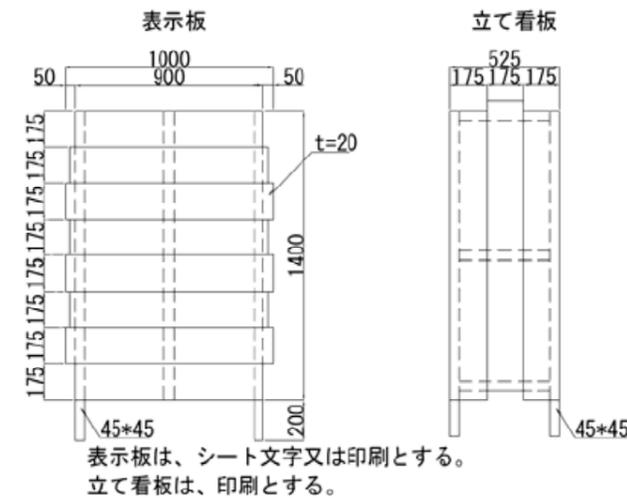
① 工事看板等の下地に所定の色彩が定められているものについては、木目上に直接文字を書かずに下地を施してから規定された文字等を書く。

② 工事看板等の下地に所定の色彩が決められていないものについては、出来るだけ見やすい工夫を図る。

ただし、供給状況によりこれにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

また、工事現場のイメージアップのための工事説明板、掲示板及びバリケード等についても積極的に使用していくものとする。

前記の工事看板等の設置にあたっては、**施工計画書**にその設置計画を記載するものとする。



#### 6. **家屋調査**

**設計図書**に家屋調査の必要性が示された場合は下記によるものとする。

(1) **受注者**は、**設計図書**に示された家屋等を「工損調査標準仕様書」に基づき、調査を実施しなければならない。

また、得られた調査結果については速やかに監督職員に**提出**するものとする。

(2) **受注者**は、現場状況等により家屋調査等が必要と判断される場合は**設計図書**について監督職員と**協議**するものとする。

#### 7. **石綿等**

**受注者**は、「石綿障害予防規則（平成17年7月1日施行）」に基づき、石綿等の使用の有無の調査、建築物又は工作物解体等の作業方法、費用又は工期等について

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 誤植

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

別途監督職員と協議するものとする。

8. 請負者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その

特仕 1-1-32 交通安全管理

1. 請負者は、安全管理については、下記によるものとするが、現場の実状に応じた施工方法等により、交通管理を実施しなければならない。

(1) 運搬・輸送計画

① 共通仕様書 1-1-32交通安全管理 3項でいう交通安全輸送に関する必要な事項の計画については、施工計画書に記載するものとし、書面の提出に代えるものとする。

(2) 交通規制及び標識

① 請負者は、設計図書に交通管理図を明示した場合には、これにより施工しなければならない。

② 請負者は、夜間開放時には保安灯等を設置するものとし、工事期間中は保安灯・バリケード等の保守点検を実施しなければならない。

③ 請負者は、施工上やむを得ず交通規制を実施する必要がある場合は、実施予定日より1ヶ月以上前に監督職員に申し出るとともに、関係機関に所定の手続きをとらなければならない。

なお、実施にあたっては規制の計画を監督職員に提出するとともに、関係機関から指示された事項を行わなければならない。

④ 請負者は、工事に伴い車線規制等を実施する場合は、一般交通車両による「もらい事故」防止対策として、施工箇所の先端部付近に適時標識車等を配置するものとし、作業員の安全確保に努めなければならない。標識車等の仕様については表1-1のとおりとするが、これにより難しい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。また、交通標識車等の配置等を示した交通規制処理図を規制方法に応じ作成しなければならない。「共仕」第1編1-1-4の(11)交通管理に記載しなければならない。

表 1-1 標識車等の仕様

項目	数量・規格	配置等
クッションドラム	2個	標識車の前方5m程度に設置
標識		道路工事保安施設設置基準(案)(昭和47年2月)の⑩に準ずる(標識のベース車両に搭載) ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。
標識のベース車両	2tトラック	
体感マット	幅 200mm 厚 6mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置

注：体感マットについては、設置することが現場状況に不適な場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 交通誘導員

① 請負者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者(以下「交通誘導員」という。)を配置し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。

監督職員と協議するものとする。

特仕 1-1-32 交通安全管理

1. 交通管理

受注者は、安全管理については、下記によるものとするが、現場の実状に応じた施工方法等により、交通管理を実施しなければならない。

(1) 交通規制及び標識

① 受注者は、設計図書に交通管理図を明示した場合には、これにより施工しなければならない。

② 受注者は、夜間開放時には保安灯等を設置するものとし、工事期間中は保安灯・バリケード等の保守点検を実施しなければならない。

③ 受注者は、施工上やむを得ず交通規制を実施する必要がある場合は、実施予定日より1ヶ月以上前に監督職員に申し出るとともに、関係機関に所定の手続きをとらなければならない。

なお、実施にあたっては規制の計画を監督職員に提出するとともに、関係機関から指示された事項を行わなければならない。

④ 受注者は、工事に伴い車線規制等を実施する場合は、一般交通車両による「もらい事故」防止対策として、施工箇所の先端部付近に適時標識車等を配置するものとし、作業員の安全確保に努めなければならない。標識車等の仕様については表1-1のとおりとするが、これにより難しい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。また、交通標識車等の配置等を示した交通規制処理図を規制方法に応じ作成しなければならない。「共仕」第1編1-1-4の(11)交通管理に記載しなければならない。

表 1-1 標識車等の仕様

項目	数量・規格	配置等
クッションドラム	2個	標識車の前方5m程度に設置
標識		道路工事保安施設設置基準(案)(昭和47年2月)の⑩に準ずる(標識のベース車両に搭載) ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。
標識のベース車両	2tトラック	
体感マット	幅 200mm 厚 6mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置

注：体感マットについては、設置することが現場状況に不適な場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 交通誘導員

① 受注者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者(以下「交通誘導員」という。)を配置し、その配置位置、条件を施工計画書に記載し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。

削除 共仕へ記載

修正 文言修正

削除 共仕へ記載

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

- ② **請負者**は、現道上又は現道に近接して行う工事で、やむを得ず工事用材料・機械器具等を工事区間に保管する場合には、監督職員の**承諾**を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識その他安全施設を設け、状況によっては交通誘導員を配置しなければならない。
- ③ **請負者**は、交通誘導員のうち1人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者）としなければならない。
- ④ **請負者**は、有資格者の配置にあたっては、公安委員会の検定資格の写しを保管し、監督職員または検査職員の**要求**があった場合は、**すみやかに提示**するものとする。
- ⑤ **請負者**は、有資格者が配置できない理由がある場合は、監督職員の**承諾**を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者としてすることができる。その場合は、経歴書を監督職員に**提出**しなければならない。  
但し、**有資格者の配置が義務付けられた路線は除く。**
2. **請負者**は、道路工事保安施設設置基準（案）により設置する保安灯のうち、電源に商用電力を用いるものにあつては停電等に対処するために乾電池式保安灯を併用しなければならない。
3. **請負者**は、設置した保安施設が常に良好な状態を保つよう、日々の保守点検を行わなければならない。
4. **請負者**は、道路事業において「道路工事保安施設設置基準（案）」の標識番号⑦を設置する場合は、図1-3を参考に標識を作成しなければならない。

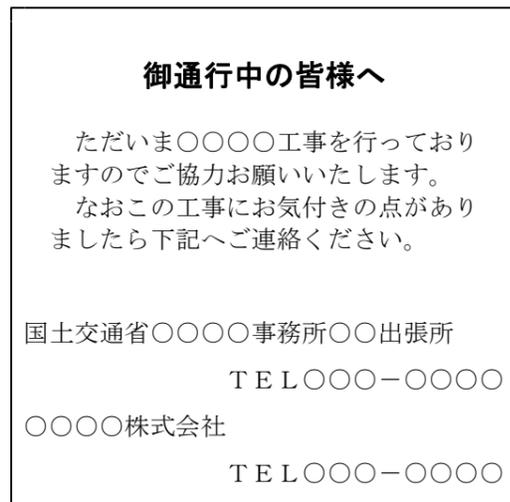


図1-3 標識⑦

5. **請負者**は、現場拡幅等の工事で仮区画線の施工にあたっては、現地の地形的条件・交通量・供用期間・公安委員会の意見等を検討のうえ**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
6. 共仕1-1-32交通安全管理12項における道路法47条の2に基づく通行許可の**確認**において、**請負者**は下記の資料を整理保管するとともに、監督職員または検査職員の**要求**があった場合は**すみやかに提示**しなければならない。  
車両制限令第3条における一般的制限値を越える車両について
- ① **施工計画書**に一般制限値を越える車両等を記載
- ② 出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）なお、走行途中の写真撮影が困難な場合

- ② **受注者**は、現道上又は現道に近接して行う工事で、やむを得ず工事用材料・機械器具等を工事区間に保管する場合には、監督職員の**承諾**を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識その他安全施設を設け、状況によっては交通誘導員を配置しなければならない。
- ③ **受注者**は、交通誘導員のうち1人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者）としなければならない。
- ④ **受注者**は、有資格者の配置にあたっては、公安委員会の検定資格の写しを保管し、監督職員または検査職員の**請求**があった場合は、**速やかに提示**するものとする。
- ⑤ **受注者**は、有資格者が配置できない理由がある場合は、監督職員の**承諾**を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者としてすることができる。その場合は、経歴書を**保管**し、監督職員から**請求**があった場合は**速やかに提示**するものとする。  
但し、**道路交通法80条協議に基づき配置する場合及び所轄警察署からの要請により配置する場合を除く。**
2. **保安灯**  
**受注者**は、道路工事保安施設設置基準（案）により設置する保安灯のうち、電源に商用電力を用いるものにあつては停電等に対処するために乾電池式保安灯を併用しなければならない。
3. **保守点検**  
**受注者**は、設置した保安施設が常に良好な状態を保つよう、日々の保守点検を行わなければならない。
4. **標識**  
**受注者**は、道路事業において「道路工事保安施設設置基準（案）」の標識番号⑦を設置する場合は、図1-3を参考に標識を作成しなければならない。

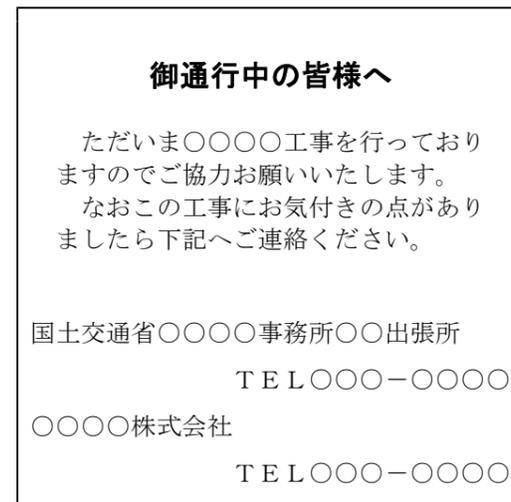


図1-3 標識⑦

5. **仮区画線**  
**受注者**は、現場拡幅等の工事で仮区画線の施工にあたっては、現地の地形的条件・交通量・供用期間・公安委員会の意見等を検討のうえ**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
6. **通行許可**  
共仕1-1-32交通安全管理12項における道路法47条の2に基づく通行許可の**確認**において、**受注者**は下記の資料を整理保管するとともに、監督職員または検査職員の**要求**があった場合は**速やかに提示**しなければならない。  
車両制限令第3条における一般的制限値を越える車両について
- ① **施工計画書**に一般制限値を越える車両等を記載
- ② 出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）なお、走行途中の写真撮影が困難な場合

修正	文言修正

<p>は監督職員の承諾を得て省略できるものとする。</p> <p>③ 通行許可証の写し</p> <p>④ 車両通行記録計（タコグラフ）の写し（夜間走行条件の場合のみ）          なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニュアル」（平成10年3月（社）日本建設機械化協会）を参考とし、組立解体ヤードが別途必要となる場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。</p> <p>7. 請負者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに監督職員及び関係官公庁に連絡しなければならない。</p>	<p>は監督職員の承諾を得て省略できるものとする。</p> <p>③ 通行許可証の写し</p> <p>④ 車両通行記録計（タコグラフ）の写し（夜間走行条件の場合のみ）          なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニュアル」（平成10年3月（社）日本建設機械化協会）を参考とし、組立解体ヤードが別途必要となる場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。</p>	<p>削除</p>	<p>共仕へ記載</p>
<p><b>特仕 1-1-35 官公庁等への手続等</b></p> <p>1. 請負者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。請負者は、交渉に先立ち、監督職員に事前に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</p> <p>2. 請負者は、鉄道と近接して工事を施工する場合の交渉・協議及び他機関との立会等の必要がある場合には、監督職員に連絡し、これにあたらなければならない。</p> <p>3. 請負者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に連絡し、指示があればそれに従うものとする。</p>	<p><b>特仕 1-1-35 官公庁等への手続等</b></p> <p>1. <b>鉄道と近接する工事</b>  <b>受注者</b>は、鉄道と近接して工事を施工する場合の交渉・協議及び他機関との立会等の必要がある場合には、監督職員に連絡し、これにあたらなければならない。</p> <p>2. <b>交渉内容明確化</b>  <b>受注者</b>は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に連絡し、指示があればそれに従うものとする。</p>	<p>削除</p> <p>修正</p> <p>修正</p>	<p>共仕へ記載</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p>
<p><b>特仕 1-1-36 施工時期及び施工時間の変更</b></p> <p>請負者は、設計図書に明示された場合を除き、年末年始の休日等における期間は20日間程度、夏期観光及び帰省ラッシュ期間においては10日程度、4月下旬から5月上旬における連続する祝祭日及び休日の期間においては10日程度、交通規制を行う道路上での工事を施工してはならない。</p>	<p><b>特仕 1-1-36 施工時期及び施工時間の変更</b></p> <p><b>受注者</b>は、設計図書に明示された場合を除き、年末年始の休日等における期間は20日間程度、夏期観光及び帰省ラッシュ期間においては10日程度、4月下旬から5月上旬における連続する祝祭日及び休日の期間においては10日程度、交通規制を伴う道路上での工事を施工してはならない。</p>	<p>修正</p>	<p>文言修正</p>
<p><b>特仕 1-1-37 工事測量</b></p> <p>請負者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、ただちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。</p>		<p>削除</p>	<p>共仕へ記載</p>
<p><b>特仕 1-1-39 特許権等</b></p> <p>請負者は、業務の遂行により発明または考案したときは、監督職員に連絡するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。          また、発明または考案の内容と出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。</p>		<p>削除</p>	<p>共仕へ記載</p>
<p><b>特仕 1-1-40 保険の付保及び事故の補償</b></p> <p>1. 請負者は、工事現場または事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。</p>	<p><b>特仕 1-1-40 保険の付保及び事故の補償</b></p> <p><b>受注者</b>は、工事現場または事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。</p>	<p>修正</p>	<p>文言修正</p>
<p><b>特仕 1-1-41 臨機の措置</b></p> <p>請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、請負者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に連絡しなければならない。</p>	<p><b>特仕 1-1-41 臨機の措置</b></p> <p><b>受注者</b>は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、<b>受注者</b>は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に連絡しなければならない。</p>	<p>修正</p>	<p>文言修正</p>
<p><b>特仕 1-1-42 公共工事等における新技術活用の促進</b></p> <p>請負者は、新技術情報提供システム（NETIS）等により、使用することが有用な新技術等が明らかになり当該技術による施工を行おうとする場合は、その施工について監督職員と協議または報告するものとする。</p>		<p>削除</p>	<p>共仕へ記載</p>
<p><b>特仕 1-1-43 主任技術者及び監理技術者</b></p>	<p><b>特仕 1-1-42 主任技者及び監理技術者</b></p>		

1. **請負者**は、契約書第10条に規定する主任技術者又は、監理技術者を定める場合で、当該工事が一般土木工事である場合には、表1-2に示す請負代金額に該当する主任技術者又は、監理技術者を選任するものとし、経歴書に該当項目を記載し、合格証明書等の写しを通知書に添付して監督職員に提出するものとする。

表1-2 主任技術者又は監理技術者の資格

請負代金額	主任技術者又は監理技術者	
10,000万円以上	次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 ハ 建設業法第15条2号ハの規定により建設大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者。ただし、許可業種により指定を受ける。	
4,500万円以上 10,000万円未満	主任技術者は、次のイ又はロに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 上欄ロ、ハに掲げる者	監理技術者は、次のイ又はロに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 上欄ロ、ハに掲げる者

2. **請負者**は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者（以下技術者等という）を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

- 1) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
- 2) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合。
- 3) 工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して途中交代しても支障がないと認められる場合。
- 4) 上記3)において途中交代を認める際の現場対応
  - ① 交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。
  - ② 技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。
  - ③ 工事期間内においては、1年間に2回程度を超えない範囲で認めるものとする。

3. **請負者**は、専任の者でなければならない監理技術者を建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けて

1. **技術者の選任**

**受注者**は、契約書第10条に規定する主任技術者又は、監理技術者を定める場合で、当該工事が一般土木工事である場合には、表1-2に示す請負代金額に該当する主任技術者又は、監理技術者を選任するものとし、経歴書に該当項目を記載し、合格証明書等の写しを通知書に添付して監督職員に提出するものとする。

表1-2 主任技術者又は監理技術者の資格

請負代金額	主任技術者又は監理技術者	
10,000万円以上	次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 ハ 建設業法第15条2号ハの規定により建設大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者。ただし、許可業種により指定を受ける。	
4,500万円以上 10,000万円未満	主任技術者は、次のイ又はロに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 上欄ロ、ハに掲げる者	監理技術者は、次のイ又はロに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 上欄ロ、ハに掲げる者

2. **技術者の変更**

**受注者**は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者（以下技術者等という）を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

- 1) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
- 2) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合。
- 3) 工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して途中交代しても支障がないと認められる場合。
- 4) 上記3)において途中交代を認める際の現場対応
  - ① 交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。
  - ② 技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。
  - ③ 工事期間内においては、1年間に2回程度を超えない範囲で認めるものとする。

3. **監理技術者**

**受注者**は、専任の者でなければならない監理技術者を建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けて

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

いる者のうちから、これを選任するものとし、経歴書に当該資格を記載し、資格者証の写しを通知書に添付して監督職員に提出するものとする。

4. **請負者**は、当該工事が工場製作後、現場据付作業を伴う工事の場合は、工場製作時および現場据付時のそれぞれに従事する専任の主任技術者又は監理技術者を「共仕」第1編1-1-4 **施工計画書**に記載しなければならない。
5. **請負者**は、現場代理人等通知書を工事請負契約締結日から7日以内に提出するものとする。
6. **請負者**は、一般競争入札、公募型及び工事希望型指名競争入札で契約した工事については、契約前に提出した技術資料に記載した主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。  
 なお、配置技術者が病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限り配置技術者を変更できるものとする。

**特仕1-1-44 低入札価格調査制度の調査対象工事**

1. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、**請負者**は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化」の追加として、下記の調査に協力しなければならない。
- (1) **請負者**は、下請者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては、共通費実態調査票）等の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。なお、調査票等については、別途監督職員から指示するものとする。
- (2) **請負者**は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては、共通費実態調査票）等について、費用の内訳のヒアリング調査に応じるものとする。  
 この場合においては、**請負者**は下請者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係わる資料は、下記のとおりとし中部地方整備局等のホームページにより公表する。

資 料 名	内 訳
低価格理由とその詳細	該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労働者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳書

2. **設計図書**において、低入札工事における監督の強化（常時確認の実施）を行う対象工事と明示され、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合は、以下の工種について監督を強化するため原則毎日1回以上の常時確認を実施する。
- ① 重要構造物（コンクリート構造物）・・・ 鉄筋組立時、コンクリート打設時
  - ② 鋼橋上部工・・・ 架設時、現場溶接時
  - ③ P C上部工・・・ 鉄筋組立時、コンクリート打設時、緊張時
  - ④ 基礎工・・・ 鉄筋組立時、コンクリート打設時、根入深度計測時
  - ⑤ 土工（小規模土工は除く）・・・ 転圧時、現場密度測定時、プルフローリング時
  - ⑥ A s舗装・・・ 転圧時、合材温度測定時、密度測定時

いる者のうちから、これを選任するものとし、経歴書に当該資格を記載し、資格者証の写しを通知書に添付して監督職員に提出するものとする。

4. **工場製作後に現場据付作業を伴う工事**  
**受注者**は、当該工事が工場製作後、現場据付作業を伴う工事の場合は、工場製作時および現場据付時のそれぞれに従事する専任の主任技術者又は監理技術者を「共仕」第1編1-1-4 **施工計画書**に記載しなければならない。
5. **現場代理人等通知書**  
**受注者**は、現場代理人等通知書を工事請負契約締結日から7日以内に提出するものとする。
6. **技術者の配置**  
**受注者**は、一般競争入札、公募型及び工事希望型指名競争入札で契約した工事については、契約前に提出した技術資料に記載した主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。  
 なお、配置技術者が病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限り配置技術者を変更できるものとする。

**特仕1-1-43 低入札価格調査制度の調査対象工事**

1. **調査の協力**  
 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、**受注者**は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化」の追加として、下記の調査に協力しなければならない。
- (1) **受注者**は、下請者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては、共通費実態調査票）等の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。なお、調査票等については、別途監督職員から指示するものとする。
- (2) **受注者**は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては、共通費実態調査票）等について、費用の内訳のヒアリング調査に応じるものとする。  
 この場合においては、**受注者**は下請者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係わる資料は、下記のとおりとし中部地方整備局等のホームページにより公表する。

資 料 名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労働者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳書

2. **監督の強化**  
**設計図書**において、低入札工事における監督の強化（常時確認の実施）を行う対象工事と明示され、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合は、以下の工種について監督を強化するため原則毎日1回以上の常時確認を実施する。
- ① 重要構造物（コンクリート構造物）・・・ 鉄筋組立時、コンクリート打設時
  - ② 鋼橋上部工・・・ 架設時、現場溶接時
  - ③ P C上部工・・・ 鉄筋組立時、コンクリート打設時、緊張時
  - ④ 基礎工・・・ 鉄筋組立時、コンクリート打設時、根入深度計測時
  - ⑤ 土工（小規模土工は除く）・・・ 転圧時、現場密度測定時、プルフローリング時
  - ⑥ A s舗装・・・ 転圧時、合材温度測定時、密度測定時

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 誤植

- ⑦ 地盤改良工・・・グラウト時、改良深度計測
- ⑧ アンカー工（グラウンドアンカー）・・・削孔時、アンカー体挿入時、グラウト注入時
- ⑨ トンネル・・・鉄筋組立時、コンクリート打設時、ロックボルト打設時
- ⑩ 骨材製造・採取時、底面処理、コンクリート打設時

3. **設計図書**において、低入札契約におけるモニターカメラの設置を行う対象工事と明示され、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合は、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行うものとする。  
 なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担とする。

**特仕 1-1-45 河川管理施設及び道路付属物並びに占有物件**

1. **請負者**は、工事施工箇所に占有物件が予想される場合には、工事の施工に先立って地下埋設物件等の調査を行わなければならない。  
 また、施工の障害となる占有物件がある場合は、占有者とその処置について打合せを行い、監督職員に**報告**しなければならない。
2. **請負者**は、工事の施工により河川管理施設及び道路付属物並びに占有物件に損傷を与えた場合には、**直ち**に応急処置をとり監督職員に**報告**するとともに、関係機関に連絡し復旧処置を講じなければならない。
3. **請負者**は、工事途中で管理者不明の占有物件を発見した場合には、監督職員に**報告**し、その処置は予想される占有者の立ち会いを得て管理者を明確にしたうえで処置しなければならない。
4. **請負者**は、工事区域内で占有工事等と競合する場合には、必要に応じ工程等について打合せを行い、両者協力のもとに工事の円滑化と事故防止を図らなければならない。  
 なお、工事中の責任範囲を明確にしておかなければならない。

**特仕 1-1-46 踏 荒 し**

1. **請負者**は、用地付近又は官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了承を得て着手しなければならない。
2. **請負者**は、官民境界付近に構造物を施工し、民地側を踏荒し又は民地側の構造物等に損傷を与えた場合には、別途条件を明示された場合を除き、復旧しなければならない。

**特仕 1-1-47 か し 担 保**

1. かしの修補又は損害賠償の請求期間は、**公共工事請負契約書**第44条第2項に示すほか、次のとおりとする。  
 植栽等 1年以内  
 植栽等とは、樹木・地被類とする。  
**但し**、移植及び根回し工事は適用除外とする。

**特仕 1-1-48 電 子 納 品**

1. **追加特記仕様書**に明記なき場合は、**電子納品**の対象とする。
2. 成果品は、**電子成果品**とその他資料とし、**電子成果品**は「工事完成図書の電子納品要領（案）やCAD製図基準（案）など関連する要領・基準（以下、「要領」という。）」に基づいて作成した電子媒体（CD-R）を2部**提出**する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを**提出**する義務はないが監督職員と**協議**するものとする。

- ⑦ 地盤改良工・・・グラウト時、改良深度計測
- ⑧ アンカー工（グラウンドアンカー）・・・削孔時、アンカー体挿入時、グラウト注入時
- ⑨ トンネル・・・鉄筋組立時、コンクリート打設時、ロックボルト打設時
- ⑩ 骨材製造・採取時、底面処理、コンクリート打設時

3. **モニターカメラの設置**

**設計図書**において、低入札契約におけるモニターカメラの設置を行う対象工事と明示され、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合は、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行うものとする。  
 なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担とする。

**特仕 1-1-44 河川管理施設及び道路付属物並びに占有物件**

1. **事前調査**

**受注者**は、工事施工箇所に占有物件が予想される場合には、工事の施工に先立って地下埋設物件等の調査を行わなければならない。  
 また、施工の障害となる占有物件がある場合は、占有者とその処置について打合せを行い、監督職員に**報告**しなければならない。

2. **損傷時の処置**

**受注者**は、工事の施工により河川管理施設及び道路付属物並びに占有物件に損傷を与えた場合には、**速やか**に応急処置をとり監督職員に**報告**するとともに、関係機関に連絡し復旧処置を講じなければならない。

3. **不明の占有物件の処置**

**受注者**は、工事途中で管理者不明の占有物件を発見した場合には、監督職員に**報告**し、その処置は予想される占有者の立ち会いを得て管理者を明確にしたうえで処置しなければならない。

4. **工事関係者の調整等**

**受注者**は、工事区域内で占有工事等と競合する場合には、必要に応じ工程等について打合せを行い、両者協力のもとに工事の円滑化と事故防止を図らなければならない。  
 なお、工事中の責任範囲を明確にしておかなければならない。

**特仕 1-1-45 踏 荒 し**

1. **地権者の了承**

**受注者**は、用地付近又は官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了承を得て着手しなければならない。

2. **損傷時の処置**

**受注者**は、官民境界付近に構造物を施工し、民地側を踏荒し又は民地側の構造物等に損傷を与えた場合には、別途条件を明示された場合を除き、復旧しなければならない。

**特仕 1-1-46 か し 担 保**

- かしの修補又は損害賠償の請求期間は、**契約書**第44条第2項に示すほか、次のとおりとする。  
 植栽等 1年以内  
 植栽等とは、樹木・地被類とする。  
**ただし**、移植及び根回し工事は適用除外とする。

**特仕 1-1-47 電 子 納 品**

1. **対象**

「**追特仕**」に明記なき場合は、**電子納品**の対象とする。

2. **成果品**

成果品は、**電子成果品**とその他資料とし、**電子成果品**は「工事完成図書の電子納品要領（案）やCAD製図基準（案）など関連する要領・基準（以下、「要領」という。）」に基づいて作成した電子媒体（CD-R**またはDVD**）を2部**提出**する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを**提出**する義務はないが監督職員と**協議**するものとする。

3. **運用**

修正 文言修正

3. **電子納品**の運用は、「電子納品運用ガイドライン（案）【土木工事編】など（以下、「ガイドライン」という。）」によるものとする。
4. 発注時に紙及びCAD化されていない図面や資料のCAD等電子化については監督職員と**協議**するものとする。
5. 「要領」「ガイドライン」で記載なき事項及び疑義が生じた場合は監督職員と**協議**するものとする。
6. 成果品の**提出**の際は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーが無いことを**確認**した後、ウイルス対策を実施したうえで**提出**するものとする。
7. 「要領」及び「ガイドライン」の掲載箇所  
掲載箇所： <http://www.cals-ed.go.jp/>
8. 事前協議チェックシートは、「事前協議チェックシート（工事用）（例）【中部地整用】」を利用すること。  
掲載箇所： <http://www.cbr.mlit.go.jp/kikaku/cals/index.htm>

**特仕 1-1-49 V E**

1. **請負者**は、**設計図書**においてVE提案対象工事であることを明示された場合は、下記により実施しなければならない。
  - (1) 定義  
「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、**設計図書**に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る**設計図書**の変更について、**請負者**が発注者に行う提案をいう。
  - (2) VE提案の範囲
    - 1) VE提案を求める範囲は、**設計図書**に定められている内容のうち、以下の提案は原則として含めないものとする。
      - ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
      - ② 契約書第18条に基づき、条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
      - ③ 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
  - (3) VE提案書の**提出**
    - 1) **請負者**は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（様式-1～4）に記載し、**甲**に**提出**しなければならない。
      - ① **設計図書**に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
      - ② VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
      - ③ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠。
      - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係。
      - ⑤ 工業所有権等を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項。
      - ⑥ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項。
    - 2) 発注者は、**提出**されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の**提出**を**乙**に求めることができる。
    - 3) **請負者**は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に**提出**できるものとする。
    - 4) VE提案の提出費用は、**請負者**の負担とする。
  - (4) VE提案の審査・採否等  
**提出**されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ**設計図書**に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い当該提案の採否を決定するものとする。
  - (5) 提案の採否の**通知**  
VE提案の採否については、原則として、VE提案の受領後14日以内に**書面**によ

3. **電子納品**の運用は、「電子納品運用ガイドライン（案）【土木工事編】など（以下、「ガイドライン」という。）」によるものとする。
4. **電子化**  
発注時に紙及びCAD化されていない図面や資料のCAD等電子化については監督職員と**協議**するものとする。
5. **疑義**  
「要領」「ガイドライン」で記載なき事項及び疑義が生じた場合は監督職員と**協議**するものとする。
6. **エラーチェック等**  
成果品の**提出**の際は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーが無いことを**確認**した後、ウイルス対策を実施したうえで**提出**するものとする。
7. **要領ガイドラインの掲載箇所**  
「要領」及び「ガイドライン」の掲載箇所  
掲載箇所： <http://www.cals-ed.go.jp/>
8. **事前協議チェックシート**  
事前協議チェックシートは、「事前協議チェックシート（工事用）（例）【中部地整用】」を利用すること。  
掲載箇所： <http://www.cbr.mlit.go.jp/kikaku/cals/index.htm>

**特仕 1-1-48 V E**

1. **受注者**は、**設計図書**においてVE提案対象工事であることを明示された場合は、下記により実施しなければならない。
  - (1) 定義  
「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、**設計図書**に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る**設計図書**の変更について、**受注者**が発注者に行う提案をいう。
  - (2) VE提案の範囲
    - 1) VE提案を求める範囲は、**設計図書**に定められている内容のうち、以下の提案は原則として含めないものとする。
      - ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
      - ② 契約書第18条に基づき、条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
      - ③ 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
  - (3) VE提案書の**提出**
    - 1) **受注者**は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（様式-1～4）にし、**発注者**に**提出**しなければならない。
      - ① **設計図書**に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
      - ② VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
      - ③ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠。
      - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係。
      - ⑤ 工業所有権等を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項。
      - ⑥ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項。
    - 2) 発注者は、**提出**されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の**提出**を**受注者**に求めることができる。
    - 3) **受注者**は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に**提出**できるものとする。
    - 4) VE提案の提出費用は、**受注者**の負担とする。
  - (4) VE提案の審査・採否等  
**提出**されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ**設計図書**に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い当該提案の採否を決定するものとする。
  - (5) 提案の採否の**通知**  
VE提案の採否については、原則として、VE提案の受領後14日以内に**書面**によ

修正	文言修正

り通知するものとする。ただし、**請負者**の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

(6) VE提案を採用した場合の設計変更等

- 1) VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は**設計図書**の変更を行うものとする。
- 2) 前項の規定により**設計図書**の変更が行われた場合において、必要があるときは、発注者は請負代金額を変更するものとする。
- 3) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。
- 4) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合、VE管理費については、原則として、変更しないものとする。

(7) 提案の評定

VE提案及び当該提案に基づく工事施工状況、目的物の品質等については、契約後VE審査委員会において評価を行うものとする。

(8) 提案内容の活用と保護

評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図れるものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものである。

(9) 責任の所在

発注者がVE提案等を採用し、**設計図書**の変更を行った場合においても、VE提案を行った**請負者**の責任が否定されるものではない。

**特仕1-1-50 新技術の活用等（施工者希望型）（案）**

1. 請負者は、工事の施工にあたり「新技術情報提供システム(NETIS)」に登録された新技術を活用する場合は、「公共工事等における新技術活用システム実施要領」（平成18年7月6日国官技第87号、国営整第6号及び国総施第60号）によるものとする。
2. 請負者は、工事契約後新たにNETISに登録された新技術を活用する場合、工事打合せ簿にて「活用申請書(様式-I-13)」を監督職員に**提出**するものとする。
3. 請負者は、工事の施工にあたり新技術を活用する場合、「活用効果調査」を行うものとし、調査結果については、別途監督職員が**指示**する「活用効果調査表(様式IV-8-3)」に必要事項を記入のうえ**提出**するものとする。なお、**提出**にあたっては、監督職員より**指示**された媒体によるものとする。
4. 請負者は、「活用効果調査」の内容について発注者自ら又は、発注者が**指示**する第三者が説明を求めた場合には、これに協力しなければならない。
5. 請負者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、発注者の許可なく公表してはならない。

**特仕1-1-51 設計変更等**

設計変更等については、契約書第18条～第24条及び**共通仕様書編1-1-13～1-1-15**に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」（国土交通省中部地方整備局）及び「工事一時中止に係わるガイドライン（案）」（国土交通省）によることとする。

り通知するものとする。ただし、**受注者**の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

(6) VE提案を採用した場合の設計変更等

- 1) VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は**設計図書**の変更を行うものとする。
- 2) 前項の規定により**設計図書**の変更が行われた場合において、必要があるときは、発注者は請負代金額を変更するものとする。
- 3) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。
- 4) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合、VE管理費については、原則として、変更しないものとする。

(7) 提案の評定

VE提案及び当該提案に基づく工事施工状況、目的物の品質等については、契約後VE審査委員会において評価を行うものとする。

(8) 提案内容の活用と保護

評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図れるものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものである。

(9) 責任の所在

発注者がVE提案等を採用し、**設計図書**の変更を行った場合においても、VE提案を行った**受注者**の責任が否定されるものではない。

修正

文言修正

移動

特仕1-1-12へ移動

**特仕1-1-51 設計変更等**

設計変更等については、契約書第18条～第24条及び「**共仕**」第1編1-1-14～1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」（国土交通省中部地方整備局）及び「工事一時中止に係わるガイドライン（案）」（国土交通省）によることとする。

**特仕1-1-52 中部地整版ワンデーレスポンス**

**1. 中部地整版ワンデーレスポンス**

「中部地整版ワンデーレスポンス」とは、受注者は発議する**協議又は承諾**の回答について、受注者は回答希望日及び理由を監督職員に**報告**し、監督職員は回答希望日までに回答するよう対応する。ただし、回答希望日までに回答が困難場合は、受注者と工程に与える影響を打ち合わせるとともに回答予定日を受注者に**連絡**する。

**2. 計画工程表**

受注者は計画工程表の**提出**にあたって、監督職員が作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と打合せを行うこと。

**3. 問題が発生した場合等の措置**

追加

追特仕より

## 第 2 章 土 工

### 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工

#### 特仕2-3-1 一般事項

1. 購入土は、下記によるものとする。
  - (1) 衣土は、粘性土と砂質土が適当に混入し、粘土塊・岩砕又は砂利等が少なく芝の育成に適した土で、仕様については設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。
  - (2) 山土は、大きな粘土塊・岩砕等の混入が少ない土で、仕様については設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。
2. 請負者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督職員に通知しなければならない。なお、確認のための資料を整備および保管し、監督職員または検査職員から要求があった場合はすみやかに提示しなければならない。

#### 特仕2-3-2 掘削工

1. 掘削工とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削積込作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称C欄毎の数量及び次の区分の数量は設計図書によるものとする。
  - (1) 流用土……自工区で流用する建設発生土をいう。  
なお、流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬するものを仮置土という。
  - (2) 発生土……自工区で流用できない建設発生土で、他工区へ搬出するもの、残土受け入れ地へ処分するものをいう。
2. 請負者は、「共仕」第1編2-3-2掘削工第3項において緊急を要する場合は応急措置を施すとともに監督職員へ連絡しなければならない。

#### 特仕2-3-3 盛土工

1. 盛土とは、流用土・採取土・購入土・発生土を利用して、敷均し・締固めする作業をいい、それぞれの定義は下記のとおりとする。
  - (1) 流用土……自工区で生じた掘削土・作業土工残土をいう。
    - ① 利用土……自工区で生じた掘削土のうち、自工区で直接利用するものをいう。
    - ② 仮置土……流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬されたものをいい、仮置きされた場所から積み込み・運搬する作業も含むものをいう。
  - (2) 発生土……他工区で発生し、自工区へ搬入されるものをいう。
  - (3) 採取土……他の場所から掘削・運搬するもの及び他工区で仮置きされたもの積み込み・運搬する作業を含むものをいう。
  - (4) 購入土……「特仕」第1編第2章土工特仕2-3-1一般事項の第1項により現場までの運搬費等を含んだ価格で購入したものをいう。
2. 盛土工の施工については、次の各号の規定によるものとする。
  - (1) 請負者は、施工中の盛土表面については、3%以上10%以下の横断勾配を得よう施工しなければならない。  
なお、施工を中止する場合及び降雨が予想される場合には、表面を平滑に転圧仕上げをし、雨水の浸透が少なくなるよう施工するものとする。
  - (2) 請負者は、盛土工で流用土・発生土・採取土及び購入土等が重複する工事にあつては、それぞれの出来形等を確認するものとする。
  - (3) 請負者は、盛土作業においては、木根・腐蝕物等の取除き及びこね返しを受けた

受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

#### 4. 調査の協力

効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合がありますため、協力すること。

## 第 2 章 土 工

### 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工

#### 特仕2-3-1 一般事項

1. 購入土は、下記によるものとする。
  - (1) 衣土は、粘性土と砂質土が適当に混入し、粘土塊・岩砕又は砂利等が少なく芝の育成に適した土で、仕様については設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。
  - (2) 山土は、大きな粘土塊・岩砕等の混入が少ない土で、仕様については設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。

#### 特仕2-3-2 掘削工

1. 掘削工とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削積込作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称C欄毎の数量及び次の区分の数量は設計図書によるものとする。
  - (1) 流用土……自工区で流用する建設発生土をいう。  
なお、流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬するものを仮置土という。
  - (2) 発生土……自工区で流用できない建設発生土で、他工区へ搬出するもの、残土受け入れ地へ処分するものをいう。

#### 特仕2-3-3 盛土工

1. 盛土  
盛土とは、流用土・採取土・購入土・発生土を利用して、敷均し・締固めする作業をいい、それぞれの定義は下記のとおりとする。
  - (1) 流用土……自工区で生じた掘削土・作業土工残土をいう。
    - ① 利用土……自工区で生じた掘削土のうち、自工区で直接利用するものをいう。
    - ② 仮置土……流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬されたものをいい、仮置きされた場所から積み込み・運搬する作業も含むものをいう。
  - (2) 発生土……他工区で発生し、自工区へ搬入されるものをいう。
  - (3) 採取土……他の場所から掘削・運搬するもの及び他工区で仮置きされたもの積み込み・運搬する作業を含むものをいう。
  - (4) 購入土……「特仕」第1編第2章土工特仕2-3-1一般事項の第1項により現場までの運搬費等を含んだ価格で購入したものをいう。
2. 施工  
盛土工の施工については、次の各号の規定によるものとする。
  - (1) 受注者は、施工中の盛土表面については、3%以上10%以下の横断勾配を得よう施工しなければならない。  
なお、施工を中止する場合及び降雨が予想される場合には、表面を平滑に転圧仕上げをし、雨水の浸透が少なくなるよう施工するものとする。
  - (2) 受注者は、盛土工で流用土・発生土・採取土及び購入土等が重複する工事にあつては、それぞれの出来形等を確認するものとする。
  - (3) 受注者は、盛土作業においては、木根・腐食物等の取除き及びこね返しを受けた

削除 共仕へ記載

削除 共仕へ記載

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

- 部分の取り除き処理を行わなければならない。
- (4) **請負者**は、盛土に使用できない不良土は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**し処理をしなければならない。
- (5) **請負者**は、盛土の締固め管理を密度管理としなければならない。ただし、密度管理が不適当な場合には**設計図書**に関して監督職員と**協議**を行い、表2-1の締固め管理を行わなければならない。

表2-1 締固め管理

転圧機種	規 格	一層の仕上げ 厚さ (m)	回 数 (回)
ブルドーザー	21 t	0.3	4以上
〃	15 t	0.3	5以上
振動ローラー	2.5 t～2.8 t	0.3	5以上
タ ン パ	60kg～100kg	0.2	3以上

注) 一層の仕上げ厚さは、目標値とする。

3. **請負者**は、軟弱地盤の盛土工の施工にあたり、次の各項目等の沈下量確認方法について**施工計画書**に記載しなければならない。
- (1) 運搬車両による**確認**
  - (2) 土取場における跡坪測量による**確認**
  - (3) 沈下板等による**確認**
  - (4) その他必要な記録
4. **請負者**は、掘削(切土)・盛土の工程等の都合又は他工事との工程等の調整により、仮置が必要となる場合には、その処理方法等について、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
5. **請負者**は、「共仕」第1編2-3-3盛土工第8項または第16項において緊急を要する場合は、応急措置を施すとともに監督職員へ**連絡**しなければならない。

**特仕2-3-7 残土処理工**

残土処理工には、残土処理受入地での運搬、整形作業もしくは、処分費を含み、掘削工で生じた残土受入地へ搬出する発生土を含むものとする。

**特仕2-3-8 建設発生土受入地**

**請負者**は、建設発生土処理量について建設発生土受入地ごとに区分し、「数量算出要領」に基づき検測するものとする。なお、**設計図書**に明記されていない建設発生土受入地の処分費は、**設計図書**に関して監督職員に**協議**するものとする。

**特仕2-3-9 盛土の品質管理**

**請負者**は、盛土施工をする場合の締固め品質管理においては「TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」(**請負者**が所持しない場合は、工事契約後に**請負者**から監督職員に**通知**を求めものとする。)により実施してもよい。

**特仕2-3-10 河川土工の出来形管理**

- 部分の取り除き処理を行わなければならない。
- (4) **受注者**は、盛土に使用できない不良土は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**し処理をしなければならない。
- (5) **受注者**は、盛土の締固め管理を密度管理としなければならない。ただし、密度管理が不適当な場合には**設計図書**に関して監督職員と**協議**を行い、表2-1の締固め管理を行わなければならない。

表2-1 締固め管理

転圧機種	規 格	一層の仕上げ 厚さ (m)	回 数 (回)
ブルドーザー	21 t	0.3	4以上
〃	15 t	0.3	5以上
振動ローラー	2.5 t～2.8 t	0.3	5以上
タ ン パ	60kg～100kg	0.2	3以上

注) 一層の仕上げ厚さは、目標値とする。

3. **軟弱地盤の盛土工**

- 受注者**は、軟弱地盤の盛土工の施工にあたり、次の各項目等の沈下量確認方法について**施工計画書**に記載しなければならない。
- (1) 運搬車両による**確認**
  - (2) 土取場における跡坪測量による**確認**
  - (3) 沈下板等による**確認**
  - (4) その他必要な記録

4. **仮置**

**受注者**は、掘削(切土)・盛土の工程等の都合又は他工事との工程等の調整により、仮置が必要となる場合には、その処理方法等について、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

5. **異常時の処置**

**受注者**は、「共仕」第1編2-3-3盛土工第8項または第16項において緊急を要する場合は、応急措置を施すとともに監督職員へ**連絡**しなければならない。

**特仕2-3-7 残土処理工**

残土処理工には、残土処理受入地での運搬、整形作業もしくは、処分費を含み、掘削工で生じた残土受入地へ搬出する発生土を含むものとする。

**特仕2-3-8 建設発生土受入地**

**受注者**は、建設発生土処理量について建設発生土受入地ごとに区分し、「数量算出要領」に基づき検測するものとする。なお、**設計図書**に明記されていない建設発生土受入地の処分費は、**設計図書**に関して監督職員に**協議**するものとする。

**特仕2-3-9 盛土の品質管理**

**受注者**は、盛土施工をする場合の締固め品質管理においては「TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」(**受注者**が所持しない場合は、工事契約後に**受注者**から監督職員に**通知**を求めものとする。)により実施してもよい。

**特仕2-3-10 河川土工の出来形管理**

修正 文言修正

修正 修正 文言修正 誤植

請負者は、河川土工（掘削工、盛土工）の出来形管理について、現行の巻尺・レベル等を用いた方法に代えて、「施工管理データを搭載したトータルステーションによる出来形管理要領（案）」により実施してもよい。

なお、切土法面の法肩部のラウンディング箇所等、本要領（案）による出来形管理の実施が困難な箇所では、現行の巻尺・レベル等によるものとする。

#### 第4節 道路土工

##### 特仕2-4-1 一般事項

- 「共仕」第1編2-3-1一般事項の2項の表2-1「土及び岩の分類表」の名称C欄の岩塊・玉石は表2-2のとおり細分類する。
- 購入土については、設計図書によるものとする。
- 請負者は路床部分に不良土（設計CBRが3未満又はコーン指数4以下）がある場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
- 請負者は、伐開除根に係る処理費用について設計図書に明示されていない場合には、設計図書に関して監督職員に協議するものとする。
- 請負者は、路床内にはいる物で盛土の沈下に影響を及ぼすものは、その処理方について、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
- 請負者は、盛土及び切土の作業で、現道の交通を通しながら施工する場合には、現道との取付勾配は8%以下としなければならない。
- 請負者は、「共仕」第1編2-4-1一般事項第5項または第18項において緊急を要する場合は応急措置を施すとともに監督職員へ連絡しなければならない。
- 請負者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。なお、確認のための資料を整備および保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から要求があった場合はすみやかに提示しなければならない。

表2-2 土及び岩の分類（岩塊・玉石）の細分類表

名 称			説 明
A	B	C	
岩 又 は 石	石 塊 玉 石	岩塊 玉石	玉石が多量に混入したもの及び岩塊・破碎された岩・ごろごろした河床を含み、掘削しにくくバケット等に空隙ができ易いものをいう。
		玉石混り 固結土	土砂・玉石混り土等で、固結の程度が強いものをいい、切土及び掘削に際し21tブルドーザに装着したリッパーで切崩し可能なものをいう。
		転石混り土	土の内に0.5m <sup>3</sup> /個以上の転石が混在するもので、転石量が5～50%あるものをいい下記のように分類する。

受注者は、河川土工（掘削工、盛土工）の出来形管理について、現行の巻尺・レベル等を用いた方法に代えて、「施工管理データを搭載したトータルステーションによる出来形管理要領（案）」により実施してもよい。

なお、切土法面の法肩部のラウンディング箇所等、本要領（案）による出来形管理の実施が困難な箇所では、現行の巻尺・レベル等によるものとする。

#### 第4節 道路土工

##### 特仕2-4-1 一般事項

- 岩塊・玉石**  
「共仕」第1編2-3-1一般事項の2項の表2-1「土及び岩の分類表」の名称C欄の岩塊・玉石は表2-2のとおり細分類する。
- 購入土**  
購入土については、設計図書によるものとする。
- 不良土の処理**  
受注者は路床部分に不良土（設計CBRが3未満又はコーン指数4以下）がある場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
- 伐開除根**  
受注者は、伐開除根に係る処理費用について設計図書に明示されていない場合には、設計図書に関して監督職員に協議するものとする。
- 沈下影響の処理**  
受注者は、路床内にはいる物で盛土の沈下に影響を及ぼすものは、その処理方法について、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
- 現道との取付勾配**  
受注者は、盛土及び切土の作業で、現道の交通を通しながら施工する場合には、現道との取付勾配は8%以下としなければならない。
- 異常時の処理**  
受注者は、「共仕」第1編2-4-1一般事項第5項または第18項において緊急を要する場合は応急措置を施すとともに監督職員へ連絡しなければならない。
- 土及び岩の分類**  
受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。なお、確認のための資料を整備および保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

表2-2 土及び岩の分類（岩塊・玉石）の細分類表

名 称			説 明
A	B	C	
岩 又 は 石	石 塊 玉 石	岩塊 玉石	玉石が多量に混入したもの及び岩塊・破碎された岩・ごろごろした河床を含み、掘削しにくくバケット等に空隙ができ易いものをいう。
		玉石混り 固結土	土砂・玉石混り土等で、固結の程度が強いものをいい、切土及び掘削に際し21tブルドーザに装着したリッパーで切崩し可能なものをいう。
		転石混り土	土の内に0.5m <sup>3</sup> /個以上の転石が混在するもので、転石量が5～50%あるものをいい下記のように分類する。

修正 文言修正

	I	転石量5～20%程度有するもの又は転石に近い大粒径の玉石が多量に混入するものをいう。
	II	転石量20～35%程度有するものをいう。
	III	転石量35～50%程度有するものをいう。

#### 特仕2-4-2 掘削工

- 掘削工とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削・積込み作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称C欄毎の数量及び次の区分の数量は設計図書によるものとする。
  - 仮置土………自工区で流用する建設発生土のうち、一時的に仮置きする必要のあるものをいい、運搬作業を含むものをいう。
  - 発生土………自工区で流用できない建設発生土で、他工区へ搬出するものをいう。
  - 流用土………自工区で流用する建設発生土であり、運搬作業を含むものをいう。
- 請負者は、「共仕」第1編2-4-2掘削工第1項または第3項において緊急を要する場合は、応急措置を施すとともに監督職員へ連絡しなければならない。

#### 特仕2-4-3 路体盛土工

- 盛土とは、流用土・採取土・購入土・発生土を利用して、敷均し・締固めする作業をいい、それぞれの定義は下記のとおりとする。
  - 流用土………自工区で生じた掘削土・作業土工残土をいう。
    - 利用土………自工区で生じた掘削土のうち、自工区で直接利用するものをいう。
    - 仮置土………流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬されたものをいい、仮置きされた場所から積み込み・運搬する作業も含むものをいう。
  - 発生土………他工区で発生し、自工区へ搬入されるものをいう。
  - 採取土………他の場所から掘削・運搬するもの及び他工区で仮置きされたもの積み込み・運搬する作業を含むものをいう。
  - 購入土………「特仕」第1編第2章土工特仕2-3-1一般事項の第1項により、現場までの運搬費等を含んだ価格で購入した土砂をいう。
- 請負者は、既設車道に併設して歩道を設ける場合には、設計図書で示す場合を除き、歩道盛土を路体盛土と同程度に締固めなければならない。
- 請負者は、「共仕」第1編2-4-3路体盛土工第11項において緊急を要する場合は、応急措置を施すとともに監督職員へ連絡しなければならない。

#### 特仕2-4-4 路床盛土工

- 盛土とは、「特仕」第1編特仕2-4-3路体盛土工の定義による。
- 請負者は、歩道・路肩部分等の締固めについては、「特仕」第1編第2章土工特仕2-4-3路体盛土工の第2項により施工しなければならない。
- 請負者は、「共仕」第1編2-4-4路床盛土工第9項において緊急を要する場合は、応急措置を施すとともに監督職員へ連絡しなければならない。

#### 特仕2-4-6 残土処理工

作業残土処理工については、残土受入地までの運搬及び敷均し、または処分費を含むものとする。

	I	転石量5～20%程度有するもの又は転石に近い大粒径の玉石が多量に混入するものをいう。
	II	転石量20～35%程度有するものをいう。
	III	転石量35～50%程度有するものをいう。

#### 特仕2-4-2 掘削工

- 掘削工**  
掘削工とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削・積込み作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称C欄毎の数量及び次の区分の数量は設計図書によるものとする。
  - 仮置土………自工区で流用する建設発生土のうち、一時的に仮置きする必要のあるものをいい、運搬作業を含むものをいう。
  - 発生土………自工区で流用できない建設発生土で、他工区へ搬出するものをいう。
  - 流用土………自工区で流用する建設発生土であり、運搬作業を含むものをいう。
- 緊急を要する場合**  
受注者は、「共仕」第1編2-4-2掘削工第1項または第3項において緊急を要する場合は、応急措置を施すとともに監督職員へ連絡しなければならない。

#### 特仕2-4-3 路体盛土工

- 盛土**  
盛土とは、流用土・採取土・購入土・発生土を利用して、敷均し・締固めする作業をいい、それぞれの定義は下記のとおりとする。
  - 流用土………自工区で生じた掘削土・作業土工残土をいう。
    - 利用土………自工区で生じた掘削土のうち、自工区で直接利用するものをいう。
    - 仮置土………流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬されたものをいい、仮置きされた場所から積み込み・運搬する作業も含むものをいう。
  - 発生土………他工区で発生し、自工区へ搬入されるものをいう。
  - 採取土………他の場所から掘削・運搬するもの及び他工区で仮置きされたもの積み込み・運搬する作業を含むものをいう。
  - 購入土………「特仕」第1編第2章土工特仕2-3-1一般事項の第1項により、現場までの運搬費等を含んだ価格で購入した土砂をいう。
- 既設車道に併設して歩道を設ける場合**  
受注者は、既設車道に併設して歩道を設ける場合には、設計図書で示す場合を除き、歩道盛土を路体盛土と同程度に締固めなければならない。
- 異常時の処置**  
受注者は、「共仕」第1編2-4-3路体盛土工第11項において緊急を要する場合は、応急措置を施すとともに監督職員へ連絡しなければならない。

#### 特仕2-4-4 路床盛土工

- 盛土**  
盛土とは、「特仕」第1編特仕2-4-3路体盛土工の定義による。
- 歩道・路肩部分等の締固め**  
受注者は、歩道・路肩部分等の締固めについては、「特仕」第1編特仕2-4-3路体盛土工の第2項により施工しなければならない。
- 異常時の処置**  
受注者は、「共仕」第1編2-4-4路床盛土工第9項において緊急を要する場合は、応急措置を施すとともに監督職員へ連絡しなければならない。

#### 特仕2-4-6 残土処理工

作業残土処理工については、残土受入地までの運搬及び敷均し、または処分費を含むものとする。

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

#### 特仕 2-4-7 建設発生土受入地

請負者は、建設発生土受入地については、「特仕」第1編特仕2-3-8建設発生土受入地の規定により施工しなければならない。

#### 特仕 2-4-8 盛土の品質管理

請負者は、盛土施工をする場合の締固め品質管理においては「TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」により実施してもよい。

#### 特仕 2-4-9 道路土工の出来形管理

請負者は、道路土工（掘削工、路体盛土、路床盛土）の出来形管理について、現行の巻尺・レベル等を用いた方法に代えて、「施工管理データを搭載したトータルステーションによる出来形管理要領（案）」により実施してもよい。

なお、切土法面の法肩部のラウンディング箇所等、本要領（案）による出来形管理の実施が困難な箇所では、現行の巻尺・レベル等によるものとする。

### 第 3 章 無筋・鉄筋コンクリート

#### 第3節 レディーミクストコンクリート

##### 特仕 3-3-1 一般事項

1. 一般土木工事に使用するコンクリートは、「共仕」第1編3-3-1レディーミクストコンクリートとする。
2. コンクリート構造物の品質確保の調査は、下記の規定によるものとする。
  - 1) テストハンマーによる強度推定調査
    - (1) 請負者は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門の施工完了時にテストハンマーによる強度推定調査を実施しなければならない。  
ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは測定の対象としない。
    - (2) テストハンマーによる強度推定調査は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間で行う。ただし、100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は30m程度に1箇所で行う。その他の構造物については、強度が同じブロックを1構造物の単位とする。
    - (3) 各単位につき3カ所の調査を実施しなければならない。
    - (4) 請負者は、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において再調査を5カ所実施しなければならない。
    - (5) 測定方法については、「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（JSCE-G504）」により実施するものとし、水平方向に打撃する事を原則とする。ただし、構造物の形状等の制約から水平方向への打撃が困難な場合は、（JSCE-G504）の解説に示された方法で、傾斜角度に応じた補正値を求めるものとする。
    - (6) 請負者は、テストハンマー強度推定調査を実施する場合は、事前に段階確認に係わる報告を所定の様式により監督職員に提出するものとする。  
また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、請負者は、段階確認を受けなければならない。
    - (7) 請負者は、テストハンマーによる強度推定調査を実施した結果を書面により監督職員に提出するものとする。
    - (8) テストハンマーによる強度推定調査は、材齢28日～91日の間に試験を行うことを原則とするが、工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は、以下の方法に従い、再調査の必要性等を判断するものとする。
      - ・ 材齢10日で試験を行う場合は、推定強度を1.55倍して評価する。

#### 特仕 2-4-7 建設発生土受入地

受注者は、建設発生土受入地については、「特仕」第1編特仕2-3-8建設発生土受入地の規定により施工しなければならない。

#### 特仕 2-4-8 盛土の品質管理

受注者は、盛土施工をする場合の締固め品質管理においては「TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」により実施してもよい。

#### 特仕 2-4-9 道路土工の出来形管理

受注者は、道路土工（掘削工、路体盛土、路床盛土）の出来形管理について、現行の巻尺・レベル等を用いた方法に代えて、「施工管理データを搭載したトータルステーションによる出来形管理要領（案）」により実施してもよい。

なお、切土法面の法肩部のラウンディング箇所等、本要領（案）による出来形管理の実施が困難な箇所では、現行の巻尺・レベル等によるものとする。

### 第 3 章 無筋・鉄筋コンクリート

#### 第3節 レディーミクストコンクリート

##### 特仕 3-3-1 一般事項

1. 一般事項  
一般土木工事に使用するコンクリートは、「共仕」第1編3-3-1レディーミクストコンクリートとする。
2. 品質確保の調査  
コンクリート構造物の品質確保の調査は、下記の規定によるものとする。
  - 1) テストハンマーによる強度推定調査
    - (1) 受注者は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門の施工完了時にテストハンマーによる強度推定調査を実施しなければならない。  
ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは測定の対象としない。
    - (2) テストハンマーによる強度推定調査は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間で行う。ただし、100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は30m程度に1箇所で行う。その他の構造物については、強度が同じブロックを1構造物の単位とする。
    - (3) 各単位につき3カ所の調査を実施しなければならない。
    - (4) 受注者は、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において再調査を5カ所実施しなければならない。
    - (5) 測定方法については、「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（JSCE-G504）」により実施するものとし、水平方向に打撃する事を原則とする。ただし、構造物の形状等の制約から水平方向への打撃が困難な場合は、（JSCE-G504）の解説に示された方法で、傾斜角度に応じた補正値を求めるものとする。
    - (6) 受注者は、テストハンマー強度推定調査を実施する場合は、事前に段階確認に係わる確認・立会願により監督職員に提出するものとする。
    - (7) 受注者は、テストハンマーによる強度推定調査を実施した結果を書面により監督職員に提出するものとする。
    - (8) テストハンマーによる強度推定調査は、材齢28日～91日の間に試験を行うことを原則とするが、工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は、以下の方法に従い、再調査の必要性等を判断するものとする。
      - ・ 材齢10日で試験を行う場合は、推定強度を1.55倍して評価する。

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 削除 文言修正

修正 文言修正

- ・ 材齢20日で試験を行う場合は、推定強度を1.12倍して評価する。
  - ・ 材齢10日～28日までの間で、上に明示していない場合は、前後の補正値を比例配分して得られる補正値を用いて評価する。
  - ・ 材齢10日以前の試験は、適切な評価が困難なことから、実施しない。
  - ・ 材齢92日以降の試験では、材齢28日～91日の間に試験を行う場合と同様、推定強度の補正は行わない。
- 2) 圧縮強度試験による確認
- (1) 請負者は、テストハンマーによる強度推定調査の再調査の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。なお、その結果監督職員が必要と認めた場合、原位置のコアを採取し、圧縮強度試験を実施しなければならない。
- (2) 請負者は、コアを採取する場合は採取位置、供試体の抜き取り寸法等について設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
- (3) 請負者は、コアの抜き取り及び圧縮強度試験については「コンクリートからのコア及びはりの切り取り方法並びに強度試験法(JIS A 1107)」により実施しなければならない。
- (4) テストハンマーによる強度推定調査は、気乾状態の箇所を測定することを原則とするが、やむを得ず表面が濡れた箇所や湿っている箇所を測定する場合には、測定装置のマニュアルに従って補正する。不明な場合は、以下の値を用いても良いものとする。
- ・ 測定位置が湿っており打撃の跡が黒点になる場合→反発度の補正値 +3
  - ・ 測定位置が濡れている場合→反発度の補正値 +5
- (5) 強度推定は以下の式(材料学会式)による。
- $$F(N/mm^2) = 0.098 \times (-184 + 13.0 \times R)$$
- ここで、F : 推定強度  
R : 打撃方向と乾燥状態に応じた補正を行った反発度
- (6) 請負者は、圧縮強度試験を実施する場合は事前に段階確認に係わる報告を所定の様式により監督職員に提出するものとする。  
また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、請負者は、段階確認を受けなければならない。
- (7) 請負者は、圧縮強度試験を実施した結果を書面により監督職員に提出するものとする。
- 3) ひび割れ発生状況の調査
- (1) 請負者は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁内空断面積が2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門の施工完了時にひび割れ発生状況の調査を実施しなければならない。  
ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは測定の対象としない。
- (2) 調査方法は、0.2mm以上のひび割れ幅について、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても提出するものとする。  
また、ひび割れ等変状の認められた部分をマーキングしなければならない。
- (3) 請負者は、ひび割れ発生状況の調査を実施した結果を書面により監督職員に提出するものとする。
- (4) ひび割れ調査は、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とし、フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については、竣工前に調査する。ひび割れ調査の面積計上について、代表的な構造物について下図のとおりとする。

- ・ 材齢20日で試験を行う場合は、推定強度を1.12倍して評価する。
  - ・ 材齢10日～28日までの間で、上に明示していない場合は、前後の補正値を比例配分して得られる補正値を用いて評価する。
  - ・ 材齢10日以前の試験は、適切な評価が困難なことから、実施しない。
  - ・ 材齢92日以降の試験では、材齢28日～91日の間に試験を行う場合と同様、推定強度の補正は行わない。
- 2) 圧縮強度試験による確認
- (1) 受注者は、テストハンマーによる強度推定調査の再調査の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。なお、その結果監督職員が必要と認めた場合、原位置のコアを採取し、圧縮強度試験を実施しなければならない。
- (2) 受注者は、コアを採取する場合は採取位置、供試体の抜き取り寸法等について設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
- (3) 受注者は、コアの抜き取り及び圧縮強度試験については「コンクリートからのコア及びはりの切り取り方法並びに強度試験法(JIS A 1107)」により実施しなければならない。
- (4) テストハンマーによる強度推定調査は、気乾状態の箇所を測定することを原則とするが、やむを得ず表面が濡れた箇所や湿っている箇所を測定する場合には、測定装置のマニュアルに従って補正する。不明な場合は、以下の値を用いても良いものとする。
- ・ 測定位置が湿っており打撃の跡が黒点になる場合→反発度の補正値 +3
  - ・ 測定位置が濡れている場合→反発度の補正値 +5
- (5) 強度推定は以下の式(材料学会式)による。
- $$F(N/mm^2) = 0.098 \times (-184 + 13.0 \times R)$$
- ここで、F : 推定強度  
R : 打撃方向と乾燥状態に応じた補正を行った反発度
- (6) 受注者は、圧縮強度試験を実施する場合は事前に段階確認に係わる確認・立会簿により監督職員に提出するものとする。  
また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- (7) 受注者は、圧縮強度試験を実施した結果を書面により監督職員に提出するものとする。
- 3) ひび割れ発生状況の調査
- (1) 受注者は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門の施工完了時にひび割れ発生状況の調査を実施しなければならない。  
ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは測定の対象としない。
- (2) 調査方法は、0.2mm以上のひび割れ幅について、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真を添付するものとする。  
また、ひび割れ等変状の認められた部分をマーキングしなければならない。
- (3) 受注者は、ひび割れ発生状況の調査を実施した結果を書面により監督職員に提出するものとする。
- (4) ひび割れ調査は、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とし、フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については、竣工前に調査する。ひび割れ調査の面積計上について、代表的な構造物について下図のとおりとする。

修正	文言修正

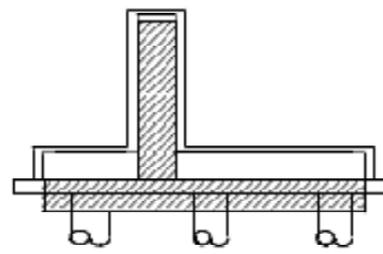


図-1 橋壁

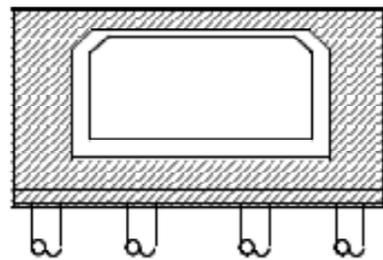


図-2 カルバート

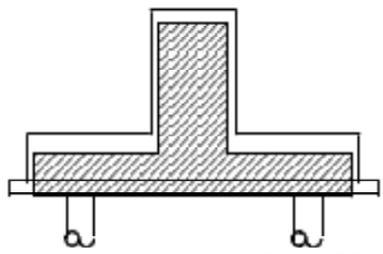


図-3 橋梁下部

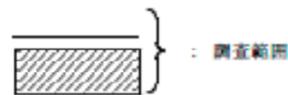
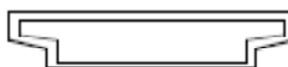


図-4 橋梁上部



4) 微破壊・非破壊試験を用いた強度測定

(1) 請負者は、設計図書において微破壊・非破壊試験を用いたコンクリートの強度測定示された橋梁上部工事及び下部工事等を対象として実施するものとする。

(2) 測定は、別途「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（案）」（平成21年3月31日付け国官技第344号）に従い行うものとする。

(3) 請負者は、微破壊・非破壊試験を用いたコンクリートの強度測定を行う場合には、1工事につき1回以上の頻度で監督職員の立会を受けなければならない。

(4) 本試験に関する資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時まで監督職員に提出するものとする。

(5) これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 請負者が、銘板を作成・設置する場合の材質、寸法、記載事項、及び設置位置等は、下記によるものとする。

(1) 表示対象施設は、重要コンクリート構造物のうち、次のコンクリート構造（場所打ち）とする。

- ① 鉄筋コンクリート擁壁（H = 5 m以上）
- ② ボックスカルバート（内空断面積 A = 2.5 m<sup>2</sup>以上）

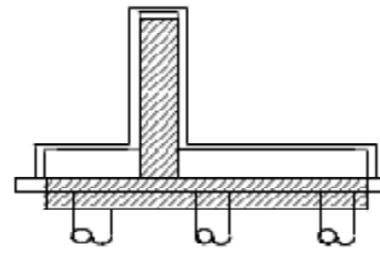


図-1 橋壁

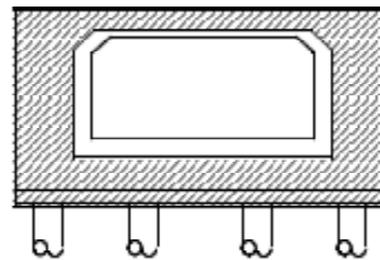


図-2 カルバート

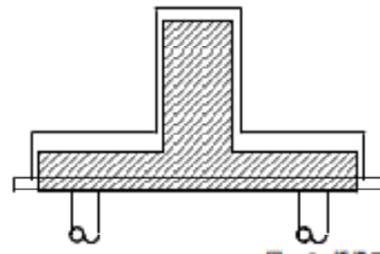


図-3 橋梁下部

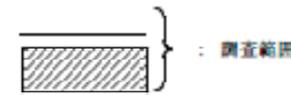


図-4 橋梁上部



4) 微破壊・非破壊試験を用いた強度測定

(1) 受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験を用いたコンクリートの強度測定の対象工事として明示された橋梁上部工事及び下部工事等を対象として実施するものとする。

なお微破壊・非破壊試験により、コンクリート構造物の強度を測定する場合は「土木コンクリート構造物の品質確保について」（国官技第61号 平成13年3月29日）に基づいて行うテストハンマーによる強度測定調査を省略することができるものとする。

(2) 測定は、別途「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（案）」（平成21年3月31日付け国官技第344号）に従い行うものとする。

(3) 受注者は、微破壊・非破壊試験を用いたコンクリートの強度測定を行う場合には、1工事につき1回以上の頻度で監督職員の立会を受けなければならない。

(4) 本試験に関する資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時まで監督職員に提出するものとする。

(5) これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 銘板

受注者が、銘板を作成・設置する場合の材質、寸法、記載事項、及び設置位置等は、下記によるものとする。

(1) 表示対象施設は、重要コンクリート構造物のうち、次のコンクリート構造物（場所打ち）とする。

- ① 鉄筋コンクリート擁壁（H = 5 m以上）
- ② ボックスカルバート（内空断面積 A = 2.5 m<sup>2</sup>以上）

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

- ③ 橋梁（上・下部）      ④ トンネル
- ⑤ 砂防堰堤              ⑥ 樋門・樋管・水門
- ⑦ 洞門                    ⑧ ダム及び堰
- ⑨ 杭基礎（躯体がある場合は併せて表示する）

(2) 工事関係者の働きがいの高揚並びにコンクリートの耐久性向上の観点から、銘板に表示する項目及び内容は、以下のとおりとする。なお、詳細については設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

- ① 構造物名称、工事名
- ② 完成年度
- ③ 発注機関名
- ④ 設計会社（コンサルタント等）名
- ⑤ 施工会社（元請・下請）名
- ⑥ 延長・幅・高さ・内空断面等の構造物形状・規模に関する事項
- ⑦ 適用基準・基準類の名称と年度
- ⑧ 主たるコンクリートの配合に関する事項（設計強度、現場配合時の水セメント比、セメントの種類、最大骨材粒径など）
- ⑨ 生コン製造プラント名

(3) 銘板の材質・寸法は以下のとおりとする。

材 質：J I S H 2 2 0 2 （鋳物用黄銅合金地金）

寸 法：縦500～1000mm、横500～1000mm、板厚8mm、字厚5mmの計13mmとする。

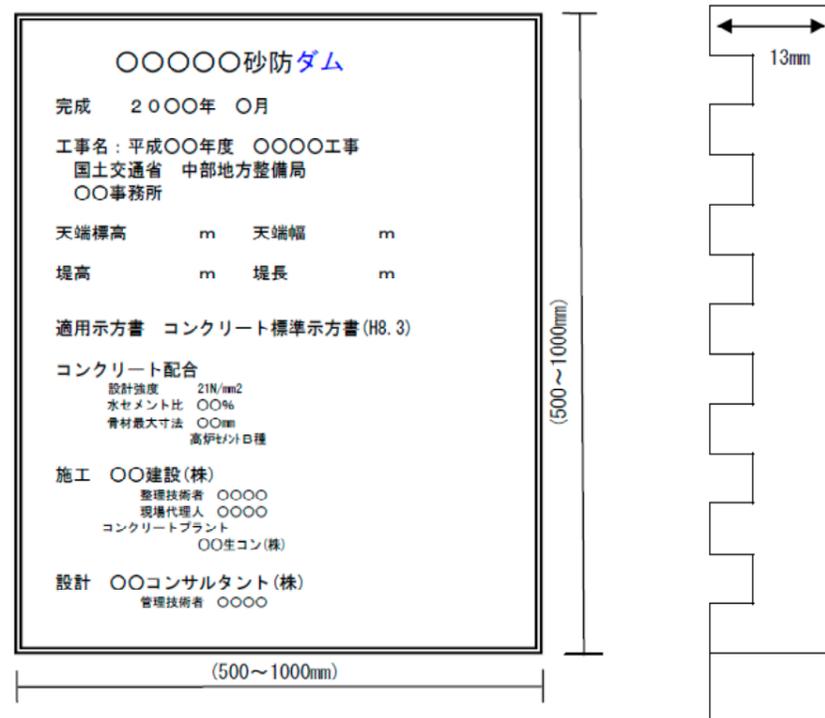
なお、詳細については設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

(4) 設置枚数は、原則1現場1箇所とするが、構造物によってコンクリート配合が異なる等により、構造物毎に設置することが望ましい場合は複数設置する。

設置場所は、「大衆が容易に見られる場所」を標準とする。なお、詳細については設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

(5) 共通仕様書で義務付けているコンクリート構造物についての銘板工（樋門、砂防ダム、橋梁、トンネル等）は記載内容を本規定により実施するものとする。

<参考> 銘板記入例 （砂防工）



- ③ 橋梁（上・下部）      ④ トンネル
- ⑤ 砂防堰堤              ⑥ 樋門・樋管・水門
- ⑦ 洞門                    ⑧ ダム及び堰
- ⑨ 杭基礎（躯体がある場合は併せて表示する）

(2) 工事関係者の働きがいの高揚並びにコンクリートの耐久性向上の観点から、銘板に表示する項目及び内容は、以下のとおりとする。なお、詳細については設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

- ① 構造物名称、工事名
- ② 完成年度
- ③ 発注機関名
- ④ 設計会社（コンサルタント等）名
- ⑤ 施工会社（元請・下請）名
- ⑥ 延長・幅・高さ・内空断面等の構造物形状・規模に関する事項
- ⑦ 適用基準・基準類の名称と年度
- ⑧ 主たるコンクリートの配合に関する事項（設計強度、現場配合時の水セメント比、セメントの種類、最大骨材粒径など）
- ⑨ 生コン製造プラント名

(3) 銘板の材質・寸法は以下のとおりとする。

材 質：J I S H 2 2 0 2 （鋳物用黄銅合金地金）

寸 法：縦500～1000mm、横500～1000mm、板厚8mm、字厚5mmの計13mmとする。

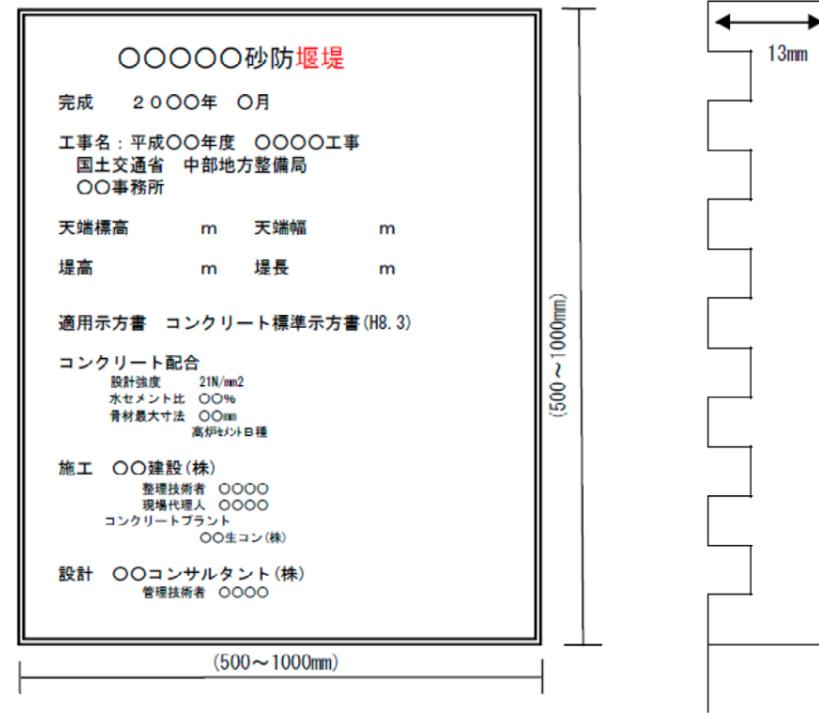
なお、詳細については設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

(4) 設置枚数は、原則1現場1箇所とするが、構造物によってコンクリート配合が異なる等により、構造物毎に設置することが望ましい場合は複数設置する。

設置場所は、「大衆が容易に見られる場所」を標準とする。なお、詳細については設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

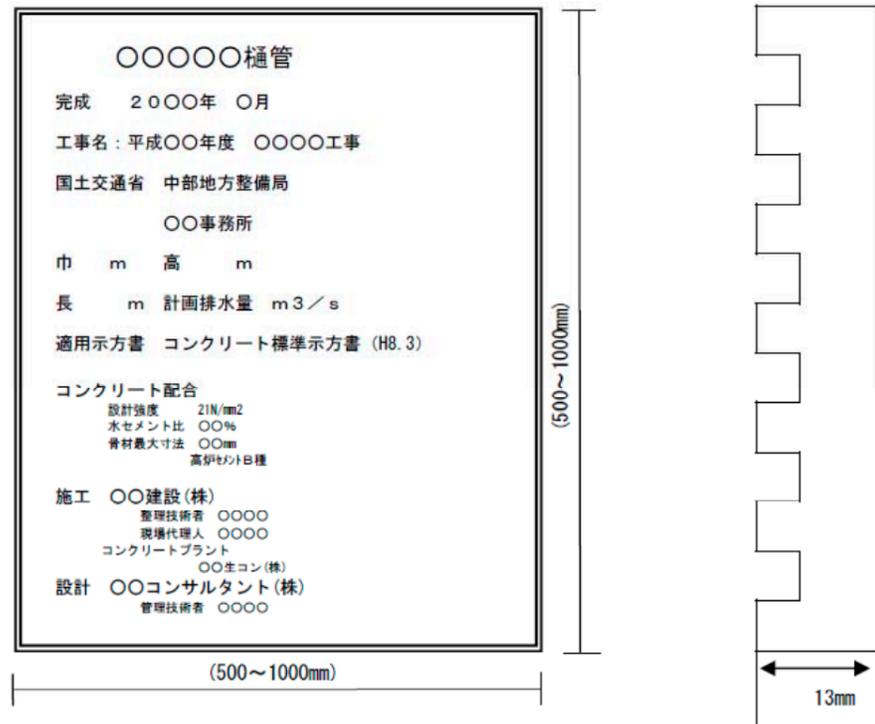
(5) 「共仕」で義務付けているコンクリート構造物についての銘板工（樋門、砂防堰堤、橋梁、トンネル等）は記載内容を本規定により実施するものとする。

<参考> 銘板記入例 （砂防工）

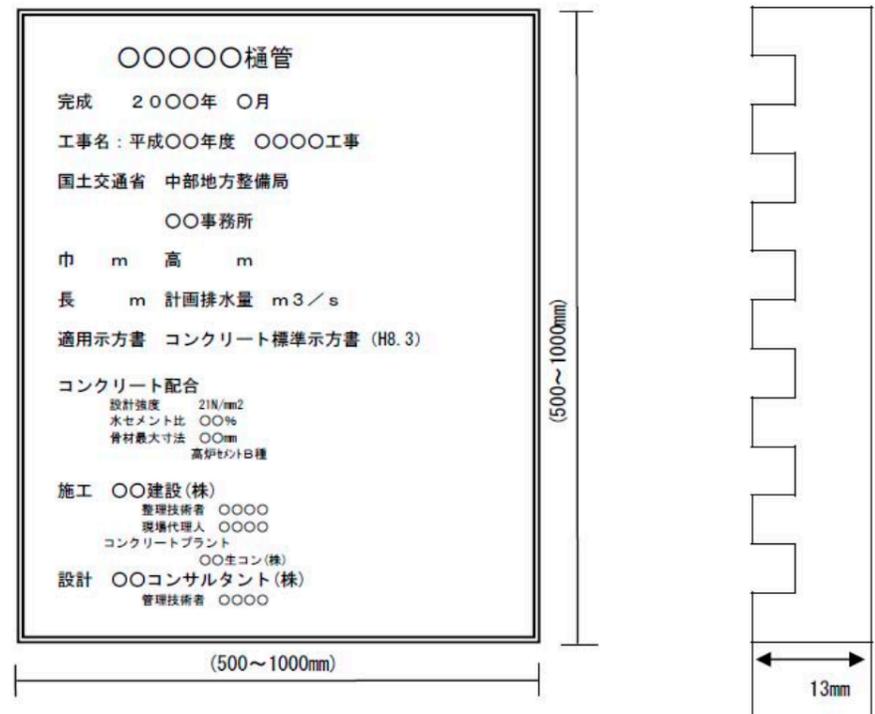


修正 文言修正  
修正 文言修正

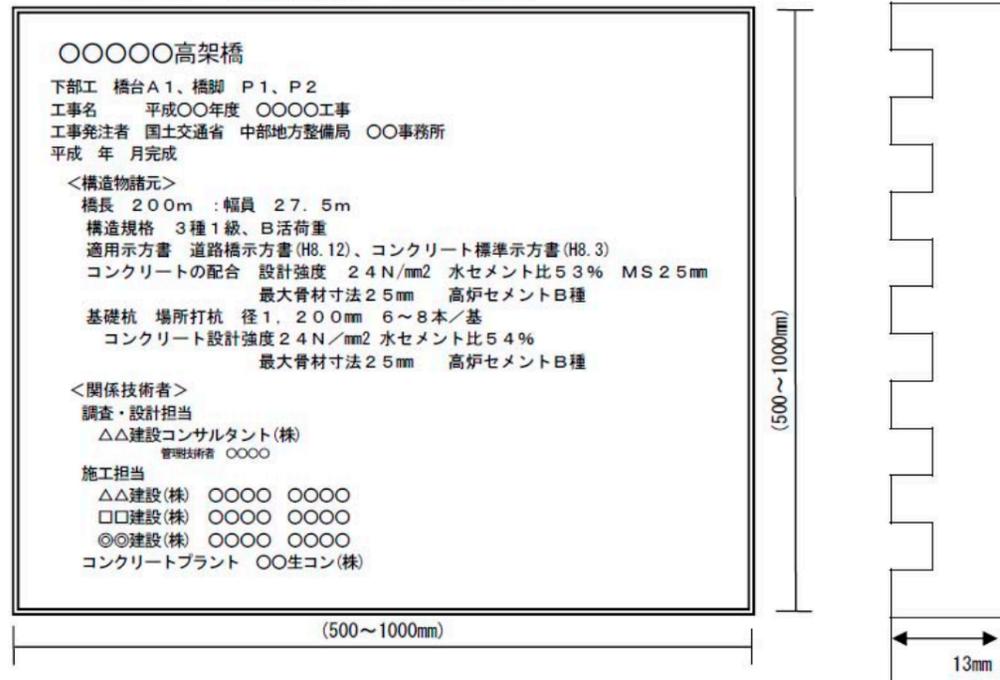
<参考> 銘板記入例 (樋管工)



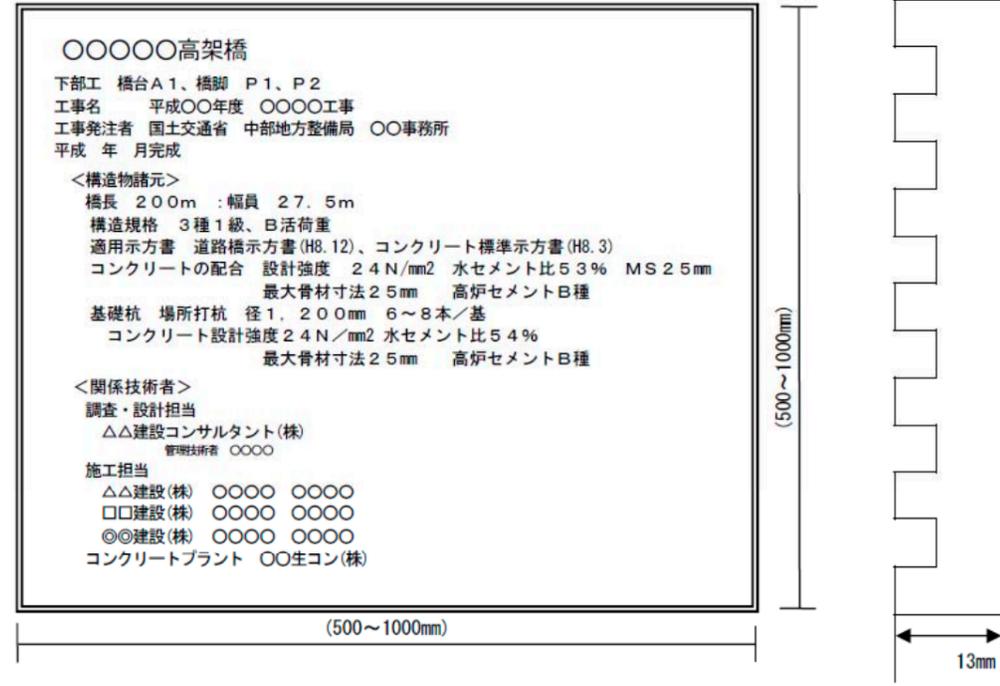
<参考> 銘板記入例 (樋管工)



<参考> 銘板記入例 (橋梁下部工)



<参考> 銘板記入例 (橋梁下部工)



特仕3-3-2 工場の選定

- レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査 (JIS A 5308) は、**請負**者が自らもしくは公的機関又は生コン工業組合等の試験機関で行うものとする。  
現場付近に公的機関等の試験場が無い場合又は公的機関等で試験を行う日が休日とな

特仕3-3-2 工場の選定

1. 品質確認

- レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査 (JIS A 5308) は、**受注**者が自らもしくは公的機関又は生コン工業組合等の試験機関で行うものとする。  
現場付近に公的機関等の試験場が無い場合又は公的機関等で試験を行う日が休日とな

修正

文言修正

の場合等、やむを得ず生産者等に試験を代行させる場合は、監督職員の承諾を得るものとし、請負者はその試験に臨場しなければならない。

2. J I S 認定工場又は、J I S 認証工場にて生産する日当り打設量が小規模（配合別50 m<sup>3</sup>/日未満）となるレディーミクストコンクリートを使用する場合の品質管理については、「日当り打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準（案）」に基づくものとする。
3. 請負者は、レディーミクストコンクリート圧縮強度試験については、材令7日及び材令28日についても行うものとし、材令7日強度から材令28日強度の判定にあたって強度上疑義がある場合には、品質が確認されるまで一時当該レディーミクストコンクリートの使用を中止しなければならない。
4. 普通ポルトランドセメント使用の材令7日強度より材令28日強度の判定にあたっては、J I S 認定工場又は、J I S 認証工場の推定式を参考とするものとする。  
 なお、これによりがたい場合は、次式を参考にするものとする。  

$$\sigma_{28} = -0.020 (\sigma_7)^2 + 1.96 \sigma_7 \dots\dots\dots \sigma_7 < 15 \text{ N/mm}^2$$

$$\sigma_{28} = 0.96 \sigma_7 + 10.4 \dots\dots\dots \sigma_7 \geq 15 \text{ N/mm}^2$$
5. 高炉セメント使用の材令7日強度より材令28日強度の判定にあたっては、J I S 認定工場の推定式を参考とするものとする。  
 なお、これによりがたい場合は、次式を参考にするものとする。  

$$\sigma_{28} = 1.14 \sigma_7 + 11.8 \dots\dots\dots \sigma_7 \geq 5 \text{ N/mm}^2$$
6. 請負者は、砂防ダム工事において、現場練りコンクリートを使用する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
7. 一般土木工事に使用するコンクリートの配合は、設計図書に示す場合を除き表3-1とする。

表3-1 配合表

No	種 別	コンクリートの種類	呼び強度 N/mm <sup>2</sup>	スラブ cm	粗骨材の最大寸法 mm	セメントの種類	単位セメント量 kg	空気量 %	J I S 規格の有無	摘 要
1	PC横桁・PC桁間 コンクリート・ PCホーロースラブ の間隔	普通	30	8	25	N	-	4.5	○	
2	PCスラブ桁の間隔	"	24	8	25	"	-	4.5	○	
3	PCボステン主桁	"	40	8	25	H	-	4.5	○	
4	合成床版	"	30	8	25	N	-	4.5	○	
5	非合成床版、RC床版 (鉄筋コンクリート) 側溝蓋	"	24	8	25	"	-	4.5	○	
6	(鉄筋コンクリート) 地覆・壁高欄	"	24	8	25	BB	-	4.5	○	
7	場所打杭 水中：ペノト杭 リバース杭	"	30	15	25	"	350 以上	4.5	○	
8	場所打杭 大気中：深礎工	"	24	8	25	"	-	4.5	○	
9	トンネル覆工用 (機械打設)	"	18	15	40	"	-	4.5	○	(単位セメント量 270以上)
10	トンネル施工用 (インバート打設)	"	18	8	40	"	-	4.5	○	(単位セメント量 240以上 側壁導坑の一次覆工 含む)
11	(鉄筋コンクリート)	"	21	8	25	"	-	4.5	○	

の場合等、やむを得ず生産者等に試験を代行させる場合は、監督職員の承諾を得るものとし、受注者はその試験に臨場しなければならない。

2. 日当り打設量が小規模となる場合の品質管理  
 製造プラント工場にて生産する日当り打設量が小規模（配合別50 m<sup>3</sup>/日未満）となるレディーミクストコンクリートを使用する場合の品質管理については、「日当り打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準（案）」に基づくものとする。
3. 圧縮強度試験  
 受注者は、レディーミクストコンクリート圧縮強度試験については、材令7日及び材令28日についても行うものとし、材令7日強度から材令28日強度の判定にあたって強度上疑義がある場合には、品質が確認されるまで一時当該レディーミクストコンクリートの使用を中止しなければならない。
4. 強度の判定（普通ポルトランドセメント）  
 普通ポルトランドセメント使用の材令7日強度より材令28日強度の判定にあたっては、製造プラント工場の推定式を参考とするものとする。  
 なお、これによりがたい場合は、次式を参考にするものとする。  

$$\sigma_{28} = -0.020 (\sigma_7)^2 + 1.96 \sigma_7 \dots\dots\dots \sigma_7 < 15 \text{ N/mm}^2$$

$$\sigma_{28} = 0.96 \sigma_7 + 10.4 \dots\dots\dots \sigma_7 \geq 15 \text{ N/mm}^2$$
5. 強度の判定（高炉セメント）  
 高炉セメント使用の材令7日強度より材令28日強度の判定にあたっては、製造プラント工場の推定式を参考とするものとする。  
 なお、これによりがたい場合は、次式を参考にするものとする。  

$$\sigma_{28} = 1.14 \sigma_7 + 11.8 \dots\dots\dots \sigma_7 \geq 5 \text{ N/mm}^2$$
6. 砂防堰堤工事に使用するコンクリート  
 受注者は、砂防堰堤工事において、現場練りコンクリートを使用する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
7. コンクリートの配合  
 一般土木工事に使用するコンクリートの配合は、設計図書に示す場合を除き表3-1とする。

表3-1 配合表

No	種 別	コンクリートの種類	呼び強度 N/mm <sup>2</sup>	スラブ cm	粗骨材の最大寸法 mm	セメントの種類	単位セメント量 kg	空気量 %	J I S 規格の有無	摘 要
1	PC横桁・PC桁間 コンクリート・ PCホーロースラブ の間隔	普通	30	8	25	N	-	4.5	○	
2	PCスラブ桁の間隔	"	24	8	25	"	-	4.5	○	
3	PCボステン主桁	"	40	8	25	H	-	4.5	○	
4	合成床版	"	30	8	25	N	-	4.5	○	
5	非合成床版、RC床版 (鉄筋コンクリート) 側溝蓋	"	24	8	25	"	-	4.5	○	
6	(鉄筋コンクリート) 地覆・壁高欄	"	24	8	25	BB	-	4.5	○	
7	場所打杭 水中：ペノト杭 リバース杭	"	30	15	25	"	350 以上	4.5	○	
8	場所打杭 大気中：深礎工	"	24	8	25	"	-	4.5	○	
9	トンネル覆工用 (機械打設)	"	18	15	40	"	-	4.5	○	(単位セメント量 270以上)
10	トンネル施工用 (インバート打設)	"	18	8	40	"	-	4.5	○	(単位セメント量 240以上 側壁導坑の一次覆工 含む)
	(鉄筋コンクリート)	"								

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

	水門・排水機場（上屋を除く）・堰																			
12	(鉄筋コンクリート)橋台・橋脚・函渠類・鉄筋コンクリート擁壁・橋門・橋管	"	24	8	25	"	-	4.5	○											
13	砂防護岸に使用する石積(張)胴裏込	"	21	8	25	"	-	4.5	○	気象作用の激しい所										
14	河川護岸及び砂防護岸に使用する石積(張)胴裏込	"	18	8	25	"	-	4.5	○											
15	厚16cm未満の側溝・集水溝・石積(張)胴裏込・管渠	"	18	8	25	"	-	4.5	○											
16	重力擁壁・モタレ擁壁	"	18	8	40	"	-	4.5	○											
17	石積・ストンガード・標識及び照明灯基礎・厚16cm以上の側溝等	"	18	8	40	"	-	4.5	○											
18	重力式橋台	"	21	8	40	"	-	4.5	○											
19	重力式擁壁	"	21	8	40	"	-	4.5	○	気象作用の激しい所										
20	均しコンクリート	"	18	8	40	"	-	4.5	○											
21	セメントコンクリート舗装	舗装	(曲げ強度)4.5	2.5	40	N	-	4.5	○	(単位セメント量)280~350										
22	(河川)護岸基礎・根固ブロック・護岸コンクリート張(平場)・堰(無筋)	普通	18	5	40	BB	-	4.5	○											
23	(河川)護岸コンクリート張(法面)	普通	18	3	40	"	-	4.5	-											
24	(河川)護岸基礎・根固ブロック・護岸コンクリート張(平場)・堰(無筋)	"	21	5	40	"	-	4.5	○	気象作用の激しい所										
25	(河川)護岸コンクリート張(法面)	"	21	3	40	"	-	4.5	-	気象作用の激しい所										
26	(河川・海岸)護岸均しコンクリート	"	-	3	25	"	170以上	-	-											
27	(海岸)波返し・表法張・基礎	"	24	8	40	"	-	4.5	○											
28	(海岸)無筋コンクリート擁壁	"	24	8	40	"	-	4.5	○											
29	(海岸)根固ブロック10t以上	"	24	5	80	"	-	(4.0)	-											
30	(砂防)主副ダム・側壁(砂防)10t以上の根固ブロック	"	18	5	80	"	-	4.0	-	現場配合の場合は設計図書に示す										
31	(砂防)主副ダム・側壁(砂防)10t以上の根固ブロック	"	21	5	80	"	-	4.0	-	気象作用の激しい所現場配合の場合は設計図書に示す										
32	(砂防)堤冠(礫石コンクリート)	"	-	-	80	"	600以上	-	-	水セメント比は(34)程度とする										
33	(砂防)堤冠(富配合コンクリート)	"	-	5	80	"	300以上	4.0	-	水セメント比は(40)程度とする現場配合の場合は設計図書に示す										
34	(砂防)流路工・護岸・(砂防)10t未満根固ブロック(砂防)主副ダム、側壁	"	18	5	40	"	-	4.5	○	現場配合の場合は設計図書に示す										
35	(砂防)流路工・護岸・(砂防)10t未満根固ブロック(砂防)主副ダム、側壁	"	21	5	40	"	-	4.5	○	気象作用の激しい所現場配合の場合は設計図書に示す										

注  
1) 粗骨材の最大寸法25mm及び80mmは地域的に骨材の入手が困難な場合は監督職員と協議するものとする。  
2) 設計図書に塩害対象を必要とする旨、明示した場合の橋梁上部工に用いるコンクリートの水セメント比は50%以下を標準とする。  
3) 均しコンクリートの水セメント比は60%程度とする。  
4) セメントの種類は、N：普通ポルトランドセメント、H：早強ポルトランドセメント、BB：高炉セメントB種を示している。  
5) 追加特記仕様設計図書において、別途コンクリート強度が定められているものについては、その設計基準によるものとする。

(1) 請負者は、コンクリート用高炉スラグ粗骨材(JIS A 5011)を使用する場合には、高炉スラグ砕石コンクリート設計施工指針案(土木学会)によるものとし、高炉ス

	水門・排水機場（上屋を除く）・堰 (鉄筋コンクリート)橋台・橋脚・函渠類 鉄筋コンクリート擁壁・橋門・橋管	"	24	8	25	"	-	4.5	○											
12	河川護岸及び砂防護岸に使用する石積(張)胴裏込	"	18	8	25	"	-	4.5	○											
13	厚16cm未満の側溝・集水溝・石積(張)胴裏込・管渠	"	18	8	25	"	-	4.5	○											
14	重力擁壁・モタレ擁壁	"	18	8	40	"	-	4.5	○											
15	石積・ストンガード・標識及び照明灯基礎・厚16cm以上の側溝等	"	18	8	40	"	-	4.5	○											
16	重力式橋台	"	21	8	40	"	-	4.5	○											
17	均しコンクリート	"	18	8	40	"	-	4.5	○											
18	セメントコンクリート舗装	舗装	(曲げ強度)4.5	2.5	40	N	-	4.5	○	(単位セメント量)280~350										
19	(河川)護岸基礎・根固ブロック・護岸コンクリート張(平場)・堰(無筋)	普通	18	5	40	BB	-	4.5	○											
20	(河川)護岸コンクリート張(法面)	普通	18	3	40	"	-	4.5	-											
21	(河川・海岸)護岸均しコンクリート	"	-	3	25	"	170以上	-	-											
22	(海岸)波返し・表法張・基礎	"	24	8	40	"	-	4.5	○											
23	(海岸)無筋コンクリート擁壁	"	24	8	40	"	-	4.5	○											
24	(海岸)根固ブロック10t以上	"	24	5	80	"	-	(4.0)	-											
25	(砂防)主副ダム・側壁(砂防)10t以上の根固ブロック	"	18	5	80	"	-	4.0	-	現場配合の場合は設計図書に示す										
26	(砂防)堤冠(礫石コンクリート)	"	-	-	80	"	600以上	-	-	水セメント比は(34)程度とする										
27	(砂防)堤冠(富配合コンクリート)	"	-	5	80	"	300以上	4.0	-	水セメント比は(40)程度とする現場配合の場合は設計図書に示す										
28	(砂防)溪流保全工・護岸・(砂防)10t未満根固ブロック(砂防)主副ダム、側壁	"	18	5	40	"	-	4.5	○	現場配合の場合は設計図書に示す										

注  
1) 粗骨材の最大寸法25mm及び80mmは地域的に骨材の入手が困難な場合は監督職員と協議するものとする。  
2) 設計図書に塩害対象を必要とする旨、明示した場合の橋梁上部工に用いるコンクリートの水セメント比は50%以下を標準とする。  
3) 均しコンクリートの水セメント比は60%程度とする。  
4) セメントの種類は、N：普通ポルトランドセメント、H：早強ポルトランドセメント、BB：高炉セメントB種を示している。  
5) 追加特記仕様設計図書において、別途コンクリート強度が定められているものについては、その設計基準によるものとする。

(1) 受注者は、コンクリート用高炉スラグ粗骨材(JIS A 5011)を使用する場合には、高炉スラグ砕石コンクリート設計施工指針案(土木学会)によるものとし、高炉ス

修正  
修正

文言修正  
文言修正

<p>ラグ粗骨材の分類はBとしなければならない。</p> <p>(2) 表3-1の配合表は、標準的な配合を定めたものである。請負者は、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	<p>ラグ粗骨材の分類はBとしなければならない。</p> <p>(2) 表3-1の配合表は、標準的な配合を定めたものである。受注者は、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p>		
<p>8. コンクリート2次製品の目地・据付等に使用するモルタル配合は、設計図書に明示した場合を除きセメントと砂の重量比1：3程度とする。</p>	<p>8. <b>モルタル配合</b> コンクリート2次製品の目地・据付等に使用するモルタル配合は、設計図書に明示した場合を除きセメントと砂の重量比1：3程度とする。</p>		
<p>9. レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査におけるコンクリートの供試体の確認方法は、下記の方法のどちらかにより実施しなければならない。</p>	<p>9. <b>供試体の確認方法</b> レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査におけるコンクリートの供試体の確認方法は、下記の方法のどちらかにより実施しなければならない。</p>		
<p>(1) A法</p> <p>① コンクリートを供試体枠に投入したときの写真撮影時に、型枠外面に供試体を特定できる番号・記号等を記載し撮影すること。</p> <p>② 供試体頭部硬化後、型枠外面に記載した番号、記号等と同一のものを頭部にも記載し、2ヶ所の番号、記号等が1枚の写真でよくわかるように撮影すること。ただし、写真は型枠脱型前に行うこと。</p> <p>③ 写真については、電子データまたはネガにて保存するものとし、工事アルバムには適宜掲載するものとする。</p>	<p>(1) A法</p> <p>① コンクリートを供試体枠に投入したときの写真撮影時に、型枠外面に供試体を特定できる番号・記号等を記載し撮影すること。</p> <p>② 供試体頭部硬化後、型枠外面に記載した番号、記号等と同一のものを頭部にも記載し、2ヶ所の番号、記号等が1枚の写真でよくわかるように撮影すること。ただし、写真は型枠脱型前に行うこと。</p> <p>③ 写真については、電子データにて保存するものとする。</p>	修正  削除	文言修正  特定製品名の記載となる
<p>(2) B法</p> <p>① 供試体型枠の内側にグリス塗布後、所定の事項を記入した供試体確認版(QC版)の表を型枠側にして型枠側部におき、コンクリートを打設すること。</p> <p>② 強度試験前に供試体に転写した部分を写真に撮り資料採取時のものと同一のものか確認すること。</p>	<p>(2) B法</p> <p>① 供試体型枠の内側の側面に、所定の事項を記入した供試体確認版をおき、コンクリートを打設すること。</p> <p>② 強度試験前に供試体確認版を写真に撮り資料採取時のものと同一のものか確認すること。</p>	修正	文言修正
<p>10. 本工事において、1日当たりレディーミクストコンクリート種別ごとの使用量が100m<sup>3</sup>以上施工するコンクリートに工において、「レディーミクストコンクリートの品質確保について(平成15年10月2日、国官技第185号)」、「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について(平成15年10月2日、国コ企第3号)及び「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」(以下、測定要領という)(これらについて、請負者が所持しない場合は、工事契約後に請負者から監督職員に通知を求めものとする。)に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、検査時まで提出するものとする。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提出するものとする。</p> <p>測定機器は、測定要領の「2. 測定機器」によるものとするが、現場条件により甲から測定機器を指示する場合がある。また、使用する機器を施工計画書に記載するものとする。</p> <p>単位水量の測定は、測定要領の「6. 測定頻度」及び「7. 管理基準値・測定結果と対応」により実施するものとする。</p>	<p>10. <b>施工管理</b> 本工事において、1日当たりレディーミクストコンクリート種別ごとの使用量が100m<sup>3</sup>以上施工するコンクリート工において、「レディーミクストコンクリートの品質確保について(平成15年10月2日、国官技第185号)」、「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について(平成15年10月2日、国コ企第3号)及び「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」(以下、測定要領という)(これらについて、受注者が所持しない場合は、工事契約後に受注者から監督職員に通知を求めものとする。)に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を速やかに作成、保管し、検査時まで提出するものとする。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するものとする。</p> <p>測定機器は、測定要領の「2. 測定機器」によるものとするが、現場条件により発注者から測定機器を指示する場合がある。また、使用する機器を施工計画書に記載するものとする。</p> <p>単位水量の測定は、測定要領の「6. 測定頻度」及び「7. 管理基準値・測定結果と対応」により実施するものとする。</p>	削除	共仕へ記載
<p>11. 請負者は、JISマーク表示認証工場で製造されJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比および呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備および保管し、完成時に納品するものとする。</p> <p>なお、施工途中において監督職員または検査職員から要求があった場合はすみやかに提示しなければならない。</p>			
<p>第6節 運搬・打設</p>	<p>第6節 運搬・打設</p>	修正	文言修正
<p>特仕3-6-4 打 設</p>	<p>特仕3-6-4 打 設</p>		
<p>1. 請負者は、擁壁背面が岩盤の場合には、擁壁背面を岩盤に密着させなければならない。やむを得ない理由で余掘が著しい場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て擁壁背面型枠を使用し背面空隙は、裏込砂利等で充填するものとする。</p>	<p>1. <b>擁壁背面が岩盤の場合の打設</b> 受注者は、擁壁背面が岩盤の場合には、擁壁背面を岩盤に密着させなければならない。やむを得ない理由で余掘が著しい場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て擁壁背面型枠を使用し背面空隙は、裏込砂利等で充填するものとする。</p>	修正	文言修正
<p>2. 請負者は、1回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1回(1日)のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。ただし、請負者は、これを変</p>	<p>2. <b>コンクリート打設高さ</b> 受注者は、1回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1回(1日)のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。ただし、受注者は、これを変</p>		

更なる場合には、**施工計画書**の記載内容を変更し、監督職員に説明しなければならない。

### 特仕3-6-7 打継目

- 伸縮継目の目地の材質、厚については、「特仕」第2編特仕2-10-2目地板の規定によるものとする。
- 無筋コンクリート擁壁の目地構造については、次の各号によらなければならない。
  - 請負者は膨張目地を10m程度の間隔に、収縮目地を5m程度の間隔に鉛直に設置しなければならない。  
高さが1m未満となる場合はコンクリート簡易構造物の規定によるものとする。
  - 膨張目地は、図3-1に示す構造とする。

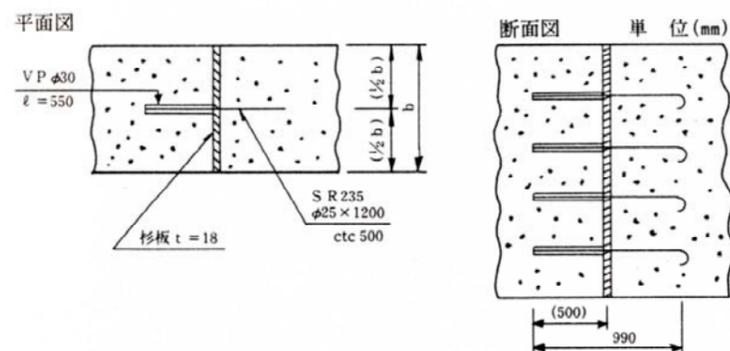


図3-1

- 収縮目地の構造は、巾12cm程度の目地板を表・裏に入れるものとする。なお、スリッパとして鉄筋(φ16mm×1.2m)を、50cm間隔に水平に設置するものとする。
- 収縮目地は、図3-2に示す構造とする。

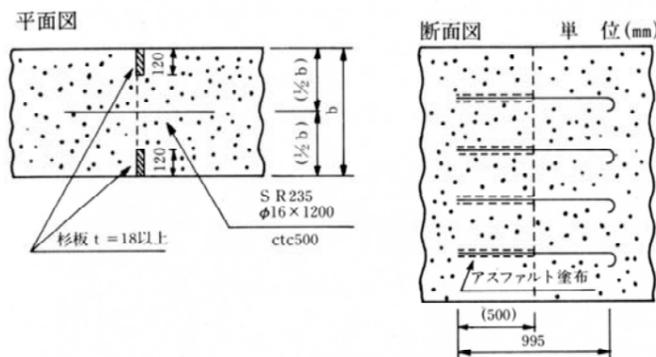


図3-2

- 水平打継目の構造は、鍵形として表・裏をそれぞれ10cm程度の位置に異形鉄筋(SD295A 16mm×1.0m)を50cm間隔に配筋するものとする。
- 水平打継目は、図3-3に示す構造とする。

更なる場合には、**施工計画書**の記載内容を変更し、監督職員に説明しなければならない。

### 特仕3-6-7 打継目

- 伸縮継目の目地の材質等**  
伸縮継目の目地の材質、厚については、「特仕」第2編特仕2-10-2目地板の規定によるものとする。
- 無筋コンクリート擁壁の目地構造**  
無筋コンクリート擁壁の目地構造については、次の各号によらなければならない。
  - 受注者は膨張目地を10m程度の間隔に、収縮目地を5m程度の間隔に鉛直に設置しなければならない。  
高さが1m未満となる場合はコンクリート簡易構造物の規定によるものとする。
  - 膨張目地は、図3-1に示す構造とする。

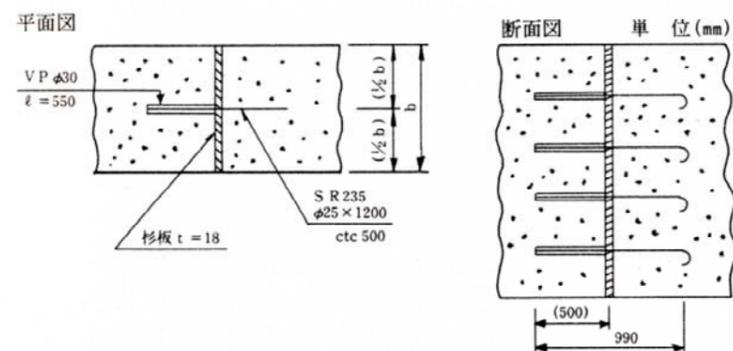


図3-1

- 収縮目地の構造は、巾12cm程度の目地板を表・裏に入れるものとする。なお、スリッパとして鉄筋(φ16mm×1.2m)を、50cm間隔に水平に設置するものとする。
- 収縮目地は、図3-2に示す構造とする。

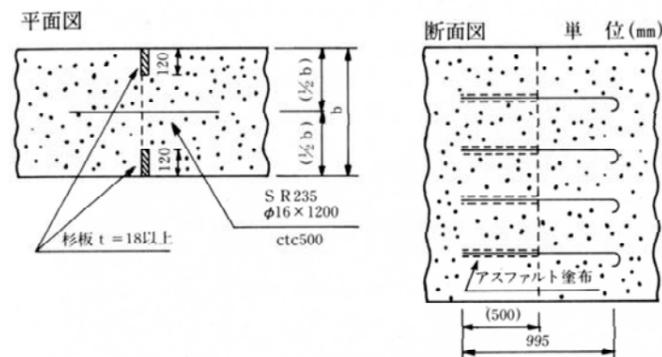


図3-2

- 水平打継目の構造は、鍵形として表・裏をそれぞれ10cm程度の位置に異形鉄筋(SD295A 16mm×1.0m)を50cm間隔に配筋するものとする。
- 水平打継目は、図3-3に示す構造とする。

修正 文言修正

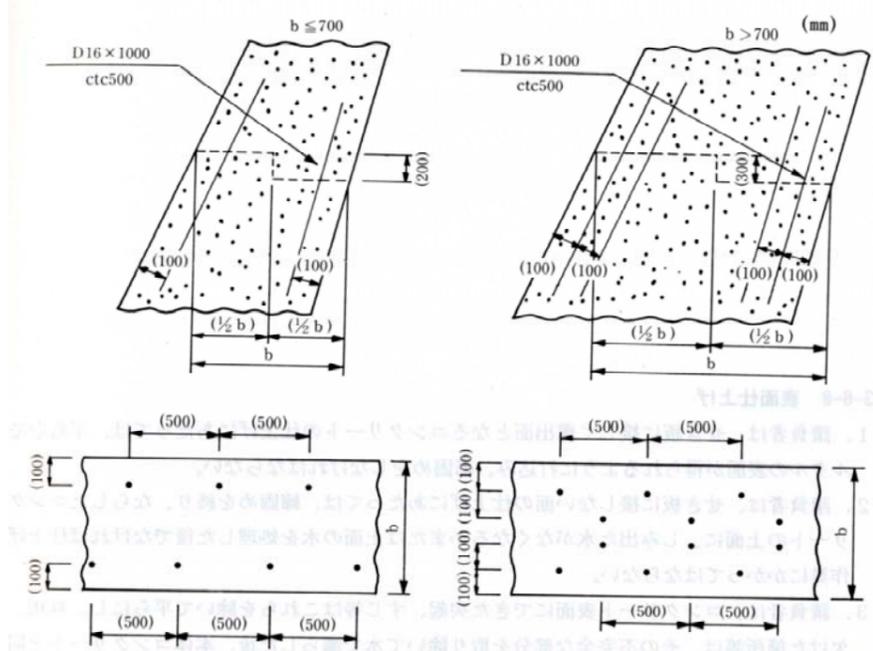


図 3-3

3. 鉄筋コンクリート擁壁の目地構造については、次の各号によらなければならない。
- (1) 請負者は膨張目地を20m程度の間隔に、収縮目地を10m程度の間隔に垂直に設置しなければならない。
  - (2) 膨張目地の構造は「フラット型」として、目地材は厚さ1cm以上の瀝青系目地材又はこれと同等以上の材料を用いるものとする。
  - (3) 収縮目地の構造は、深さ3cm程度のV型の溝を垂直に表側に入れるものとする。
4. 排水孔の施工にあたっては、次の各号によらなければならない。
- (1) 請負者は、排水孔については硬質塩化ビニル管 (VP φ100mm) を使い、10㎡に1ヶ所以上の割合で設けるものとし、擁壁前面の埋戻し高を考慮して、裏込よりの排水を有効に処理できるように配置しなければならない。
  - (2) 請負者は、水抜きパイプ設置箇所には、吸出防止材又は透水材を設置しなければならない。また、その形状は、設計図書によるものとし、施工にあたっては、細部にわたり十分注意をはらい行うものとする。
5. コンクリート簡易構造物の施工にあたっては、次の各号によらなければならない。
- (1) 請負者は伸縮目地の施工に際しては、厚さ10mm以上の杉板又はそれと同等品以上の材料を用い、10m程度の間隔に入れなければならない。
  - (2) 請負者は既設構造物を嵩上げ・継足する場合には、既設目地・クラック等に合わせて伸縮目地を入れなければならない。
  - (3) 嵩上げ・継足しに接着剤を使用する場合は、エポキシ系樹脂接着剤とし使用量は0.6kg/㎡とする。
  - (4) 請負者は、側溝・集水桝天端等で路面排水が必要と考えられる箇所（暫定供用も含む）に排水口を設けなければならない。その設置位置・形状・寸法については設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

第7節 鉄筋工

特仕3-7-1 一般事項

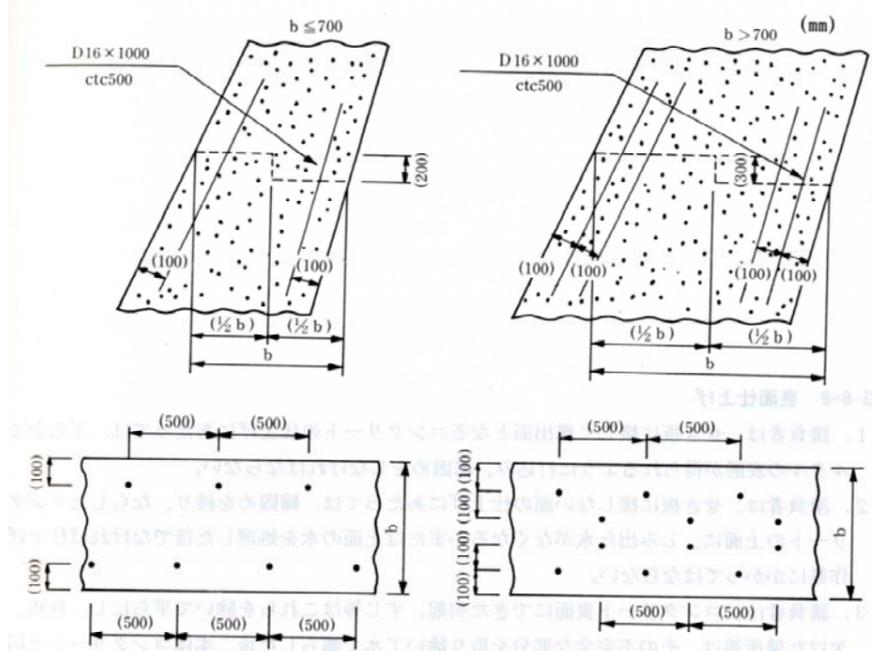


図 3-3

3. 鉄筋コンクリート擁壁の目地構造

- 鉄筋コンクリート擁壁の目地構造については、次の各号によらなければならない。
- (1) 受注者は膨張目地を20m程度の間隔に、収縮目地を10m程度の間隔に垂直に設置しなければならない。
  - (2) 膨張目地の構造は「フラット型」として、目地材は厚さ1cm以上の瀝青系目地材又はこれと同等以上の材料を用いるものとする。
  - (3) 収縮目地の構造は、深さ3cm程度のV型の溝を垂直に表側に入れるものとする。

4. 排水溝の施工

- 排水溝の施工にあたっては、次の各号によらなければならない。
- (1) 受注者は、排水孔については硬質塩化ビニル管 (VP φ100mm) を使い、10㎡に1ヶ所以上の割合で設けるものとし、擁壁前面の埋戻し高を考慮して、裏込よりの排水を有効に処理できるように配置しなければならない。
  - (2) 受注者は、水抜きパイプ設置箇所には、吸出防止材又は透水材を設置しなければならない。また、その形状は、設計図書によるものとし、施工にあたっては、細部にわたり十分注意をはらい行うものとする。

5. コンクリート簡易構造物の施工

- コンクリート簡易構造物の施工にあたっては、次の各号によらなければならない。
- (1) 受注者は伸縮目地の施工に際しては、厚さ10mm以上の杉板又はそれと同等品以上の材料を用い、10m程度の間隔に入れなければならない。
  - (2) 受注者は既設構造物を嵩上げ・継足する場合には、既設目地・クラック等に合わせて伸縮目地を入れなければならない。
  - (3) 嵩上げ・継足しに接着剤を使用する場合は、エポキシ系樹脂接着剤とし使用量は0.6kg/㎡とする。
  - (4) 受注者は、側溝・集水桝天端等で路面排水が必要と考えられる箇所（暫定供用も含む）に排水口を設けなければならない。その設置位置・形状・寸法については設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

第7節 鉄筋工

特仕3-7-1 一般事項

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

新設のコンクリート構造物のうち、**設計図書**において、コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）の対象工事と明示された橋梁上部工事及び下部工事等を対象として、以下により実施するものとする。

- (1) 測定は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）（平成21年3月31日付け国官技第 345号）」に従い行うものとする。
- (2) 本試験に関する資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに検査時まで監督職員に**提出**するものとする。
- (3) これに定められていない場合は、監督職員と**協議**するものとする。

#### 特仕3-7-3 加工

請負者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを**確認**した上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験および確認資料を整備および保管し、監督職員または検査職員から要求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。

#### 特仕3-7-4 組立て

スペーサーの個数については、鉄筋の鉄筋組立て完了時に**段階確認**を受けなければならない。なお、橋梁の壁高欄については、監督職員の**承諾**を得て適宜配置することとする。

#### 特仕3-7-5 継手

簡易構造物の鉄筋の継手長は、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に記載のない場合は、コンクリートの設計基準強度( $\sigma_{ck}$ )が $18\text{N/mm}^2$ の場合 $40\phi$  ( $\phi$ :鉄筋の公称直径)、 $21\text{N/mm}^2$ の場合 $35\phi$ 以上とする。

#### 特仕3-7-6 ガス圧接

請負者は、ガス圧接を行う技術者の資格証明書の写しを保管し、監督職員または検査職員から要求があった場合は、資格証明書の写し等すみやかに**提示**しなければならない。

### 第16節 超速硬コンクリート

#### 特仕3-16-1 一般事項

1. 請負者は、硬化後荷重を載荷する時の強度及びその確認方法について、**施工計画書**に記載しなければならない。なお、施工にあたっては、調査試験及び確認資料を整備・保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は**直ちに提示**するとともに、完成時に**納品**するものとする。
2. 超速硬コンクリートの品質管理試験の基準は、下記のとおりとする。
  - (1) 試験回数（圧縮強度試験）  
コンクリート打設日毎に（交通開放前）圧縮強度試験を行うこととする。
  - (2) 品質規格  
3時間圧縮強度 $24\text{N/mm}^2$ 以上  $\left[ \begin{array}{ccc} Q_3H & \text{スランプ} & \text{Max} \\ 24 & - & 12 & - & 25 \end{array} \right]$

新設のコンクリート構造物のうち、**設計図書**において、コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）の対象工事と明示された橋梁上部工事及び下部工事等を対象として、以下により実施するものとする。

- (1) 測定は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）（平成21年3月31日付け国官技第 345号）」に従い行うものとする。
- (2) 本試験に関する資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに検査時まで監督職員に**提出**するものとする。
- (3) これに定められていない場合は、監督職員と**協議**するものとする。

#### 特仕3-7-4 組立て

スペーサーの個数については、鉄筋の鉄筋組立て完了時に**段階確認**を受けなければならない。なお、橋梁の壁高欄については、監督職員の**承諾**を得て適宜配置することとする。

#### 特仕3-7-5 継手

簡易構造物の鉄筋の継手長は、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に記載のない場合は、コンクリートの設計基準強度( $\sigma_{ck}$ )が $18\text{N/mm}^2$ の場合 $40\phi$  ( $\phi$ :鉄筋の公称直径)、 $21\text{N/mm}^2$ の場合 $35\phi$ 以上とする。

### 第16節 超速硬コンクリート

#### 特仕3-16-1 一般事項

1. **硬化後荷重を載荷する時の強度等**  
**受注者**は、硬化後荷重を載荷する時の強度及びその確認方法について、**施工計画書**に記載しなければならない。なお、施工にあたっては、調査試験及び確認資料を整備・保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は**速やかに提示**するとともに、完成時に**納品**するものとする。
2. **超速硬コンクリートの品質管理試験の基準**  
超速硬コンクリートの品質管理試験の基準は、下記のとおりとする。
  - (1) 試験回数（圧縮強度試験）  
コンクリート打設日毎に（交通開放前）圧縮強度試験を行うこととする。
  - (2) 品質規格  
3時間圧縮強度 $24\text{N/mm}^2$ 以上  $\left[ \begin{array}{ccc} Q_3H & \text{スランプ} & \text{Max} \\ 24 & - & 12 & - & 25 \end{array} \right]$

削除

削除

修正

文言修正

(旧) 土木工事特記仕様書 (H22年度版)	(新) 土木工事特記仕様書改訂 (案) (H23年度版)	区分	改定理由																																																																																																																																																
<p style="text-align: center;"><b>第 2 編 材 料 編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 章 一 般 事 項</b></p> <p>第1節 適 用</p> <p>本工事において、海外で生産された下記表に示す資材を使用する場合は(財)土木研究センター又は(財)建材試験センターが発行する品質審査証明書を、<b>監督職員に提出するものとする。</b></p> <p>I セメント</p> <table border="1" data-bbox="341 661 1077 829"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>対応JIS規格 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポルトランドセメント</td> <td>JIS R 5210</td> </tr> <tr> <td>高炉セメント</td> <td>JIS R 5211</td> </tr> <tr> <td>シリカセメント</td> <td>JIS R 5212</td> </tr> <tr> <td>フライアッシュセメント</td> <td>JIS R 5213</td> </tr> </tbody> </table> <p>II 鋼材</p> <table border="1" data-bbox="341 892 1077 1921"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>対応JIS規格 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 構造用圧延鋼材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般構造用圧延鋼材</td> <td>JIS G 3101</td> </tr> <tr> <td>溶接構造用圧延鋼材</td> <td>JIS G 3106</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>JIS G 3112</td> </tr> <tr> <td>溶接構造用対候性熱間圧延鋼材</td> <td>JIS G 3114</td> </tr> <tr> <td>(2) 軽量形鋼</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般構造用軽量形鋼</td> <td>JIS G 3350</td> </tr> <tr> <td>(3) 鋼管</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般構造用炭素鋼鋼管</td> <td>JIS G 3444</td> </tr> <tr> <td>配管用炭素鋼鋼管</td> <td>JIS G 3452</td> </tr> <tr> <td>配管用アーク溶接炭素鋼鋼管</td> <td>JIS G 3457</td> </tr> <tr> <td>一般構造用角形鋼管</td> <td>JIS G 3466</td> </tr> <tr> <td>(4) 鉄線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄線</td> <td>JIS G 3532</td> </tr> <tr> <td>(5) ワイヤロープ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ワイヤロープ</td> <td>JIS G 3525</td> </tr> <tr> <td>(6) プレストレストコンクリート用鋼材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>PC鋼線及びPC鋼より線</td> <td>JIS G 3536</td> </tr> <tr> <td>PH鋼線</td> <td>JIS G 3109</td> </tr> <tr> <td>ピアノ線材</td> <td>JIS G 3502</td> </tr> <tr> <td>硬鋼線材</td> <td>JIS G 3506</td> </tr> <tr> <td>(7) 鉄鋼</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄線</td> <td>JIS G 3532</td> </tr> <tr> <td>溶接金網</td> <td>JIS G 3551</td> </tr> <tr> <td>ひし形金網</td> <td>JIS G 3552</td> </tr> <tr> <td>(8) 鋼製ぐい及び鋼矢板</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼管ぐい</td> <td>JIS G 5525</td> </tr> <tr> <td>H型鋼ぐい</td> <td>JIS G 5526</td> </tr> <tr> <td>熱間圧延鋼矢板</td> <td>JIS G 5528</td> </tr> <tr> <td>鋼管矢板</td> <td>JIS G 5530</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	対応JIS規格 (参考)	ポルトランドセメント	JIS R 5210	高炉セメント	JIS R 5211	シリカセメント	JIS R 5212	フライアッシュセメント	JIS R 5213	品 目	対応JIS規格 (参考)	(1) 構造用圧延鋼材		一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106	鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112	溶接構造用対候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114	(2) 軽量形鋼		一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350	(3) 鋼管		一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457	一般構造用角形鋼管	JIS G 3466	(4) 鉄線		鉄線	JIS G 3532	(5) ワイヤロープ		ワイヤロープ	JIS G 3525	(6) プレストレストコンクリート用鋼材		PC鋼線及びPC鋼より線	JIS G 3536	PH鋼線	JIS G 3109	ピアノ線材	JIS G 3502	硬鋼線材	JIS G 3506	(7) 鉄鋼		鉄線	JIS G 3532	溶接金網	JIS G 3551	ひし形金網	JIS G 3552	(8) 鋼製ぐい及び鋼矢板		鋼管ぐい	JIS G 5525	H型鋼ぐい	JIS G 5526	熱間圧延鋼矢板	JIS G 5528	鋼管矢板	JIS G 5530	<p style="text-align: center;"><b>第 2 編 材 料 編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 章 一 般 事 項</b></p> <p>第1節 適 用</p> <p>本工事において、海外で生産された下記表に示す資材を使用する場合は(財)土木研究センター又は(財)建材試験センターが発行する品質審査証明書を、<b>受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</b></p> <p>I セメント</p> <table border="1" data-bbox="1469 661 2205 829"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>対応JIS規格 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポルトランドセメント</td> <td>JIS R 5210</td> </tr> <tr> <td>高炉セメント</td> <td>JIS R 5211</td> </tr> <tr> <td>シリカセメント</td> <td>JIS R 5212</td> </tr> <tr> <td>フライアッシュセメント</td> <td>JIS R 5213</td> </tr> </tbody> </table> <p>II 鋼材</p> <table border="1" data-bbox="1469 892 2205 1921"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>対応JIS規格 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 構造用圧延鋼材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般構造用圧延鋼材</td> <td>JIS G 3101</td> </tr> <tr> <td>溶接構造用圧延鋼材</td> <td>JIS G 3106</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>JIS G 3112</td> </tr> <tr> <td>溶接構造用対候性熱間圧延鋼材</td> <td>JIS G 3114</td> </tr> <tr> <td>(2) 軽量形鋼</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般構造用軽量形鋼</td> <td>JIS G 3350</td> </tr> <tr> <td>(3) 鋼管</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般構造用炭素鋼鋼管</td> <td>JIS G 3444</td> </tr> <tr> <td>配管用炭素鋼鋼管</td> <td>JIS G 3452</td> </tr> <tr> <td>配管用アーク溶接炭素鋼鋼管</td> <td>JIS G 3457</td> </tr> <tr> <td>一般構造用角形鋼管</td> <td>JIS G 3466</td> </tr> <tr> <td>(4) 鉄線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄線</td> <td>JIS G 3532</td> </tr> <tr> <td>(5) ワイヤロープ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ワイヤロープ</td> <td>JIS G 3525</td> </tr> <tr> <td>(6) プレストレストコンクリート用鋼材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>PC鋼線及びPC鋼より線</td> <td>JIS G 3536</td> </tr> <tr> <td>PH鋼線</td> <td>JIS G 3109</td> </tr> <tr> <td>ピアノ線材</td> <td>JIS G 3502</td> </tr> <tr> <td>硬鋼線材</td> <td>JIS G 3506</td> </tr> <tr> <td>(7) 鉄鋼</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄線</td> <td>JIS G 3532</td> </tr> <tr> <td>溶接金網</td> <td>JIS G 3551</td> </tr> <tr> <td>ひし形金網</td> <td>JIS G 3552</td> </tr> <tr> <td>(8) 鋼製ぐい及び鋼矢板</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼管ぐい</td> <td>JIS G 5525</td> </tr> <tr> <td>H型鋼ぐい</td> <td>JIS G 5526</td> </tr> <tr> <td>熱間圧延鋼矢板</td> <td>JIS G 5528</td> </tr> <tr> <td>鋼管矢板</td> <td>JIS G 5530</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	対応JIS規格 (参考)	ポルトランドセメント	JIS R 5210	高炉セメント	JIS R 5211	シリカセメント	JIS R 5212	フライアッシュセメント	JIS R 5213	品 目	対応JIS規格 (参考)	(1) 構造用圧延鋼材		一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106	鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112	溶接構造用対候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114	(2) 軽量形鋼		一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350	(3) 鋼管		一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457	一般構造用角形鋼管	JIS G 3466	(4) 鉄線		鉄線	JIS G 3532	(5) ワイヤロープ		ワイヤロープ	JIS G 3525	(6) プレストレストコンクリート用鋼材		PC鋼線及びPC鋼より線	JIS G 3536	PH鋼線	JIS G 3109	ピアノ線材	JIS G 3502	硬鋼線材	JIS G 3506	(7) 鉄鋼		鉄線	JIS G 3532	溶接金網	JIS G 3551	ひし形金網	JIS G 3552	(8) 鋼製ぐい及び鋼矢板		鋼管ぐい	JIS G 5525	H型鋼ぐい	JIS G 5526	熱間圧延鋼矢板	JIS G 5528	鋼管矢板	JIS G 5530	追加	
品 目	対応JIS規格 (参考)																																																																																																																																																		
ポルトランドセメント	JIS R 5210																																																																																																																																																		
高炉セメント	JIS R 5211																																																																																																																																																		
シリカセメント	JIS R 5212																																																																																																																																																		
フライアッシュセメント	JIS R 5213																																																																																																																																																		
品 目	対応JIS規格 (参考)																																																																																																																																																		
(1) 構造用圧延鋼材																																																																																																																																																			
一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																																																																																																																																		
溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106																																																																																																																																																		
鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112																																																																																																																																																		
溶接構造用対候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114																																																																																																																																																		
(2) 軽量形鋼																																																																																																																																																			
一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350																																																																																																																																																		
(3) 鋼管																																																																																																																																																			
一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444																																																																																																																																																		
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452																																																																																																																																																		
配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457																																																																																																																																																		
一般構造用角形鋼管	JIS G 3466																																																																																																																																																		
(4) 鉄線																																																																																																																																																			
鉄線	JIS G 3532																																																																																																																																																		
(5) ワイヤロープ																																																																																																																																																			
ワイヤロープ	JIS G 3525																																																																																																																																																		
(6) プレストレストコンクリート用鋼材																																																																																																																																																			
PC鋼線及びPC鋼より線	JIS G 3536																																																																																																																																																		
PH鋼線	JIS G 3109																																																																																																																																																		
ピアノ線材	JIS G 3502																																																																																																																																																		
硬鋼線材	JIS G 3506																																																																																																																																																		
(7) 鉄鋼																																																																																																																																																			
鉄線	JIS G 3532																																																																																																																																																		
溶接金網	JIS G 3551																																																																																																																																																		
ひし形金網	JIS G 3552																																																																																																																																																		
(8) 鋼製ぐい及び鋼矢板																																																																																																																																																			
鋼管ぐい	JIS G 5525																																																																																																																																																		
H型鋼ぐい	JIS G 5526																																																																																																																																																		
熱間圧延鋼矢板	JIS G 5528																																																																																																																																																		
鋼管矢板	JIS G 5530																																																																																																																																																		
品 目	対応JIS規格 (参考)																																																																																																																																																		
ポルトランドセメント	JIS R 5210																																																																																																																																																		
高炉セメント	JIS R 5211																																																																																																																																																		
シリカセメント	JIS R 5212																																																																																																																																																		
フライアッシュセメント	JIS R 5213																																																																																																																																																		
品 目	対応JIS規格 (参考)																																																																																																																																																		
(1) 構造用圧延鋼材																																																																																																																																																			
一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																																																																																																																																		
溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106																																																																																																																																																		
鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112																																																																																																																																																		
溶接構造用対候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114																																																																																																																																																		
(2) 軽量形鋼																																																																																																																																																			
一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350																																																																																																																																																		
(3) 鋼管																																																																																																																																																			
一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444																																																																																																																																																		
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452																																																																																																																																																		
配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457																																																																																																																																																		
一般構造用角形鋼管	JIS G 3466																																																																																																																																																		
(4) 鉄線																																																																																																																																																			
鉄線	JIS G 3532																																																																																																																																																		
(5) ワイヤロープ																																																																																																																																																			
ワイヤロープ	JIS G 3525																																																																																																																																																		
(6) プレストレストコンクリート用鋼材																																																																																																																																																			
PC鋼線及びPC鋼より線	JIS G 3536																																																																																																																																																		
PH鋼線	JIS G 3109																																																																																																																																																		
ピアノ線材	JIS G 3502																																																																																																																																																		
硬鋼線材	JIS G 3506																																																																																																																																																		
(7) 鉄鋼																																																																																																																																																			
鉄線	JIS G 3532																																																																																																																																																		
溶接金網	JIS G 3551																																																																																																																																																		
ひし形金網	JIS G 3552																																																																																																																																																		
(8) 鋼製ぐい及び鋼矢板																																																																																																																																																			
鋼管ぐい	JIS G 5525																																																																																																																																																		
H型鋼ぐい	JIS G 5526																																																																																																																																																		
熱間圧延鋼矢板	JIS G 5528																																																																																																																																																		
鋼管矢板	JIS G 5530																																																																																																																																																		

(9)鋼製支保工	
一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
六角ボルト	JIS G 1180
六角ナット	JIS G 1181
擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金セット	JIS G 1186

### III 瀝青材料

品目	対応JIS規格(参考)
舗装用石油アスファルト	日本道路規定規格
石油アスファルト乳剤	JIS K 2208

### IV 割り石及び骨材

割り石	JIS A 5006
道路用砕石	JIS A 5001
アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001
フィラー(舗装用石炭粉)	JIS A 5008
コンクリート用砕石及び砕砂	JIS A 5005
コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011
道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015

## 第2節 工事材料の品質及び検査(確認を含む)

1. 請負者は、ポストテンションの、PC鋼線・PC鋼棒については、機械試験(引張試験)を各々1回(1片)行わなければならない。
2. PC鋼材の試験はJIS Z 2241(金属材料引張試験方法)に準じて行い、試験結果を整備・保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合にはすみやかに提示するとともに、完成時に納品するものとする。
3. 請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任において整備・保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに提示しなければならない。
4. 請負者は「共仕」第2編第1章第2節工事材料の品質及び検査(確認を含む)第6項表1-1に示す工事材料の構造用圧延鋼材のうち、JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)は確認材料から除外してよいものとする

## 第2章 土木工事材料

### 第2節 石

#### 特仕2-2-3 雑割石

雑割石の控長は35cm級とする。

#### 特仕2-2-7 その他の砂利、砕石、砂

クラッシュラン(C-40)及び再生クラッシュラン(RC-40)の品質規格は、「共仕」第3編2-6-2アスファルト舗装の材料第7項の規定によるものとする。

### 第3節 骨材

#### 特仕2-3-2 セメントコンクリート用骨材

1. 砂防工事に用いるコンクリートのうち、最大寸法80mmの粗骨材の粒度は、表2-1の規格に適合するものとする。  
なお、粗骨材は、大・小粒が適度に混合しているもので、その粒度は次表の範囲を標準とする。また、ふるい分け試験は、JIS A1102によるものとする。

(9)鋼製支保工	
一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
六角ボルト	JIS G 1180
六角ナット	JIS G 1181
擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金セット	JIS G 1186

### III 瀝青材料

品目	対応JIS規格(参考)
舗装用石油アスファルト	日本道路規定規格
石油アスファルト乳剤	JIS K 2208

### IV 割り石及び骨材

割り石	JIS A 5006
道路用砕石	JIS A 5001
アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001
フィラー(舗装用石炭粉)	JIS A 5008
コンクリート用砕石及び砕砂	JIS A 5005
コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011
道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015

## 第2節 工事材料の品質

### 1. 機械試験

受注者は、ポストテンションの、PC鋼線・PC鋼棒については、機械試験(引張試験)を各々1回(1片)行わなければならない。

### 2. 試験結果

PC鋼材の試験はJIS Z 2241(金属材料引張試験方法)に準じて行い、試験結果を整備・保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合には速やかに提示するとともに、完成時に納品するものとする。

## 第2章 土木工事材料

### 第2節 石

#### 特仕2-2-3 雑割石

雑割石の控長は35cm級とする。

#### 特仕2-2-7 その他の砂利、砕石、砂

クラッシュラン(C-40)及び再生クラッシュラン(RC-40)の品質規格は、「共仕」第3編2-6-3アスファルト舗装の材料第7項の規定によるものとする。

### 第3節 骨材

#### 特仕2-3-2 セメントコンクリート用骨材

- 砂防工事に用いるコンクリートのうち、最大寸法80mmの粗骨材の粒度は、表2-1の規格に適合するものとする。  
なお、粗骨材は、大・小粒が適度に混合しているもので、その粒度は次表の範囲を標準とする。また、ふるい分け試験は、JIS A1102によるものとする。

修正 共仕との整合

修正 文言修正

削除 共仕へ記載

削除 共仕との整合

修正

表 2-1 粗骨材粒度の標準

粗骨材の最大寸法 (mm) 粗骨材の大きさ(mm)	網ふるいを通る量の重量百分率										
	150	100	80	50	40	25	20	15	10	5	2.5
5~80	-	100	95~100	-	40~75	-	20~40	-	5~15	0~5	-

第5節 鋼材

特仕 2-5-2 構造用圧延鋼材

土留に使用する波型鋼板は、JIS G 3101-S S330（黒皮品）の規格に適合したライナープレートとする。

特仕 2-5-11 鉄網

ラス張に使用する金網はヒシ形（2mm（14#）×50mmめっき仕様）で、その規格及び品質はJIS G 3552（ヒシ形金網）の規格に準ずるものとする。

特仕 2-5-20 鋼材規格

エキスパンション用異形スタッド（NSD400）の品質規格は表 2-2 のとおりとする。

表 2-2 異形スタッド（NSD400）の品質規格

機械的性質				化学成分			
引張強さ kgf/mm <sup>2</sup> (N/mm <sup>2</sup> )	降伏点 kgf/mm <sup>2</sup> (N/mm <sup>2</sup> )	伸び%	試験片	C	M <sup>n</sup>	F	S
41~56 (400~550 (235以上))	24以上	20以上	JIS Z220 14号標 点距離 L=4D	0.2 以下	0.3~ 0.9	0.040 以下	0.040 以下

第7節 セメントコンクリート製品

特仕 2-7-1 一般事項

1. 請負者は、コンクリート構造物及びコンクリート工場製品については、アルカリ骨材反応抑制対策を実施しなければならない。ただし、長期の耐久性を期待しない仮設構造物については除く。
2. 請負者は、構造物に使用するコンクリートは、アルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。なお、土木構造物については、(1)、(2)を優先する。
  - (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制  
アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1㎡に含まれるアルカリ総量Na<sub>2</sub>O換算で3.0kg以下にする。
  - (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用

表 2-1 粗骨材粒度の標準

粗骨材の最大寸法 (mm) 粗骨材の大きさ(mm)	網ふるいを通る量の重量百分率										
	150	100	80	50	40	25	20	15	10	5	2.5
5~80	-	100	95~100	-	40~75	-	20~40	-	5~15	0~5	-

第5節 鋼材

特仕 2-5-2 構造用圧延鋼材

土留に使用する波型鋼板は、JIS G 3101-S S330（黒皮品）の規格に適合したライナープレートとする。

特仕 2-5-11 鉄網

ラス張に使用する金網はヒシ形（2mm（14#）×50mmめっき仕様）で、その規格及び品質はJIS G 3552（ヒシ形金網）の規格に準ずるものとする。

特仕 2-5-20 鋼材規格

エキスパンション用異形スタッド（NSD400）の品質規格は表 2-2 のとおりとする。

表 2-2 異形スタッド（NSD400）の品質規格

機械的性質				化学成分			
引張強さ kgf/mm <sup>2</sup> (N/mm <sup>2</sup> )	降伏点 kgf/mm <sup>2</sup> (N/mm <sup>2</sup> )	伸び%	試験片	C	M <sup>n</sup>	F	S
41~56 (400~550 (235以上))	24以上	20以上	JIS Z220 14号標 点距離 L=4D	0.2 以下	0.3~ 0.9	0.040 以下	0.040 以下

第7節 セメントコンクリート製品

特仕 2-7-1 一般事項

1. **アルカリ骨材反応抑制対策の対象**  
受注者は、コンクリート構造物及びコンクリート工場製品については、アルカリ骨材反応抑制対策を実施しなければならない。ただし、長期の耐久性を期待しない仮設構造物については除く。
2. **アルカリ骨材反応抑制対策の確認**  
受注者は、構造物に使用するコンクリートは、アルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。なお、土木構造物については、(1)、(2)を優先する。
  - (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制  
アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1㎡に含まれるアルカリ総量Na<sub>2</sub>O換算で3.0kg以下にする。
  - (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用

修正 文言修正

修正 文言修正

JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント〔B種又はC種〕あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント〔B種又はC種〕、もしくは混合材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の**確認**されたものを使用する。

(3) 安全と認められる骨材の使用  
骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）注）の結果で無害と**確認**された骨材を使用する。

3. **請負者**は、海水または潮風の影響を受ける地域において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の安全性に重大な影響を及ぼすと考えられる場合（2.（3）の対策をとったものは除く）には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について監督職員と**協議**するものとする。

注）試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。

#### 特仕2-7-2 セメントコンクリート製品

1. 遠心力鉄筋コンクリート管は、JIS A 5372の外圧管1種及び2種とする。  
**請負者**は、**設計図書**に明示された場合を除き、B型管（ソケット管）を使用しなければならない。

2. RC杭の杭先端部は、普通型（閉塞型）とする。

3. コンクリートブロックの規格は、**設計図書**に明示された場合を除き、JIS A 5371付属書4表1.2によるものとする。

4. 側溝蓋は工場製作とし、材料及び製造方法等は、JIS A 5372の基準に準ずるものとする。

5. 「プレキャストコンクリート製品の大型化・長尺化部会」で制定の製品についてはJIS製品と同等とする。  
**製造工場**は、**プレキャストコンクリート製品のJIS認定工場**又は、**JIS認証工場**とする。

#### 第9節 芝及びそだ

##### 特仕2-9-1 芝（姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝）

1. 芝は**設計図書**に明示した場合を除き半土付野芝とする。

2. 筋芝工に使用する芝は半土付野芝とし、巾は14cm程度とする。

##### 特仕2-9-3 種子

1. 種子帯は带状基材に種子・肥料及び土壌改良材等を接着又は封入したものとし、規格は下記のとおりとする。  
巾……………7cm  
種子配合……………短冠性の牧草等

2. 種子袋は長さ50cm・巾10cm・厚さ1cmのものとし、種子及び肥料等は**設計図書**に示す場合を除き表2-4とする。

JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント〔B種又はC種〕あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント〔B種又はC種〕、もしくは混合材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の**確認**されたものを使用する。

(3) 安全と認められる骨材の使用  
骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）注）の結果で無害と**確認**された骨材を使用する。

#### 3. **海水または潮風の影響を受ける地域の措置**

**受注者**は、海水または潮風の影響を受ける地域において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の安全性に重大な影響を及ぼすと考えられる場合（2.（3）の対策をとったものは除く）には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について監督職員と**協議**するものとする。

注）試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。

#### 特仕2-7-2 セメントコンクリート製品

##### 1. **遠心力鉄筋コンクリート管**

遠心力鉄筋コンクリート管は、JIS A 5372の外圧管1種及び2種とする。

**受注者**は、**設計図書**に明示された場合を除き、B型管（ソケット管）を使用しなければならない。

##### 2. **RC杭の杭先端部**

RC杭の杭先端部は、普通型（閉塞型）とする。

##### 3. **コンクリートブロック**

コンクリートブロックの規格は、**設計図書**に明示された場合を除き、JIS A 5371付属書4表1.2によるものとする。

##### 4. **側溝蓋**

側溝蓋は工場製作とし、材料及び製造方法等は、JIS A 5372の基準に準ずるものとする。

##### 5. 「**プレキャストコンクリート製品の大型化・長尺化部会**」で制定の製品

「**プレキャストコンクリート製品の大型化・長尺化部会**」で制定の製品についてはJIS製品と同等とする。

#### 第9節 芝及びそだ

##### 特仕2-9-1 芝（姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝）

###### 1. **芝**

芝は**設計図書**に明示した場合を除き半土付野芝とする。

###### 2. **筋芝工**

筋芝工に使用する芝は半土付野芝とし、巾は14cm程度とする。

##### 特仕2-9-3 種子

###### 1. **種子帯**

種子帯は带状基材に種子・肥料及び土壌改良材等を接着又は封入したものとし、規格は下記のとおりとする。

巾……………7cm

種子配合……………短冠性の牧草等

###### 2. **種子袋**

種子袋は長さ50cm・巾10cm・厚さ1cmのものとし、種子及び肥料等は**設計図書**に示す場合を除き表2-4とする。

修正 文言修正

修正 文言修正

削除

表2-4 種子袋わら伏工の種子及び肥料使用量（1枚当り）

品名	使用量(g)	摘要
トールフェス	0.6	
ウィピングラブグラス	0.06	
レッドトップ	0.015	
種 ヨモギ	0.01	
子 ヤマハギ	0.15	
メドハギ	0.1	
カワラナデシコ	0.04	
名 セキチク	0.04	
ヤグルマソウ	0.15	
コスモス	0.09	
化学肥料	27	N, P, K等成分量30%以上
土壌肥料改良材	0.5 (樽)	パーミキュライト等
保水剤		

なお、化成肥料の肥効期間は3ヶ月程度を目標とする。

第10節 目地材料

特仕2-10-1 注入目地材

伸縮目地の目地材は瀝青系目地材（t=10mm）及び樹脂系目地材（t=10mm）とする。

- 目地材は、厚さ1.8cm以上の杉板又はこれと同等品以上の材料を用いるものとする。
- 護岸等流水の影響のある箇所に使用する目地材は、樹脂発泡体の厚10mmのもので表2-5によるものとする。

表2-5 目地材の規格値

復元率	90%以上	KDKS 0607-1968による
圧縮荷重	0.15N/mm <sup>2</sup> 以上	50%圧縮時
硬度	40度以上	SRIS0101-1968スプリングかたさ試験（加圧面接触時）
見かけ密度	0.06 g/cm <sup>3</sup> 以上	

表2-4 種子袋わら伏工の種子及び肥料使用量（1枚当り）

品名	使用量(g)	摘要
トールフェスク	0.6	
ウィピングラブグラス	0.06	
レッドトップ	0.015	
種 ヨモギ	0.01	
子 ヤマハギ	0.15	
メドハギ	0.1	
カワラナデシコ	0.04	
名 セキチク	0.04	
ヤグルマソウ	0.15	
コスモス	0.09	
化学肥料	27	N, P, K等成分量30%以上
土壌肥料改良材	0.5 (樽)	パーミキュライト等
保水剤		

なお、化成肥料の肥効期間は3ヶ月程度を目標とする。

第10節 目地材料

特仕2-10-1 注入目地材

伸縮目地の目地材は瀝青系目地材（t=10mm）及び樹脂系目地材（t=10mm）とする。

特仕2-10-2 目地材

- 目地材は、厚さ1.8cm以上の杉板又はこれと同等品以上の材料を用いるものとする。
- 護岸等流水の影響のある箇所に使用する目地材は、樹脂発泡体の厚10mmのもので表2-5によるものとする。

表2-5 目地材の規格値

復元率	90%以上	KDKS 0607-1968による
圧縮荷重	0.15N/mm <sup>2</sup> 以上	50%圧縮時
硬度	40度以上	SRIS0101-1968スプリングかたさ試験（加圧面接触時）
見かけ密度	0.06 g/cm <sup>3</sup> 以上	

修正

誤植

修正

誤植

3. 河川構造物（樋管・樋門等）に使用する目地板は、天然ゴム・スチレンゴム（一般合成ゴム）で、再生ゴム・ファクテスその他不純物を含まない成型板でなければならない。その規格は表2-6によるものとする。

表2-6 目地板の規格

復元率	90%以上	KDKS 0607-1968による
引張強度	2.0N/mm <sup>2</sup> 以	(20℃±10℃) JIS K 6301加硫ゴム試験法に準拠する。縦横とも満足すること。
見かけ密度	0.3g/cm <sup>3</sup> 以上	
硬 度	50度以上	(20℃±10℃) JIS K 6301 JIS硬度計10sec以内

第11節 塗 料

特仕2-11-1 一般事項

鋼橋塗装の仕様及び使用量等については、以下によるものとする。

- 1) 「鋼道路橋塗装・防食便覧」(平成17年12月(社)日本道路協会)によるC-5系を基本とする。
- 2) 一般環境に架設する場合は、20年以内に掛け替え等が予定されている橋梁などは、I系塗装及び上記便覧のA-5系塗装を適用してもよい。  
なお、使用材料等については、監督職員の承諾を受けるものとする。
- 3) I系の塗り替えについては、監督職員と協議するものとする。

第12節 道路標識及び区画線

特仕2-12-2 区 画 線

1. 区画線の品質規格及び材料使用量は表2-15、表2-16のとおりとする。

表2-15 常温式ペイント及び加熱式ペイント(1km当り)

名 称	規 格	単 位	数 量		備 考
			常 温 式	加 熱 式	
ペイント	JIS K 5665 1種	ℓ	50	—	ロスを含んだ数量である。
〃	〃 2種	〃	—	70	
ビーズ	JIS R 3301-1号	kg	39	59	

注：数量は「15cm幅の使用量」

表2-16 熔融式ペイント(1km当り)

名 称	規 格	単 位	数 量				備 考
			15cm	20cm	30cm	45cm	

3. 河川構造物（樋管・樋門等）に使用する目地板

- 河川構造物（樋管・樋門等）に使用する目地板は、天然ゴム・スチレンゴム（一般合成ゴム）で、再生ゴム・ファクテスその他不純物を含まない成型板でなければならない。その規格は表2-6によるものとする。

表2-6 目地板の規格

復元率	90%以上	KDKS 0607-1968による
引張強度	2.0N/mm <sup>2</sup> 以	(20℃±10℃) JIS K 6301加硫ゴム試験法に準拠する。縦横とも満足すること。
見かけ密度	0.3g/cm <sup>3</sup> 以上	
硬 度	50度以上	(20℃±10℃) JIS K 6301 JIS硬度計10sec以内

第11節 塗 料

特仕2-11-1 一般事項

鋼橋塗装の仕様及び使用量等については、以下によるものとする。

- 1) 「鋼道路橋塗装・防食便覧」(平成17年12月(社)日本道路協会)によるC-5系を基本とする。
- 2) 一般環境に架設する場合は、20年以内に掛け替え等が予定されている橋梁などは、I系塗装及び上記便覧のA-5系塗装を適用してもよい。  
なお、使用材料等については、監督職員の承諾を受けるものとする。
- 3) I系の塗り替えについては、監督職員と協議するものとする。

第12節 道路標識及び区画線

特仕2-12-2 区 画 線

1. 区画線の品質規格及び材料使用量

- 区画線の品質規格及び材料使用量は表2-15、表2-16のとおりとする。

表2-15 常温式ペイント及び加熱式ペイント(1km当り)

名 称	規 格	単 位	数 量		備 考
			常 温 式	加 熱 式	
ペイント	JIS K 5665 1種	ℓ	50	—	ロスを含んだ数量である。
〃	〃 2種	〃	—	70	
ビーズ	JIS R 3301-1号	kg	39	59	

注：数量は「15cm幅の使用量」

表2-16 熔融式ペイント(1km当り)

名 称	規 格	単 位	数 量				備 考
			15cm	20cm	30cm	45cm	

ペイント	JIS K 5665 3種-1号	kg	475	633	942	1417	t=1.5mm ロスを含まない
ビーズ	JIS R 3301-1号	〃	20	26	40	60	
プライマ		〃	25	33	50	75	

2. 区画線設置の巾及び色彩は表2-17のとおりとする。

表2-17 区画線の巾及び色彩

種 別	巾 (cm)	色 彩	摘 要
車道中央線	15	黄・白	
車道外側線	15, 20	白	
車道境界線	15	黄・白	
記号及び文字、その他	15, 20, 30, 45	黄・白	

第13節 そ の 他

特仕2-13-1 エポキシ系樹脂接着剤

1. 橋梁修繕工に使用するシール材・注入材の規格は、表2-18のとおりとする。

表2-18 シール材・注入材の規格

試験項目	試験方法	試験条件	単 位	規 格 値	
				シール材	注入材
比 重	JIS K 7112	20℃ 7日間 (15×15×40)		1.7±0.2	1.2±0.2
粘 度	JIS K 6833	20℃ ( B型回転粘土計 500 g )	mPa・S		5,000以下
可 使 時 間	温度上昇法	20℃ (200 g)	分	60以上	30以上
圧縮降伏強さ	JIS K 7208	20℃ 7日間 (15×15×43)	N/mm <sup>2</sup>	49以上	49以上
圧縮弾性率	JIS K 7208	〃	N/mm <sup>2</sup>	(0.1~0.8)× 10 <sup>4</sup>	(0.1~0.8)× 10 <sup>4</sup>
曲 げ 強 さ	JIS K 7203	20℃ 7日間 (8×15×160)	N/mm <sup>2</sup>	34以上	39以上

ペイント	JIS K 5665 3種-1号	kg	475	633	942	1417	t=1.5mm ロスを含まない
ビーズ	JIS R 3301-1号	〃	20	26	40	60	
プライマ		〃	25	33	50	75	

2. 区画線設置の巾及び色彩

区画線設置の巾及び色彩は表2-17のとおりとする。

表2-17 区画線の巾及び色彩

種 別	巾 (cm)	色 彩	摘 要
車道中央線	15	黄・白	
車道外側線	15, 20	白	
車道境界線	15	黄・白	
記号及び文字、その他	15, 20, 30, 45	黄・白	

第13節 そ の 他

特仕2-13-1 エポキシ系樹脂接着剤

1. 橋梁修繕工に使用するシール材・注入材

橋梁修繕工に使用するシール材・注入材の規格は、表2-18のとおりとする。

表2-18 シール材・注入材の規格

試験項目	試験方法	試験条件	単 位	規 格 値	
				シール材	注入材
比 重	JIS K 7112	20℃ 7日間 (15×15×40)		1.7±0.2	1.2±0.2
粘 度	JIS K 6833	20℃ ( B型回転粘土計 500 g )	mPa・S		5,000以下
可 使 時 間	温度上昇法	20℃ (200 g)	分	60以上	30以上
圧縮降伏強さ	JIS K 7208	20℃ 7日間 (15×15×43)	N/mm <sup>2</sup>	49以上	49以上
圧縮弾性率	JIS K 7208	〃	N/mm <sup>2</sup>	(0.1~0.8)× 10 <sup>4</sup>	(0.1~0.8)× 10 <sup>4</sup>
曲 げ 強 さ	JIS K 7203	20℃ 7日間 (8×15×160)	N/mm <sup>2</sup>	34以上	39以上

引張強さ	JIS K 7113	20℃ 7日間 (5×20×175)	N/mm <sup>2</sup>	20以上	20以上
引張せん断強さ	JIS K 6850	〃	N/mm <sup>2</sup>	10以上	10以上
衝撃強さ	JIS K 7111	20℃ 7日間 (15×15×90)	KJ/m <sup>2</sup>	1.5以上	3.0以上
硬さ	JIS K 7215	20℃ 7日間 (3×12×12)	HDD	80以上	80以上

注) 注入材の強度については、冬期は採取した供試体を20℃ 7日間の養生したのち、試験をするものとする。

2. エポキシ系樹脂は、表2-19に適合するものとする。

表2-19 エポキシ系樹脂の規格

試験項目	試験方法	試験条件	単位	規格値	
				モルタル用	コンクリート用
比重	JIS K 7112	20℃ 7日間		1.2±0.05	1.2±0.05
粘度	JIS K 6833	20℃	mPa・S	1,700±1,000	1,700±1,000
圧縮降伏強さ	JIS K 7208	20℃ 7日間	N/mm <sup>2</sup>	34以上	29以上
曲げ強さ	JIS K 7203	20℃ 7日間	N/mm <sup>2</sup>	15以上	15以上
引張強さ	JIS K 7113	20℃ 7日間	N/mm <sup>2</sup>	15以上	13以上
圧縮弾性率	JIS K 7208	20℃ 7日間	N/mm <sup>2</sup>	(0.5~2.0)×10 <sup>3</sup>	(0.5~2.0)×10 <sup>3</sup>
引張せん断強さ	JIS K 6850	20℃ 7日間	N/mm <sup>2</sup>	10以上	10以上
衝撃強さ	JIS K 7111	20℃ 7日間	KJ/m <sup>2</sup>	1.5以上	1.5以上
硬さ	JIS K 7215	20℃ 7日間	HDD	75以上	70以上

3. エポキシ系樹脂モルタル及びエポキシ系樹脂コンクリートの質量配合比は、表2-20のとおりとする。

表2-20 質量配合比

	樹脂	珪砂	砂利	単位質量	摘要
樹脂モルタル	1	4	—	2,100±100kg/m <sup>3</sup>	
〃	1	5	—	2,150±100kg/m <sup>3</sup>	

引張強さ	JIS K 7113	20℃ 7日間 (5×20×175)	N/mm <sup>2</sup>	20以上	20以上
引張せん断強さ	JIS K 6850	〃	N/mm <sup>2</sup>	10以上	10以上
衝撃強さ	JIS K 7111	20℃ 7日間 (15×15×90)	KJ/m <sup>2</sup>	1.5以上	3.0以上
硬さ	JIS K 7215	20℃ 7日間 (3×12×12)	HDD	80以上	80以上

注) 注入材の強度については、冬期は採取した供試体を20℃ 7日間の養生したのち、試験をするものとする。

2. **エポキシ系樹脂**

エポキシ系樹脂は、表2-19に適合するものとする。

表2-19 エポキシ系樹脂の規格

試験項目	試験方法	試験条件	単位	規格値	
				モルタル用	コンクリート用
比重	JIS K 7112	20℃ 7日間		1.2±0.05	1.2±0.05
粘度	JIS K 6833	20℃	mPa・S	1,700±1,000	1,700±1,000
圧縮降伏強さ	JIS K 7208	20℃ 7日間	N/mm <sup>2</sup>	34以上	29以上
曲げ強さ	JIS K 7203	20℃ 7日間	N/mm <sup>2</sup>	15以上	15以上
引張強さ	JIS K 7113	20℃ 7日間	N/mm <sup>2</sup>	15以上	13以上
圧縮弾性率	JIS K 7208	20℃ 7日間	N/mm <sup>2</sup>	(0.5~2.0)×10 <sup>3</sup>	(0.5~2.0)×10 <sup>3</sup>
引張せん断強さ	JIS K 6850	20℃ 7日間	N/mm <sup>2</sup>	10以上	10以上
衝撃強さ	JIS K 7111	20℃ 7日間	KJ/m <sup>2</sup>	1.5以上	1.5以上
硬さ	JIS K 7215	20℃ 7日間	HDD	75以上	70以上

3. **エポキシ系樹脂モルタル及びエポキシ系樹脂コンクリート**

エポキシ系樹脂モルタル及びエポキシ系樹脂コンクリートの質量配合比は、表2-20のとおりとする。

表2-20 質量配合比

	樹脂	珪砂	砂利	単位質量	摘要
樹脂モルタル	1	4	—	2,100±100kg/m <sup>3</sup>	
〃	1	5	—	2,150±100kg/m <sup>3</sup>	

樹脂コンクリート	1	3	5	2,250±100kg/m <sup>3</sup>
----------	---	---	---	----------------------------

4. 珪砂は表2-21の規格を満足する4号・7号を使用する。  
 (1) 種類：乾燥珪砂  
 (2) 粒度

表2-21 珪砂の規格

	4号珪砂			7号珪砂		
	フルイの呼び寸法(mm)	1.19以上	1.19～0.59以下	0.59以下	0.42以上	0.42～0.105以下
残留重量百分率(%)	10以下	80以上	10以下	10以下	75以上	15以下

- (3) 水分含有率：0.5%以下  
 請負者は、完全乾燥して防水梱包したものを現場に搬入しなければならない。  
 なお、一度開封した珪砂を使用してはならない。

5. 砂利

樹脂コンクリートに使用する砂利は、水洗いを行い乾燥（表乾状態）させたものとし、粒度分布は表2-22を満足しなければならない。

表2-22 粒度分布

	25mm	20mm	15mm	10mm	5mm
通過重量百分率(%)	100	100～95	100～85	50～20	5～0

6. 繊維

- (1) 繊維については、カーボンガラスロービングと同等品以上とする。  
 (2) 繊維の品質規格については、表2-23とする。

表2-23 繊維の品質規格

繊維名	試験規格等	巾(m)	質量g/m	厚(mm)	引張強度
カーボンガラスロービング	TERC-140 JIS R 7601及び JIS R 3412 ER1150 1/2	140	64	0.5	26N/mm <sup>2</sup>

7. 充填材及びバックアップ材の物性は表2-24、表2-25のとおりとする。

表2-24 弾性シール材の品質の標準規格及び試験項目物性

項目	条件	標準値	試験方法	定期検査
----	----	-----	------	------

樹脂コンクリート	1	3	5	2,250±100kg/m <sup>3</sup>
----------	---	---	---	----------------------------

4. 珪砂

- 珪砂は表2-21の規格を満足する4号・7号を使用する。  
 (1) 種類：乾燥珪砂  
 (2) 粒度

表2-21 珪砂の規格

	4号珪砂			7号珪砂		
	フルイの呼び寸法(mm)	1.19以上	1.19～0.59以下	0.59以下	0.42以上	0.42～0.105以下
残留重量百分率(%)	10以下	80以上	10以下	10以下	75以上	15以下

- (3) 水分含有率：0.5%以下  
 受注者は、完全乾燥して防水梱包したものを現場に搬入しなければならない。  
 なお、一度開封した珪砂を使用してはならない。

5. 砂利

樹脂コンクリートに使用する砂利は、水洗いを行い乾燥（表乾状態）させたものとし、粒度分布は表2-22を満足しなければならない。

表2-22 粒度分布

	25mm	20mm	15mm	10mm	5mm
通過重量百分率(%)	100	100～95	100～85	50～20	5～0

6. 繊維

- (1) 繊維については、カーボンガラスロービングと同等品以上とする。  
 (2) 繊維の品質規格については、表2-23とする。

表2-23 繊維の品質規格

繊維名	試験規格等	巾(m)	質量g/m	厚(mm)	引張強度
カーボンガラスロービング	TERC-140 JIS R 7601及び JIS R 3412 ER1150 1/2	140	64	0.5	26N/mm <sup>2</sup>

7. 充填材及びバックアップ材

充填材及びバックアップ材の物性は表2-24、表2-25のとおりとする。

表2-24 弾性シール材の品質の標準規格及び試験項目物性

項目	条件	標準値	試験方法	定期検査	通常検査
----	----	-----	------	------	------

修正 文言修正

修正 誤植

比重	20℃	1.1±0.2	JIS K 6350に準じる。	○	○
硬度(ASKER-C)	20℃	2~13	SRIS 0101-1968に準じる。	○	
破断時の伸び(%)	-20℃	400以上	JIS A 5758に準じる。	○	○ (20℃のみ)
	20℃	500以上		○	
	水中浸漬	500以上		○	
	200mm <sup>2</sup> 以上	500以上		○	
最大引張応力(N/mm <sup>2</sup> )	-20℃	0.3以上	JIS A 5758に準ずる。	○	○ (20℃のみ)
	20℃	0.08以上		○	
	水中浸漬	0.08以上		○	
	200mm <sup>2</sup> 以上	0.08以上		○	
50%圧縮強さ(N/mm <sup>2</sup> )	20℃	0.02~0.13	JIS K 6767に準じる。	○	○
復元性試験(%)	50%圧縮	90以上	JIS K 6301に準じる。	○	
引張圧縮繰り返し試験	7000回	異常なし	JIS K 6758に準ずる。	○	

注 全項目について1年に1回定期検査を行うものとし、試験報告書にはその写しを添付しなければならない。

表2-25 バックアップ材の品質の標準規格

(高弾性ウレタンフォーム)

項目	単位	規格	試験方法
密度	kg/m <sup>3</sup>	85.0±6.8	JIS K6400
硬さ	N	441.3±53.9	JIS K6400
引張強さ	Kpa	118以上	JIS K6400
伸び	%	50以上	JIS K6400
反発弾性	%	60以上	JIS K6400
圧縮残留歪	%	3.0以下	JIS K6400
繰り返し圧縮残留歪	%	1.5以下	JIS K6400

(ポリエチレンフォーム)

項目	標準値		試験方法
	車道部(硬質バックアップ材)	地盤部(硬質バックアップ材)	

比重	20℃	1.1±0.2	JIS K 6350に準じる。	○	○
硬度(ASKER-C)	20℃	2~13	SRIS 0101-1968に準じる。	○	
破断時の伸び(%)	-20℃	400以上	JIS A 5758に準ずる。	○	○ (20℃のみ)
	20℃	500以上		○	
	水中浸漬	500以上		○	
	200mm <sup>2</sup> 以上	500以上		○	
最大引張応力(N/mm <sup>2</sup> )	-20℃	0.3以上	JIS A 5758に準ずる。	○	○ (20℃のみ)
	20℃	0.08以上		○	
	水中浸漬	0.08以上		○	
	200mm <sup>2</sup> 以上	0.08以上		○	
50%圧縮強さ(N/mm <sup>2</sup> )	20℃	0.02~0.13	JIS K 6767に準ずる。	○	○
復元性試験(%)	50%圧縮	90以上	JIS K 6301に準ずる。	○	
引張圧縮繰り返し試験	7000回	異常なし	JIS K 6758に準ずる。	○	

注 全項目について1年に1回定期検査を行うものとし、試験報告書にはその写しを添付しなければならない。

表2-25 バックアップ材の品質の標準規格

(高弾性ウレタンフォーム)

項目	単位	規格	試験方法
密度	kg/m <sup>3</sup>	85.0±6.8	JIS K6400
硬さ	N	441.3±53.9	JIS K6400
引張強さ	Kpa	118以上	JIS K6400
伸び	%	50以上	JIS K6400
反発弾性	%	60以上	JIS K6400
圧縮残留歪	%	3.0以下	JIS K6400
繰り返し圧縮残留歪	%	1.5以下	JIS K6400

(ポリエチレンフォーム)

項目	標準値		試験方法
	車道部(硬質バックアップ材)	地盤部(硬質バックアップ材)	

みかけ密度 (g/cm <sup>3</sup> )	0.025~0.040	0.025~0.036	JIS K 6767
引裂強さ (N/mm <sup>2</sup> )	0.34~0.57	0.10~0.26	
伸び (%)	300~400	175~400	
引裂強さ (N/cm)	14.70~25.48	7.35~17.15	

注) バックアップ材の材質は原則として高弾性ウレタンフォームまたはポリエチレンフォームとするが、これらを使用しない構造の場合はこの限りでない。

### 特仕 2-13-2 合成樹脂製品

1. ゴム製止水板の形状・寸法はJIS K 6773ポリ塩化ビニル止水板に準ずるものとし、良質な硬質ゴムで、主原料は天然ゴム又はブタジエンゴムとスチレンゴムの重合体もしくは混合物でなければならない。製品には主原料を質量で70%以上含み、ファクテス又は再生ゴムを含んではならない。  
規格は表 2-26によるものとする。

表 2-26 ゴム製止水板の規格

硬 度	65± 5度	JIS K 6253
引張り強さ	25N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS K 6251 (23℃+ 2℃) 縦横ともに満足すること。
破断時の伸び	500%以上	引張速度500±25mm/min
ひきさき強度	12N/mm <sup>2</sup>	JIS K 6252 引張速度500±25mm/min
比 重	1.13±0.03	JIS K 6350

ひ管本体の継手に設ける場合の止水板の規格は表 2-27によるものとする。

表 2-27 止水板の規格

硬 度	65± 5度	JIS K 6253
引張り強さ	15N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS K 6251
伸 び	350%以上	JIS K 6251

2. 砂防ダムで使用する止水板は、センターバルブ・コルゲート型で塩化ビニール製品巾30cm厚さ7mm以上とする。
3. 鋼製伸縮継手で使用する止水ゴムパッキン (クロロプレンゴム) の性状は表 2-28によるものとする。

表 2-28 止水ゴムパッキンの規格

硬 度	60± 5度	JIS K 6253
引 張 り 強 さ	12000KN/m <sup>2</sup> 以上	JIS K 6251

みかけ密度 (g/cm <sup>3</sup> )	0.025~0.040	0.025~0.036	JIS K 6767
引裂強さ (N/mm <sup>2</sup> )	0.34~0.57	0.10~0.26	
伸び (%)	300~400	175~400	
引裂強さ (N/cm)	14.70~25.48	7.35~17.15	

注) バックアップ材の材質は原則として高弾性ウレタンフォームまたはポリエチレンフォームとするが、これらを使用しない構造の場合はこの限りでない。

### 特仕 2-13-2 合成樹脂製品

#### 1. ゴム製止水板

1. ゴム製止水板の形状・寸法はJIS K 6773ポリ塩化ビニル止水板に準ずるものとし、良質な硬質ゴムで、主原料は天然ゴム又はブタジエンゴムとスチレンゴムの重合体もしくは混合物でなければならない。製品には主原料を質量で70%以上含み、ファクテス又は再生ゴムを含んではならない。  
規格は表 2-26によるものとする。

表 2-26 ゴム製止水板の規格

硬 度	65± 5度	JIS K 6253
引張り強さ	25N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS K 6251 (23℃+ 2℃) 縦横ともに満足すること。
破断時の伸び	500%以上	引張速度500±25mm/min
ひきさき強度	12N/mm <sup>2</sup>	JIS K 6252 引張速度500±25mm/min
比 重	1.13±0.03	JIS K 6350

樋管本体の継手に設ける場合の止水板の規格は表 2-27によるものとする。

表 2-27 止水板の規格

硬 度	65± 5度	JIS K 6253
引張り強さ	15N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS K 6251
伸 び	350%以上	JIS K 6251

#### 2. 砂防堰堤で使用する止水板

砂防堰堤で使用する止水板は、センターバルブ・コルゲート型で塩化ビニール製品巾30cm厚さ7mm以上とする。

#### 3. 鋼製伸縮継手で使用する止水ゴムパッキン

鋼製伸縮継手で使用する止水ゴムパッキン (クロロプレンゴム) の性状は表 2-28によるものとする。

表 2-28 止水ゴムパッキンの規格

硬 度	60± 5度	JIS K 6253
引 張 り 強 さ	12000KN/m <sup>2</sup> 以上	JIS K 6251

伸 び	400%以上	JIS K 6251
老 化 試 験		JIS K 6257
引張り強さ変化率	-20%以上	100℃×70h
伸 び 変 化 率	-30%以上	
圧縮永久ひずみ率	45%以下	JIS K 6262の10 100℃×70h

伸 び	400%以上	JIS K 6251
老 化 試 験		JIS K 6257
引張り強さ変化率	-20%以上	100℃×70h
伸 び 変 化 率	-30%以上	
圧縮永久ひずみ率	45%以下	JIS K 6262の10 100℃×70h

第 3 編 土木工事共通編	第 3 編 土木工事共通編		
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則		
第 1 節 総 則	第 1 節 総 則		
特仕 1-1-4 現場技術員	特仕 1-1-4 現場技術員		
<p>1. 請負者は、現場監督技術業務及び現場検査技術業務を管理する管理技術者、準管理技術者及び業務従事者が現場の状況を把握するために現場に立ち入る場合は、これに協力しなければならない。</p>	<p>1. <b>業務の協力</b> 受注者は、現場監督技術業務等を管理する管理技術者、準管理技術者及び業務従事者が現場の状況を把握するために現場に立ち入る場合は、これに協力しなければならない。</p>	修正	文言修正
<p>2. 請負者が監督職員に対して行う連絡は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。</p>	<p>2. <b>受注者からの連絡</b> 受注者は「共仕」第 3 編 1-1-4 現場技術員（2）のほか連絡についても、現場技術員を通じて行うことができる。</p>	修正	文言修正
<p>3. 監督職員から請負者に対する連絡が現場技術員を通じて行われた場合は、監督職員から直接連絡があったものと同等である。</p>	<p>3. <b>監督職員からの連絡</b> 監督職員から受注者に対する連絡が現場技術員を通じて行われた場合は、監督職員から直接連絡があったものと同等である。</p>	修正	文言修正
特仕 1-1-6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等	特仕 1-1-6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等		
<p>1. 「共仕」第 3 編 1-1-6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第 1 項の立会の実施にあたっては、別に定める確認・立会簿により実施するものとする。</p>	<p>1. <b>立会の実施</b> 「共仕」第 3 編 1-1-6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第 1 項の立会の実施にあたっては、土木工事書類作成提出要領に定める確認・立会願により実施するものとする。</p>	変更 修正	書類の明示 文言修正
<p>① 請負者は確認・立会の希望日と内容等の確認立会事項について確認・立会簿に記載し、あらかじめ監督職員へ提出するものとする。</p>	<p>① 受注者は確認・立会の希望日と内容等の確認立会事項について確認・立会願に記載し、あらかじめ監督職員へ提出するものとする。</p>		
<p>② 監督職員は提出された確認立会事項に対しての確認立会方法を請負者に通知するものとし、確認立会の実施後は直ちにその結果を確認立会書として回答するものとする。</p>	<p>② 監督職員は提出された確認立会事項に対しての確認立会方法を受注者に通知するものとし、確認立会の実施後は速やかにその結果を確認立会書として回答するものとする。</p>		
<p>③ 確認・立会簿による提出、通知、回答は電子メールを使用することを原則とし、確認・立会に用いた資料等は確認・立会の実施者が保管するものとする。</p>	<p>③ 確認・立会願による提出、通知、回答は電子メールを使用することを原則とし、確認・立会に用いた資料等は確認・立会の実施者が保管するものとする。</p>		
<p>2. 「共仕」第 3 編 1-1-6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第 6 項の段階確認の実施にあたっては、別に定める段階確認簿により実施するものとする。</p>	<p>2. <b>段階確認の実施</b> 「共仕」第 3 編 1-1-6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第 6 項の段階確認の実施にあたっては、別に定める段階確認簿により実施するものとする。</p>	修正	文言修正
<p>① 請負者は、「共仕」第 3 編 1-1-6 表 1-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。</p>	<p>① 受注者は、「共仕」第 3 編 1-1-6 表 1-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。</p>		
<p>② 請負者は段階確認に係わる種別・細別、施工予定時期等を確認内容として段階確認簿に記載し、あらかじめ監督職員へ提出するものとする。</p>	<p>② 受注者は段階確認に係わる種別・細別、施工予定時期等を確認内容として段階確認簿に記載し、あらかじめ監督職員へ提出するものとする。</p>		
<p>③ 監督職員は、提出された確認内容に対しての確認方法を請負者に通知するものとし、請負者は通知された確認方法により段階確認を受けなければならない。また、段階確認においては請負者は臨場しなければならない。</p>	<p>③ 監督職員は、提出された確認内容に対しての確認方法を受注者に通知するものとし、受注者は通知された確認方法により段階確認を受けなければならない。また、段階確認においては受注者は臨場しなければならない。</p>		
<p>④ 段階確認の実施結果について監督職員は速やかに確認結果、確認日等を確認書として回答するものとする。</p>	<p>④ 段階確認の実施結果について監督職員は速やかに確認結果、確認日等を確認書として回答するものとする。</p>		
<p>⑤ 段階確認簿による提出、通知、回答は電子メールを使用することを原則とし、段階確認に用いた品質・出来形記録資料やその他参考資料等は、確認実施者が保管するものとする。</p>	<p>⑤ 段階確認簿による提出、通知、回答は電子メールを使用することを原則とし、段階確認に用いた品質・出来形記録資料やその他参考資料等は、確認実施者が保管するものとする。</p>		
特仕 1-1-8 品質証明	特仕 1-1-8 品質証明		
<p>1. 請負者は、品質証明の実施にあたり、品質証明の実施時期と実施内容を「共仕」第 1 編第 1 章 1-1-4 施工計画書の第 1 項(15) その他に記載しなければならない。</p>	<p>1. <b>品質証明の実施時期と内容</b> 受注者は、品質証明の実施にあたり、品質証明の実施時期と実施内容を施工計画書に記載しなければならない。</p>	修正	文言修正
	<p>2. <b>品質証明の実施</b></p>		

2. 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期および工事検査の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により、整備、保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに提示しなければならない。

**特仕 1-1-9 工事完成図書の納品**

「共仕」第3編 1-1-9 工事完成図書の納品については、下記のとおり記述を読み替えるものとする。

1. 受注者は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた以下の書類を**工事完成図書**として納品しなければならない。
  - ① 工事完成図
  - ② 工事管理台帳
2. 受注者は、**設計図書**に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図を紙の成果品及び**電子成果品**として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すものとする。
3. 受注者は、**設計図書**に従って工事目的物の完成状態を台帳として記録した工事管理台帳を紙の成果品及び**電子成果品**として作成しなければならない。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた**施設管理台帳**と工事目的物の品質記録をとりまとめた**品質記録台帳**をいう。
4. 受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて**電子成果品**及び紙の成果品を作成及び納品しなければならない。  
 なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル及びそれらのDTD ファイルは、「国土交通省CALS/EC 電子納品に関する要領・基準サイト」(<http://www.cals-ed.go.jp/index.html>)において公開している「工事完成図書に係わるDTD、XML 出力例」H20.5(H20.9.17 更新)を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。  
 また、台帳フォルダ（REGISTER）の作成は不要とし、**電子納品**する台帳データがある場合は、その他フォルダ（OTHERS）へ格納するものとする。
5. 受注者は、**設計図書**において道路工事完成図等作成の対象工事と明示された場合、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料）」に基づいて**電子成果品**を作成しなければならない。
6. 受注者は、**設計図書**において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質調査成果電子納品要領（案）（国土交通省）」に基づいて**電子成果品**を作成しなければならない。

**特仕 1-1-11 施工管理**

請負者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（建設大臣官房技術調査室長通達、昭和60年9月24日）に基づいて作成し、完成時に納品しなければならない。

**特仕 1-1-15 提出書類**

1. 請負者は、**工事書類**の提出は、表 1-1 に基づき実施するものとする。（平成22年度土木工事における受発注者の業務効率化実施要領 工事関係書類一覧表）

品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期および工事検査の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により、整備、保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

**特仕 1-1-15 提出書類**

1. **工事書類の提出**  
 受注者は、**工事書類**の提出は、表 1-1 に基づき実施するものとする。（平成22年度土木工事における受発注者の業務効率化実施要領 工事関係書類一覧表）

修正 文言修正

削除 共仕へ記載

削除 共仕へ記載

修正 文言修正

表1-1 工事関係書類一覧表【中部地整版】

No.	書類名称	受注者による 書面作成・提出の機軸	発注者へ提出必須		発注者へ 提出する 必要が無し	備考
			発注者 の 必要性	監督員 へ提出 必須		
1	工事請負契約書	—			○	
2	共通仕様書	—			○	
3	特記仕様書	—			○	
4	発注図書	—			○	
5	現場説明書	—			○	
6	質問回答書	—			○	
7	工事数量計算書	—			○	
8	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	○	○		
9	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項	○	○		契約図書で規定された場合に提出する。(工期9ヶ月以上、請負代金額1億円以上対象)
10	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	○	○		
11	進捗管理報告書	現況時指導事項(H13.2)付建設省 議定書第2号 共通仕様書1-1-1-40-5	○	○		提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。
12	請取書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	○	○		
13	VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書1-1-1-49		○		
14	工事カルテ受領書	共通仕様書1-1-1-5	○		○	その都度、発注者に提示し、受注者で保管する。
15	建設リサイクル法に基づく通知書	建設工事に伴う資材の再資源化等に関する法律第11条			○	
16	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	○	○		特約の場合の必要施工計画書は提出不要。 [工期や数量のわずかな変更の場合]
17	総合評価計画書		○	○		総合評価方式の技術提案内容を、施工計画書に記載する。
18	ISO9001品質計画書	H16.9)付国官技第117号	○	○		
19	契約図書の見直し確認資料 (契約書18条に該当する事項があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	○	○		契約書18条第1項1～5等に該当する事項があった場合のみ監督員 へ提出する。(契約書18条第1項の範囲を超えないこと)
20	契約図書の見直し確認資料 (契約書18条に該当する事項がない場合)		○		○	契約書18条第1項1～5等に該当する事項がない場合、(契約図書と一 致している場合は、監督員への提示なし)、受注者で保管する。(契 約書18条第1項の範囲を超えないこと)
21	工事測量成果書(原BIM及び多角点の計 画)	共通仕様書1-1-1-37-1	○	○		
22	工事測量結果(契約図書との照合) (契約図書と差異あり)		○	○		契約図書と差異があった場合にのみ監督員に報告する。
23	工事測量結果(契約図書との照合) (契約図書と一致)		○		○	契約図書と一致している場合は、監督員への提示なし、受注者で保 管する。
24	施工体制構築	共通仕様書1-1-1-10-1	○	○		下請総金額3000万円以上(土木)の場合に提出する。(建設費24条 の7) (下請総額3000万円以下であっても、作成することが望ましいとさ れている。) (建設費24条の7付建設省議定書第2号第6条、平成13年2月30日 建設省令第11号、(国官技第117号))
25	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	○	○		
26	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-35-2		○		通知工程合帳、電子メール等で発注者用が事前に把握していれば 不要(前述上の工事を除く)
27	工事打合せ(指示)	共通仕様書1-1-1-2-21		○		発注者が保管
28	工事打合せ(協議)	共通仕様書1-1-1-2-21	○	○		
29	工事打合せ(承認)	共通仕様書1-1-1-2-21	○	○		
30	工事打合せ(報告)	共通仕様書1-1-1-2-21	○	○		
31	工事打合せ(報告)	共通仕様書1-1-1-2-21	○	○		
32	工事打合せ(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	○	○		
33	関係機関連絡資料 (許可後の資料)	共通仕様書1-1-1-35-3	○		○	
34	近隣協議資料	共通仕様書1-1-1-35	○	○		
35	材料確認届(指定材料)	共通仕様書2-1-2-6	○	○		指定材料のみの提出とする。(契約図書で指定した材料を含む)
36	材料納入伝票				○	
37	現場説明書	共通仕様書3-1-1-9-9(3)	○	○		契約図書で規定された場合のみ対象 の現場説明書に該当する資料を提出し作成する必要はない。(請負者 が作成する出来形管理資料に、確認した測量図を添付して提出する) 監督員又は現場維持員が確認した場合の状況写真は不要。 監督員又は現場維持員が確認して完了
38	連絡・立会簿	共通仕様書3-1-1-9-1	○	○		立会簿は契約図書で規定された場合のみ提出することとする。(規定 以外は無提出)
39	安全対策訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-26-10	○		○	実施状況の提示とし、具体的な実施内容は提出不要。
40	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-29	○	○		事故が発生した場合に、速ちに概要を書面で報告する。
41	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-29	○	○		監督員から作成指示後、1週間を目処に提出する。
42	工事進捗報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-24	○	○		
43	実施工程表		○		○	監督員へ提示のみで提出不要。
44	測定結果再検査(出来形)	共通仕様書1-1-1-23-8	○		○	監督員へ提示のみで提出不要。
45	測定結果一覧表(出来形)	共通仕様書1-1-1-23-8	○		○	監督員へ提示のみで提出不要。
46	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	○		○	測定値が10点未満の場合は作成不要。
47	ヒストグラム(出来形)	共通仕様書1-1-1-23-8			○	監督・検査において使用することが無いため不要。
48	出来形管理図(工程能力図)	共通仕様書1-1-1-23-8			○	監督・検査において使用することが無いため不要。
49	出来形数量計算書	共通仕様書1-1-1-7			○	数量契約以外の契約変更に関わる数量計算書の提出は不要

表1-1 工事関係書類一覧表【中部地整版】

No.	書類名称	受注者による 書面作成・提出の機軸	発注者へ提出必須		発注者へ 提出する 必要が無し	備考
			発注者 の 必要性	監督員 へ提出 必須		
1	工事請負契約書	—			○	
2	共通仕様書	—			○	
3	特記仕様書	—			○	
4	発注図書	—			○	
5	現場説明書	—			○	
6	質問回答書	—			○	
7	工事数量計算書	—			○	
8	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	○	○		
9	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項	○	○		契約図書で規定された場合に提出する。(工期9ヶ月以上、請負代金額1億円以上対象)
10	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	○	○		
11	進捗管理報告書	現況時指導事項(H13.2)付建設省 議定書第2号 共通仕様書1-1-1-40-5	○	○		提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。
12	請取書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	○	○		
13	VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書1-1-1-49		○		
14	工事カルテ受領書	共通仕様書1-1-1-5	○		○	その都度、発注者に提示し、受注者で保管する。
15	建設リサイクル法に基づく通知書	建設工事に伴う資材の再資源化等に関する法律第11条			○	
16	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	○	○		特約の場合の必要施工計画書は提出不要。 [工期や数量のわずかな変更の場合]
17	総合評価計画書		○	○		総合評価方式の技術提案内容を、施工計画書に記載する。
18	ISO9001品質計画書	H16.9)付国官技第117号	○	○		
19	契約図書の見直し確認資料 (契約書18条に該当する事項があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	○	○		契約書18条第1項1～5等に該当する事項があった場合のみ監督員 へ提出する。(契約書18条第1項の範囲を超えないこと)
20	契約図書の見直し確認資料 (契約書18条に該当する事項がない場合)		○		○	契約書18条第1項1～5等に該当する事項がない場合、(契約図書と一 致している場合は、監督員への提示なし)、受注者で保管する。(契 約書18条第1項の範囲を超えないこと)
21	工事測量成果書(原BIM及び多角点の計 画)	共通仕様書1-1-1-37-1	○	○		
22	工事測量結果(契約図書との照合) (契約図書と差異あり)		○	○		契約図書と差異があった場合にのみ監督員に報告する。
23	工事測量結果(契約図書との照合) (契約図書と一致)		○		○	契約図書と一致している場合は、監督員への提示なし、受注者で保 管する。
24	施工体制構築	共通仕様書1-1-1-10-1	○	○		下請総金額3000万円以上(土木)の場合に提出する。(建設費24条 の7) (下請総額3000万円以下であっても、作成することが望ましいとさ れている。) (建設費24条の7付建設省議定書第2号第6条、平成13年2月30日 建設省令第11号、(国官技第117号))
25	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	○	○		
26	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-35-2		○		通知工程合帳、電子メール等で発注者用が事前に把握していれば 不要(前述上の工事を除く)
27	工事打合せ(指示)	共通仕様書1-1-1-2-21		○		発注者が保管
28	工事打合せ(協議)	共通仕様書1-1-1-2-21	○	○		
29	工事打合せ(承認)	共通仕様書1-1-1-2-21	○	○		
30	工事打合せ(報告)	共通仕様書1-1-1-2-21	○	○		
31	工事打合せ(報告)	共通仕様書1-1-1-2-21	○	○		
32	工事打合せ(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	○	○		
33	関係機関連絡資料 (許可後の資料)	共通仕様書1-1-1-35-3	○		○	
34	近隣協議資料	共通仕様書1-1-1-35	○	○		
35	材料確認届(指定材料)	共通仕様書2-1-2-6	○	○		指定材料のみの提出とする。(契約図書で指定した材料を含む)
36	材料納入伝票				○	
37	現場説明書	共通仕様書3-1-1-9-9(3)	○	○		契約図書で規定された場合のみ対象 の現場説明書に該当する資料を提出し作成する必要はない。(請負者 が作成する出来形管理資料に、確認した測量図を添付して提出する) 監督員又は現場維持員が確認した場合の状況写真は不要。 監督員又は現場維持員が確認して完了
38	連絡・立会簿	共通仕様書3-1-1-9-1	○	○		立会簿は契約図書で規定された場合のみ提出することとする。(規定 以外は無提出)
39	安全対策訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-26-10	○		○	実施状況の提示とし、具体的な実施内容は提出不要。
40	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-29	○	○		事故が発生した場合に、速ちに概要を書面で報告する。
41	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-29	○	○		監督員から作成指示後、1週間を目処に提出する。
42	工事進捗報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-24	○	○		
43	実施工程表		○		○	監督員へ提示のみで提出不要。
44	測定結果再検査(出来形)	共通仕様書1-1-1-23-8	○		○	監督員へ提示のみで提出不要。
45	測定結果一覧表(出来形)	共通仕様書1-1-1-23-8	○		○	監督員へ提示のみで提出不要。
46	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	○		○	測定値が10点未満の場合は作成不要。
47	ヒストグラム(出来形)	共通仕様書1-1-1-23-8			○	監督・検査において使用することが無いため不要。
48	出来形管理図(工程能力図)	共通仕様書1-1-1-23-8			○	監督・検査において使用することが無いため不要。
49	出来形数量計算書	共通仕様書1-1-1-7			○	数量契約以外の契約変更に関わる数量計算書の提出は不要

No.	書類名称	発注者による 書式作成・提出の義務	発注者 書式作成の 必要性	発注者へ提出必須		備考
				監督職員 へ提出 (発注者)	発注者 へ提出 (発注者)	
50	測定結果報告書(品質)	共通仕様書1-1-1-23-8	○			監督職員へ提示のみで提出不要。
51	測定結果一覧表(品質)	共通仕様書1-1-1-23-8	○			監督職員へ提示のみで提出不要。
52	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	○			測定値が10点未満の場合は作成不要。
53	品質管理図(工務能力図)	共通仕様書1-1-1-23-8			○	監督・検査において使用することが無いため不要。
54	ヒストグラム(品質)	共通仕様書1-1-1-23-8			○	監督・検査において使用することが無いため不要。
55	材料品質証明書(指定材料)	共通仕様書2-1-2-1	○	○		指定材料のみの提出とする。(設計図書で指定した材料を含む)
56	品質証明書	共通仕様書2-1-4-1(5)	○	○		契約図書で規定された場合に提出する。
57	指定図書	工事種別契約書第34条4項	○	○		
58	請求書(中間前払金)	工事種別契約書第34条3項	○	○		
59	指定部分完成通知書	工事種別契約書第38条1項	○	○		
60	指定部分引渡書	工事種別契約書第38条1項	○	○		
61	請求書(指定部分前払金)	工事種別契約書第38条1項	○	○		
62	出来形内訳書	工事種別契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-21-2	○	○		
63	積立工事部分検査請求書	工事種別契約書第37条2項	○	○		
64	出来形内訳書	工事種別契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-21-2	○	○		
65	請求書(部分払金)	工事種別契約書第37条2項	○	○		
66	修繕完了報告書	工事種別契約書第31条1項	○	○		
67	修繕改修完了届	工事種別契約書第31条4項	○	○		
68	部分使用承諾書	工事種別契約書第22条1項	○	○		部分使用がある場合に提出する。
69	工期延期届	工事種別契約書第18条～22条	○	○		工期延期が発生する場合に提出する。
70	支給品受領書	工事種別契約書第15条3項	○	○		支給品を受領した場合に提出する。
71	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-16-3	○	○		支給品がある場合に提出する。
72	建設機械使用承諾書	共通仕様書2-1-1-5-2	○	○		建設機械の貸与がある場合に提出する。
73	建設機械使用書	工事種別契約書第15条3項	○	○		建設機械の貸与がある場合に提出する。
74	建設機械納品書	工事種別契約書第15条3項	○	○		建設機械の貸与がある場合に提出する。
75	現場発生品精算書	共通仕様書1-1-1-17	○	○		現場発生品がある場合に提出する。
76	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書2-1-1-10-7	○	○		中間技術検査時に提出する。
77	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-18-2	○	○		産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、提出は不要。
78	完成通知書	工事種別契約書第31条1項	○	○		
79	引渡書	工事種別契約書第31条4項	○	○		
79	請求書(完成代金)	工事種別契約書第32条1項	○	○		
80	出来形管理資料	共通仕様書1-1-1-23	○	○		⑤出来形管理のうち、「出来形管理図表」を監督職員へ提出する。
80	品質管理資料	共通仕様書1-1-1-23	○	○		⑦品質管理のうち、「品質管理図表」を監督職員へ提出する。
81	品質証明書	共通仕様書2-1-1-8-1(1)	○	○		契約図書で規定された場合に提出する。
82-1	工事写真	共通仕様書1-1-1-23	○	○		電子録音専用が「イララ」等【土木工事編】に基づき、電子録音で提出する。(紙の工事写真類は提出不要)
82-2	完成写真		○	○		土木工事書式作成提出要領に基づき、紙媒体で提出する。
83	総合評価報告書 (技術提案の履行確認チェックシート)			○		検査時までに監督職員により作成。
84	測量工具・社会性等に関する実施状況 報告書	特設仕様書2-1-1-16 共通仕様書1-1-1-16	○	○		測量工具を実施すれば提出できる。
85	工事完成図	共通仕様書1-1-1-19 共通仕様書2-1-1-1-9 特設仕様書2-1-1-9	○	○		電子録音専用が「イララ」等【土木工事編】に基づき、電子成果品及び紙の成果品で納品する。
86	工事管理台帳	共通仕様書2-1-1-9 共通仕様書2-1-1-11-1 特設仕様書2-1-1-9	○	○		電子録音専用が「イララ」等【土木工事編】に基づき、電子成果品及び紙の成果品で納品する。
87	再生資源利用計画書(実施書) (諸般資料を納入する場合)	共通仕様書1-1-1-18-4	○	○		*計画書は、施工計画書に添付して提出する。(該当する再生資源がある場合) *実施書は、施工計画書に添付して提出する。(該当する再生資源がある場合)
88	再生資源利用促進計画書(実施書) (諸般資料を納入する場合)	共通仕様書1-1-1-18-6	○	○		*計画書は、施工計画書に添付して提出する。(該当する再生資源がある場合) *実施書は、該当する再生資源がある場合に提出する。
89	新技術活用関係資料	特設仕様書1-1-1-50	○	○		新技術(NETIS)実施工事の場合に提出する。
90	低入札コスト報告書	特設仕様書1-1-1-44	○	○		低入札工事の場合は完成日から30日以内に提出する。

種別	書類名称	発注者		監督職員		発注者		監督職員		備考
		提出	提出	提出	提出	提出	提出			
① 施工管理	工事打合せ(指示)	○								許可後の資料については提示とする。ただし、監督職員からの指示があった場合は提出する。
	工事打合せ(協議)	○								監督職員からの指示があった場合は提出する。
	工事打合せ(承認)	○								設計図書で指定した材料や監督職員からの指示があった場合は提出する。
	工事打合せ(提出)	○								※共同作業で発生した場合は提出する。また、必要はない。[受注者が提出する]とは、設計図書に規定された提出物の提出を指す。
	工事打合せ(報告)	○								※共同作業で発生した場合は提出する。また、必要はない。[受注者が提出する]とは、設計図書に規定された提出物の提出を指す。
	工事打合せ(承認)	○								※共同作業で発生した場合は提出する。また、必要はない。[受注者が提出する]とは、設計図書に規定された提出物の提出を指す。
	共同作業(協議)	○								※共同作業で発生した場合は提出する。また、必要はない。[受注者が提出する]とは、設計図書に規定された提出物の提出を指す。
	共同作業(報告)	○								※共同作業で発生した場合は提出する。また、必要はない。[受注者が提出する]とは、設計図書に規定された提出物の提出を指す。
	共同作業(承認)	○								※共同作業で発生した場合は提出する。また、必要はない。[受注者が提出する]とは、設計図書に規定された提出物の提出を指す。
	共同作業(報告)	○								※共同作業で発生した場合は提出する。また、必要はない。[受注者が提出する]とは、設計図書に規定された提出物の提出を指す。
② 安全管理	危険性評価書									※共同作業で発生した場合は提出する。また、必要はない。[受注者が提出する]とは、設計図書に規定された提出物の提出を指す。
	確認・立会票									※共同作業で発生した場合は提出する。また、必要はない。[受注者が提出する]とは、設計図書に規定された提出物の提出を指す。
	休日・夜間作業届									※共同作業で発生した場合は提出する。また、必要はない。[受注者が提出する]とは、設計図書に規定された提出物の提出を指す。
	安全検査記録簿(実施書)									※共同作業で発生した場合は提出する。また、必要はない。[受注者が提出する]とは、設計図書に規定された提出物の提出を指す。
	火災予防安全手帳及び検査報告書									※共同作業で発生した場合は提出する。また、必要はない。[受注者が提出する]とは、設計図書に規定された提出物の提出を指す。
	工事事故記録									※共同作業で発生した場合は提出する。また、必要はない。[受注者が提出する]とは、設計図書に規定された提出物の提出を指す。
	工事事故報告書									※共同作業で発生した場合は提出する。また、必要はない。[受注者が提出する]とは、設計図書に規定された提出物の提出を指す。
	特定機械自動車の運転員(仮)									※共同作業で発生した場合は提出する。また、必要はない。[受注者が提出する]とは、設計図書に規定された提出物の提出を指す。
	工事種別報告書									※共同作業で発生した場合は提出する。また、必要はない。[受注者が提出する]とは、設計図書に規定された提出物の提出を指す。
	工事種別報告書									※共同作業で発生した場合は提出する。また、必要はない。[受注者が提出する]とは、設計図書に規定された提出物の提出を指す。
③ 出来形管理	出来形報告書									※共同作業で発生した場合は提出する。また、必要はない。[受注者が提出する]とは、設計図書に規定された提出物の提出を指す。
	出来形管理図表									※共同作業で発生した場合は提出する。また、必要はない。[受注者が提出する]とは、設計図書に規定された提出物の提出を指す。
	出来形管理計算書									※共同作業で発生した場合は提出する。また、必要はない。[受注者が提出する]とは、設計図書に規定された提出物の提出を指す。
	品質管理図表									※共同作業で発生した場合は提出する。また、必要はない。[受注者が提出する]とは、設計図書に規定された提出物の提出を指す。
④ 品質管理	材料品質証明書									※共同作業で発生した場合は提出する。また、必要はない。[受注者が提出する]とは、設計図書に規定された提出物の提出を指す。
	品質証明書									※共同作業で発生した場合は提出する。また、必要はない。[受注者が提出する]とは、設計図書に規定された提出物の提出を指す。

作成時期	工事関係書類		書類作成の根拠	書類作成者		受注者書様作成の位置付け					備考				
	種別	書類名称		書類作成の根拠	発注者	受注者	提出	提出	提出	その他					
工 中	契約関係書類	契約関係書類	設定請求書	工事請負契約書第35条4項											
			履行報告書	共通仕様書1-1-1-21-7											
			請求書(中間前払金)	工事請負契約書第34条3項											
			指定部分完成通知書	工事請負契約書第35条1項											
			指定部分引渡書	工事請負契約書第35条1項											
			請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第35条1項											
			請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-21-2											
			出来高内訳書	工事請負契約書第37条2項											
			請求書(指定部分完済請求書)	工事請負契約書第37条2項											
			出来高内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-21-2											
	その他	その他	新技術活用調査書	請求書(部分払金)	工事請負契約書第37条5項										
				特補完了報告書	工事請負契約書第31条1項										
				特補	工事請負契約書第31条1項										
				完成図(かし特補)	工事請負契約書第31条6項										
				部分使用	工事請負契約書第33条1項										
				工期延期	工事請負契約書第21条										
				天給品	工事請負契約書第15条2項										
				天給品	共通仕様書1-1-1-15-3										
				建設機械使用実積報告書	共通仕様書3-1-1-5-2										
				建設機械借用書	工事請負契約書第15条3項										
建設機械返却書	工事請負契約書第15条3項														
現場発生品	現場発生品	共通仕様書1-1-1-17													
出来高報告書(数量内訳書、出来高図)	出来高報告書(数量内訳書、出来高図)	共通仕様書3-1-1-5-3													
建築廃棄物管理票(マニフェスト)	建築廃棄物管理票(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-15-2													
その他	その他	新技術活用調査書	公共工事等における新技術活用の促進について(04223)付随資料第27号、国土技術政策総合研究所報告1-1-1-12-6												

2. 請負者は、工事（業務）の施行（履行）のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。

2. 情報の漏洩、窃用等の対策

受注者は、工事（業務）の施行（履行）のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。

修正

文言修正

作時 時期	工 事 関 係 番 號			番 號 作 成 者	受注者業務作時の位置付け					備 考		
	種 別	番 號 名 称	番 號 作 成 の 規 模		発注者	受注者	製 造 組 装 部	受注 組 装 部	保 管 保 存		其 他 監 査 部 へ 送 付	
	契約締結書		工事請負契約書第31番1項 共通仕様書1-1-1-20-1									
			工事請負契約書第31番4項									
			工事請負契約書第32番1項									
			共通仕様書1-1-1-23-8					(O)				
			品質管理図表					(O)				
			品質証明書									
			工事写真									
			完成写真									
	工事書		総合計画本施報書									
			総合計画準則五訂の更新について 0412.20付建設省運用規程第30号)									
			イノベーションにおけるイノベーション プログラムの導入(第1次)0419.32付 国費投資34号)									
			創産工系-社会性等に関する本邦状 況(説明資料)									
			工事完成図									
			工事管理台帳									
			地質・土質調査報告									
			衛生管理利用本邦書 -施設資料記入工書用-									
			衛生管理利用本邦書 -施設資料記入工書用-									
			特定調達品目調達実績調査表									
			低入札原価報告 (附随工事費等経費動向調査表)									
			共通仕様書1-1-1-12-3-(2)									

対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令及び国土交通省情報セキュリティポリシー（平成18年4月19日）に準拠しなければならない。  
また、国土交通省情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は、監督職員に提示を依頼するものとする。

**特仕1-1-16 創意工夫**

請負者は、「共仕」第3編1-1-16創意工夫に関する事項について、実施内容を具体的に**施工計画書**に記述するとともに、実施状況を所定の様式に記載し**報告**することができる。

**特仕1-1-17 施工体制審査員制度**

1. 工事請負代金額が500万円以上の工事については**施工体制審査員制度**の対象工事とし、以下によるものとする。
  - (1) 本工事の**施工体制審査業務**を担当する**施工体制審査員**の氏名は**設計図書**によるものとする。
  - (2) **施工体制審査員**が監督職員に代わり現場等で**施工体制の審査**を実施する場合には、その業務に協力しなければならない。  
また、書類（**施工体制台帳**、**施工体系図**、**下請契約書**等）の**提出**に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。  
ただし、**施工体制審査員**は**契約書第9条**に規定する監督職員ではなく、**指示**、**承諾**、**協議**及び**確認**の適否等を行う権限は有しないものである。
  - (3) 監督職員から請負者に対する**指示**又は、**通知**等を**施工体制審査員**を通じて行うことがあるので、この際は監督職員から直接**指示**又は**通知**等があったものと同等である。
  - (4) 監督職員の**指示**により、請負者が監督職員に対して行う**報告**又は、**通知**は**施工体制審査員**を通じて行うことができるものとする。

**特仕1-1-18 土木工事事品質確認技術者**

請負者は、**設計図書**で土木工事事品質確認技術者を選択できる対象工事と明示され、土木工事事品質確認技術者を選択した場合は、次の各号によるものとする。但し、低入札価格調査制度の調査対象工事及びISO認証取得活用工事として承認された工事は本制度を選択できない。

- (1) 請負者は、土木工事事品質確認技術者を選択した場合は、中部地方整備局長が認定した土木工事事品質確認技術者を配置しなくてはならない。
- (2) 土木工事事品質確認技術者は、当該工事に従事していない社内の者でかつその他工事に常駐・専任していない者とする。また、土木工事事品質確認技術者を定めた場合、**書面**により氏名、資格（土木工事事品質確認技術者認定証の写しを添付）、経験（過去5カ年程度）及び経歴書を監督職員に**提出**するものとする。なお、土木工事事品質確認技術者を変更した場合も同様とする。
- (3) 土木工事事品質確認技術者は、下記に示す品質確認等を行うものとし、実施した内容を記載した様式および**確認**した資料等を整備・保管するものとする。また、資料等は完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員及び検査職員の請求があった場合には速やかに**提示**するものとする。
  - ①表1-5「品質段階確認一覧表」に示す段階について臨場等により確認。
  - ②**土木工事共通仕様書第2編材料編第1章一般事項第2節表1-1「指定材料の品質確認一覧」**に示す材料について臨場若しくは**試験成績表**等により確認。
  - ③表1-5に記載のない**工種**については、別途**段階確認**等について、監督職員と**協議**し定めた内容。
- (4) 請負者は、品質確認の実施にあたり、**段階確認**や**指定材料**の品質確認の項目を**施工計画書**の（15）その他に記載しなければならない。
- (5) 土木工事事品質確認技術者の資格を有する者は、「共仕」第3編第1章1-1-8、「特仕」第3編第1章1-1-8の品質証明における品質証明員と兼ねて実施することができるものとする。
- (6) 土木工事事品質確認技術者は、原則として技術検査（完成・既済・中間等）に立ち会

対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令及び国土交通省情報セキュリティポリシー（平成18年4月19日）に準拠しなければならない。  
また、国土交通省情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は、監督職員に提示を依頼するものとする。

**特仕1-1-16 創意工夫**

受注者は、「共仕」第3編1-1-16創意工夫に関する事項について、実施内容を具体的に**施工計画書**に記述するとともに、実施状況を所定の様式に記載し**報告**することができる。

**特仕1-1-18 土木工事事品質確認技術者**

受注者は、**設計図書**で土木工事事品質確認技術者を選択できる対象工事と明示され、土木工事事品質確認技術者を選択した場合は、次の各号によるものとする。ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事及びISO認証取得活用工事として承認された工事は本制度を選択できない。

- (1) 受注者は、土木工事事品質確認技術者を選択した場合は、中部地方整備局長が認定した土木工事事品質確認技術者を配置しなくてはならない。
- (2) 土木工事事品質確認技術者は、当該工事に従事していない社内の者でかつその他工事に常駐・専任していない者とする。また、土木工事事品質確認技術者を定めた場合、**書面**により氏名、資格（土木工事事品質確認技術者認定証の写しを添付）、経験（過去5カ年程度）及び経歴書を監督職員に**提出**するものとする。なお、土木工事事品質確認技術者を変更した場合も同様とする。
- (3) 土木工事事品質確認技術者は、下記に示す品質確認等を行うものとし、実施した内容を記載した様式および**確認**した資料等を整備・保管するものとする。また、資料等は完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員及び検査職員の請求があった場合には速やかに**提示**するものとする。
  - ①表1-1「品質段階確認一覧表」に示す段階について臨場等により確認。
  - ②表1-1に記載のない**種別**、**細別**については、別途**段階確認**等について、監督職員と**協議**し定めた内容。
- (4) 受注者は、品質確認の実施にあたり、**段階確認**の品質確認の項目を**施工計画書**の（15）その他に記載しなければならない。
- (5) 土木工事事品質確認技術者の資格を有する者は、「共仕」第3編第1章1-1-8、「特仕」第3編第1章1-1-8の品質証明における品質証明員と兼ねて実施することができるものとする。
- (6) 土木工事事品質確認技術者は、原則として技術検査（完成・完済・中間）に立ち会

修正 文言修正

削除 廃止済

修正 文言修正

修正 誤植

修正 誤植  
削除 共任の改訂

修正 誤植

修正 文言修正  
削除 共任の改訂

修正 誤植





### 第3節 共通的工種

#### 特仕2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

1. 設計図書に実線で示した床掘線は、指定したものである。請負者は、指定した勾配で床掘が困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
2. 設計図書に点線・一点鎖線で明示した床掘線又は床掘線の明示のないものは、「数量算出要領」に基づくものであり、床掘勾配を拘束するものではない。
3. 請負者は、道路、鉄道、家屋等の近接箇所及び土質湧水等の状況により土留工等が必要と判断される場合には、設計図書に関して監督職員と協議して施工するものとする。
4. 構造物の埋戻しは図面に示す埋戻し線とするが、埋戻し線の記載のない場合は、床掘り前の地盤線とする。

#### 特仕2-3-5 縁石工

1. 「共仕」第3編2-3-5縁石工の1項の敷モルタルは1：3（セメント：砂）の重量配合とする。
2. アスカーブの施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。
3. アスカーブの施工にあたり、気温が5℃以下のとき、または雨天時の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の6項の規定によるものとする。

#### 特仕2-3-8 路側防護柵工

1. 請負者は材料手配前に十分な現地調査を行い、支柱埋込み不可能な場合は監督職員と協議するものとする。
2. 設計図書と現場の状況が一致しない場合は、監督職員と「協議」する旨を施工計画書に記載するとともに、作業員への周知をはかる為、下請けに「報告」する旨を作業手順書に記載させること。
3. 請負者は、設計図書においてビデオカメラによる出来形管理の試行対象工事と明示された場合、防護柵の所要の埋込み長が確保されていることが確認できる状況「建て込み時の施工状況、若しくは埋込み長の測定状況等」をビデオカメラにより全本数分を撮影し、監督職員の要請があった場合はすみやかに提示するとともに、検査時まで監督職員に提出するものとする。  
併せて、設計図書に示した出来高、品質を満足していることを証明した施工確認書（案）（別紙1）を監督職員に提出するものとする。

#### 特仕2-3-9 区画線工

1. 仮区画線については、供用期間が1ヶ月未満は加熱式ペイント（ガラスビーズ有）、1ヶ月以上は熔融式（ガラスビーズ有）とする。

### 第3節 共通的工種

#### 特仕2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

1. **実線で示した床掘**  
設計図書に実線で示した床掘線は、指定したものである。受注者は、指定した勾配で床掘が困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
2. **点線・一点鎖線で明示又は明示のない床掘**  
設計図書に点線・一点鎖線で明示した床掘線又は床掘線の明示のないものは、「数量算出要領」に基づくものであり、床掘勾配を拘束するものではない。
3. **土留工等が必要と判断される場合の措置**  
受注者は、道路、鉄道、家屋等の近接箇所及び土質湧水等の状況により土留工等が必要と判断される場合には、設計図書に関して監督職員と協議して施工するものとする。
4. **埋戻し**  
構造物の埋戻しは図面に示す埋戻し線とするが、埋戻し線の記載のない場合は、床掘り前の地盤線とする。

#### 特仕2-3-5 縁石工

1. **敷モルタル**  
「共仕」第3編2-3-5縁石工の1項の敷モルタルは1：3（セメント：砂）の重量配合とする。
2. **アスカーブの適用規定**  
アスカーブの施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。
3. **アスカーブの施工**  
アスカーブの施工にあたり、気温が5℃以下のとき、または雨天時の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の6項の規定によるものとする。

#### 特仕2-3-8 路側防護柵工

1. **建て込み**  
受注者は、支柱の立て込み時に現地の状況等により建て込みが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
2. **非破壊試験による出来形管理**  
受注者は、防護柵の所定の根入れ長を確保するため、別途「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領(案)（平成22年3月31日付け国官技第337号）」（以下「防護柵測定要領(案)」という。）による出来形管理を行う。ただし、以下の場合はビデオカメラによる出来形管理とすることができる。  
(1) 防護柵が「防護柵測定要領(案)」の適用範囲外の場合  
(2) 受注者が測定機器を調達できない場合  
(3) 測定機器が「防護柵測定要領(案)」で定める性能基準を満たさない場合  
(4) その他非破壊試験によって出来形確認ができない場合
3. **ビデオカメラによる出来形管理**  
受注者は、ビデオカメラによる出来形管理にあたっては、以下の状況をビデオカメラにより全数本分撮影する。  
(1) 支柱建て込み前の根入れ長測定状況  
(2) 支柱建て込み直前（機械セット時）から建て込み完了まで連続撮影  
なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体は別途定める施工確認書とともに、監督職員の要請があった場合は速やかに提示するとともに、検査時まで監督職員に提出するものとする。

#### 特仕2-3-9 区画線工

1. **仮区画線**  
仮区画線については、供用期間が1ヶ月未満は加熱式ペイント（ガラスビーズ有）、1ヶ月以上は熔融式（ガラスビーズ有）とする。
2. **修繕工事等における路面切削又は基層・中間層の舗設等に設置する仮区画線**

修正 文言修正

修正 文言修正

変更 基準・要領等の変更

変更 基準・要領等の変更

変更 基準・要領等の変更

2. 修繕工事等において路面切削又は基層・中間層の舗設等に設置する仮区画線については、常温ペイント式とする。

3. **請負者**は、車線変更等を行うために、既設区画線を消去する場合には削り取らなければならない。

**特仕 2-3-13 ポストテンション桁製作工**

1. ポステン主桁製作の使用セメントは、早強ポルトランドセメントとする。ただし、これにより難い場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

2. 実測値に異状があった場合は、監督職員に**報告**し、適切な措置を講じなければならない。

3. **請負者**は、道路橋示方書・Ⅲコンクリート橋編19・8（PC鋼材工及び緊張工）に準拠し、実測値と緊張作業計画の予定値を対比した報告書を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は**直ちに提示**するとともに、検査時までに監督職員に**提出**するものとする。

4. グラウトの配合は表5-1とするが、**請負者**はコンクリート標準仕様書施工編（土木学会）第25章及び基準編（土木学会）9. PCグラウト試験方法に示す品質と、強度の**確認**のため試験練りを実施し、**設計図書**に示す品質が得られることを**確認**するものとする。  
ただし、試験方法はグラウト試験方法に基づき実施するものとする。

表5-1 グラウトの配合

名 称	普通ポルトランドセメント	水	ノンリージング型混和剤 (ホゾリスGF1700同等品以上)
グラウト材料 1㎡当り	1,305kg	587ℓ	13kg

5. プレストレッシングの施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋編）19.8 PC鋼材工及び緊張工」（道路協会、平成14年3月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。

なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、**すみやかに提示**しなければならない。

**特仕 2-3-17 根固めブロック工**

1. **請負者**は、ブロックの製作にあたっては**設計図書**に示す場所で行わなければならない。なお、製作場所を変更する場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

2. **請負者**は、コンクリートの打設にあたって、打継目を設けなければならない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

3. **請負者**は、根固めブロックの据付開始は、コンクリート打設後3週間経過後とする。

**特仕 2-3-23 現場継手工**

1. **請負者**は、道路橋示方書に準拠するものとし、トルク係数値はA種に適合するものとする。

修繕工事等において路面切削又は基層・中間層の舗設等に設置する仮区画線については、常温ペイント式とする。

3. **既設区画線の消去**

**受注者**は、車線変更等を行うために、既設区画線を消去する場合には削り取らなければならない。

**特仕 2-3-13 ポストテンション桁製作工**

1. **使用セメント**

ポステン主桁製作の使用セメントは、早強ポルトランドセメントとする。ただし、これにより難い場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

2. **異状の場合の措置**

実測値に異状があった場合は、監督職員に**報告**し、適切な措置を講じなければならない。

3. **PC鋼材工及び緊張工**

**受注者**は、道路橋示方書・Ⅲコンクリート橋編19・8（PC鋼材工及び緊張工）に準拠し、実測値と緊張作業計画の予定値を対比した報告書を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は**速やかに提示**するとともに、検査時までに監督職員に**提出**するものとする。

4. **グラウトの配合**

グラウトの配合は表5-1とするが、**受注者**はコンクリート標準仕様書施工編（土木学会）第25章及び基準編（土木学会）9. PCグラウト試験方法に示す品質と、強度の**確認**のため試験練りを実施し、**設計図書**に示す品質が得られることを**確認**するものとする。  
ただし、試験方法はグラウト試験方法に基づき実施するものとする。

表5-1 グラウトの配合

名 称	普通ポルトランドセメント	水	ノンリージング型混和剤 (ホゾリスGF1700同等品以上)
グラウト材料 1㎡当り	1,305kg	587ℓ	13kg

**特仕 2-3-17 根固めブロック工**

1. **ブロックの製作**

**受注者**は、ブロックの製作にあたっては**設計図書**に示す場所で行わなければならない。なお、製作場所を変更する場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

2. **コンクリートの打設**

**受注者**は、コンクリートの打設にあたって、打継目を設けなければならない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

3. **ブロックの据付**

**受注者**は、根固めブロックの据付開始は、コンクリート打設後3週間経過後とする。

**特仕 2-3-23 現場継手工**

1. **現場継手工の施工**

**受注者**は、道路橋示方書に準拠するものとし、トルク係数値はA種に適合するものとする。

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

削除 共仕へ記載

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

2. 請負者は、締付け確認をボルト締め付け後すみやかにを行い、その記録を整備および保管し、完成時に納品するものとする。  
 なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに提示しなければならない。

**特仕 2-3-24 伸縮装置工**

1. バックアップ材については、ミルシートの提出のみとする。
2. 請負者は、漏水防止のための伸縮装置内充填材の充填方法について**施工計画書**に記載しなければならない。

**特仕 2-3-26 多自然型護岸工**

1. カゴマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)」（平成21年4月24日改訂）（以下「新基準」という。）によるほか、**設計図書**及び以下によるものとする。
- (1) 線材は、表-1の要求性能を満足することを**確認**するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、請負者は要求性能を満足することを**確認**するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書又は公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に**提示**し、**確認**を受けなければならない。
- なお、本工事において蓋材に要求される性能（摩擦抵抗）は**設計図書**によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。
- (2) 請負者は、納入された製品について底網、蓋網、側網及び仕切網毎に網線に使用した線材の製造工場名及び製造年月日を記載した表示標を保管するものとし、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。

**2. 記録**

受注者は、「共仕」第3編2-3-23現場継手工7.(1)で作成した記録は、**工事完成時に納品**する。

**特仕 2-3-24 伸縮装置工**

1. **バックアップ材**  
 バックアップ材については、ミルシートの提出のみとする。
2. **漏水防止**  
 受注者は、漏水防止のための伸縮装置内充填材の充填方法について**施工計画書**に記載しなければならない。

変更 共仕改訂に伴う変更

修正 文言修正

削除 共仕へ記載

表-1 要求性能の確認方法

項目	要求性能	確認方法			
		試験方法	試験条件	基準値	
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS 401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと
	強度	洗濯時の破断抵抗及び洗濯に追随する屈とう性を有する鉄線筒本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547に準拠)		引張強さ 290/mm <sup>2</sup> 以上
	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠)	塩素イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000時間	メッキ残存量 30g/m <sup>2</sup> 以上
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	線材摩耗試験	回転数 20,000回転	
	環境適合性	周辺環境に影響を与えないこと	新基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと		
上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	-	摩擦係数 0.9以上
	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のため	線材摩耗試験後の線的摩擦試験 または 面材摩耗試験後の面的摩擦試験	[線材摩耗試験の場合] 回転数 2,500回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数 100回転	摩擦係数 0.9以上 (初期摩耗後)

注1) 表-1の確認方法に基づく公的試験機関による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、新基準「8. 線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験(表-2)を行うものとする。

注2) メッキ鉄線以外の線材についても、新基準に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明を事前に監督職員に提示し、確認を受けなければならない。

表-2 線材の品質管理試験の内容

	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度
工場	線径	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	JISG3547準拠	5巻線に1回
	引張強さ ねじり特性	290 N/mm <sup>2</sup> 以上 JISG3547の4.3	JISG3547準拠 JISG3547準拠	5巻線に1回 5巻線に1回
	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びひびく離を生じない	JISG3547準拠	5巻線に1回
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法 またはICP発光分析法	5巻線に1回
	メッキ付着量	※2	JISH0401準拠	5巻線に1回
公的試験機関	線径	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	JISG3547準拠	200巻線に1回
	引張強さ	290 N/mm <sup>2</sup> 以上	JISG3547準拠	200巻線に1回
	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JISH0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法 またはICP発光分析法	200巻線に1回
	メッキ付着量	※2	JISH0401準拠	200巻線に1回
摩擦抵抗 (蓋材のみ)	短期性能型 摩擦係数0.9以上	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験		200巻線に1回
	長期性能型 摩擦係数0.9以上 (初期摩耗後)	線材摩耗試験後の線的摩擦試験 または 面材摩耗試験後の面的摩擦試験		200巻線に1回

- 注1) 1巻線とは、工場における製造単位を言い、約1tとする。  
 注2) メッキ成分及び付着量の基準値は、耐久性に関する性能確認試験及び摩擦抵抗に関する性能確認試験に使用した製品のメッキ成分及び付着量を基に決定する。  
 注3) 線径の基準値の( )書きは、30cm規格、[ ]書きは、50cm規格  
 注4) メッキ鉄線以外の鉄線についても、新基準に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明にて設定された試験項目、基準値、試験方法、試験の頻度により、品質確認試験を行うものとする。

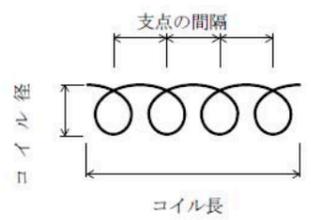
- (3) 鉄線の品質の証明は、表-2に基づき生産過程の管理試験成績表及び公的機関等による品質試験結果表を保管するものとし、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに提示しなければならない。  
 (4) 請負者は、かごマットは、側網、仕切網をあらかじめ工場で底網に結束しなければならない。ただし、特殊部でこれにより難しい場合は設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。  
 (5) かごマットは、網線と枠線の結び合わせについては、直接に1.5回以上巻き付けた形状で、先端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部についても1.5回以上

巻きとするが、リング状に加工して良いものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。

- (6) かごマットの連結の方法はコイル式とし表1-4のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長の1/2以上(1本/m)を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末は内面に向けるものとする。
- (7) かごマットの厚さが30cmを使用する場合には、かごマットの編目から中詰め用ぐり石が抜けでないようにしなければならない。

表1-4 連結コイル線

かご厚	線径	コイル径	連結支点の間隔	コイル長
50cm	5mm	50mm 以下	80mm 以下	50cm 以上
30cm	5mm	50mm 以下	80mm 以下	高さ方向30cm その他50cm以上



The diagram shows a series of four circles representing coils. A horizontal line with arrows at both ends spans across the top of the circles, labeled '支点の間隔' (Interval between support points). A vertical line with arrows at both ends spans across the height of the circles, labeled 'コイル長' (Coil length). The text '巻ルコイル' (Coiled coil) is written vertically to the left of the circles.

特仕2-3-31 現場塗装工

1. 請負者は、箱断面で鋼材の継手部等において、雨水の侵入する恐れのある部分については、パテ等により防止するものとする。
2. 下塗りの色彩は錆色・赤錆色又は朱色とする。
3. 中塗り・上塗りの色彩は設計図書による。
4. 運搬・架設の過程に生じた塗膜破損部については、塗膜上の付着物を取り除き補修塗装を行うものとする。  
なお、塗料及び使用量については、工場塗装の塗装仕様を満足するものとする。
5. 請負者は、現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれがある、たれ、はじき、あわ、ふくれ、われ、はがれ、浮きさび及び塗膜に有害な付着物がある場合は、必要な処置を講じなければならない。
6. 請負者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成および保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに提示しなければならない。
7. 請負者が、記録として作成・保管する施工管理写真は、カラー写真とするものとし、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに提示しなければならない。

特仕2-3-32 簡易鋼製品の塗装

1. 簡易鋼製品の塗装は、下記の仕様及び使用量とする。

特仕2-3-31 現場塗装工

1. 鋼材の継手部等の処理  
受注者は、箱断面で鋼材の継手部等において、雨水の侵入する恐れのある部分については、パテ等により防止するものとする。
2. 下塗りの色彩  
下塗りの色彩は錆色・赤錆色又は朱色とする。
3. 中塗り・上塗りの色彩  
中塗り・上塗りの色彩は設計図書による。
4. 塗膜破損部の補修  
運搬・架設の過程に生じた塗膜破損部については、塗膜上の付着物を取り除き補修塗装を行うものとする。  
なお、塗料及び使用量については、工場塗装の塗装仕様を満足するものとする。
5. 塗膜厚検査  
受注者は、「共仕」第3編2-3-23現場塗装工16.(1)で作成した記録は工事完成時に納品する。現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成および保管し、完成時に納品する。

特仕2-3-32 かごマット工

「共仕」第3編2-3-32については「提出」を「提示」に読み替えるものとする。  
また、受注者は納入された製品について底網・蓋網・側網及び仕切網毎に使用した線材の製造工場名、製造年月日を記載した表示標、管理試験成績表及び公的機関等による品質試験結果表を保管するものとし、完成時に納品するものとする。  
なお、施工途中において監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

特仕2-3-34 簡易鋼製品の塗装

1. 簡易鋼製品の塗装  
簡易鋼製品の塗装は、下記の仕様及び使用量とする。

修正 文言修正

削除 共仕へ記載

変更 共仕改訂の伴う変更

削除 共仕へ記載

追加 共仕改訂に伴う変更

下塗り…鉛系錆止 170 (140) g/m<sup>2</sup>以上 (JIS K 5623 1回塗)  
上塗り…フタル酸樹脂2種 (120) g/m<sup>2</sup>以上 (JIS K 5516 1回塗)  
なお、( ) 数値はハケ塗りの場合の標準使用量である。

2. 簡易鋼製品の溶融亜鉛めっきは、下記のとおりとする。  
鋼板・形鋼等…………… JIS H 8641-2種 HDZ40 (付着量400 g/m<sup>2</sup>以上)  
ボルト・ナット等… JIS H 8641-2種 HDZ35 ( " 350 g/m<sup>2</sup>以上)

#### 第4節 基礎工

##### 特仕2-4-1 一般事項

1. 請負者は、橋梁下部の基礎工の施工にあたって、主任技術者又は監理技術者が管理技術者（道路橋示方書IV下部工第13章施工に関する一般事項13.4管理技術者）と兼務する場合は、**施工計画書**にその旨を記載しなければならない。
2. 請負者は、**設計図書**に示された場合を除き、構造物の基礎工の材料は再生クラッシュラン（RC-40）を使用しなければならない。

##### 特仕2-4-2 土台基礎工

1. 請負者は、間伐材を使用する場合、有害なひび割れ、腐り、曲がりのない木材を使用しなければならない。

##### 特仕2-4-3 基礎工（護岸）

請負者は、護岸基礎の基礎杭支持力については、監督職員が**指示**した場合を除き、測定しなくてもよいものとする。

##### 特仕2-4-4 既製杭工

1. 請負者は、**設計図書**に中掘工法〔グラウト注入による打止め〕と指定された場合の先端処理工は、「杭基礎施工便覧（社）日本道路協会H19. 1」の表3.3.1に示されたセメントミルク噴出攪拌方式によらなければならない。ただし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。  
なお、施工にあたっては、オーガ先端が**設計図書**に示された深さに達した時点で、**直ちに**セメントミルク（W/C=60~70%）を噴出（低圧の場合：1 N/mm<sup>2</sup>以上の圧、高圧の場合：15~20 N/mm<sup>2</sup>以上の圧）し、これを先端部周辺砂質土と攪拌しながら処理を行わなければならない。
2. セメントミルクの注入量及び注入方法については**施工計画書**に記載し、施工にあたっては施工記録を整備・保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は**すみやかに**提示するとともに、完成時に**納品**するものとする。
3. 既製コンクリート杭の継手は継手金具を用いたアーク溶接法とする。
4. 請負者は、中掘工法による杭支持層の**確認**は掘削速度を一定に保ってスパイラルオーガの駆動電流値の変化を電流計より記録して、事前の地盤調査結果と掘削深度の関係を把握しなければならない。  
また、合わせてスパイラルオーガ引上げ時にオーガ先端部に付着している土砂を直接目視により把握するものとするが、これにより難しい場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
5. 鋼管杭の現場継手は、半自動溶接法による全周全厚突き合せ溶接とする。
6. 溶接施工管理技術者は、管理技術者が兼務できるものとする。

下塗り…鉛系錆止 170 (140) g/m<sup>2</sup>以上 (JIS K 5623 1回塗)  
上塗り…フタル酸樹脂2種 (120) g/m<sup>2</sup>以上 (JIS K 5516 1回塗)  
なお、( ) 数値はハケ塗りの場合の標準使用量である。

2. **簡易鋼製品の溶融亜鉛めっき**  
簡易鋼製品の溶融亜鉛めっきは、下記のとおりとする。  
鋼板・形鋼等…………… JIS H 8641-2種 HDZ40 (付着量400 g/m<sup>2</sup>以上)  
ボルト・ナット等… JIS H 8641-2種 HDZ35 ( " 350 g/m<sup>2</sup>以上)

#### 第4節 基礎工

##### 特仕2-4-1 一般事項

1. **橋梁下部の基礎工の施工**  
**受注者**は、橋梁下部の基礎工の施工にあたって、主任技術者又は監理技術者が管理技術者（道路橋示方書IV下部工第13章施工に関する一般事項13.4管理技術者）と兼務する場合は、**施工計画書**にその旨を記載しなければならない。
2. **基礎工の材料**  
**受注者**は、**設計図書**に示された場合を除き、構造物の基礎工の材料は再生クラッシュラン（RC-40）を使用しなければならない。

##### 特仕2-4-2 土台基礎工

**受注者**は、間伐材を使用する場合、有害なひび割れ、腐り、曲がりのない木材を使用しなければならない。

##### 特仕2-4-3 基礎工（護岸）

**受注者**は、護岸基礎の基礎杭支持力については、監督職員が**指示**した場合を除き、測定しなくてもよいものとする。

##### 特仕2-4-4 既製杭工

1. **中掘工法の先端処理**  
**受注者**は、**設計図書**に中掘工法〔グラウト注入による打止め〕と指定された場合の先端処理工は、「杭基礎施工便覧（社）日本道路協会H19. 1」の表3.3.1に示されたセメントミルク噴出攪拌方式によらなければならない。ただし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。  
なお、施工にあたっては、オーガ先端が**設計図書**に示された深さに達した時点で、**速やかに**セメントミルク（W/C=60~70%）を噴出（低圧の場合：1 N/mm<sup>2</sup>以上の圧、高圧の場合：15~20 N/mm<sup>2</sup>以上の圧）し、これを先端部周辺砂質土と攪拌しながら処理を行わなければならない。
2. **セメントミルクの注入量及び注入方法**  
セメントミルクの注入量及び注入方法については**施工計画書**に記載し、施工にあたっては施工記録を整備・保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は**速やかに**提示するとともに、完成時に**納品**するものとする。
3. **既製コンクリート杭の継手**  
既製コンクリート杭の継手は継手金具を用いたアーク溶接法とする。
4. **中掘工法による掘削**  
**受注者**は、中掘工法による杭支持層の**確認**は掘削速度を一定に保ってスパイラルオーガの駆動電流値の変化を電流計より記録して、事前の地盤調査結果と掘削深度の関係を把握しなければならない。  
また、合わせてスパイラルオーガ引上げ時にオーガ先端部に付着している土砂を直接目視により把握するものとするが、これにより難しい場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
5. **鋼管杭の現場継手**  
鋼管杭の現場継手は、半自動溶接法による全周全厚突き合せ溶接とする。
6. **溶接施工管理技術者**  
溶接施工管理技術者は、管理技術者が兼務できるものとする。
7. **欠陥の有無の確認**

修正 文言修正

7. 「共仕」第3編2-4-4既製杭工の21項の(8)については、現場溶接完了後肉眼によって溶接部のわれ、ピット、サイズ不足、アンダーカット、オーバーラップ、溶け落ち等有害な欠陥を、すべての溶接部について**確認**するものとする。  
 なお、**請負者**は、補修が必要と判断されるものは、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。  
 補修方法は、表2-2に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修は必要により予熱等を行うものとする。

表2-2 欠陥の補修方法

	欠陥の種類	補修方法
1	鋼材の表面きずで、あばた、かき傷など範囲が明瞭なもの	表面はグラインダー仕上げする。局部的に深いきずがある場合は、溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げする。
2	鋼材の表面きずで、へげ、われなど範囲が不明瞭なもの	アークエアガウジング等により不良部分を除去したのち溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げする。
3	鋼材端面の層状われ	板厚の1/4程度の深さにガウジングし、溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げする。
4	アーストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りののちグラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のもはグラインダー仕上げのみでよい
5	仮付け溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。
6	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。
7	溶接ビード表面のピット	アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。
8	オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。
9	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。
10	アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、またはビード溶接後、グラインダー仕上げする。
11	スタッド溶接の欠陥	ハンマー打撃検査で溶接部の破損したものは完全に除去し、母材面を整えたのち再溶接とする。アンダーカット、余盛不足に対する被覆棒での補修溶接は行わないものとする。

8. 請負者は、あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を定め**施工計画書**に記載し、施工にあたり施工記録を整備および保管し、完成時に**納品**すものとする。  
 なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。  
 9. 請負者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）⑧施工8.3くい施工で、8.3.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の**確認**するとともに、**確認**のた

「共仕」第3編2-4-4既製杭工の21項の(8)については、現場溶接完了後肉眼によって溶接部のわれ、ピット、サイズ不足、アンダーカット、オーバーラップ、溶け落ち等有害な欠陥を、すべての溶接部について**確かめる**ものとする。  
 なお、**受注者**は、補修が必要と判断されるものは、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。  
 補修方法は、表2-2に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修にあたっては、必要により予熱等を行うものとする。

表2-2 欠陥の補修方法

	欠陥の種類	補修方法
1	鋼材の表面きずで、あばた、かき傷など範囲が明瞭なもの	表面はグラインダー仕上げする。局部的に深いきずがある場合は、溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げする。
2	鋼材の表面きずで、へげ、われなど範囲が不明瞭なもの	アークエアガウジング等により不良部分を除去したのち溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げする。
3	鋼材端面の層状われ	板厚の1/4程度の深さにガウジングし、溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げする。
4	アーストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りののちグラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のもはグラインダー仕上げのみでよい
5	仮付け溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。
6	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。
7	溶接ビード表面のピット	アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。
8	オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。
9	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。
10	アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、またはビード溶接後、グラインダー仕上げする。
11	スタッド溶接の欠陥	ハンマー打撃検査で溶接部の破損したものは完全に除去し、母材面を整えたのち再溶接とする。アンダーカット、余盛不足に対する被覆棒での補修溶接は行わないものとする。

削除 共仕へ記載  
 削除 共仕へ記載

めの資料を整備および保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに提示しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、請負者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。

10. 請負者は、「共仕」2-4-4第21項(7)及び(8)の当該記録を整備および保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに提示しなければならない。

**特仕2-4-5 場所打杭**

1. 請負者は、2本目以降の杭施工については、既施工の杭本体に衝撃等有害な影響を加えないように施工順序・施工方法等を検討し**施工計画書**に記載しなければならない。
2. 請負者は、場所打杭施工後の床掘については、場所打杭コンクリートの養生(「共仕」第1編3-6-9養生第2項)が終了した後に行わなければならない。
3. 請負者は、杭長決定の管理方法等を定め**施工計画書**に記載し、施工にあたり**施工記録**を整備および保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに提示しなければならない。
4. 請負者は、場所打杭工の施工にあたり、**設計図書**に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより**確認**し、その資料を整備および保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに提示しなければならない。  
また、請負者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物(スライム)を除去しなければならない。

**特仕2-4-6 深礎工**

1. 請負者は、ライナープレートの組立ができる最小限の掘削にとどめなければならない。
2. 請負者は、ライナープレートを埋殺施工した場合、地山との空隙を埋めるため、深礎杭のコンクリート打設後グラウトを行わなければならない。
3. グラウトモルタル1m3当りの示方配合は表2-3を標準とする。

表2-3 グラウトモルタルの配合比

セメント kg	C : S	起泡剤 kg	フロー値 sec (目標参考)
200以上 高炉 B	1:4~6	0.8	(25±5)

4. 請負者は、グラウト量の検収は、セメントの充袋数及び空袋数又は流量計で行うものとし、検収数量については、監督職員と協議するものとする。
5. 請負者は、孔底が**設計図書**に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより**確認**し、その資料を整備および保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに提示しなければならない。
6. 請負者は、グラウトの注入方法については、**施工計画書**に記載し、施工にあたっては**施工記録**を整備保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監

**8. 建込み・溶接等の記録**

**受注者**は、「共仕」第3編2-4-4第21項(7)及び(8)の当該記録を整備および保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。

**特仕2-4-5 場所打杭工**

1. **2本目以降の施工**  
**受注者**は、2本目以降の杭施工については、既施工の杭本体に衝撃等有害な影響を加えないように施工順序・施工方法等を検討し**施工計画書**に記載しなければならない。
2. **場所打杭施工後の床掘**  
**受注者**は、場所打杭施工後の床掘については、場所打杭コンクリートの養生(「共仕」第1編3-6-9養生第2項)が終了した後に行わなければならない。

**特仕2-4-6 深礎工**

1. **掘削**  
**受注者**は、ライナープレートの組立ができる最小限の掘削にとどめなければならない。
2. **ライナープレートの埋殺**  
**受注者**は、ライナープレートを埋殺施工した場合、地山との空隙を埋めるため、深礎杭のコンクリート打設後グラウトを行わなければならない。
3. **グラウトモルタルの示方配合**  
グラウトモルタル1m3当りの示方配合は表2-3を標準とする。

表2-3 グラウトモルタルの配合比

セメント kg	C : S	起泡剤 kg	フロー値 sec (目標参考)
200以上 高炉 B	1:4~6	0.8	(25±5)

**4. グラウト量**

**受注者**は、グラウト量の検収は、セメントの充袋数及び空袋数又は流量計で行うものとし、検収数量については、監督職員と協議するものとする。

は**施工記録**を整備保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

削除 共仕へ記載

削除 共仕へ記載

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

削除 共仕へ記載

削除 共仕へ記載

督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。

#### 特仕2-4-7 オープンケーソン基礎工

1. 請負者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。
2. 請負者は、オープンケーソンが**設計図書**に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が**設計図書**を満足することを**確認**し、その資料を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。

#### 特仕2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工

1. 請負者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。
2. 請負者は、ニューマチックケーソンが**設計図書**に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を**確認**するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して**設計図書**との適合を**確認**するとともに、**確認**のための資料を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。

#### 特仕2-4-9 鋼管矢板基礎工

1. 請負者は、あらかじめ杭長決定の管理方法等を定め**施工計画書**に記載し施工にあたり施工記録を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。
2. 請負者は、溶接工の資格の**確認**に関して、監督職員または検査職員から要求があった場合は資格証明書（検査時においてはその写し）等をすみやかに**提示**しなければならない。
3. 請負者は、「共仕」第3編2-4-9鋼管矢板基礎工第11項（7）及び（8）の当該記録を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は**すみやかに提示**しなければならない。

### 第5節 石・ブロック積（張）工

#### 特仕2-5-1 一般事項

1. 請負者は、裏込材に**設計図書**に明示された材料を使用しなければならない。
2. 請負者は、水抜き孔の施工にあつたては、硬質塩化ビニル管（VPφ50mm）を用い、3㎡に1ヶ所以上の割合で設けるものとし、積（張）工前面の埋戻し高を考慮して設置しなければならない。
3. 請負者は、伸縮目地の施工にあつたては、**設計図書**に明示された場合を除き10m毎に設けなければならない。

#### 特仕2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕2-5-3 コンクリートブロック工

#### 特仕2-4-9 鋼管矢板基礎工

**受注者**は、「共仕」第3編2-4-9鋼管矢板基礎工第11項（7）及び（8）の当該記録を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は**速やかに提示**しなければならない。

### 第5節 石・ブロック積（張）工

#### 特仕2-5-1 一般事項

1. **裏込材料**  
**受注者**は、裏込材に**設計図書**に明示された材料を使用しなければならない。
2. **水抜き孔**  
**受注者**は、水抜き孔の施工にあつたては、硬質塩化ビニル管（VPφ50mm）を用い、3㎡に1ヶ所以上の割合で設けるものとし、積（張）工前面の埋戻し高を考慮して設置しなければならない。
3. **伸縮目地**  
**受注者**は、伸縮目地の施工にあつたては、**設計図書**に明示された場合を除き10m毎に設けなければならない。

#### 特仕2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕2-5-3 コンクリートブロック工

削除 共仕へ記載

削除 共仕へ記載

削除 共仕へ記載

削除 共仕へ記載

削除 共仕へ記載

削除 共仕へ記載

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

コンクリートブロックの連結鉄筋継手は、設計図書に示された場合を除き、図2-1によるものとする。

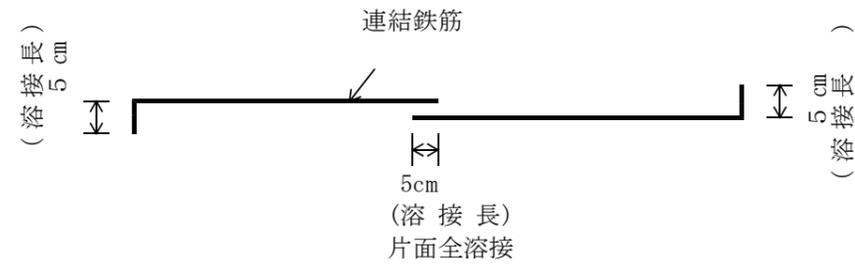


図2-1 コンクリートブロックの鉄筋継手

**特仕2-5-4 緑化ブロック工**

請負者は、工事完了引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完了引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、監督職員に連絡するとともに、その原因を調査のうえ再度施工するものとし、施工結果は監督職員または検査職員から要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

**第6節 一般舗装工**

**特仕2-6-1 一般事項**

1. 路肩舗装は本線と同時施工する。これ以外の場合、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
2. 請負者は、マウントアップ歩道の摺付を5%以下の摺付勾配とし、なめらかに仕上げなければならない。なお、沿道の状況によりやむを得ない場合は8%以下とする。

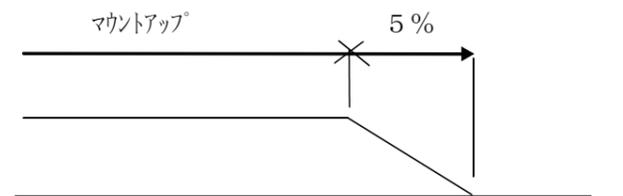


図2-1 マウントアップ歩道の摺付

**特仕2-6-3 アスファルト舗装の材料**

1. 請負者は、粒状路盤材について、規格品の搬入可能量を監督職員に報告しなければならない。
2. 請負者は、「共仕」第3編2-6-3アスファルト舗装の材料におけるアスファルト混合物の事前審査制度の認定を受けたアスファルト混合物は認定書の写しを事前に提出することによって、配合設計、基準試験、試験練り等に変わるとともに、品質管理基準による品質管理の記録及び関係書類について、監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに提示しなければならない。
3. セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材の最大粒径は、40mm以下とし標準粒度範囲は表2-4とする。

表2-4 骨材の標準粒度範囲

工法		
----	--	--

コンクリートブロックの連結鉄筋継手は、設計図書に示された場合を除き、図2-1によるものとする。

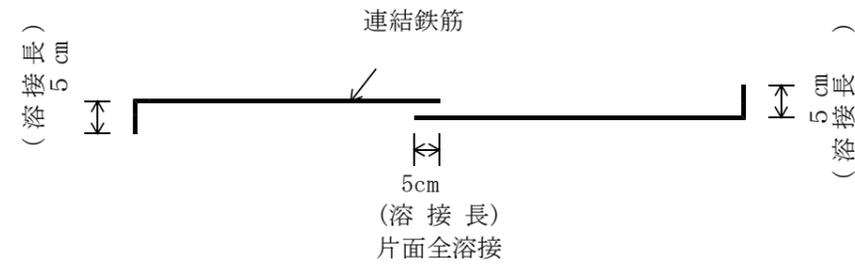


図2-1 コンクリートブロックの鉄筋継手

**第6節 一般舗装工**

**特仕2-6-1 一般事項**

1. **路肩舗装**  
路肩舗装は本線と同時施工する。これ以外の場合、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
2. **マウントアップ歩道**  
受注者は、マウントアップ歩道の摺付を5%以下の摺付勾配とし、なめらかに仕上げなければならない。なお、沿道の状況によりやむを得ない場合は8%以下とする。

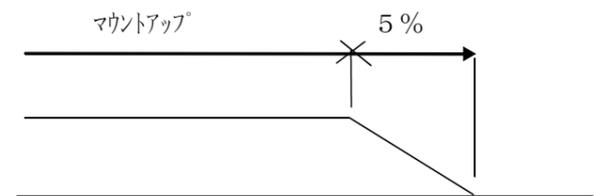


図2-2 マウントアップ歩道の摺付

**特仕2-6-3 アスファルト舗装の材料**

1. **粒状路盤材**  
受注者は、粒状路盤材について、規格品の搬入可能量を監督職員に報告しなければならない。
2. **アスファルト混合物**  
受注者は、「共仕」第3編2-6-3アスファルト舗装の材料におけるアスファルト混合物の事前審査制度の認定を受けたアスファルト混合物は認定書の写しを事前に提出することによって、配合設計、基準試験、試験練り等に代わるとともに、品質管理基準による品質管理の記録及び関係書類について、監督職員または検査職員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。
3. **セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材の最大粒径**  
セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材の最大粒径は、40mm以下とし標準粒度範囲は表2-4とする。

表2-4 骨材の標準粒度範囲

工法		
----	--	--

削除

共仕へ記載

修正

文言修正

修正

文言修正

修正

文言修正

ふるい目		セメント安定処理	石灰安定処理
通	5.3 mm	100	
過	37.5 mm	95~100	
百	19.0 mm	50~100	
質	2.36 mm	20~60	
分			
量	75 μm	0~15	2~20
率	(%)		

4. セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材は、表2-5に示す品質規格に合格したもので多量の軟石、シルト、粘土塊や有機物、その他セメントの水和に有害な物質を含んでいてはならない。

表2-5 骨材の品質規格

	試験方法	セメント安定処理	石灰安定処理
425μmふるい通過分の塑性指数(PI)	土の液性限界・塑性限界 (JIS A 1205) ※	9以下	6~18
修正CBR (%)	舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)	20以上(上層路盤) 10以上(下層路盤)	20以上(上層路盤) 10以上(下層路盤)

※舗装試験法便覧によることもできる。

5. 「共仕」第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の5項における小規模工事とは、路盤材及び骨材の使用量が100m<sup>3</sup>以下をいう。
6. 「共仕」第3編2-6-3アスファルト舗装の材料第6項における小規模工事とは、合材量が100t以下をいう。
7. 加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径は40mm以下とし、標準粒度範囲は表2-6とする。

表2-6 骨材の標準粒度範囲

ふるい目	工法	加熱アスファルト安定処理
通	53 mm	100
過	37.5 mm	95~100
百	19 mm	50~100
質	2.36mm	20~60
分		
量	75 μm	0~10
率	(%)	

8. 安定処理に使用する骨材は、表2-7に示す品質規格に合格したもので著しく吸水性の大きい骨材、多量の軟石、シルト、粘土塊や有害な物質を含んでいてはならない。

表2-7 骨材の品質規格

ふるい目		セメント安定処理	石灰安定処理
通	5.3 mm	100	
過	37.5 mm	95~100	
百	19.0 mm	50~100	
質	2.36 mm	20~60	
分			
量	75 μm	0~15	2~20
率	(%)		

4. セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材の規格

セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材は、表2-5に示す品質規格に合格したもので多量の軟石、シルト、粘土塊や有機物、その他セメントの水和に有害な物質を含んでいてはならない。

表2-5 骨材の品質規格

	試験方法	セメント安定処理	石灰安定処理
425μmふるい通過分の塑性指数(PI)	土の液性限界・塑性限界 (JIS A 1205) ※	9以下	6~18
修正CBR (%)	舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)	20以上(上層路盤) 10以上(下層路盤)	20以上(上層路盤) 10以上(下層路盤)

※舗装試験法便覧によることもできる。

5. 小規模工事の試験成績書

「共仕」第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の6項における小規模工事とは、路盤材及び骨材の使用量が100m<sup>3</sup>以下をいう。

6. 小規模工事の労材試験

「共仕」第3編2-6-3アスファルト舗装の材料第7項における小規模工事とは、合材量が100t以下をいう。

7. 加熱アスファルト安定処理に使用する骨材

加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径は40mm以下とし、標準粒度範囲は表2-6とする。

表2-6 骨材の標準粒度範囲

ふるい目	工法	加熱アスファルト安定処理
通	53 mm	100
過	37.5 mm	95~100
百	19 mm	50~100
質	2.36mm	20~60
分		
量	75 μm	0~10
率	(%)	

8. 安定処理に使用する骨材の規格

安定処理に使用する骨材は、表2-7に示す品質規格に合格したもので、著しく吸水性の大きい骨材、多量の軟石、シルト、粘土塊や有害な物質を含んでいてはならない。

表2-7 骨材の品質規格

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 誤植

	試験方法	規格
425 $\mu$ mふるい通過分の塑性指数 (PI)	土の液性限界・塑性限界 (JIS A 1205) ※	9 以下

※舗装試験法便覧によることもできる。

9. 加熱アスファルト安定処理路盤材の基準アスファルト量は3.5～4.5%とする。
10. 示方アスファルト量と「共仕」第3編2-6-5アスファルト舗装工の5項の(5)による最終的な配合(現場配合)から決定した基準アスファルト量が表2-8の範囲を超える場合は、アスファルト量について変更するものとする。この場合、使用する骨材の比重が特に大きい(若しくは小さい)ためにアスファルト混合率が見掛け上変わった場合の取扱いは、容積に換算して計算するものとする。ただし、仕上りの密度が変わったための契約変更は行わないものとする。

表2-8 混合物の種類とアスファルト量

混合物の種類	瀝青安定処理	① 混粗合粒物度アスファルト		③ 細ア粒度フアルト混合物	④ 密ア粒度フギアレット混合物	⑤ 混密合粒物度アスファルト		⑦ 混細合粒物度アスファルト	⑧ 密ア粒度フギアレット混合物	⑨ 混開合粒物度アスファルト
		20	13			(20F)	(13F)			
最大寸法(mm)	40	20	13	13	13	20	13	13	13	13
アスファルト量(%)	3.5～4.5	4.5～5.5	5.0～6.2	6.0～8.0	4.5～6.5	5.0～7.0	5.5～6.5	6.0～8.0	7.5～9.5	3.5～5.5

特仕2-6-4 コンクリート舗装の材料

コンクリート舗装工で路盤等に使用する材料等は、「特仕」第3編特仕2-6-3アスファルト舗装の材料の規格に適合しなければならない。

特仕2-6-7 アスファルト舗装工

1. 請負者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、また締固めにより不陸を生じないようにしなければならない。
2. 請負者は、路盤の仕上り厚が2層以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。
3. 請負者は、タンパ・振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の一層の仕上り厚さを10cm以下となるようまき出さなければならない。
4. 上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書に明示された場合を除き、プラント混合方式によらなければならない。

	試験方法	規格
425 $\mu$ mふるい通過分の塑性指数 (PI)	土の液性限界・塑性限界 (JIS A 1205) ※	9 以下

※舗装試験法便覧によることもできる。

9. **加熱アスファルト安定処理路盤材**  
加熱アスファルト安定処理路盤材の基準アスファルト量は3.5～4.5%とする。
10. **混合物の種類とアスファルト量**  
示方アスファルト量と「共仕」第3編2-6-5アスファルト舗装工の5項の(5)による最終的な配合(現場配合)から決定した基準アスファルト量が表2-8の範囲を超える場合は、アスファルト量について変更するものとする。この場合、使用する骨材の比重が特に大きい(若しくは小さい)ためにアスファルト混合率が見掛け上変わった場合の取扱いは、容積に換算して計算するものとする。ただし、仕上りの密度が変わったための契約変更は行わないものとする。

表2-8 混合物の種類とアスファルト量

混合物の種類	瀝青安定処理	① 混粗合粒物度アスファルト		③ 細ア粒度フアルト混合物	④ 密ア粒度フギアレット混合物	⑤ 混密合粒物度アスファルト		⑦ 混細合粒物度アスファルト	⑧ 密ア粒度フギアレット混合物	⑨ 混開合粒物度アスファルト
		20	13			(20F)	(13F)			
最大寸法(mm)	40	20	13	13	13	20	13	13	13	13
アスファルト量(%)	3.5～4.5	4.5～5.5	5.0～6.2	6.0～8.0	4.5～6.5	5.0～7.0	5.5～6.5	6.0～8.0	7.5～9.5	3.5～5.5

特仕2-6-4 コンクリート舗装の材料

コンクリート舗装工で路盤等に使用する材料等は、「特仕」第3編特仕2-6-3アスファルト舗装の材料の規格に適合しなければならない。

特仕2-6-7 アスファルト舗装工

1. **アスファルト舗装工の施工**  
受注者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、また締固めにより不陸を生じないようにしなければならない。
2. **路盤の仕上り厚が2層以上になる場合の施工**  
受注者は、路盤の仕上り厚が2層以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。
3. **粒状路盤におけるタンパ・振動ローラ等による締固め**  
受注者は、タンパ・振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の一層の仕上り厚さを10cm以下となるようまき出さなければならない。
4. **上層路盤の安定処理**  
上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書に明示された場合を除き、プラント混合方式によらなければならない。
5. **養生**

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

5. 請負者は、仕上げ作業直後に、アスファルト乳剤等を散布して養生を行わなければならない。

6. 請負者は、混合物の敷ならしにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施工しなければならない。

請負者は、やむを得ず5℃以下の気温で舗設する場合には、次の方法を組合わせる等して、所定の締固め度が得られることを確認し施工しなければならない。

- (1) 使用予定のアスファルトの針入度は規格内で大きくする。
- (2) プラントの混合温度は、現場の状況を考慮してプラントにおける混合の温度を決める。ただし、その温度は185℃を超えてはならない。
- (3) 混合物の運搬トラックに保温設備を設ける。
- (4) フィニッシャのスクリードを混合物の温度程度に加熱する。
- (5) 作業を中断した後、再び混合物の敷ならしを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を適当な方法で加熱する。
- (6) 混合物の転圧延長は10m以上にならないようにする。

7. 5℃以下で施工する場合は、本条第6項の規定によるものとする。

8. プライムコートの使用量は1.2/m<sup>2</sup>とし、タックコートの使用量は0.4/m<sup>2</sup>とする。

#### 特仕2-6-11 グースアスファルト舗装工

請負者は、配合を決定したときには設計図書に示す品質が得られることを確認し確認のための資料を整備・保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は、すみやかに提示するとともに、完成時に納品するものとする。

#### 特仕2-6-12 コンクリート舗装工

1. 上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書に明示された場合を除き、プラント混合方式によらなければならない。

#### 特仕2-6-13 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の上層路盤、下層路盤、薄層カラー舗装の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

#### 特仕2-6-14 ブロック舗装工

1. ブロック舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

2. インターロッキングブロックの規格は表2-9のとおりとし、請負者は、これを証明する試験成績表を監督職員に提出するものとする。

表2-9 インターロッキングブロックの規格

	種類	記号	曲げ強度	透水計数
強	普通インターロッキングブロック	N-1	4.9N/mm <sup>2</sup>	
		N-2	以上	
	透水性インターロッキングブロック	P-1	2.9N/mm <sup>2</sup>	1×10 <sup>-2</sup> cm/sec
		P-2	以上	
度	植生用インターロッキング	G-1	3.9N/mm <sup>2</sup>	

受注者は、仕上げ作業直後に、アスファルト乳剤等を散布して養生を行わなければならない。

#### 6. 敷ならし

受注者は、混合物の敷ならしにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施工しなければならない。

受注者は、やむを得ず5℃以下の気温で舗設する場合には、次の方法を組合わせる等して、所定の締固め度が得られることを確認し施工しなければならない。

- (1) 使用予定のアスファルトの針入度は規格内で大きくする。
- (2) プラントの混合温度は、現場の状況を考慮してプラントにおける混合の温度を決める。ただし、その温度は185℃を超えてはならない。
- (3) 混合物の運搬トラックに保温設備を設ける。
- (4) フィニッシャのスクリードを混合物の温度程度に加熱する。
- (5) 作業を中断した後、再び混合物の敷ならしを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を適当な方法で加熱する。
- (6) 混合物の転圧延長は10m以上にならないようにする。

#### 7. プライムコート・タックコート

プライムコートの使用量は1.2/m<sup>2</sup>とし、タックコートの使用量は0.4/m<sup>2</sup>とする。

#### 特仕2-6-12 コンクリート舗装工

上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書に明示された場合を除き、プラント混合方式によらなければならない。

#### 特仕2-6-13 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の上層路盤、下層路盤、薄層カラー舗装の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

#### 特仕2-6-14 ブロック舗装工

##### 1. ブロック舗装工の施工

ブロック舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

##### 2. インターロッキングブロックの規格

インターロッキングブロックの規格は表2-9のとおりとし、受注者は、これを証明する試験成績表を監督職員の要請があった場合は速やかに提示するとともに、検査時まで監督職員に提出するものとする。

表2-9 インターロッキングブロックの規格

	種類	記号	曲げ強度	透水係数
強	普通インターロッキングブロック	N-1	4.9N/mm <sup>2</sup>	
		N-2	以上	
	透水性インターロッキングブロック	P-1	2.9N/mm <sup>2</sup>	1×10 <sup>-2</sup> cm/sec
		P-2	以上	
度	植生用インターロッキング	G-1	3.9N/mm <sup>2</sup>	

修正 文言修正

修正 文言修正

削除 共仕へ記載

修正 誤植

削除 共仕へ記載

修正 文言修正

修正 誤植

	ブロック	G-2	以上
厚さ	普通、植生用インターロッキングブロック	± 3 mm	
	透水性インターロッキングブロック	+ 5、- 1 mm	
寸法	普通、透水性、植生用インターロッキングブロック	± 3 mm	

- 注1) 1：一層型インターロッキングブロック  
2：二層型インターロッキングブロック
- 注2) インターロッキングブロックの形状その他により曲げ強度試験ができない場合はコアによる圧縮強度試験を行い、圧縮強度が普通インターロッキングブロックおよび化粧インターロッキングブロックにおいては、32N/mm<sup>2</sup>以上、透水性インターロッキングブロックにおいては、17N/mm<sup>2</sup>以上でなければならない。

3. **請負者**は、ブロックの色彩・パターンについて、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

#### 特仕 2-6-15 路面切削工

1. **請負者**は、施工前に本条 2 項又は自動横断測定法により現地の計測を行い、切削厚さが設計平均深さになるよう計画高を決め、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。  
なお、平均厚さに± 5 mm 以上の変更が生じた場合は**設計図書**に関して監督職員に協議するものとする。
2. 現地測量による方法
  - (1) 横断方向の測定箇所は 2 車線道路で 9 点、4 車線道路で片側 9 点（全体 18 点）とする。
  - (2) 平均厚の計算は、「数量算出要領」に準ずるものとする。
  - (3) 切削深さの管理は、2 車線道路で 5 点法、4 車線道路で 9 点法により行わなければならない。

#### 特仕 2-6-16 舗装打換え工

1. **請負者**は、舗装打換部の既設アスファルト版については、コンクリートカッタで切断したのち、損傷部分を取りこわさなければならない。打換にあたっては、舗装版路盤に悪影響のないよう施工しなければならない。
2. **請負者**は、路盤を入替えるときには、隣接する路盤をゆるめないよう施工しなければならない。
3. **請負者**は、一層の仕上り厚さが 7 cm 以下になるよう舗設しなければならない。
4. **請負者**は、ローラ等により品質を確保するための締固め度が得られるよう、締固めなければならない。

#### 特仕 2-6-18 アスファルト舗装補修工

	ブロック	G-2	以上
厚さ	普通、植生用インターロッキングブロック	± 3 mm	
	透水性インターロッキングブロック	+ 5、- 1 mm	
寸法	普通、透水性、植生用インターロッキングブロック	± 3 mm	

- 注1) 1：一層型インターロッキングブロック  
2：二層型インターロッキングブロック
- 注2) インターロッキングブロックの形状その他により曲げ強度試験ができない場合はコアによる圧縮強度試験を行い、圧縮強度が普通インターロッキングブロックおよび化粧インターロッキングブロックにおいては、32N/mm<sup>2</sup>以上、透水性インターロッキングブロックにおいては、17N/mm<sup>2</sup>以上でなければならない。

#### 3. **ブロックの色彩・パターン**

**受注者**は、ブロックの色彩・パターンについて、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

#### 特仕 2-6-15 路面切削工

##### 1. **路面切削工**

**受注者**は、施工前に本条 2 項又は自動横断測定法により現地の計測を行い、切削厚さが設計平均深さになるよう計画高を決め、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。  
なお、平均厚さに± 5 mm 以上の変更が生じた場合は**設計図書**に関して監督職員に協議するものとする。

##### 2. **現地測量による方法**

- (1) 横断方向の測定箇所は 2 車線道路で 9 点、4 車線道路で片側 9 点（全体 18 点）とする。
- (2) 平均厚の計算は、「数量算出要領」に準ずるものとする。
- (3) 切削深さの管理は、2 車線道路で 5 点法、4 車線道路で 9 点法により行わなければならない。

#### 特仕 2-6-16 舗装打換え工

##### 1. **舗装打換え**

**受注者**は、舗装打換部の既設アスファルト版については、コンクリートカッタで切断したのち、損傷部分を取りこわさなければならない。打換にあたっては、舗装版路盤に悪影響のないよう施工しなければならない。

##### 2. **路盤の入替**

**受注者**は、路盤を入替えるときには、隣接する路盤をゆるめないよう施工しなければならない。

##### 3. **仕上り厚さ**

**受注者**は、一層の仕上り厚さが 7 cm 以下になるよう舗設しなければならない。

##### 4. **締固め**

**受注者**は、ローラ等により品質を確保するための締固め度が得られるよう、締固めなければならない。

#### 特仕 2-6-18 アスファルト舗装補修工

##### 1. **欠損部の補修材**

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

1. **請負者**は、アスファルト舗装のポットホール・段差・局部的なひびわれ及びくぼみ・コンクリート舗装の目地縁部あるいはひびわれの角欠け・段差・穴あき等の欠損部の補修にあたっては、加熱アスファルト合材を使用して舗設しなければならない。
2. **請負者**は、欠損部の補修の施工については、既設舗装面を清掃後タックコートを施工し、加熱アスファルト合材を敷ならしたのち、振動ローラ等により締固めなければならない。
3. **請負者**は、アスファルト舗装の亀裂箇所、目地材が充填できる亀裂箇所には、石・ごみ・どろ等を吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、プライマーを塗布し、目地材を加熱し充填するものとし、目地材充填後は石粉を散布しなければならない。
4. **請負者**は、パッチングの施工については、時期、箇所等について監督職員より**指示**を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督職員に**提出**しなければならない。

#### 特仕 2-6-19 コンクリート舗装補修工

1. コンクリート版における注入孔は、4㎡に1ヶ所、孔径は50mm程度とし、削孔箇所は等間隔・千鳥状とする。**請負者**はクラック発生状況により位置の変更が必要な場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
2. **請負者**は、計測装置・計画方法を**施工計画書**に記載しなければならない。
3. **請負者**は、コンクリート舗装の目地及び充填できる亀裂箇所には、古い目地材・石・ごみ・どろ等の異物を人力で取り除き、清掃を行ったのちプライマーを塗布し、目地材を加熱し充填するものとし、目地材充填後は石粉を散布しなければならない。
4. **請負者**は、注入完了後、沈下量の測定を行うものとし、測定箇所は舗装版1枚につき1点とする。注入後の測定値が0.4mm以上の場合は、再注入を行わなければならない。  
なお、注入孔は前回とは別途に削孔しなければならない。  
また、再注入後のタワミ量を測定し、結果を監督職員に**報告**するものとする。

### 第7節 地盤改良工

#### 特仕 2-7-3 置換工

**請負者**は、構造物の基礎面等で、置換えが必要と判断される場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

#### 特仕 2-7-5 パイルネット工

**請負者**は、杭の施工にあたり、**施工記録**を整備保管するものとし、**完成時に納品**するものとする。なお、**施工途中**において監督職員または検査職員から**請求**があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。

#### 特仕 2-7-9 固結工

1. **請負者**は、薬液注入工の着手前に薬液注入工の**施工計画**を監督職員に**提出**するものとする。
2. **請負者**は、薬液注入の採用に際しては、暫定指針（建設省通達）による調査を行わなければならない。
3. **請負者**は、地下埋設物に近接して薬液注入を行う場合は、薬液注入の流出を防止す

1. **受注者**は、アスファルト舗装のポットホール・段差・局部的なひびわれ及びくぼみ・コンクリート舗装の目地縁部あるいはひびわれの角欠け・段差・穴あき等の欠損部の補修にあたっては、加熱アスファルト合材を使用して舗設しなければならない。
2. **欠損部の補修**  
**受注者**は、欠損部の補修の施工については、既設舗装面を清掃後タックコートを施工し、加熱アスファルト合材を敷ならしたのち、振動ローラ等により締固めなければならない。
3. **目地材の充填**  
**受注者**は、アスファルト舗装の亀裂箇所、目地材が充填できる亀裂箇所には、石・ごみ・どろ等を吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、プライマーを塗布し、目地材を加熱し充填するものとし、目地材充填後は石粉を散布しなければならない。
4. **パッチング**  
**受注者**は、パッチングの施工については、時期、箇所等について監督職員より**指示**を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督職員に**提出**しなければならない。

#### 特仕 2-6-19 コンクリート舗装補修工

1. **注入孔**  
コンクリート版における注入孔は、4㎡に1ヶ所、孔径は50mm程度とし、削孔箇所は等間隔・千鳥状とする。**受注者**はクラック発生状況により位置の変更が必要な場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
2. **計測装置・計画方法**  
**受注者**は、計測装置・計画方法を**施工計画書**に記載しなければならない。
3. **目地材の充填**  
**受注者**は、コンクリート舗装の目地及び充填できる亀裂箇所には、古い目地材・石・ごみ・どろ等の異物を人力で取り除き、清掃を行ったのちプライマーを塗布し、目地材を加熱し充填するものとし、目地材充填後は石粉を散布しなければならない。
4. **沈下量の測定**  
**受注者**は、注入完了後、沈下量の測定を行うものとし、測定箇所は舗装版1枚につき1点とする。注入後の測定値が0.4mm以上の場合は、再注入を行わなければならない。  
なお、注入孔は前回とは別途に削孔しなければならない。  
また、再注入後のタワミ量を測定し、結果を監督職員に**報告**するものとする。

### 第7節 地盤改良工

#### 特仕 2-7-3 置換工

**受注者**は、構造物の基礎面等で、置換えが必要と判断される場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

#### 特仕 2-7-9 固結工

1. **施工計画**  
**受注者**は、薬液注入工の着手前に薬液注入工の**施工計画書**を監督職員に**提出**するものとする。
2. **薬液注入の採用**  
**受注者**は、薬液注入の採用に際しては、暫定指針（建設省通達）による調査を行わなければならない。
3. **地下埋設物に近接して薬液注入を行う場合の措置**  
**受注者**は、地下埋設物に近接して薬液注入を行う場合は、薬液注入の流出を防止す

修正	文言修正
削除	共仕へ記載
修正	文言修正
修正	文言修正
修正	文言修正

るためゲルタイムの調整等の措置を講じなければならない。

4. **請負者**は、地下水及び公共用水の水質の汚濁の恐れがある場合は、水質の状況を監視しなければならない。

#### 第8節 工場製品輸送工

##### 特仕2-8-1 一般事項

1. **請負者**は、輸送に関する関係官公署への特殊車両申請等の手続きについては、輸送を行う前に許可を受けておかなければならない。
2. **請負者**は、輸送に着手する前に輸送計画に関する事項を第1編1-1-4 施工計画書第1項により施工計画へ記載しなければならない。

##### 特仕2-8-2 輸送工

**請負者**は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。なお、**請負者**は、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督職員に連絡し、取り替えまたは補修等の方法を監督職員へ提出のうえ処置を講じなければならない。

#### 第10節 仮設工

##### 特仕2-10-5 土留・仮締切工

土の締め固めについては、「特仕」第1編特仕2-3-3 盛土工の4項の規定によらなければならない。

##### 特仕2-10-14 電力設備工

**請負者**は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気主任技術者を選び、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。

##### 特仕2-10-16 トンネル仮設備工

1. **請負者**は、トンネル用濁水処理設備の設置については、「共仕」第3編2-10-16 トンネル仮設備工のほか、停電等の非常時にも対応した設備としなければならない。
2. **請負者**は、トンネル工事における粉じん対策の充実を図るため、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(厚生労働省)及び「トンネル工事の粉じん発生作業に関する衛生管理マニュアル」(国土交通省)に基づき粉じん対策を実施しなければならない。
3. **請負者**は、トンネル坑内作業環境を改善するため、「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械」の指定を受けた建設機械を使用しなければならない。また、内燃機関付の機械を使用する場合は、有害ガス・ばい煙による汚染対策用装置を装備したものを使用しなければならない。
4. **請負者**は、掘削工(削岩、ずり出し)および支保工(吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工)の作業にあたり、粉じん対策設備が必要となった場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
5. **請負者**は、掘削工(削岩、ずり出し)および支保工(吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工)の作業にあたり、電動ファン付粉じん用呼吸保護具等の有効な呼吸用保護具を使用しなければならない。

##### 特仕2-10-23 足場工

枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 平成21年4月)」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。

るためゲルタイムの調整等の措置を講じなければならない。

#### 4. 水質の監視

- 受注者**は、地下水及び公共用水の水質の汚濁の恐れがある場合は、水質の状況を監視しなければならない。

#### 第8節 工場製品輸送工

##### 特仕2-8-1 一般事項

- 受注者**は、輸送に関する関係官公署への特殊車両申請等の手続きについては、輸送を行う前に許可を受けておかなければならない。

#### 第10節 仮設工

##### 特仕2-10-5 土留・仮締切工

土の締め固めについては、「特仕」第1編特仕2-3-3 盛土工の4項の規定によらなければならない。

##### 特仕2-10-16 トンネル仮設備工

1. **トンネル用濁水処理設備**  
**受注者**は、トンネル用濁水処理設備の設置については、「共仕」第3編2-10-16 トンネル仮設備工のほか、停電等の非常時にも対応した設備としなければならない。
2. **粉じん対策**  
**受注者**は、トンネル工事における粉じん対策の充実を図るため、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(厚生労働省)及び「トンネル工事の粉じん発生作業に関する衛生管理マニュアル」(国土交通省)に基づき粉じん対策を実施しなければならない。
3. **排出ガス対策型建設機械**  
**受注者**は、トンネル坑内作業環境を改善するため、「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械」の指定を受けた建設機械を使用しなければならない。また、内燃機関付の機械を使用する場合は、有害ガス・ばい煙による汚染対策用装置を装備したものを使用しなければならない。
4. **粉じん対策設備**  
**受注者**は、掘削工(削岩、ずり出し)および支保工(吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工)の作業にあたり、粉じん対策設備が必要となった場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
5. **呼吸用保護具**  
**受注者**は、掘削工(削岩、ずり出し)および支保工(吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工)の作業にあたり、電動ファン付粉じん用呼吸保護具等の有効な呼吸用保護具を使用しなければならない。

修正 文言修正

修正 文言修正

削除 共仕へ記載

削除 共仕へ記載

削除 共仕へ記載

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

ただし、これにより難い場合は監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。

## 第12節 工場製作工（共通）

### 特仕2-12-2 材 料

1. 請負者は、鋼板について、あらかじめ板取表を監督職員に提出するものとする。
2. 請負者は、機械試験について、試験する箇所を監督職員に確認を受けるものとする。また、機械試験について、JISの試験方法により引っ張り・曲げ及びシャルピー衝撃試験を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。
3. 請負者は、支承、排水柵、高力ボルトについて、使用材料の機械試験成績表及び施工管理写真を監督職員に提出するものとする。
4. 塗料については、「特仕」第2編特仕2-11-1一般事項の規定によらなければならない。
5. 請負者は、材料確認結果を「特仕」第2編第1章第2節工事材料の品質および検査（確認を含む）第3項により取り扱うものとする。

### 特仕2-12-3 桁製作工

1. 仮組立て検査  
請負者は、設計図書に示された方法により仮組立て検査を実施しなければならない。
  - 1) 直接仮組立て検査を実施する場合  
請負者は、仮組立て方法、計測方法等について施工計画書に記載し、監督職員に提出するものとする。  
なお、直接仮組立てに替えて直接仮組立と同等の精度の検査が行えるシミュレーション仮組立て検査で実施する場合は、監督職員と協議するものとする。
  - 2) 仮組立て検査を簡略化（省略）する場合  
請負者は、仮組立て検査を簡略化（省略）する場合の方法について、施工計画書に記載し監督職員に提出するものとする。  
なお、仮組立て検査を実施しない場合は、土木工事施工管理基準（案）の出来形管理基準及び規格値第3編2章第12節3-2桁製作工及び第3編第2章第13節1条橋梁仮設工により管理するものとする。
  - 3) 段階確認  
(1) 直接仮組立て検査を実施する場合は、仮組立て完了時に土木工事施工管理基準（案）に基づき部材精度及び仮組立て精度の段階確認を受けなければならない。  
また、シミュレーション仮組立て検査を行う場合は、部材精度の段階確認を受けられるものとするが、仮組立て精度の確認については資料の提出による確認に替えることができるものとする。  
(2) 仮組立て検査を実施しない場合は、部材精度の確認を受けるものとする。  
(3) 上記（1）、（2）の段階確認は、既済部分検査及び中間技術検査と兼ねることができるものとする。
2. 請負者は、板取りに関する資料を保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに提示しなければならない。
3. 請負者は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、「共仕」第3編2-12-3桁製作工（3）①の1）から8）の事項を施工計画書に記載した上で施工しなければならない。

### 特仕2-12-11 工場塗装工

## 第12節 工場製作工（共通）

### 特仕2-12-2 材 料

1. 鋼板  
受注者は、鋼板について、あらかじめ板取表を監督職員に提出するものとする。
2. 機械試験  
受注者は、機械試験について、試験する箇所を監督職員に確認を受けるものとする。また、機械試験について、JISの試験方法により引っ張り・曲げ及びシャルピー衝撃試験を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。
3. 支承・排水柵・高力ボルト  
受注者は、支承、排水柵、高力ボルト（JIS規格品を除く）について、使用材料の機械試験成績表やミルシートなど品質を証明する資料及び施工管理写真を監督職員に提出するものとする。
4. 塗料  
塗料については、「特仕」第2編特仕2-11-1一般事項の規定によらなければならない。

### 特仕2-12-3 桁製作工

1. 仮組立て検査  
受注者は、設計図書に示された方法により仮組立て検査を実施しなければならない。
  - 1) 直接仮組立て検査を実施する場合  
受注者は、仮組立て方法、計測方法等について施工計画書に記載し、監督職員に提出するものとする。  
なお、直接仮組立てに替えて直接仮組立と同等の精度の検査が行えるシミュレーション仮組立て検査で実施する場合は、監督職員と協議するものとする。
  - 2) 仮組立て検査を簡略化（省略）する場合  
受注者は、仮組立て検査を簡略化（省略）する場合の方法について、施工計画書に記載し監督職員に提出するものとする。  
なお、仮組立て検査を実施しない場合は、土木工事施工管理基準（案）の出来形管理基準及び規格値第3編2章第12節3-2桁製作工及び第3編第2章第13節1条橋梁仮設工により管理するものとする。
  - 3) 段階確認  
(1) 直接仮組立て検査を実施する場合は、仮組立て完了時に土木工事施工管理基準（案）に基づき部材精度及び仮組立て精度の段階確認を受けなければならない。  
また、シミュレーション仮組立て検査を行う場合は、部材精度の段階確認を受けられるものとするが、仮組立て精度の確認については資料の提出による確認に代えることができるものとする。  
(2) 仮組立て検査を実施しない場合は、部材精度の確認を受けるものとする。  
(3) 上記（1）、（2）の段階確認は、既済部分検査及び中間技術検査と兼ねることができるものとする。
2. 溶接施工  
受注者は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、「共仕」第3編2-12-3桁製作工（3）①の1）から8）の事項を施工計画書に記載した上で施工しなければならない。

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

削除 共仕へ記載

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 誤植

削除 共仕へ記載

修正 文言修正

1. 請負者は、工場塗装終了後、塗膜厚計測を行い、塗膜厚測定記録を作成および保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに提示しなければならない。
2. 請負者は、塗布作業の開始前に出荷証明書および塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）を確認し、監督職員へ報告しなければならない。

### 第13節 鋼橋架設工

#### 特仕2-13-2 地組工

1. 仮置き中に部材に、損傷、汚損および腐食が生じた場合は、すみやかに監督職員に連絡するとともに、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。
2. 組立て中に損傷があった場合は、すみやかに監督職員に連絡するとともに、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。
3. 本締め我先立って、橋の形状が設計に適合するかどうかを確認し、その結果を監督職員に連絡するものとする。

#### 特仕2-13-3 架設工（クレーン架設）

1. 請負者は架設を自走クレーン等のベント方式で施工する場合には、桁下に全巾のベントを組立て本締めをすることとし、ベントを半分程度組立て仮締め又は本締め後横引する工法は、採用してはならない。これにより難い場合に、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
2. 請負者は、現道上における架設については、設計図書によるものとする。

#### 特仕2-13-4 架設工（ケーブルクレーン架設）

請負者は、現道上における架設については、設計図書によるものとする。

#### 特仕2-13-5 架設工（ケーブルエレクション架設）

架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-4架設工（ケーブルクレーン架設）の規定によるものとする。

#### 特仕2-13-6 架設工（架設桁架設）

請負者は、現道上における架設については、設計図書によるものとする。

#### 特仕2-13-7 架設工（送出し架設）

桁架設の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-6架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。

#### 特仕2-13-8 架設工（トラベラークレーン架設）

請負者は、現道上における架設については、設計図書によるものとする。

### 第14節 法面工（共通）

#### 特仕2-14-2 植生工

1. 市松芝張工は芝を1枚おきに市松模様施工するものをいう。
2. 請負者は、種子帯の施工にあたっては、土羽の仕上げと同時に、のり長方向30cm間隔に埋込まなければならない。

### 第13節 鋼橋架設工

#### 特仕2-13-2 地組工

1. **仮置き中の部材の損傷等の処置**  
仮置き中に部材に、損傷、汚損および腐食が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡するとともに、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。
2. **組立て中の部材の損傷の処置**  
組立て中に損傷があった場合は、速やかに監督職員に連絡するとともに、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。
3. **本締め**  
本締め我先立って、橋の形状が設計に適合するかどうかを確認し、その結果を監督職員に連絡するものとする。

#### 特仕2-13-3 架設工（クレーン架設）

1. **ベント**  
受注者は架設を自走クレーン等のベント方式で施工する場合には、桁下に全巾のベントを組立て本締めをすることとし、ベントを半分程度組立て仮締め又は本締め後横引する工法は、採用してはならない。これにより難い場合に、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
2. **現道上における架設**  
受注者は、現道上における架設については、設計図書によるものとする。

#### 特仕2-13-4 架設工（ケーブルクレーン架設）

受注者は、現道上における架設については、設計図書によるものとする。

#### 特仕2-13-5 架設工（ケーブルエレクション架設）

架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-4架設工（ケーブルクレーン架設）の規定によるものとする。

#### 特仕2-13-6 架設工（架設桁架設）

受注者は、現道上における架設については、設計図書によるものとする。

#### 特仕2-13-7 架設工（送出し架設）

桁架設の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-6架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。

#### 特仕2-13-8 架設工（トラベラークレーン架設）

受注者は、現道上における架設については、設計図書によるものとする。

### 第14節 法面工（共通）

#### 特仕2-14-2 植生工

1. **市松芝張**  
市松芝張工は芝を1枚おきに市松模様施工するものをいう。
2. **種子帯**  
受注者は、種子帯の施工にあたっては、土羽の仕上げと同時に、のり長方向30cm間隔に埋込まなければならない。

削除 共仕へ記載

削除 共仕へ記載

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

3. 請負者は、現場に搬入された芝は、すみやかに芝付けするものとし、直射光、雨露にさらしたり、積み重ねて枯死させないようにしなければならない。また、請負者は、芝付け後、枯死しないように養生しなければならない。なお工事完了引渡しまでに枯死した場合は、監督職員に連絡するとともに、その原因を調査のうえ再度施工するものとし、施工結果は監督職員または検査職員から要求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 請負者は、吹付けの施工完了後は、発芽または枯死予防のために保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子散布面の浮水を排除してから施工しなければならない。
- なお工事完了引渡しまでに発芽不良または枯死した場合は、監督職員に連絡するとともに、その原因を調査のうえ再度施工するものとし、施工結果は監督職員または検査職員から要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

**特仕 2-14-3 吹付工**

1. コンクリート吹付工の吹付モルタルの配合、モルタル吹付工の吹付モルタルの配合は表 2-1 とする。

表 2-1 吹付モルタルの配合比

	W/C	C:S:G	C:S
コンクリート吹付	45~55%	1:4:1	
モルタル吹付	45~55%		1:4

注) 吹付コンクリートに使用する細・粗骨材、吹付モルタルに使用する細骨材は、「共仕」第 2 編 2-3-2 セメントコンクリート用骨材の規定によるものとする。

2. 吹付工法は湿式とする。
3. 請負者は、既設モルタル吹付の更新を行う工事では、活膜は残すが剥離したモルタル及び浮石等は除去しなければならない。
4. 請負者は、吹付作業に先立ち 20㎡に 1ヶ所程度釘又は鉄筋等をのり面に固定して設計厚が確保できるよう施工しなければならない。
5. 請負者は、ラス張アンカー鉄筋 (φ 16mm×400mm) については、100㎡当り 30本の割で設置しなければならない。また、補強アンカー鉄筋 (φ 9mm×200mm) は、100㎡当り 150本の割で設置しなければならない。
6. 請負者は、吹付けのり面天端付近にラウンディング (R = 1m程度) を行い、雨水の浸透を防止するため吹付モルタルで巻き込まなければならない。
7. 請負者は、3㎡に 1ヶ所の割合で水抜きパイプ (VP φ 50mm) を取付けなければならない。ただし、湧水箇所には重点的に取付けなければならない。
8. 請負者は、コンクリート吹付工の施工にあたっては、本条 2 項～ 7 項の規定に準拠しなければならない。

削除 共仕へ記載

削除 共仕へ記載

**特仕 2-14-3 吹付工**

**1. 吹付モルタルの配合**

- コンクリート吹付工の吹付モルタルの配合、モルタル吹付工の吹付モルタルの配合は表 2-1 とする。

表 2-1 吹付モルタルの配合比

	W/C	C:S:G	C:S
コンクリート吹付	45~55%	1:4:1	
モルタル吹付	45~55%		1:4

注) 吹付コンクリートに使用する細・粗骨材、吹付モルタルに使用する細骨材は、「共仕」第 2 編 2-3-2 セメントコンクリート用骨材の規定によるものとする。

2. **吹付工法**  
吹付工法は湿式とする。
3. **既設モルタル吹付の更新**  
受注者は、既設モルタル吹付の更新を行う工事では、活膜は残すが剥離したモルタル及び浮石等は除去しなければならない。
4. **設計厚の確保**  
受注者は、吹付作業に先立ち 20㎡に 1ヶ所程度釘又は鉄筋等をのり面に固定して設計厚が確保できるよう施工しなければならない。
5. **ラス張アンカー鉄筋・補強アンカー鉄筋**  
受注者は、ラス張アンカー鉄筋 (φ 16mm×400mm) については、100㎡当り 30本の割で設置しなければならない。また、補強アンカー鉄筋 (φ 9mm×200mm) は、100㎡当り 150本の割で設置しなければならない。
6. **ラウンディング**  
受注者は、吹付けのり面天端付近にラウンディング (R = 1m程度) を行い、雨水の浸透を防止するため吹付モルタルで巻き込まなければならない。
7. **水抜きパイプ**  
受注者は、3㎡に 1ヶ所の割合で水抜きパイプ (VP φ 50mm) を取付けなければならない。ただし、湧水箇所には重点的に取付けなければならない。
8. **規定準拠**  
受注者は、コンクリート吹付工の施工にあたっては、本条 2 項～ 7 項の規定に準拠しなければならない。

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

#### 特仕2-14-4 法 枠 工

1. **請負者**は、凹凸の著しいのり面では、あらかじめコンクリート又はモルタル吹付工などで凹凸を少なくしたのち、型枠を組立てなければならない。
2. **請負者**は、型枠の組立てにあつては、縦方向の型枠を基本に組立てすべり止め鉄筋で固定しなければならない。
3. **請負者**は、中詰めの施工にあつては「のり枠工の設計、施工指針（案）5.1プレキャスト枠工の施工（3）中詰め」に準じなければならない。  
また、耐水性ダンボール製・板製・プラスチック製等の型枠を使用した場合は、これらの型枠を完全に除去した上で中詰工を施工しなければならない。
4. **請負者**は、水抜き管の組立てにあつては、吹付施工時に移動しないように設置し、目詰りを起こさないように施工しなければならない。
5. **請負者**は、吹付けに使用するモルタル又はコンクリートの配合ならびに水セメント比については、吹付けを行ったのり面で設計基準強度 $\sigma_{ck}=15\text{N}/\text{mm}^2$ を満足するように配合試験によって決定しなければならない。
6. **請負者**は、枠の吹付けにあつては、のり面下部から施工しなければならない。やむを得ずのり面上部から施工する場合には、はね返り等を排除しながら施工しなければならない。また吹付け施工は、極端な高温又は低温の時期や強風時を避けなければならない。
7. **請負者**は、縦枠の途中で吹付継手を設けないものとする。やむを得ず吹付継手を設けなければならない場合には、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものをすべて除去し、清掃、かつ湿らせてから施工しなければならない。
8. **請負者**は、吹付けの施工にあつては、型枠断面より極端に大きくならないように施工しなければならない。

#### 特仕2-15-3 補強土壁工

**請負者**は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いて壁面調整しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。  
ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに監督職員に連絡しなければならない。

#### 特仕2-16-3 浚渫船運転工

**請負者**は、グラブ浚渫およびポンプ浚渫の施工においては、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、ただちに監督職員に連絡し、すみやかに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 第17節 植栽維持工

##### 特仕2-17-3 樹木・芝生管理工

1. **請負者**は、樹種本来の形（円柱上・逆円錐状・狭円錐状・卵状・球状・広卵状等）を維持していくように剪定しなければならない。
2. **請負者**は、樹冠の生長の均一をはかるため、頂上枝は少なく、下方枝は多く残さなければならない。

#### 特仕2-14-4 法 枠 工

1. **凹凸の処理**  
**受注者**は、凹凸の著しいのり面では、あらかじめコンクリート又はモルタル吹付工などで凹凸を少なくしたのち、型枠を組立てなければならない。
2. **型枠の組立**  
**受注者**は、型枠の組立てにあつては、縦方向の型枠を基本に組立てすべり止め鉄筋で固定しなければならない。
3. **中詰めの施工**  
**受注者**は、中詰めの施工にあつては「のり枠工の設計、施工指針（案）5.1プレキャスト枠工の施工（3）中詰め」に準じなければならない。  
また、耐水性ダンボール製・板製・プラスチック製等の型枠を使用した場合は、これらの型枠を完全に除去した上で中詰工を施工しなければならない。
4. **水抜き管の組立て**  
**受注者**は、水抜き管の組立てにあつては、吹付施工時に移動しないように設置し、目詰りを起こさないように施工しなければならない。
5. **モルタル又はコンクリートの配合**  
**受注者**は、吹付けに使用するモルタル又はコンクリートの配合ならびに水セメント比については、吹付けを行ったのり面で設計基準強度 $\sigma_{ck}=15\text{N}/\text{mm}^2$ を満足するように配合試験によって決定しなければならない。
6. **枠の吹付け**  
**受注者**は、枠の吹付けにあつては、のり面下部から施工しなければならない。やむを得ずのり面上部から施工する場合には、はね返り等を排除しながら施工しなければならない。また吹付け施工は、極端な高温又は低温の時期や強風時を避けなければならない。
7. **吹付継手**  
**受注者**は、縦枠の途中で吹付継手を設けないものとする。やむを得ず吹付継手を設けなければならない場合には、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものをすべて除去し、清掃、かつ湿らせてから施工しなければならない。
8. **吹付けの施工**  
**受注者**は、吹付けの施工にあつては、型枠断面より極端に大きくならないように施工しなければならない。

#### 特仕2-16-3 浚渫船運転工

**受注者**は、グラブ浚渫およびポンプ浚渫の施工においては、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、速やかに監督職員に連絡し、速やかに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 第17節 植栽維持工

##### 特仕2-17-3 樹木・芝生管理工

1. **剪定**  
**受注者**は、樹種本来の形（円柱上・逆円錐状・狭円錐状・卵状・球状・広卵状等）を維持していくように剪定しなければならない。
2. **枝の除去方法**  
**受注者**は、樹冠の生長の均一をはかるため、頂上枝は少なく、下方枝は多く残さなければならない。

修正 文言修正

削除 共仕へ記載

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正



する。

15. **請負者**は、枯死又は損傷した街路樹の補植について、**設計図書**に示す場合を除き、樹種・規格支柱等について**設計図書**に関して監督職員と協議するものとする。
16. **請負者**は、破損又は腐蝕した支柱の取換えにあたって、**設計図書**に明示する場合を除き、形状・規格・設置位置等について監督職員の**指示**によらなければならない。
17. **請負者**は、古い支柱をていねいに取除かなければならない。
18. **請負者**は、追肥にあたっては、樹木及び芝の生育過程で不足する肥料を後から補うために主として、球状の無機質系肥料を与えなければならない。  
肥料の種類・使用量等は**設計図書**によるものとする。
19. **請負者**は、肥料の種類によって、養分が雨水等で流失しないようにしなければならない。
20. 施肥は、樹木及び芝の生育過程で不足する肥料を補うとともに、土壌の改良もはかるものである。
21. 肥料・土壌改良剤の種類・使用量・土の削り起し深さ等は、**設計図書**によるものとする。
22. **請負者**は、薬剤散布にあたっては、常に作業員の健康維持、沿道住民及び歩行者等の迷惑とならないようにするとともに、使用済の空瓶・空袋等は、危険のないように処理しなければならない。
23. 薬剤の種類・作業時間等については、**設計図書**によるものとする。
24. 街路樹等の応急維持  
(1) 街路樹等の応急維持班の構成は、表15-7とする。

表15-7 街路樹等の応急維持班の構成

区分	構成					
	世話役	造園工	普通作業員	運転手	車種	摘要
応急維持 A	—	1	1	1	作業車	
応急維持 B	1	4	2	2	作業車 ライトバン	

(2) 街路樹等の応急維持は、作業出来形が不定形な作業で、主として役務的作業を行うものとする。

(3) 街路樹等の応急維持は、昼間作業とする。

25. **請負者**は、移植先の土壌に問題があった場合は、**監督職員**に連絡し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。

26. **請負者**は、補植、移植の施工については、地下埋設物に損傷を与えないよう特に

する。

15. **街路樹の補植**  
**受注者**は、枯死又は損傷した街路樹の補植について、**設計図書**に示す場合を除き、樹種・規格支柱等について**設計図書**に関して監督職員と協議するものとする。
16. **支柱の取換え**  
**受注者**は、破損又は腐蝕した支柱の取換えにあたって、**設計図書**に明示する場合を除き、形状・規格・設置位置等について監督職員の**指示**によらなければならない。
17. **支柱の取り除き**  
**受注者**は、古い支柱をていねいに取除かなければならない。
18. **追肥**  
**受注者**は、追肥にあたっては、樹木及び芝の生育過程で不足する肥料を後から補うために主として、球状の無機質系肥料を与えなければならない。  
肥料の種類・使用量等は**設計図書**によるものとする。
19. **雨水等対策**  
**受注者**は、肥料の種類によって、養分が雨水等で流失しないようにしなければならない。
20. **施肥**  
施肥は、樹木及び芝の生育過程で不足する肥料を補うとともに、土壌の改良もはかるものである。
21. **肥料・土壌改良剤の種類・使用量・土の削り起し深さ等**  
肥料・土壌改良剤の種類・使用量・土の削り起し深さ等は、**設計図書**によるものとする。
22. **薬剤散布**  
**受注者**は、薬剤散布にあたっては、常に作業員の健康維持、沿道住民及び歩行者等の迷惑とならないようにするとともに、使用済の空瓶・空袋等は、危険のないように処理しなければならない。
23. **薬剤の種類・作業時間等**  
薬剤の種類・作業時間等については、**設計図書**によるものとする。
24. 街路樹等の応急維持  
(1) 街路樹等の応急維持班の構成は、表15-7とする。

表15-7 街路樹等の応急維持班の構成

区分	構成					
	世話役	造園工	普通作業員	運転手	車種	摘要
応急維持 A	—	1	1	1	作業車	
応急維持 B	1	4	2	2	作業車 ライトバン	

(2) 街路樹等の応急維持は、作業出来形が不定形な作業で、主として役務的作業を行うものとする。

(3) 街路樹等の応急維持は、昼間作業とする。

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

削除 共仕へ記載

削除 共仕へ記載

注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への連絡を行うとともに、監督職員に連絡し指示を受けなければならない。ただし、修復に関しては、請負者の負担で行わなければならない。

第18節 床版工

特仕2-18-2 床版工

1. 請負者は、コンクリートの打設計画（順序・方法・打数量）について検討のうえ監督職員に提出するものとする。
2. 請負者は、コンクリート打設にポンプ車を使用する場合には、吐出しにおけるコンクリートの品質が安定するまでは打設してはならない。  
また、コンクリートを配管打設する場合は、鉄筋に直接パイプ等の荷重がかからないように、足場等を設けて施工することとする。
3. 請負者は、鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙がある場合には、無収縮モルタルにより充てんしなければならない。  
なお、モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によらなければならない。
4. 請負者は、床版型枠吊金具及び床版厚検測用鋼材の現場溶接を行う場合には、その理由、施工方法を施工計画書に記載しなければならない。

第18節 床版工

特仕2-18-2 床版工

1. **打設計画**  
受注者は、コンクリートの打設計画（順序・方法・打数量）について施工計画書へ記載する。
2. **ポンプ車の使用**  
受注者は、コンクリート打設にポンプ車を使用する場合には、吐出しにおけるコンクリートの品質が安定するまでは打設してはならない。  
また、コンクリートを配管打設する場合は、鉄筋に直接パイプ等の荷重がかからないように、足場等を設けて施工することとする。
3. **空隙の処理**  
受注者は、鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙がある場合には、無収縮モルタルにより充てんしなければならない。  
なお、モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によらなければならない。
4. **現場溶接**  
受注者は、床版型枠吊金具及び床版厚検測用鋼材の現場溶接を行う場合には、その理由、施工方法を施工計画書に記載しなければならない。

修正	文言修正

(旧) 土木工事特記仕様書 (H22年度版)	(新) 土木工事特記仕様書改訂 (案) (H23年度版)	区分	改定理由
<p style="text-align: center;">第 6 編 河 川 編</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 築堤・護岸</p> <p>第1節 適 用</p> <p>1. 河川土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、地盤改良工、「特仕」第3編第2章第7節地盤改良工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。</p> <p>2. <b>請負者</b>は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置した工事を行う場合には、水位、潮位について、常に注意をし、災害防止に努めなければならない。</p> <p>第5節 護岸基礎工</p> <p><b>特仕1-5-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。</p> <p><b>特仕1-5-3 基礎工</b> <b>請負者</b>は、護岸基礎の基礎杭支持力については、監督職員が<b>指示</b>した場合を除き、測定しなくてもよいものとする。</p> <p>第6節 矢板護岸工</p> <p><b>特仕1-6-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。</p> <p>第7節 法覆護岸工</p> <p><b>特仕1-7-1 一般事項</b></p> <p>1. <b>請負者</b>は、コンクリート張の表面を「コテ・ハケ」等により仕上げるものとし、モルタルによる仕上げを行ってはならない。</p> <p>2. コンクリートのり張の施工目地間隔は、<b>設計図書</b>に示す場合を除き2m程度とする。伸縮目地は、<b>設計図書</b>に示す場合を除き10m程度とする。</p> <p>3. 吸出し防止シートの重ね代は10cm以上とし、<b>設計図書</b>に示された場合を除き縫合させしなくてもよいものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 編 河 川 編</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 築堤・護岸</p> <p>第1節 適 用</p> <p>1. <b>適用規定</b> 河川土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、地盤改良工、「特仕」第3編第2章第7節地盤改良工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。</p> <p>2. <b>仮締切り</b> <b>受注者</b>は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置した工事を行う場合には、水位、潮位について、常に注意をし、災害防止に努めなければならない。</p> <p>第5節 護岸基礎工</p> <p><b>特仕1-5-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。</p> <p><b>特仕1-5-3 基礎工</b> <b>受注者</b>は、護岸基礎の基礎杭支持力については、監督職員が<b>指示</b>した場合を除き、測定しなくてもよいものとする。</p> <p>第6節 矢板護岸工</p> <p><b>特仕1-6-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。</p> <p>第7節 法覆護岸工</p> <p><b>特仕1-7-1 一般事項</b></p> <p>1. <b>表面仕上げ</b> <b>受注者</b>は、コンクリート張の表面を「コテ・ハケ」等により仕上げるものとし、モルタルによる仕上げを行ってはならない。</p> <p>2. <b>施工目地間隔</b> コンクリートのり張の施工目地間隔は、<b>設計図書</b>に示す場合を除き2m程度とする。伸縮目地は、<b>設計図書</b>に示す場合を除き10m程度とする。</p> <p>3. <b>吸出し防止シートの重ね代</b> 吸出し防止シートの重ね代は10cm以上とし、<b>設計図書</b>に示された場合を除き縫合させしなくてもよいものとする。</p>	<p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p>	<p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p>

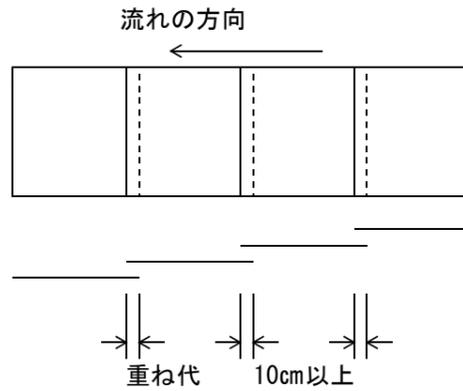


図 1-1 吸出し防止シートの重ね代

特仕 1-7-2 材 料

1. 吸出し防止シートは、表 1-1 (1)、表 1-1 (2)の規格値を満足した「河川護岸用吸出し防止シート評価書」(建設大臣認可)を有しているシートとする。  
 なお、上記評価書を有していない製品についても「公的機関による性能証明書」を有しているシートについては、使用できるものとする。

表 1-1 (1) 吸出し防止シートの規格値

項 目	規 格	性 能 確 認
厚さ	10mm以上	評価書及び公的機関の性能証明書による。
開孔径	0.2mm以下	
引張り強度(設計条件により選択)	0.5, 1.0tf/m以上	
化学的安定性(強度保持率)	70%以上	
耐候性(強度保持率)	70%以上	

注) 引張強さについては、設計図書によるものとする。

表 1-1 (2) 吸出し防止シートの品質及び規格

試験項目	内 容	単 位	規 格 値	試験方法
密 度		g/cm <sup>2</sup>	0.10以上	JIS L 3204
圧 縮 率		%	15以下	JIS L 3204
引張強さ		tf/m	0.2, 0.5, 1.0以上	JIS L 3204
伸 び 率		%	50以上	JIS L 3204
耐薬品性	不溶解分	%	90以上	JIS L 3204
透水係数		cm/s	0.01以上	JIS L 3204

注) 引張り強度0.2tf/mは、「化学的安定性及び耐候性」の規格値の規定は行わない。

2. かごマットの構造仕様については、図面及び表 1-2 によるものとする。

表 1-2 かごマットの構造仕様

かごの厚さ	30cm	50cm
-------	------	------

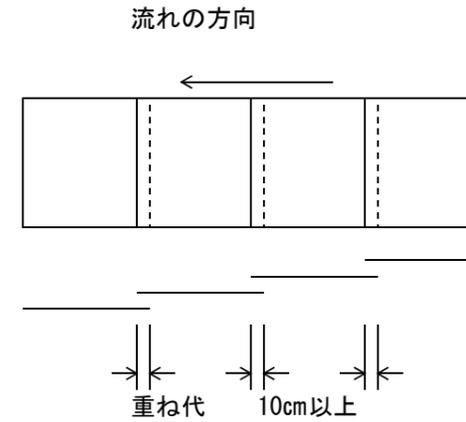


図 1-1 吸出し防止シートの重ね代

特仕 1-7-2 材 料

- 吸出し防止シートは、表 1-1 (1)、表 1-1 (2)の規格値を満足した「河川護岸用吸出し防止シート評価書」(建設大臣認可)を有しているシートとする。  
 なお、上記評価書を有していない製品についても「公的機関による性能証明書」を有しているシートについては、使用できるものとする。

表 1-1 (1) 吸出し防止シートの規格

項 目	規 格	性 能 確 認
厚さ	10mm以上	評価書及び公的機関の性能証明書による。
開孔径	0.2mm以下	
引張り強度(設計条件により選択)	0.5, 1.0tf/m以上	
化学的安定性(強度保持率)	70%以上	
耐候性(強度保持率)	70%以上	

注) 引張強さについては、設計図書によるものとする。

表 1-1 (2) 吸出し防止シートの品質及び規格

試験項目	内 容	単 位	規 格 値	試験方法
密 度		g/cm <sup>2</sup>	0.10以上	JIS L 3204
圧 縮 率		%	15以下	JIS L 3204
引張強さ		tf/m	0.2, 0.5, 1.0以上	JIS L 3204
伸 び 率		%	50以上	JIS L 3204
耐薬品性	不溶解分	%	90以上	JIS L 3204
透水係数		cm/s	0.01以上	JIS L 3204

注) 引張り強度0.2tf/mは、「化学的安定性及び耐候性」の規格値の規定は行わない。

修正

誤植

修正

誤植

網目	蓋部	6.5cm	
	本体部	7.5cm	10.0cm
線径	網蓋部	φ4.0mm	φ5.0mm
	網本体部	φ3.2mm	φ4.0mm
骨	網蓋部	φ5.0mm	φ6.0mm
	網本体部	φ4.0mm	φ6.0mm
仕切間隔	水平部	2.0m以下	
	法面部	1.5m以下	
隔	タレ部	1.5m以下	
	側網間隔	2.0m以下	
仕切の取付け角度	法面に直角	法面に直角但し、法勾配が1:2未満の急勾配の場合は鉛直	

3. かごマットの鉄線の品質規格等は表1-3(1)、表1-3(2)に適合するものとする。  
また、蓋鋼部においては、粗面鉄線を使用するものとする。

表1-3(1) 線材の品質及び規格

試験項目	規 格 値				試験方法	試験頻度
	滑面鉄線	粗 面 鉄 線		被覆鉄線(心線)		
鉄線	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	$2.6 \pm 0.09\text{mm}$ $3.2 \pm 0.10\text{mm}$ $4.0 \pm 0.12\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回
引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	290N/mm <sup>2</sup> 以上	290N/mm <sup>2</sup> 以上	390~880N/mm <sup>2</sup>	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回
ねじり特性	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回
巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回
メッキ成分	Zn 10%以上 Pb 90%以下	Zn 10%以上 Pb 90%以下	Zn 11%以上 Pb 87%以下	Zn 10%以上 Pb 90%以下	原子吸光分析または	5巻線に1回

修正

誤植

			ワット率 2%以上		ICP発光分析法	
メッキ付着量	300g/m <sup>2</sup> 以上	660g/m <sup>2</sup> 以上	220g/m <sup>2</sup> 以上	300g/m <sup>2</sup> 以上	JIS H 0401 準拠	5巻線に1回
摩擦係数		湿潤・ゴム f = 0.7以上	湿潤・ゴム f = 0.7以上			5巻線に1回
線径	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	$2.6 \pm 0.09\text{mm}$ $3.2 \pm 0.10\text{mm}$ $4.0 \pm 0.12\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回
引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	290N/mm <sup>2</sup> 以上	290N/mm <sup>2</sup> 以上	390~880N/mm <sup>2</sup>	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回
メッキ成分	7%ニッケル 10%以上 亜鉛 90%以下	7%ニッケル 10%以上 亜鉛 90%以下	7%ニッケル 11%以上 亜鉛 87%以下 ワット率 2%以上	7%ニッケル 10%以上 亜鉛 90%以下	原子吸光分析法または ICP発光分析法	200巻線に1回
メッキ付着量	300g/m <sup>2</sup> 以上	660g/m <sup>2</sup> 以上	220g/m <sup>2</sup> 以上	300g/m <sup>2</sup> 以上	JIS H 0401 準拠	200巻線に1回

(1巻とは、メッキ工場における製造単位をいい約1tとする)

表1-3(2) 合成樹脂被覆(ポリエチレン系樹脂被覆)の品質及び規格

項目 試験場所	試験項目	規格値	試験方法	試験の頻度
被覆工場	線径(外径)	$3.2 \pm 0.12\text{mm}$ $4.0 \pm 0.12\text{mm}$ $5.0 \pm 0.14\text{mm}$ $6.0 \pm 0.14\text{mm}$	JIS G 3543準	10巻線に1回
	最小被膜厚さ	$3.2 \cdot 0.20\text{mm}$ $4.0 \cdot 0.27\text{mm}$ $5.0 \cdot 0.34\text{mm}$ $6.0 \cdot 0.34\text{mm}$	JIS G 3543準	10巻線に1回
	接着強さ	容易に剥離しないこと	被覆線から被覆材を心線に達するまで両面を削り取り被覆線に対して90℃の角度で引き剥がす	10巻線に1回
	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547準	10巻線に1回
	耐候性	WS形 3,000時間	JIS G 3543準	設計時 初期
	耐塩水性(塩水噴霧)	1,000時間以上(亀裂が入らない)	JIS Z 3271準	1年に1回

修正

誤植

公 的 機 関	線 径	3.2±0.12mm 4.0±0.12mm 5.0±0.14mm 6.0±0.14mm 6.0±0.14mm	JIS G 3543準	400巻線に1回
	最小被膜厚さ	3.2・0.20mm 4.0・0.27mm 5.0・0.34mm 6.0・0.34mm	JIS G 3543準	400巻線に1回
	接 着 強 さ	容易に剥離しないこと	被覆線から被覆材を心線に達するまで両面を削り取り被覆線に対して90℃の角度で引き剥がす	400巻線に1回
	巻 付 性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS Z 3547準	400巻線に1回
	被覆材の材質	ポリエチレン系樹脂	JIS G 0117準	200巻線に1回

(1巻線とは、被覆工事における製造単位をいい約500kgとする)

注) 被覆鉄線の製造法としては「押出成形法」とし、JIS G 3543の規定を準用する。

- 請負者は、かごマットの製品について、底網、蓋網、側網及び仕切網毎に、網線に使用した線材のめっき工場名及びめっき線製造年月日を記載した表示標を付けるなければならない。
- 請負者は、かごマットは、側網、仕切網をあらかじめ工場底網に結束しなければならない。ただし、特殊部でこれにより難い場合は**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
- 請負者は、かごマットの線材は、現地において、施工面積 2,000㎡毎に監督職員が**指示**する荷札表示された線材について、工場での品質試験結果を**提出**するものとする。  
さらに、現地に納入される製品の荷札番号に近い線材の公的機関における成績証明書を**提出**するものとする。
- 請負者は、枠線、骨線、コイル線について、工事単位毎に私的、公的機関における品質試験結果を**提出**するものとする。
- 請負者は、生産表示と品質試験内容について、別途立ち入り等による検査を行う場合があるため、監督職員に協力しなければならない。

#### 特仕1-7-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロックの連結鉄筋継手は、「特仕」第3編特仕2-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。

#### 特仕1-7-7 石積（張）工

- 請負者は、石積（張）工の石の張り立てにあたり、河川の流水及び背面からの影響等により抜けでないように行わなければならない。
- 請負者は、石積（張）工の練積みまたは練張りにおける伸縮目地、水抜き孔の施

#### 特仕1-7-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロックの連結鉄筋継手は、「特仕」第3編特仕2-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。

#### 特仕1-7-7 石積（張）工

- 石の張り立て**  
受注者は、石積（張）工の石の張り立てにあたり、河川の流水及び背面からの影響等により抜け出ないように行わなければならない。
- 練積みまたは練張り**  
受注者は、石積（張）工の練積みまたは練張りにおける伸縮目地、水抜き孔の施

修正 誤植

修正 誤植

修正 誤植

修正 誤植

修正 誤植

修正 文言修正

修正 文言修正

<p>工にあたり、施工位置については<b>設計図書</b>に従って施工しなければならない。なお、これにより<b>がたい</b>場合は、<b>設計図書</b>に関して監督職員と<b>協議</b>するものとする。</p>	<p>工にあたり、施工位置については<b>設計図書</b>に従って施工しなければならない。なお、これにより<b>難い</b>場合は、<b>設計図書</b>に関して監督職員と<b>協議</b>するものとする。</p>	修正	誤植
<p><b>特仕 1-7-8 法 枠 工</b> 法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-4法枠工の規定によるものとする。</p>	<p><b>特仕 1-7-8 法 枠 工</b> 法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-4法枠工の規定によるものとする。</p>		
<p><b>特仕 1-7-9 多自然型護岸工</b> 多自然型護岸工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-26多自然型護岸工の規定によるものとする。</p>		削除	共仕へ記載
<p><b>特仕 1-7-10 吹 付 工</b> 吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-3吹付工の規定によるものとする。</p>	<p><b>特仕 1-7-10 吹 付 工</b> 吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-3吹付工の規定によるものとする。</p>		
<p><b>特仕 1-7-11 植 生 工</b> 植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。</p>	<p><b>特仕 1-7-11 植 生 工</b> 植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。</p>		
<p><b>特仕 1-7-12 覆 土 工</b> 覆土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	<p><b>特仕 1-7-12 覆 土 工</b> 覆土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>		
<p><b>第8節 擁壁護岸工</b></p>	<p><b>第8節 擁壁護岸工</b></p>		
<p><b>特仕 1-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	<p><b>特仕 1-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>		
<p><b>第9節 根 固 め 工</b></p>	<p><b>第9節 根 固 め 工</b></p>		
<p><b>特仕 1-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	<p><b>特仕 1-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>		
<p><b>特仕 1-9-3 根固めブロック工</b> 根固めブロック工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-17根固めブロック工の規定によるものとする。</p>	<p><b>特仕 1-9-3 根固めブロック工</b> 根固めブロック工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-17根固めブロック工の規定によるものとする。</p>		
<p><b>特仕 1-9-4 間 詰 工</b> 1. 間詰コンクリートの施工については、「特仕」第1編第3章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p>	<p><b>特仕 1-9-4 間 詰 工</b> 間詰コンクリートの施工については、「特仕」第1編第3章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p>		
<p><b>特仕 1-9-5 袋型根固め工</b> 1. 本規定は、高分子系の合成繊維（再生材を含む）を主要構成材料とする袋型根固め用袋材に適用する。 2. 袋型根固め用袋材は、表1-2に示す性能を満足することを<b>確認</b>するものとする。 3. 要求性能の<b>確認</b>は、表1-2に記載する確認方法で行うことを原則とし、請負者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書又は公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に<b>提示</b>し、<b>確認</b>を受けなければならない。</p>		削除	共仕へ記載

表 1-2 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法

場所	項目	要求性能	確認方法	
			試験方法	基準値
公的試験機関	強度	必要重量の中詰め材料を充填し直接クレーンで吊り上げて破断しない強度を有すること。	引張試験 (JIS A8960 に準拠)	2t 型 (2重) 400N以上 (1重) 700N以上
				4t 型 (2重) 500N以上 (1重) 900N以上
	耐候性	紫外線により劣化した場合も、必要な強度を保持すること。 短期性能型：耐候性は求めない。 長期性能型：耐用年数30年程度	耐候性試験 (長期性能型のみ) (JIS L 0842 オープンフレームカーボ ンアーク灯式耐候性試験機により紫外線を7500時間照射後、JIS A 8960 準拠の引張試験を実施)	2t 型 (2重) (1重) 200N以上
				4t 型 (2重) (1重) 250N以上
	耐燃焼性	中詰め材料を充填した状態で網地の燃焼が広がらないこと。	たき火試験 (表1-3参照)	燃焼部以上に延焼しないこと。
	環境適合性	生態系を阻害するような有害物質の溶出がないこと。	煮沸試験、飼育試験 (表1-3参照)	有害物質が溶出しないこと。
均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること。	材料 20000 袋当たり1回の引張試験を実施 (JIS A8960 に準拠)	「強度」の基準値を満足すること。	
発注機関	網目・網地の信頼性	中詰め材料の抜け出しや、網地の破断が促進することがないこと。	監督職員による事前確認	中詰め材料が抜け出さない網目の寸法で、かつ、網目を構成する網糸が破断しても解れが連続的に広がらない加工がなされていること。

※公的試験機関による性能確認については均質性の項目を除き1回の実施でよいものとする。

削除

共仕へ記載

表 1-3 袋型根固め用袋材の試験方法

たき火試験	袋型根固め用袋に中詰め材を充填した後、静置させ上部にたき火用材料を積み上げてライターにて点火する。	
	中詰め材	割栗石 150mm
	点火方法	ライター
	たき火用材料	野原の草木（枯れ草、枯れ木）
煮沸試験	網地を沸水中に浸漬し、下記時間の経過後取り出し網地の質量変化を測定する。	
	浸漬温度	98 ± 2 °C
	浸漬時間	120 ± 10 min
	浸漬水	蒸留水
	試験体の数	5個
	乾燥温度	105 °C
	抽出条件（質量比）	網地：水＝1：500
飼育試験	金魚を入れた水槽に網地を浸漬し、下記期間飼育しその生存状態を確認する。	
	金魚の飼育時間	3ヶ月
	飼育条件（質量比）	網地：水＝1：100
	金魚の匹数	3匹

第10節 水 制 工

特仕 1-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕 1-10-6 元付工

元付工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第11節 付帯道路工

特仕 1-11-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

特仕 1-11-6 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

特仕 1-11-7 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-13薄層カラー舗装工の規定によるものとする。

特仕 1-11-11 縁石工

削除

共仕へ記載

第10節 水 制 工

特仕 1-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕 1-10-6 元付工

元付工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第11節 付帯道路工

特仕 1-11-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

特仕 1-11-6 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

特仕 1-11-7 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-13薄層カラー舗装工の規定によるものとする。

特仕 1-11-11 縁石工

縁石工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-5縁石工の規定によるものとする。

**特仕1-11-12 区画線工**

区画線工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-9区画線工の規定によるものとする。

**第12節 付帯道路施設工**

**特仕1-12-2 境界工**

1. **請負者**は、用地境界杭及び鉋について、工事施工に伴い移設が生じた場合は工事開始に先立ち用地図をもとに、関係者の**立会**等により適切な控杭を設けなければならない。
2. **請負者**は、工事終了後に用地図及び関係者の**立会**等により、用地境界杭及び鉋を復元又は設置しなければならない。
3. **請負者**は、境界杭が約30cm地上に出るよう設置しなければならない。なお、市街部等で境界杭を地上に出すことが危険である場合には、**設計図書**に関して監督職員と協議するものとする。
4. **請負者**は、境界杭の杭頭部にペイントを塗布するものとし、ペイントは合成樹脂調合ペイントとする。なお、ペイント色は表1-5の通りとする。

表1-5 境界杭

種類	塗装	摘要
道路用	赤	頭部 10cm
河川用	黄	" 3cm

5. **請負者**は、境界鉋をコンクリート構造物上に設置する場合は、コンクリート構造物に面取りすることなく、確実に境界位置に堅固に設置しなければならない。

**第13節 光ケーブル配管工**

**特仕1-13-2 作業土工（床掘り・埋戻し）**

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

**第2章 浚渫（河川）**

**第1節 適用**

1. 仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

**第3章 樋門・樋管**

**第1節 適用**

縁石工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-5縁石工の規定によるものとする。

**特仕1-11-12 区画線工**

区画線工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-9区画線工の規定によるものとする。

**第12節 付帯道路施設工**

**特仕1-12-2 境界工**

1. **移設**  
**受注者**は、用地境界杭及び鉋について、工事施工に伴い移設が生じた場合は工事開始に先立ち用地図をもとに、関係者の**立会**等により適切な控杭を設けなければならない。
2. **復元又は設置**  
**受注者**は、工事終了後に用地図及び関係者の**立会**等により、用地境界杭及び鉋を復元又は設置しなければならない。
3. **設置**  
**受注者**は、境界杭が約30cm地上に出るよう設置しなければならない。なお、市街部等で境界杭を地上に出すことが危険である場合には、**設計図書**に関して監督職員と協議するものとする。
4. **杭頭部の処理**  
**受注者**は、境界杭の杭頭部にペイントを塗布するものとし、ペイントは合成樹脂調合ペイントとする。なお、ペイント色は表1-5のとおりにする。

表1-5 境界杭

種類	塗装	摘要
道路用	赤	頭部 10cm
河川用	黄	" 3cm

5. **コンクリート構造物の設置**  
**受注者**は、境界鉋をコンクリート構造物上に設置する場合は、コンクリート構造物に面取りすることなく、確実に境界位置に堅固に設置しなければならない。

**第13節 光ケーブル配管工**

**特仕1-13-2 作業土工（床掘り・埋戻し）**

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

**第2章 浚渫（河川）**

**第1節 適用**

仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

**第3章 樋門・樋管**

**第1節 適用**

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

1. 河川土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

2. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

#### 第5節 樋門・樋管本体工

##### 特仕3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

##### 特仕3-5-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

##### 特仕3-5-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

#### 第6節 護床工

##### 特仕3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

##### 特仕3-6-3 根固めブロック工

根固めブロック工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-17根固めブロック工の規定によるものとする。

##### 特仕3-6-4 間詰工

間詰コンクリートの施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

#### 第7節 水路工

##### 特仕3-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 第8節 付属物設置工

##### 特仕3-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

##### 特仕3-8-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

##### 特仕3-8-5 銘板工

1. 表示板の材質は黒御影石とする。

#### 1. 適用規定

河川土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

#### 2. 仮締切り

受注者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

#### 第5節 樋門・樋管本体工

##### 特仕3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

##### 特仕3-5-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

##### 特仕3-5-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

#### 第6節 護床工

##### 特仕3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

##### 特仕3-6-3 根固めブロック工

根固めブロック工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-17根固めブロック工の規定によるものとする。

##### 特仕3-6-4 間詰工

間詰コンクリートの施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

#### 第7節 水路工

##### 特仕3-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 第8節 付属物設置工

##### 特仕3-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

##### 特仕3-8-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

##### 特仕3-8-5 銘板工

#### 1. 材質

表示板の材質は黒御影石とする。

#### 2. 大きさ

修正

文言修正

2. 表示板の大きさは縦200mm×横600～800mm（字数による）、板厚30mm、字深10mmとする。

3. 銘板については、第1編特仕3-3-1一般事項の規定によるものとする。

4. 銘板及び表示板の取付け場所は、次のとおりとする。  
(1) 樋門階段設置側の門柱外面とし、高さは図3-1のとおりとする。

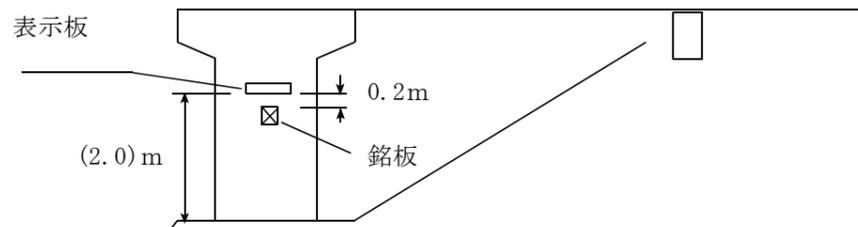


図3-1 樋門の銘板及び表示板の取付け場

(2) 排水機場  
排水機場上屋玄関の右又は左側の壁とし、高さは図3-2のとおりとする。  
吐出樋管、調圧水槽等には設けてはならない。

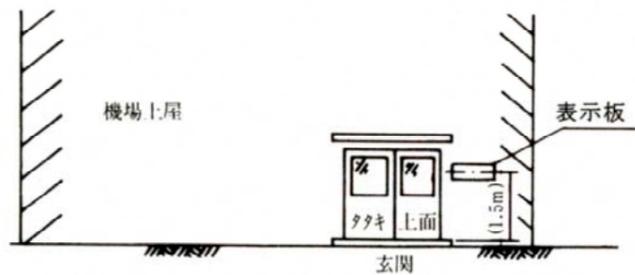


図3-2

排水機場の銘板及び表示板の取付け場所

5. 表示板の記載事項は図3-3のとおりとする。



(1) 表示板

図3-3 記載事項

## 第4章 水門

### 第1節 適用

工場製品輸送工、河川土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工、「特仕」第1編第2章第3節河川土工、海岸土工、砂防土工及び「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

### 第6節 水門本体工

表示板の大きさは縦200mm×横600～800mm（字数による）、板厚30mm、字深10mmとする。

3. **適用規定**  
銘板については、「特仕」第1編特仕3-3-1 3銘板の規定によるものとする。

4. **取付け場所**  
銘板及び表示板の取付け場所は、次のとおりとする。  
(1) 樋門階段設置側の門柱外面とし、高さは図3-1のとおりとする。

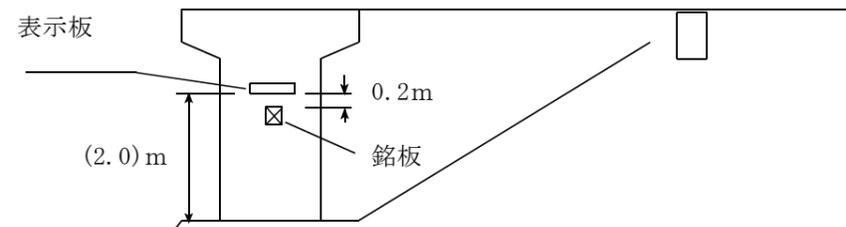


図3-1 樋門の銘板及び表示板の取付け場所

(2) 排水機場  
排水機場上屋玄関の右又は左側の壁とし、高さは図3-2のとおりとする。  
吐出樋管、調圧水槽等には設けてはならない。

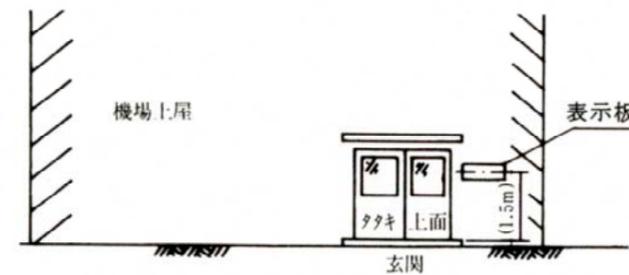


図3-2 排水機場の銘板及び表示板の取付け場所

5. **記載事項**  
表示板の記載事項は図3-3のとおりとする。



図3-3 記載事項

## 第4章 水門

### 第1節 適用

工場製品輸送工、河川土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工、「特仕」第1編第2章第3節河川土工、海岸土工、砂防土工及び「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

### 第6節 水門本体工

修正

誤植

削除

誤植

特仕4-6-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕4-6-4 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕4-6-5 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

第7節 護床工

特仕4-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第8節 付属物設置工

特仕4-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕4-8-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

第14節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）

特仕4-14-1 一般事項

請負者は、コンクリート管理橋の製作工については、**施工計画書**へ「共仕」第6編4-14-1一般事項第2項（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。

第5章 堰

第1節 適用

1. 工場製品輸送工、河川土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工、「特仕」第1編第2章第3節河川土工、海岸土工、砂防土工及び「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

2. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

第3節 工場製作工

特仕5-3-1 一般事項

請負者は、製作に着手する前に、**施工計画書**へ原寸、工作、溶接および仮組立に関する事項をそれぞれ記載しなければならない。なお、**設計図書**に示されている場合または**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。

特仕4-6-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕4-6-4 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕4-6-5 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

第7節 護床工

特仕4-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第8節 付属物設置工

特仕4-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕4-8-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

第14節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）

特仕4-14-1 一般事項

**受注者**は、コンクリート管理橋の製作工については、**施工計画書**へ「共仕」第6編4-14-1一般事項第2項（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。

第5章 堰

第1節 適用

1. 適用規定

工場製品輸送工、河川土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工、「特仕」第1編第2章第3節河川土工、海岸土工、砂防土工及び「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

2. 仮締切り

**受注者**は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

第3節 工場製作工

特仕5-3-1 一般事項

**受注者**は、製作に着手する前に、**施工計画書**へ原寸、工作、溶接および仮組立に関する事項をそれぞれ記載しなければならない。なお、**設計図書**に示されている場合または**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

## 第6節 可動堰本体工

### 特仕5-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

### 特仕5-6-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

### 特仕5-6-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

## 第7節 固定堰本体工

### 特仕5-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

### 特仕5-7-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

### 特仕5-7-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

## 第8節 魚道工

### 特仕5-8-2 作業土工（床掘り、埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

## 第15節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）

### 特仕5-15-1 一般事項

**請負者**は、コンクリート管理橋の製作工については、**施工計画書**へ「共仕」5-15-1一般事項 2.（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。

## 第16節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）

### 特仕5-16-1 一般事項

**請負者**は、コンクリート管理橋の製作工については、**施工計画書**へ「共仕」一般事項5-16-1 2.（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。

## 第17節 コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）

### 特仕5-17-1 一般事項

**請負者**は、コンクリート管理橋の製作工については、「共仕」第1編1-1-4**施工計画書**第1項の**施工計画書**へ、「共仕」5-17-1一般事項 2.（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。

## 第20節 付属物設置工

## 第6節 可動堰本体工

### 特仕5-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

### 特仕5-6-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

### 特仕5-6-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

## 第7節 固定堰本体工

### 特仕5-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

### 特仕5-7-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

### 特仕5-7-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

## 第8節 魚道工

### 特仕5-8-2 作業土工（床掘り、埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

## 第15節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）

### 特仕5-15-1 一般事項

**受注者**は、コンクリート管理橋の製作工については、**施工計画書**へ「共仕」5-15-1一般事項 2.（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。

修正 文言修正

## 第16節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）

### 特仕5-16-1 一般事項

**受注者**は、コンクリート管理橋の製作工については、**施工計画書**へ「共仕」一般事項5-16-1 2.（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。

修正 文言修正

## 第17節 コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）

### 特仕5-17-1 一般事項

**受注者**は、コンクリート管理橋の製作工については、「共仕」第1編1-1-4**施工計画書**第1項の**施工計画書**へ、「共仕」5-17-1一般事項 2.（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。

修正 文言修正

## 第20節 付属物設置工

特仕5-20-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕5-20-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

特仕5-20-5 銘板工

銘板工の施工については、「特仕」第1編特仕3-3-1一般事項の規定によるものとする。

第6章 排水機場

第1節 適用

1. 河川土工、仮設工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

2. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

第4節 機場本体工

特仕6-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕6-4-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕6-4-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

第5節 沈砂池工

特仕6-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕6-5-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕6-5-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

特仕5-20-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕5-20-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

特仕5-20-5 銘板工

銘板工の施工については、「特仕」第1編特仕3-3-1一般事項の規定によるものとする。

第6章 排水機場

第1節 適用

1. 適用規定

河川土工、仮設工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

2. 仮締切り

受注者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

第4節 機場本体工

特仕6-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕6-4-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕6-4-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

第5節 沈砂池工

特仕6-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕6-5-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕6-5-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

修正 文言修正

## 第6節 吐出水槽工

### 特仕6-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

### 特仕6-6-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

### 特仕6-6-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

## 第7章 床止め・床固め

### 第1節 適用

1. 河川土工、仮設工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
2. **請負者**は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

### 第4節 床止め工

#### 特仕7-4-2 材料

床止め工の材料については、「特仕」第6編特仕1-7-2材料の規定によるものとする。

#### 特仕7-4-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕7-4-4 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

#### 特仕7-4-6 本体工

**請負者**は、本体工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

#### 特仕7-4-8 水叩工

**請負者**は、水叩工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

### 第5節 床固め工

#### 特仕7-5-2 材料

床固め工の材料については、「特仕」第6編特仕1-7-2材料の規定によるものとする。

#### 特仕7-5-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

## 第6節 吐出水槽工

### 特仕6-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

### 特仕6-6-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

### 特仕6-6-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

## 第7章 床止め・床固め

### 第1節 適用

#### 1. 適用規定

河川土工、仮設工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

#### 2. 仮締切り

**受注者**は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

### 第4節 床止め工

#### 特仕7-4-2 材料

床止め工の材料については、「特仕」第6編特仕1-7-2材料の規定によるものとする。

#### 特仕7-4-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕7-4-4 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

#### 特仕7-4-6 本体工

**受注者**は、本体工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

#### 特仕7-4-8 水叩工

**受注者**は、水叩工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

### 第5節 床固め工

#### 特仕7-5-2 材料

床固め工の材料については、「特仕」第6編特仕1-7-2材料の規定によるものとする。

#### 特仕7-5-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

修正

文言修正

修正

文言修正

修正

文言修正

のとする。

#### 特仕7-5-4 本堤工

請負者は、本堤工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

#### 特仕7-5-5 垂直壁工

請負者は、垂直壁工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

#### 特仕7-5-6 側壁工

請負者は、側壁工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

### 第6節 山留擁壁工

#### 特仕7-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕7-6-3 コンクリート擁壁工

請負者は、コンクリート擁壁工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

## 第8章 河川維持

### 第1節 適用

1. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

### 第3節 巡視・巡回工

#### 特仕8-3-2 河川巡視工

1. 請負者は、巡視途上において、河川管理に関して一般住民等から通知または報告を受けた場合は、監督職員にその内容を連絡しなければならない。

### 第4節 除草工

#### 特仕8-4-2 堤防除草工

1. 請負者は、設計図書に明示していない場合には、川表は堤防のり先から川裏は官民境界までとしなければならない。

2. 請負者が道路管理者と契約した区間については、監督職員に報告し、同時施工できるものとする。

### 第7節 路面補修工

#### 特仕8-7-2 材料

管理用通路補修工で使用する材料については、「特仕」第3編特仕2-6-3アスファルト舗装の材料、特仕2-6-4コンクリート舗装の材料の規定によるものとする。

### 第9節 付属物設置工

のとする。

#### 特仕7-5-4 本堤工

受注者は、本堤工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

#### 特仕7-5-5 垂直壁工

受注者は、垂直壁工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

#### 特仕7-5-6 側壁工

受注者は、側壁工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

### 第6節 山留擁壁工

#### 特仕7-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕7-6-3 コンクリート擁壁工

受注者は、コンクリート擁壁工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

## 第8章 河川維持

### 第1節 適用

受注者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

### 第3節 巡視・巡回工

#### 特仕8-3-2 河川巡視工

受注者は、巡視途上において、河川管理に関して一般住民等から通報を受けた場合は、監督職員にその内容を連絡しなければならない。

### 第4節 除草工

#### 特仕8-4-2 堤防除草工

##### 1. 除草の範囲

受注者は、設計図書に明示していない場合には、川表は堤防のり先から川裏は官民境界までとしなければならない。

##### 2. 同時施工

受注者が道路管理者と契約した区間については、監督職員に報告し、同時施工できるものとする。

### 第7節 路面補修工

#### 特仕8-7-2 材料

管理用通路補修工で使用する材料については、「特仕」第3編特仕2-6-3アスファルト舗装の材料、特仕2-6-4コンクリート舗装の材料の規定によるものとする。

### 第9節 付属物設置工

修正 文言修正

特仕 8-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕 8-9-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

第10節 光ケーブル配管工

特仕 8-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第12節 植栽維持工

特仕 8-12-3 樹木・芝生管理工

樹木・芝生管理工の施工については、「特仕」第3編特仕2-17-3樹木・芝生管理工の規定によるものとする。

第 9 章 河 川 修 繕

第 1 節 適 用

1. 河川土工、仮設工は「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
2. **請負者**は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

第 4 節 腹 付 工

特仕 9-4-1 覆 土 工

覆土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕 9-4-3 植 生 工

植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

第 5 節 側 帯 工

特仕 9-5-3 植 生 工

植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

第 6 節 堤脚保護工

特仕 9-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕 8-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕 8-9-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

第10節 光ケーブル配管工

特仕 8-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第12節 植栽維持工

特仕 8-12-3 樹木・芝生管理工

樹木・芝生管理工の施工については、「特仕」第3編特仕2-17-3樹木・芝生管理工の規定によるものとする。

第 9 章 河 川 修 繕

第 1 節 適 用

1. **適用規定**  
河川土工、仮設工は「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
2. **仮締切り**  
**受注者**は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

第 4 節 腹 付 工

特仕 9-4-2 覆 土 工

覆土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕 9-4-3 植 生 工

植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

第 5 節 側 帯 工

特仕 9-5-3 植 生 工

植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

第 6 節 堤脚保護工

特仕 9-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

修正 文言修正

修正 誤植

<p>第7節 管理用通路工</p> <p>特仕9-7-3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。</p> <p>特仕9-7-6 オーバーレイ工 1. 舗設 請負者は、施工面を整備した後、「特仕」第3編第2章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。</p>	<p>第7節 管理用通路工</p> <p>特仕9-7-3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。</p> <p>特仕9-7-6 オーバーレイ工</p> <p>受注者は、施工面を整備した後、「特仕」第3編第2章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。</p>	<p>修正</p>	<p>文言修正</p>
--	---	-----------	-------------

(旧) 土木工事特記仕様書 (H22年度版)	(新) 土木工事特記仕様書改訂 (案) (H23年度版)	区分	改定理由
<p style="text-align: center;"><b>第 7 編 河川海岸編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 章 堤防・護岸</b></p> <p><b>第1節 適 用</b> 海岸土工は「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、地盤改良工は「特仕」第3編第2章第7節地盤改良工、仮設工は「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。</p> <p><b>第5節 護岸基礎工</b></p> <p><b>特仕1-5-3 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、「特仕」第3編 特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。</p> <p><b>特仕1-5-7 笠コンクリート工</b> 笠コンクリートの施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート工の規定によるものとする。</p> <p><b>第7節 擁 壁 工</b></p> <p><b>特仕1-7-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、「特仕」第3編 特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。</p> <p><b>第8節 天端被覆工</b></p> <p><b>特仕1-8-2 コンクリート被覆工</b> <b>請負者</b>は、コンクリート被覆を車道として供用する場合は、「特仕」第3編特仕2-6-12 コンクリート舗装工の規定によるものとする。</p> <p><b>第9節 波 返 工</b></p> <p><b>特仕1-9-2 材 料</b> 1. <b>請負者</b>は、海岸堤防等の止水板については、塩化ビニール製止水板を用いるものとするが、変位が5cm以上の場合にはゴム製止水板としなければならない。</p> <p><b>第10節 裏法被覆工</b></p> <p><b>特仕1-10-5 法 枠 工</b> 法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-4 法枠工の規定によるものとする。</p> <p><b>第12節 排水構造物工</b></p> <p><b>特仕1-12-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、「特仕」第3編 特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 7 編 河川海岸編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 章 堤防・護岸</b></p> <p><b>第1節 適 用</b> 海岸土工は「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、地盤改良工は「特仕」第3編第2章第7節地盤改良工、仮設工は「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。</p> <p><b>第5節 護岸基礎工</b></p> <p><b>特仕1-5-3 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、「特仕」第3編 特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。</p> <p><b>特仕1-5-7 笠コンクリート工</b> 笠コンクリートの施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート工の規定によるものとする。</p> <p><b>第7節 擁 壁 工</b></p> <p><b>特仕1-7-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、「特仕」第3編 特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。</p> <p><b>第8節 天端被覆工</b></p> <p><b>特仕1-8-2 コンクリート被覆工</b> <b>受注者</b>は、コンクリート被覆を車道として供用する場合は、「特仕」第3編特仕2-6-12 コンクリート舗装工の規定によるものとする。</p> <p><b>第9節 波 返 工</b></p> <p><b>特仕1-9-2 材 料</b> <b>受注者</b>は、海岸堤防等の止水板については、塩化ビニール製止水板を用いるものとするが、変位が5cm以上の場合にはゴム製止水板としなければならない。</p> <p><b>第10節 裏法被覆工</b></p> <p><b>特仕1-10-5 法 枠 工</b> 法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-4 法枠工の規定によるものとする。</p> <p><b>第12節 排水構造物工</b></p> <p><b>特仕1-12-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、「特仕」第3編 特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。</p>	<p></p> <p></p> <p>修正</p> <p></p> <p>修正</p> <p></p> <p></p>	<p></p> <p></p> <p>文言修正</p> <p></p> <p>文言修正</p> <p></p> <p></p>

### 第13節 付属物設置工

#### 特仕1-13-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕1-13-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

### 第14節 付帯道路工

#### 特仕1-14-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕1-14-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

#### 特仕1-14-6 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

#### 特仕1-14-11 区画線工

区画線工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-9区画線工の規定によるものとする。

### 第15節 付帯道路施設工

#### 特仕1-15-2 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

## 第2章 突堤・人工岬

### 第1節 適用

海岸土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

### 第4節 突堤基礎工

#### 特仕2-4-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

### 第5節 突堤本体工

#### 特仕2-5-6 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

### 第13節 付属物設置工

#### 特仕1-13-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕1-13-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

### 第14節 付帯道路工

#### 特仕1-14-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕1-14-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

#### 特仕1-14-6 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

#### 特仕1-14-11 区画線工

区画線工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-9区画線工の規定によるものとする。

### 第15節 付帯道路施設工

#### 特仕1-15-2 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

## 第2章 突堤・人工岬

### 第1節 適用

海岸土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

### 第4節 突堤基礎工

#### 特仕2-4-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

### 第5節 突堤本体工

#### 特仕2-5-6 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

<p>特仕2-5-7 詰杭工 コンクリート杭の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。</p> <p>特仕2-5-11 ケーソン工 1. 請負者は、曳航、回航に先立ち監督職員に連絡しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）</b></p> <p>第1節 適用 仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 章 浚渫（海岸）</b></p> <p>第1節 適用 仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。</p> <p>第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）</p> <p>特仕4-2-1 一般事項 請負者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、すみやかに取り除かなければならない。</p> <p>第3節 浚渫工（グラブ船）</p> <p>特仕4-3-1 一般事項 請負者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、すみやかに取り除かなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 章 養 浜</b></p> <p>第1節 適用 海岸土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。</p>	<p>特仕2-5-7 詰杭工 コンクリート杭の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。</p> <p>特仕2-5-11 ケーソン工 受注者は、曳航、回航に先立ち監督職員に連絡しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）</b></p> <p>第1節 適用 仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 章 浚渫（海岸）</b></p> <p>第1節 適用 仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。</p> <p>第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）</p> <p>特仕4-2-1 一般事項 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、速やかに監督職員に連絡するとともに、速やかに取り除かなければならない。</p> <p>第3節 浚渫工（グラブ船）</p> <p>特仕4-3-1 一般事項 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、速やかに取り除かなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 章 養 浜</b></p> <p>第1節 適用 海岸土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。</p>	<p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p>	<p>文言修正</p> <p>文言修正誤植</p> <p>文言修正誤植</p>
---	---	---	---

(旧) 土木工事特記仕様書 (H22年度版)	(新) 土木工事特記仕様書改訂 (案) (H23年度版)	区分	改定理由
<p style="text-align: center;"><b>第 8 編 砂 防 編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 章 砂 防 堰 堤</b></p> <p><b>第 1 節 適 用</b> 1. 工場製品輸送工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工、砂防土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。</p> <p><b>第 3 節 工場製作工</b></p> <p><b>特仕 1-3-1 一般事項</b> 請負者は、製作に着手する前に、<b>施工計画書</b>へ、原寸、工作、溶接に関する事項をそれぞれ記載しなければならない。なお、<b>設計図書</b>に示されている場合または<b>設計図書</b>に関して監督職員の<b>承諾</b>を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。</p> <p><b>第 6 節 法 面 工</b></p> <p><b>特仕 1-6-2 植 生 工</b> 植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。</p> <p><b>特仕 1-6-3 法面吹付工</b> 法面吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-3吹付工の規定によるものとする。</p> <p><b>特仕 1-6-4 法 枠 工</b> 法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-4法枠工の規定によるものとする。</p> <p><b>第 8 節 コンクリート堰堤工</b></p> <p><b>特仕 1-8-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b></p> <p>1. 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。</p> <p>2. <b>請負者</b>は、工事現場内の床掘等にあたっては、河岸地山の挙動に注意し必要最少限度に施工しなければならない。</p> <p>3. <b>請負者</b>は、工事完了に伴い施工箇所の河床面は、<b>設計図書</b>において明示のない限り、凹状に整正仕上げを行わなければならない。</p> <p>4. 基礎地盤検査の検査対象ダムは、堤高15m以上の砂防ダムとする。なお、検査の時期はコンクリート打設前10日以内とし、発注者が<b>選定</b>する。</p> <p>5. <b>請負者</b>は、床掘途中において、地質・岩盤線の変化を認めたときは、構造物の変更を伴う場合があるので、<b>すみやかに</b>監督職員に<b>報告</b>し、<b>指示</b>によらなければならない。</p> <p>6. <b>請負者</b>は、仮排水路その他のために下流の岩盤を掘削 (床掘) してはならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 8 編 砂 防 編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 章 砂 防 堰 堤</b></p> <p><b>第 1 節 適 用</b> 工場製品輸送工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工、砂防土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。</p> <p><b>第 3 節 工場製作工</b></p> <p><b>特仕 1-3-1 一般事項</b> <b>受注者</b>は、製作に着手する前に、<b>施工計画書</b>へ、原寸、工作、溶接に関する事項をそれぞれ記載しなければならない。なお、<b>設計図書</b>に示されている場合または<b>設計図書</b>に関して監督職員の<b>承諾</b>を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。</p> <p><b>第 6 節 法 面 工</b></p> <p><b>特仕 1-6-2 植 生 工</b> 植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。</p> <p><b>特仕 1-6-3 法面吹付工</b> 法面吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-3吹付工の規定によるものとする。</p> <p><b>特仕 1-6-4 法 枠 工</b> 法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-4法枠工の規定によるものとする。</p> <p><b>第 8 節 コンクリート堰堤工</b></p> <p><b>特仕 1-8-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b></p> <p>1. <b>作業土工</b> 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。</p> <p>2. <b>工事現場内の床掘等</b> <b>受注者</b>は、工事現場内の床掘等にあたっては、河岸地山の挙動に注意し必要最少限度に施工しなければならない。</p> <p>3. <b>河床面の仕上げ</b> <b>受注者</b>は、工事完了に伴い施工箇所の河床面は、<b>設計図書</b>において明示のない限り、凹状に整正仕上げを行わなければならない。</p> <p>4. <b>基礎地盤検査</b> 基礎地盤検査の検査対象ダムは、堤高15m以上の砂防ダムとする。なお、検査の時期はコンクリート打設前10日以内とし、発注者が<b>通知</b>する。</p> <p>5. <b>地質・岩盤線の変化</b> <b>受注者</b>は、床掘途中において、地質・岩盤線の変化を認めたときは、構造物の変更を伴う場合があるので、<b>速やかに</b>監督職員に<b>報告</b>し、<b>指示</b>によらなければならない。</p> <p>6. <b>下流岩盤の掘削</b> <b>受注者</b>は、仮排水路その他のために下流の岩盤を掘削 (床掘) してはならない。</p>	<p>修正</p>	<p>文言修正</p> <p>誤植</p> <p>文言修正</p>

### 特仕1-8-3 埋戻し工

請負者は、埋戻しをコンクリート以外とする場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

### 特仕1-8-4 コンクリート堰堤本体工

1. 隣接ブロックの高低差は、上下流方向で4リフト、軸方向で8リフト以内とする。

### 特仕1-8-5 コンクリート副堰堤工

コンクリート副堰堤工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-4 コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。

### 特仕1-8-6 コンクリート側壁工

1. コンクリートの施工については、「特仕」第8編特仕1-8-4 コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。

2. 排水孔の施工にあたっては、「特仕」第1編特仕3-6-7の4項によるものとする。  
また、配置にあたっては側壁前面の水位を考慮するものとする。

3. コンクリート側壁工の施工目地は、10m毎に設置することを標準とする。

### 特仕1-8-7 間詰工

間詰コンクリートは本体と同時に打設するものとし、その施工高（最小厚さ）は上流側で1m、下流側で岩盤線までとする。なお、上流側については岩質・堤高を考慮して2m程度までとする。

また、水通し天端より上側については上下流とも岩盤線までとする。

ただし、岩盤の掘削深が深い箇所の間詰の施工高は、岩盤線までとはせず、地質・堤高を考慮して2m程度までとする。

### 特仕1-8-9 残存型枠（砂防工）

#### 1. 一般事項

(1) 残存型枠工とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。

(2) 残存型枠工に用いる型枠は、下記のとおりとする。

① 残存型枠とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。

② 残存化粧型枠とは、残存型枠のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。

#### 2. 材料

請負者は、残存型枠工に用いる型枠について、下表に従って品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、監督職員の確認を受けるものとする。

### 特仕1-8-3 埋戻し工

受注者は、埋戻しをコンクリート以外とする場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

### 特仕1-8-4 コンクリート堰堤本体工

隣接ブロックの高低差は、上下流方向で4リフト、軸方向で8リフト以内とする。

### 特仕1-8-5 コンクリート副堰堤工

コンクリート副堰堤工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-4 コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。

### 特仕1-8-6 コンクリート側壁工

#### 1. コンクリートの適用規定

コンクリートの施工については、「特仕」第8編特仕1-8-4 コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。

#### 2. 排水孔の適用規定

排水孔の施工にあたっては、「特仕」第1編特仕3-6-7の4項によるものとする。

また、配置にあたっては側壁前面の水位を考慮するものとする。

#### 3. 施工目地

コンクリート側壁工の施工目地は、10m毎に設置することを標準とする。

### 特仕1-8-7 間詰工

間詰コンクリートは本体と同時に打設するものとし、その施工高（最小厚さ）は上流側で1m、下流側で岩盤線までとする。なお、上流側については岩質・堤高を考慮して2m程度までとする。

また、水通し天端より上側については上下流とも岩盤線までとする。

ただし、岩盤の掘削深が深い箇所の間詰の施工高は、岩盤線までとはせず、地質・堤高を考慮して2m程度までとする。

### 特仕1-8-9 残存型枠（砂防工）

#### 1. 種別及び名称

##### (1) 残存型枠（外壁兼用型）

コンクリート構造物を型枠工法により施工する場合において、コンクリート打設後取り外しをしないでコンクリート構造物の外壁として活用される型枠をいう。

##### (2) 残存型枠（構造物一体型）

コンクリート構造物を型枠工法により施工する場合において、コンクリート打設後取り外しをしないでコンクリート構造物の一部として活用される型枠をいう。

#### 2. 残存型枠（外壁兼用型）工

##### (1) 一般事項

1) 残存型枠工（外壁兼用型）とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。

2) 残存型枠工（外壁兼用型）に用いる型枠は、下記のとおりとする。

① 残存型枠（外壁兼用型）とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。

② 残存化粧型枠（外壁兼用型）とは、残存型枠（外壁兼用型）のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。

##### (2) 材料

受注者は、残存型枠工（外壁兼用型）に用いる型枠について、下表1-1に従って品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、監督職員の確認を受けるものとする。

修正

文言修正

追加

修正

仕様見直し

項目	内容	摘要
質量	残存型枠 60Kg/枚以下	
	残存化粧型枠 110Kg/枚以下	
主要材料	1) モルタル及びコンクリート 「共仕」第4編1-4-3の本体コンクリートの品質を損うものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、エポキシ塗装又は同等以上の防錆処理を施すものとする。	品質証明書
強度特性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の証明書又は公的機関の試験結果
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	
耐久性	1) 型枠は耐凍結融解性を有していること。 2) 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。	

### 3. 施工

- (1) 請負者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。
- (2) 請負者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。
- (3) 請負者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、構造物内部及び型枠裏面に十分にコンクリートがまわり込むように締固めなければならない。
- (4) 請負者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。又、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。

#### 第9節 鋼製堰堤工

##### 特仕1-9-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

##### 特仕1-9-4 埋戻し工

埋戻し工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-3埋戻し工の規定によるものとする。

##### 特仕1-9-7 コンクリート側壁工

コンクリート側壁工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-6コンクリート側壁工の規定によるものとする。

##### 特仕1-9-8 間詰工

間詰工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-7間詰工の規定によるものとする。

表1-1 残存型枠（外壁兼用型）の規格

項目	内容	摘要
質量	残存型枠（外壁兼用型） 60Kg/枚以下	
	残存化粧型枠（外壁兼用型） 110Kg/枚以下	
主要材料	1) モルタル及びコンクリート 「共仕」第8編1-8-4の本体コンクリートの品質を損うものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、エポキシ塗装又は同等以上の防錆処理を施すものとする。	品質証明書
強度特性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の証明書又は公的機関の試験結果
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	
耐久性	1) 型枠は耐凍結融解性を有していること。 2) 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。	

### (3) 施工

- 1) 受注者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。
- 2) 受注者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。
- 3) 受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、構造物内部及び型枠裏面に十分にコンクリートがまわり込むように締固めなければならない。
- 4) 受注者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。又、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。

### 3. 残存型枠（構造物一体型）工

残存型枠（構造物一体型）工については設計図書によるものとする。

#### 第9節 鋼製堰堤工

##### 特仕1-9-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

##### 特仕1-9-4 埋戻し工

埋戻し工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-3埋戻し工の規定によるものとする。

##### 特仕1-9-7 コンクリート側壁工

コンクリート側壁工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-6コンクリート側壁工の規定によるものとする。

##### 特仕1-9-8 間詰工

間詰工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-7間詰工の規定によるものとする。

追加

する。

#### 第10節 護床工・根固め工

##### 特仕1-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

##### 特仕1-10-3 埋戻し工

埋戻し工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-3埋戻し工の規定によるものとする。

##### 特仕1-10-4 根固めブロック工

根固めブロックの運搬及び据付けについては、設計強度の**確認**後施工しなければならない。

##### 特仕1-10-8 元付工

コンクリート元付工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

#### 第11節 砂防堰堤付属物設置工

##### 特仕1-11-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

##### 特仕1-11-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

##### 特仕1-11-5 銘板工

1. 銘板の材質・寸法等については、「特仕」第1編特仕3-3-1一般事項第3項の規定によるものとする。

#### 第12節 付帯道路工

##### 特仕1-12-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

##### 特仕1-12-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

##### 特仕1-12-6 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

##### 特仕1-12-10 縁石工

縁石工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-5縁石工の規定によるものとする。

##### 特仕1-12-11 区画線工

区画線工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-9区画線工の規定によるものとする。

#### 第10節 護床工・根固め工

##### 特仕1-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

##### 特仕1-10-3 埋戻し工

埋戻し工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-3埋戻し工の規定によるものとする。

##### 特仕1-10-4 根固めブロック工

根固めブロックの運搬及び据付けについては、設計強度の**確認**後施工しなければならない。

##### 特仕1-10-8 元付工

コンクリート元付工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

#### 第11節 砂防堰堤付属物設置工

##### 特仕1-11-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

##### 特仕1-11-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

##### 特仕1-11-5 銘板工

銘板の材質・寸法等については、「特仕」第1編特仕3-3-1一般事項第3項の規定によるものとする。

#### 第12節 付帯道路工

##### 特仕1-12-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

##### 特仕1-12-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

##### 特仕1-12-6 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

##### 特仕1-12-10 縁石工

縁石工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-5縁石工の規定によるものとする。

##### 特仕1-12-11 区画線工

区画線工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-9区画線工の規定によるものとする。

## 第13節 付帯道路施設工

### 特仕1-13-2 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

## 第2章 流 路

### 第1節 適 用

砂防土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

### 第4節 流路護岸工

#### 特仕2-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕2-4-3 埋戻し工

埋戻し工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-3埋戻し工の規定によるものとする。

#### 特仕2-4-5 コンクリート擁壁工

コンクリート擁壁工の施工については、「特仕」第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。

#### 特仕2-4-9 植 生 工

植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

#### 特仕2-4-10 目 地 工

護岸工の縦目地は、10m間隔を標準とし、構造は、フラット型とする。なお、目地の材質については、「特仕」第2編特仕2-10-2目地板の2項によるものとする。

### 第5節 床 固 め 工

#### 特仕2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕2-5-3 埋戻し工

埋戻し工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-3埋戻し工の規定によるものとする。

#### 特仕2-5-4 床固め本体工

床固め本体工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。

#### 特仕2-5-5 垂 直 壁 工

垂直壁工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。

#### 特仕2-5-6 側 壁 工

## 第13節 付帯道路施設工

### 特仕1-13-2 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

## 第2章 流 路

### 第1節 適 用

砂防土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

### 第4節 流路護岸工

#### 特仕2-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕2-4-3 埋戻し工

埋戻し工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-3埋戻し工の規定によるものとする。

#### 特仕2-4-5 コンクリート擁壁工

コンクリート擁壁工の施工については、「特仕」第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。

#### 特仕2-4-9 植 生 工

植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

#### 特仕2-4-10 目 地 工

護岸工の縦目地は、10m間隔を標準とし、構造は、フラット型とする。なお、目地の材質については、「特仕」第2編特仕2-10-2目地板の2項によるものとする。

### 第5節 床 固 め 工

#### 特仕2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕2-5-3 埋戻し工

埋戻し工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-3埋戻し工の規定によるものとする。

#### 特仕2-5-4 床固め本体工

床固め本体工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。

#### 特仕2-5-5 垂 直 壁 工

垂直壁工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。

#### 特仕2-5-6 側 壁 工

側壁工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-6コンクリート側壁工の規定

側壁工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-6コンクリート側壁工の規定によるものとする。

#### 第6節 根固め・水制工

##### 特仕2-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 第7節 流路付属物設置工

##### 特仕2-7-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

##### 特仕2-7-5 銘板工

1. 銘板工の施工・材質については、「特仕」第1編特仕3-3-1一般事項第3項の規定によるものとする。

なお、銘板の大きさは、図2-1のとおり縦300mm×横500mm、板厚10mm、字厚5mmの計15mmとする。

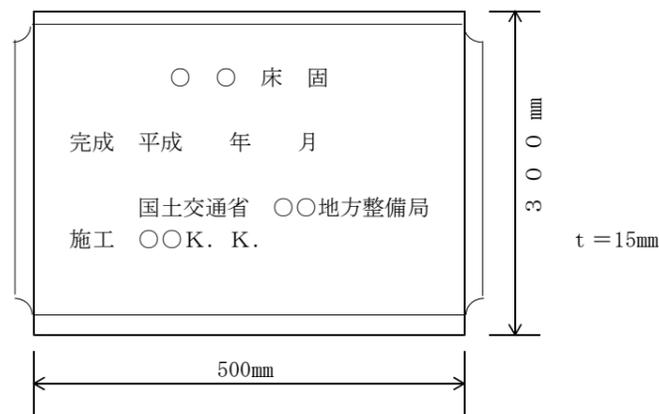


図2-1

### 第3章 斜面对策

#### 第1節 適用

砂防土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

#### 第4節 法面工

##### 特仕3-4-2 植生工

植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

によるものとする。

#### 第6節 根固め・水制工

##### 特仕2-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 第7節 流路付属物設置工

##### 特仕2-7-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

##### 特仕2-7-5 銘板工

銘板工の施工・材質については、「特仕」第1編特仕3-3-1一般事項第3項の規定によるものとする。

なお、銘板の大きさは、図2-1のとおり縦300mm×横500mm、板厚10mm、字厚5mmの計15mmとする。

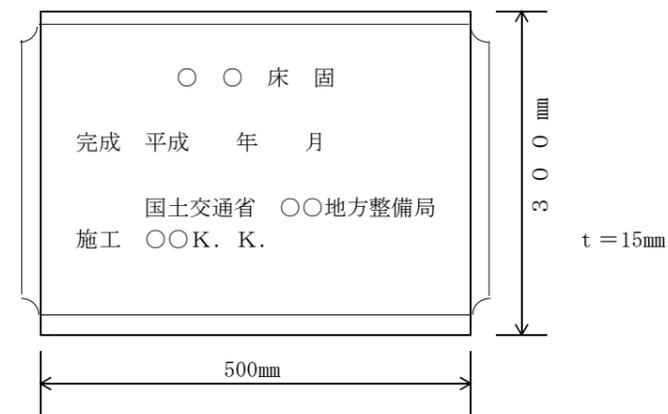


図2-1

### 第3章 斜面对策

#### 第1節 適用

砂防土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

#### 第4節 法面工

##### 特仕3-4-2 植生工

植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

##### 特仕3-4-3 吹付工

吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-3吹付工の規定によるものとする。

特仕3-4-3 吹付工

吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-3吹付工の規定によるものとする。

特仕3-4-4 法枠工

法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-4法枠工の規定によるものとする。

第5節 擁壁工

特仕3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕3-5-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕3-5-4 場所打擁壁工

現場打擁壁工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第6節 山腹水路工

特仕3-6-1 一般事項

請負者は、施工中工事区域内に新たに予期できなかった亀裂の発生等異常を認めた場合、工事を中止し、設計図書に関して必要に応じて監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに、監督職員に連絡しなければならない。

特仕3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第7節 地下水排除工

特仕3-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第8節 地下水遮断工

特仕3-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕3-8-3 場所打擁壁工

現場打擁壁工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第9節 抑止杭工

特仕3-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

特仕3-4-4 法枠工

法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-4法枠工の規定によるものとする。

第5節 擁壁工

特仕3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕3-5-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕3-5-4 場所打擁壁工

現場打擁壁工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第6節 山腹水路工

特仕3-6-1 一般事項

受注者は、施工中工事区域内に新たに予期できなかった亀裂の発生等異常を認めた場合、工事を中止し、設計図書に関して必要に応じて監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに、監督職員に連絡しなければならない。

特仕3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第7節 地下水排除工

特仕3-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第8節 地下水遮断工

特仕3-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕3-8-3 場所打擁壁工

現場打擁壁工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第9節 抑止杭工

特仕3-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕3-9-3 既製杭工

修正

文言修正

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

**特仕3-9-3 既製杭工**

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

**特仕3-9-4 場所打杭工**

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

**特仕3-9-5 シャフト工（深礎工）**

シャフト工（深礎工）の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-6深礎工の規定によるものとする。

**特仕3-9-6 合成杭工**

合成杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

**特仕3-9-4 場所打杭工**

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

**特仕3-9-5 シャフト工（深礎工）**

シャフト工（深礎工）の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-6深礎工の規定によるものとする。

**特仕3-9-6 合成杭工**

合成杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。



いようにしなければならない。

#### 特仕1-13-4 その他

1. **請負者**は、坑口上部の盛土の排水をよくし、できあがった構造物に不当な圧力がかからないようにしなければならない。
2. **請負者**は、工事完成後に第3者が横坑内に立入りできないような措置を講じなければならない。
3. **請負者**は掘削作業完了後岩盤露出部について、地質観察に支障のないように水洗いを行わなければならない。

### 第2章 フィルダム

#### 第4節 試掘横坑

##### 特仕2-4-1 一般事項

試掘横坑については、「特仕」第9編特仕1-13-1一般事項の規定によるものとする。

##### 特仕2-4-2 掘削

掘削の施工にあたっては、「特仕」第9編特仕1-13-2掘削の規定によるものとする。

##### 特仕2-4-3 木製支保工

木製支保工の施工にあたっては、「特仕」第9編特仕1-13-3木製支保工の規定によるものとする。

##### 特仕2-4-4 その他

その他、試掘横坑については、「特仕」第9編特仕1-13-4その他の規定によるものとする。

### 第3章 基礎グラウチング

#### 第4節 グ라우チング工

##### 特仕3-4-4 セメントミルクの製造及び輸送

**請負者**は、計量装置を設計図書に従い定期的に検査し、検査結果を整備・保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに提示しなければならない。

いようにしなければならない。

#### 特仕1-13-4 その他

1. **坑口上部の盛土の排水**  
**受注者**は、坑口上部の盛土の排水をよくし、できあがった構造物に不当な圧力がかからないようにしなければならない。
2. **立入り防止**  
**受注者**は、工事完成後に第3者が横坑内に立入りできないような措置を講じなければならない。
3. **岩盤露出部の処理**  
**受注者**は掘削作業完了後岩盤露出部について、地質観察に支障のないように水洗いを行わなければならない。

### 第2章 フィルダム

#### 第4節 試掘横坑

##### 特仕2-4-1 一般事項

試掘横坑については、「特仕」第9編特仕1-13-1一般事項の規定によるものとする。

##### 特仕2-4-2 掘削

掘削の施工にあたっては、「特仕」第9編特仕1-13-2掘削の規定によるものとする。

##### 特仕2-4-3 木製支保工

木製支保工の施工にあたっては、「特仕」第9編特仕1-13-3木製支保工の規定によるものとする。

##### 特仕2-4-4 その他

その他、試掘横坑については、「特仕」第9編特仕1-13-4その他の規定によるものとする。

### 第3章 基礎グラウチング

#### 第4節 グ라우チング工

##### 特仕3-4-4 セメントミルクの製造及び輸送

**受注者**は、計量装置を設計図書に従い定期的に検査し、検査結果を整備・保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。

修正

文言修正

修正

文言修正

修正

文言修正

修正

文言修正

(旧) 土木工事特記仕様書 (H22年度版)	(新) 土木工事特記仕様書改訂 (案) (H23年度版)	区分	改定理由
<p style="text-align: center;"><b>第 10 編 道 路 編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 章 道 路 改 良</b></p> <p><b>第 1 節 適 用</b></p> <p>道路土工、地盤改良工、石・ブロック積(張)工、仮設工は、「特仕」第1編第2章第4節道路土工、「特仕」第3編第2章第7節 地盤改良工、「特仕」第3編第2章第5節 石・ブロック積(張)工、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。</p> <p><b>第 3 節 工場製作工</b></p> <p><b>特仕 1-3-2 遮音壁支柱製作工</b></p> <p>1. 支柱(H型鋼)の材料は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」の2種(SS400)又はこれと同等品以上とする。</p> <p>2. 支柱の外観・形状・寸法等は、JIS G 3192「熱間圧延型鋼の形状・寸法・重量及びその許容差」に規定するH型鋼とする。</p> <p>3. 支柱及び取付材の金具及びブロッパーについては、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」の2種(HDZ55)以上、取付材のパネル固定金具については、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」の2種(HDZ35)以上の防錆処理を行わなければならない。</p> <p>4. 鋼管杭の材料は、JIS A 5525(STK400)又はこれと同等品以上とする。</p> <p><b>第 5 節 法 面 工</b></p> <p><b>特仕 1-5-2 植 生 工</b> 植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。</p> <p><b>特仕 1-5-3 法面吹付工</b> 法面吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-3吹付工の規定によるものとする。</p> <p><b>特仕 1-5-4 法 枠 工</b> 法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-4法枠工の規定によるものとする。</p> <p><b>第 7 節 擁 壁 工</b></p> <p><b>特仕 1-7-2 作業土工(床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。</p> <p><b>特仕 1-7-3 既製杭工</b> 既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。</p> <p><b>特仕 1-7-4 場所打杭工</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 10 編 道 路 編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 章 道 路 改 良</b></p> <p><b>第 1 節 適 用</b></p> <p>道路土工、地盤改良工、石・ブロック積(張)工、仮設工は、「特仕」第1編第2章第4節道路土工、「特仕」第3編第2章第7節 地盤改良工、「特仕」第3編第2章第5節 石・ブロック積(張)工、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。</p> <p><b>第 3 節 工場製作工</b></p> <p><b>特仕 1-3-2 遮音壁支柱製作工</b></p> <p>1. <b>支柱の材料</b> 支柱(H型鋼)の材料は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」の2種(SS400)又はこれと同等品以上とする。</p> <p>2. <b>外観・形状・寸法等</b> 支柱の外観・形状・寸法等は、JIS G 3192「熱間圧延型鋼の形状・寸法・重量及びその許容差」に規定するH型鋼とする。</p> <p>3. <b>防錆処理</b> 支柱及び取付材の金具及びブロッパーについては、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」の2種(HDZ55)以上、取付材のパネル固定金具については、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」の2種(HDZ35)以上の防錆処理を行わなければならない。</p> <p>4. <b>鋼管杭の材料</b> 鋼管杭の材料は、JIS A 5525(STK400)又はこれと同等品以上とする。</p> <p><b>第 5 節 法 面 工</b></p> <p><b>特仕 1-5-2 植 生 工</b> 植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。</p> <p><b>特仕 1-5-3 法面吹付工</b> 法面吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-3吹付工の規定によるものとする。</p> <p><b>特仕 1-5-4 法 枠 工</b> 法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-4法枠工の規定によるものとする。</p> <p><b>第 7 節 擁 壁 工</b></p> <p><b>特仕 1-7-2 作業土工(床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。</p> <p><b>特仕 1-7-3 既製杭工</b> 既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。</p> <p><b>特仕 1-7-4 場所打杭工</b></p>		

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

#### 特仕1-7-5 場所打擁壁工

現場打擁壁工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

### 第8節 石・ブロック積（張）工

#### 特仕1-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕1-8-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロックの連結鉄筋継手は、「特仕」第3編特仕2-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。

### 第9節 カルバート工

#### 特仕1-9-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕1-9-4 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

#### 特仕1-9-5 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

#### 特仕1-9-6 場所打函渠工

**請負者**は、1回（1日）のコンクリート打設高さを**施工計画書**に明記しなければならない。また、**請負者**は、これを変更する場合には、**施工計画書**の記載内容を変更しなければならない。

### 第10節 排水構造物工（小型水路工）

#### 特仕1-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕1-10-3 側溝工

**請負者**は、側溝類の継目部の施工にあたっては、「共仕」第10編1-10-3側溝工の2項の規定によるものとする。

### 第11節 落石雪害防止工

#### 特仕1-11-1 一般事項

1. **請負者**は、落石雪害防止工の施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。ただし、緊急を要する場合、災害防止のための措置をとるとともに監督職員に**連絡**しなければならない。

#### 特仕1-11-2 材 料

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

#### 特仕1-7-5 場所打擁壁工

現場打擁壁工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

### 第8節 石・ブロック積（張）工

#### 特仕1-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕1-8-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロックの連結鉄筋継手は、「特仕」第3編特仕2-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。

### 第9節 カルバート工

#### 特仕1-9-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕1-9-4 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

#### 特仕1-9-5 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

#### 特仕1-9-6 場所打函渠工

**受注者**は、1回（1日）のコンクリート打設高さを**施工計画書**に明記しなければならない。また、**受注者**は、これを変更する場合には、**施工計画書**の記載内容を変更しなければならない。

### 第10節 排水構造物工（小型水路工）

#### 特仕1-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕1-10-3 側溝工

**受注者**は、側溝類の継目部の施工にあたっては、「共仕」第10編1-10-3側溝工の2項の規定によるものとする。

### 第11節 落石雪害防止工

#### 特仕1-11-1 一般事項

**受注者**は、落石雪害防止工の施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。ただし、緊急を要する場合、災害防止のための措置をとるとともに監督職員に**連絡**しなければならない。

#### 特仕1-11-2 材 料

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

1. 請負者は、落石防止網工に用いる材料は表1-1に示す規格のものとし、最低一  
区画に用いる材料については、同じメーカーの製品を使用しなければならない。

表1-1 落石防止網の規格

名称	規格	準 拠	
金網	4φ×50×50	JIS G 3547・JIS G 3552 の4～9の規格に適合し たもの	亜鉛めっき品 (Z-GS3もしくは、Z-GS4) 注)ただし、塩害等で腐食の著しい箇所については、 亜鉛めっき(Z-GS7)仕上げとする。
	3.2φ×50×50		
ワイヤー ロープ	3×7G/O φ18	JIS G 3525の規 格に準ずる。 ただし、索線は JIS G 3506とす る。	破壊力16t以上 亜鉛めっき付着量 230g/m <sup>2</sup> 以上
	3×7G/O φ16		破壊力14t以上 亜鉛めっき付着量 230g/m <sup>2</sup> 以上
	3×7G/O φ14		破壊力11t以上 亜鉛めっき付着量 190g/m <sup>2</sup> 以上
	3×7G/O φ12		破壊力8t以上 亜鉛めっき付着量 165g/m <sup>2</sup> 以上
ワイヤー クリップ	φ18用(鍛造)	JIS B 2809の規格に適合 したもの	亜鉛めっき品 (350g/m <sup>2</sup> 以上)
	φ16用(鍛造)		
	φ14用(鍛造)		
	φ12用(鍛造)		
クロス クリップ	φ18用	一般構造用圧延鋼材 JIS G 3101 SS400	亜鉛めっき品 (350g/m <sup>2</sup> 以上)
	φ16用		
	φ14用		
	φ12用		
結合コイ ル	4φ ×300	JIS G 3537(第1種A) の規格に準ずる。	亜鉛めっき付着量は250 g/m <sup>2</sup> 以上、又は230g/ m <sup>2</sup> 以上とし、径は金網に 合わせる。
	3.2φ		

2. 請負者は、ポケット式支柱工は表1-2及び表1-3に示す規格とする。

1. 落石防止網工

受注者は、落石防止網工に用いる材料は表1-1に示す規格のものとし、最低一  
区画に用いる材料については、同じメーカーの製品を使用しなければならない。

表1-1 落石防止網の規格

名称	規格	準 拠	
金網	4φ×50×50	JIS G 3547・JIS G 3552 の4～9の規格に適合し たもの	亜鉛めっき品 (Z-GS3もしくは、Z-GS4) 注)ただし、塩害等で腐食の著しい箇所については、 亜鉛めっき(Z-GS7)仕上げとする。
	3.2φ×50×50		
ワイヤー ロープ	3×7G/O φ18	JIS G 3525の規 格に準ずる。 ただし、索線は JIS G 3506とす る。	破壊力16t以上 亜鉛めっき付着量 230g/m <sup>2</sup> 以上
	3×7G/O φ16		破壊力14t以上 亜鉛めっき付着量 230g/m <sup>2</sup> 以上
	3×7G/O φ14		破壊力11t以上 亜鉛めっき付着量 190g/m <sup>2</sup> 以上
	3×7G/O φ12		破壊力8t以上 亜鉛めっき付着量 165g/m <sup>2</sup> 以上
ワイヤー クリップ	φ18用(鍛造)	JIS B 2809の規格に適合 したもの	亜鉛めっき品 (350g/m <sup>2</sup> 以上)
	φ16用(鍛造)		
	φ14用(鍛造)		
	φ12用(鍛造)		
クロス クリップ	φ18用	一般構造用圧延鋼材 JIS G 3101 SS400	亜鉛めっき品 (350g/m <sup>2</sup> 以上)
	φ16用		
	φ14用		
	φ12用		
結合コイ ル	4φ ×300	JIS G 3537(第1種A) の規格に準ずる。	亜鉛めっき付着量は250 g/m <sup>2</sup> 以上、又は230g/ m <sup>2</sup> 以上とし、径は金網に 合わせる。
	3.2φ		

2. ポケット式支柱工

受注者は、ポケット式支柱工は表1-2及び表1-3に示す規格とする。

修正

文言修正

修正

文言修正

表 1-2 ポケット式支柱工の規格

支柱全長	支柱断面形状 (H形用)	根入長	材 質
3.0m	H-150×150×7×10	1 m	SS-400
3.5m	H- "	"	"
4.0m	H- "	"	"
4.5m	H- "	"	"
5.0m	H- "	"	"

表 1-3 ポケット式支柱工 (ヒンジ式) の規格

支柱全長	支柱断面形状 (H形用) (標準)	材 質
2.0m	H-100×100×6×8	SS-400
2.5m	H- "	"
3.0m	H- "	"
3.5m	H- "	"
4.0m	H- "	"

3. ポケット式支柱工は、溶融亜鉛めっき (JIS H 8641・2種HDZ55 : 付着量550 g / m<sup>2</sup>以上) 仕上げとする。
4. メインアンカー及びサブアンカーは、亜鉛めっき製品とする。
5. 請負者は、落石防護柵工に用いる材料は表 1-4 に示す規格のものとし、最低一区画に用いる材料については、同じメーカーの製品を使用しなければならない。

表 1-4 落石防護柵の規格

名 称	規 格	準 拠
支柱 ・ 末端 ・ 斜材 ・ 中間		JIS G 3466「一般構造用角形鋼管」の (STKR400) 又はJIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」(SS400) に適合するものとする。
	索端金具	調整ボルトの材質はJIS G 3101 (SS400) に適合するものとする。
	その他の部品	JIS G 3101 (SS400) と同等とする。
ロープ	3×7 G/O φ18	JIS G 3525の規格に準ずる。破壊力16 t 以上 亜鉛めっき品 (350 g / m <sup>2</sup> 以上)

表 1-2 ポケット式支柱工の規格

支柱全長	支柱断面形状 (H形用)	根入長	材 質
3.0m	H-150×150×7×10	1 m	SS-400
3.5m	H- "	"	"
4.0m	H- "	"	"
4.5m	H- "	"	"
5.0m	H- "	"	"

表 1-3 ポケット式支柱工 (ヒンジ式) の規格

支柱全長	支柱断面形状 (H形用) (標準)	材 質
2.0m	H-100×100×6×8	SS-400
2.5m	H- "	"
3.0m	H- "	"
3.5m	H- "	"
4.0m	H- "	"

3. **ポケット式支柱工 (溶融亜鉛めっき)**  
ポケット式支柱工は、溶融亜鉛めっき (JIS H 8641・2種HDZ55 : 付着量550 g / m<sup>2</sup>以上) 仕上げとする。
4. **メインアンカー及びサブアンカー**  
メインアンカー及びサブアンカーは、亜鉛めっき製品とする。
5. **落石防護柵工**  
受注者は、落石防護柵工に用いる材料は表 1-4 に示す規格のものとし、最低一区画に用いる材料については、同じメーカーの製品を使用しなければならない。

表 1-4 落石防護柵の規格

名 称	規 格	準 拠
支柱 ・ 末端 ・ 斜材 ・ 中間		JIS G 3466「一般構造用角形鋼管」の (STKR400) 又はJIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」(SS400) に適合するものとする。
	索端金具	調整ボルトの材質はJIS G 3101 (SS400) に適合するものとする。
	その他の部品	JIS G 3101 (SS400) と同等とする。
ロープ	3×7 G/O φ18	JIS G 3525の規格に準ずる。破壊力16 t 以上 亜鉛めっき品 (350 g / m <sup>2</sup> 以上)

修正 文言修正

金網	3.2φ×50×50	JIS G 3505・JIS G 3552 の4～9の規格に適合し たもの	亜鉛めっき品 (Z-GS4, Z-GH4) ただし、塩害等で腐食の 著しい箇所については、 亜鉛めっき (Z-GS7) 仕 上げとする。
上下の張り線	4φ	JIS G 3532「鉄線」の(SWM-G-3)に適合するもの	

6. 落石防護柵工の端末支柱・中間支柱の塗装については、「共仕」第10編4-6-3現場塗装工に準じ「特仕」第2編特仕2-11-1塗料の外外用Aによるものとし、工場下塗り、現場中塗り、上塗り各1回とする。  
なお、色調については色見本を提出し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

**特仕1-11-3 作業土工（床掘り・埋戻し）**

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

**特仕1-11-4 落石防止網工**

1. **請負者**は、縦ロープ・横ロープと金網を接合コイルで接合しなければならない。ただし、最上段横ロープについては、金網を20cm折曲げて接合させる。また、金網の折曲げ箇所は亜鉛めっき鉄線（φ1.6mm）で30cm間隔にて緊結しなければならない。
2. **請負者**は、ポケット式支柱工の建込み角度について、上向45度を目標として建込まなければならない。
3. **請負者**は、支柱間隔については設計図書によるものとするが、取合せ等により、これによりがたい場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
4. **請負者**は、ポケット式の支柱の長さは、あらかじめ各施工箇所を調査し、ロックネット（ポケット式）張の計画及び各支柱の建込について、施工範囲を定め、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
5. **請負者**は、メインアンカー及びサブアンカーの設置箇所は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

**特仕1-11-5 落石防護柵工**

1. **請負者**は、落石防護用のロープと金網を亜鉛めっき鉄線（1.6φ）又は亜鉛めっき撚線（2.3φ1×7G/O）で、1.0m間隔以下に緊結しなければならない。
2. **請負者**は、支柱間隔については設計図書によるものとするが、取合せ等により、これによりがたい場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

**特仕1-11-8 谷止め工**

1. 谷止め工に使用する鋼材（H鋼、山形鋼）は、SS400同等品とする。
2. 谷止め工に使用する材料は、めっき仕上げとし、その仕様は「特仕」第10編特仕1-9-2材料の1項によるものとする。

金網	3.2φ×50×50	JIS G 3505・JIS G 3552 の4～9の規格に適合し たもの	亜鉛めっき品 (Z-GS4, Z-GH4) ただし、塩害等で腐食の 著しい箇所については、 亜鉛めっき (Z-GS7) 仕 上げとする。
上下の張り線	4φ	JIS G 3532「鉄線」の(SWM-G-3)に適合するもの	

**6. 落石防護柵工**

落石防護柵工の端末支柱・中間支柱の塗装については、「共仕」第10編4-6-3現場塗装工に準じ「特仕」第2編特仕2-11-1塗料の外外用Aによるものとし、工場下塗り、現場中塗り、上塗り各1回とする。  
なお、色調については色見本を提出し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

**特仕1-11-3 作業土工（床掘り・埋戻し）**

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

**特仕1-11-4 落石防止網工**

**1. 縦ロープ・横ロープと金網の接合**

**受注者**は、縦ロープ・横ロープと金網を接合コイルで接合しなければならない。ただし、最上段横ロープについては、金網を20cm折曲げて接合させる。また、金網の折曲げ箇所は亜鉛めっき鉄線（φ1.6mm）で30cm間隔にて緊結しなければならない。

**2. ポケット式支柱工の建込み角度**

**受注者**は、ポケット式支柱工の建込み角度について、上向45度を目標として建込まなければならない。

**3. 支柱間隔**

**受注者**は、支柱間隔については設計図書によるものとするが、取合せ等により、これによりがたい場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

**4. ポケット式支柱の長さ**

**受注者**は、ポケット式の支柱の長さは、あらかじめ各施工箇所を調査し、ロックネット（ポケット式）張の計画及び各支柱の建込について、施工範囲を定め、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

**5. メインアンカー及びサブアンカーの設置**

**受注者**は、メインアンカー及びサブアンカーの設置箇所は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

**特仕1-11-5 落石防護柵工**

**1. 落石防護用のロープと金網の緊結**

**受注者**は、落石防護用のロープと金網を亜鉛めっき鉄線（1.6φ）又は亜鉛めっき撚線（2.3φ1×7G/O）で、1.0m間隔以下に緊結しなければならない。

**2. 支柱間隔**

**受注者**は、支柱間隔については設計図書によるものとするが、取合せ等により、これによりがたい場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

**特仕1-11-8 谷止め工**

**1. 鋼材の規格**

谷止め工に使用する鋼材（H鋼、山形鋼）は、SS400同等品とする。

**2. 材料の仕上げ**

谷止め工に使用する材料は、めっき仕上げとし、その仕様は「特仕」第10編特仕1-11-2材料の1項によるものとする。

修正 文言修正

修正 誤植

3. **請負者**は、谷止め工の床掘りについて余掘りをできるだけ小さくなるよう施工しなければならない。
4. 谷止め工は、袖部分等で構造機能上支障ない場合のほかは、岩着とする。
5. 施工管理については、「施工管理基準等」砂防コンクリートダム本体工に準ずるものとする。

## 第12節 遮音壁工

### 特仕1-12-2 材 料

1. 背面板(受音側の板)の材質は、JIS G 3302「亜鉛鉄板」に規定する亜鉛鉄板 (SGH 400又はSGC400 Z27) 又はこれと同等品以上とする。
2. 吸音板内部の吸音材料は、JIS A 6301「ロックウール吸音材」に準ずるもので、かさ比重0.15 厚さ50mmのもの、あるいはJIS A 6301「グラスウール吸音材」に規定するグラスウール吸音ボードで2号 32K (かさ比重0.032) 厚さ50mmのもの又はこれと同等品以上とする。なお、耐久性の向上のため吸音材は、PVF (ポリフッ化ビニール樹脂フィルム) 厚さ21 $\mu$ m又はこれと同等品以上の強度・耐候性のあるもので、かつ吸音性を劣化させないフィルムで被膜しなければならない。
3. 吸音板の寸法の精度は表1-5のとおりとし、支柱間に容易に収まり、また脱落しない精度を有するものとする。

表1-5 吸音板の寸法の精度

支柱間用	長さ	高さ	厚さ
4 m	±10mm以内	±5 mm以内	±5 mm以内

4. 吸音板の固定金具 (バネ) については、JIS G 4801「バネ鋼」の (SUP6) 又は、これと同等品以上のものを使用することとする。
5. 吸音板の固定金具は、下記の性能を満足するものとする。
  - (1) 支柱及び吸音板の寸法許容誤差を考慮した空隙に対して、固定金具として有効に働くこと
  - (2) 空隙が12mmのとき、バネ反力が150kg以上であること
  - (3) 最小高さの保証値は、8.5mm以下とすること
  - (4) 最小高さにおいて450kg以上の荷重に耐え、かつ割れを生じないこと
6. 遮音板の音響性能及び試験方法は下記によらなければならない。
  - (1) 透過損失  
400Hzに対して25dB以上  
1000Hzに対して30dB以上  
試験方法はJIS A 1416「実験室における音響透過損失測定方法」によらなければならない。
  - (2) 吸音率  
400Hzに対して70%以上  
1000Hzに対して80%以上  
試験方法はJIS A 1409「残響室吸音率の測定方法」によらなければならない。

### 特仕1-12-3 作業土工 (床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

3. **床掘り**  
**受注者**は、谷止め工の床掘りについて余掘りをできるだけ小さくなるよう施工しなければならない。
4. **袖部分等の処理**  
谷止め工は、袖部分等で構造機能上支障ない場合のほかは、岩着とする。
5. **施工管理**  
施工管理については、「施工管理基準等」砂防コンクリートダム本体工に準ずるものとする。

## 第12節 遮音壁工

### 特仕1-12-2 材 料

1. **背面板**  
背面板(受音側の板)の材質は、JIS G 3302「亜鉛鉄板」に規定する亜鉛鉄板 (SGH 400又はSGC400 Z27) 又はこれと同等品以上とする。
2. **吸音板内部の吸音材料**  
吸音板内部の吸音材料は、JIS A 6301「ロックウール吸音材」に準ずるもので、かさ比重0.15 厚さ50mmのもの、あるいはJIS A 6301「グラスウール吸音材」に規定するグラスウール吸音ボードで2号 32K (かさ比重0.032) 厚さ50mmのもの又はこれと同等品以上とする。なお、耐久性の向上のため吸音材は、PVF (ポリフッ化ビニール樹脂フィルム) 厚さ21 $\mu$ m又はこれと同等品以上の強度・耐候性のあるもので、かつ吸音性を劣化させないフィルムで被膜しなければならない。
3. **吸音板の寸法の精度**  
吸音板の寸法の精度は表1-5のとおりとし、支柱間に容易に収まり、また脱落しない精度を有するものとする。

表1-5 吸音板の寸法の精度

支柱間用	長さ	高さ	厚さ
4 m	±10mm以内	±5 mm以内	±5 mm以内

4. **吸音板の固定金具 (規格)**  
吸音板の固定金具 (バネ) については、JIS G 4801「バネ鋼」の (SUP6) 又は、これと同等品以上のものを使用することとする。
5. **吸音板の固定金具 (性能)**  
吸音板の固定金具は、下記の性能を満足するものとする。
  - (1) 支柱及び吸音板の寸法許容誤差を考慮した空隙に対して、固定金具として有効に働くこと
  - (2) 空隙が12mmのとき、バネ反力が150kg以上であること
  - (3) 最小高さの保証値は、8.5mm以下とすること
  - (4) 最小高さにおいて450kg以上の荷重に耐え、かつ割れを生じないこと
6. **遮音板の音響性能**  
遮音板の音響性能及び試験方法は下記によらなければならない。
  - (1) 透過損失  
400Hzに対して25dB以上  
1000Hzに対して30dB以上  
試験方法はJIS A 1416「実験室における音響透過損失測定方法」によらなければならない。
  - (2) 吸音率  
400Hzに対して70%以上  
1000Hzに対して80%以上  
試験方法はJIS A 1409「残響室吸音率の測定方法」によらなければならない。

### 特仕1-12-3 作業土工 (床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

修正 文言修正

修正 誤植

### 特仕 1-12-5 遮音壁本體工

1. 吸音板の建込みの施工については、吸音板相互、吸音板と地際及び吸音板と支柱の接合部については、コンクリート、モルタル、アスファルト又は金属板等で密封しなければならない。
2. 吸音板の建込みの状態については、その都度確認をするものとする。
3. 吸音板の固定金具（バネ）については、両端の2箇所（吸音板1枚当たり）に、使用しなければならない。

## 第 2 章 舗 装

### 第 1 節 適 用

道路土工、地盤改良工、仮設工は、「特仕」第1編第2章第4節道路土工、「特仕」第3編第2章第7節地盤改良工及び「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

### 第 4 節 舗 装 工

#### 特仕 2-4-2 材 料

1. 舗装工で使用する材料については、「特仕」第3編特仕2-6-3アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。
2. 付着性改善改質アスファルトをバインダーとして、表層又は基層に使用する混合物の配合は以下によらなければならない。
  - (1) マーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は「共仕」第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の表2-19、2-20による。
  - (2) アスファルト量は「特仕」第3編特仕2-6-3アスファルト舗装の材料の表2-8による。
  - (3) 付着性改善改質アスファルト混合物は、表2-1の規格を満足するものでなければならない。

表 2-1 付着性改善改質アスファルト混合物の規格

項 目		規格値
水浸マーシャル安定度試験、残留安定度	%	75以上
水浸ホイールトラッキング試験、剥離率	%	5以下

[注] 試験方法は「舗装試験法便覧」を参照する。

- (4) アスファルト量が本項(2)号の範囲を超える場合は「特仕」第3編特仕2-6-3アスファルト舗装の材料の10項による。

#### 特仕 2-4-4 橋面防水工

1. 橋面防水工に加熱アスファルト混合物を用いて施工する場合は、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. 橋面防水工にグースアスファルト混合物を用いて施工する場合は、「特仕」第10編特仕2-4-9グースアスファルト舗装工の規定によるものとする。

### 特仕 1-12-5 遮音壁本體工

1. **吸音板の建込みの施工**  
吸音板の建込みの施工については、吸音板相互、吸音板と地際及び吸音板と支柱の接合部については、コンクリート、モルタル、アスファルト又は金属板等で密封しなければならない。
2. **吸音板の建込みの状態確認**  
吸音板の建込みの状態については、その都度確認をするものとする。
3. **吸音板の固定金具（バネ）**  
吸音板の固定金具（バネ）については、両端の2箇所（吸音板1枚当たり）に、使用しなければならない。

## 第 2 章 舗 装

### 第 1 節 適 用

道路土工、地盤改良工、仮設工は、「特仕」第1編第2章第4節道路土工、「特仕」第3編第2章第7節地盤改良工及び「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

### 第 4 節 舗 装 工

#### 特仕 2-4-2 材 料

1. **適用規定**  
舗装工で使用する材料については、「特仕」第3編特仕2-6-3アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。
2. **付着性改善改質アスファルト**  
付着性改善改質アスファルトをバインダーとして、表層又は基層に使用する混合物の配合は以下によらなければならない。
  - (1) マーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は「共仕」第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の表2-19、2-20による。
  - (2) アスファルト量は「特仕」第3編特仕2-6-3アスファルト舗装の材料の表2-8による。
  - (3) 付着性改善改質アスファルト混合物は、表2-1の規格を満足するものでなければならない。

表 2-1 付着性改善改質アスファルト混合物の規格

項 目		規格値
水浸マーシャル安定度試験、残留安定度	%	75以上
水浸ホイールトラッキング試験、剥離率	%	5以下

[注] 試験方法は「舗装試験法便覧」を参照する。

- (4) アスファルト量が本項(2)号の範囲を超える場合は「特仕」第3編特仕2-6-3アスファルト舗装の材料の10項による。

#### 特仕 2-4-4 橋面防水工

1. **加熱アスファルト混合物の適用規定**  
橋面防水工に加熱アスファルト混合物を用いて施工する場合は、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. **グースアスファルト混合物の適用規定**  
橋面防水工にグースアスファルト混合物を用いて施工する場合は、「特仕」第10編特仕2-4-9グースアスファルト舗装工の規定によるものとする。
3. **橋面防水工の適用規定**

修正 文言修正

3. 請負者は、橋面防水工の施工にあたっては、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

#### 特仕2-4-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

#### 特仕2-4-6 半たわみ性舗装工

半たわみ性舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工規定によるものとする。

#### 特仕2-4-7 排水性舗装工

1. 排水性舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. 請負者は、排水性舗装工の施工にあたっては、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

#### 特仕2-4-9 グースアスファルト舗装工

タックコートで使用するゴム入りアスファルト乳剤はPK-Rとする。

#### 特仕2-4-10 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

#### 特仕2-4-11 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-13薄層カラー舗装工の規定によるものとする。

### 第5節 排水構造物工（路面排水工）

#### 特仕2-5-1 一般事項

路面排水工の施工にあたっては、「特仕」第10編特仕2-5-3側溝工、「特仕」第10編特仕2-5-5街渠柵・マンホール工の規定によるものとする。

#### 特仕2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕2-5-3 側溝工

「共仕」第10編2-5-3側溝工の2項のモルタルは、セメントと砂の比が1：3の重量配合とする。

#### 特仕2-5-5 集水柵（街渠柵）・マンホール工

「共仕」第10編2-5-5街渠柵・マンホール工の2項で、セメントと砂の比が1：3の重量配合とする。

### 第6節 縁石工

#### 特仕2-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕2-6-3 縁石工

縁石工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-5縁石工の規定によるものとする。

受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

#### 特仕2-4-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

#### 特仕2-4-6 半たわみ性舗装工

半たわみ性舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工規定によるものとする。

#### 特仕2-4-7 排水性舗装工

受注者は、排水性舗装工の施工にあたっては、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

#### 特仕2-4-9 グースアスファルト舗装工

タックコートで使用するゴム入りアスファルト乳剤はPK-Rとする。

#### 特仕2-4-10 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

#### 特仕2-4-11 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-13薄層カラー舗装工の規定によるものとする。

### 第5節 排水構造物工（路面排水工）

#### 特仕2-5-1 一般事項

路面排水工の施工にあたっては、「特仕」第10編特仕2-5-3側溝工、「特仕」第10編特仕2-5-5街渠柵・マンホール工の規定によるものとする。

#### 特仕2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕2-5-3 側溝工

「共仕」第10編2-5-3側溝工の2項のモルタルは、セメントと砂の比が1：3の重量配合とする。

#### 特仕2-5-5 集水柵（街渠柵）・マンホール工

「共仕」第10編2-5-5街渠柵・マンホール工の2項で、セメントと砂の比が1：3の重量配合とする。

### 第6節 縁石工

#### 特仕2-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕2-6-3 縁石工

縁石工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-5縁石工の規定によるものとする。

削除

重複

修正

文言修正

第7節 踏掛版工

特仕2-7-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕2-7-4 踏掛版工

1. 床掘り・埋戻しを行う場合は、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。
2. 踏掛版の施工にあたり、縦目地及び横目地の設置については、「特仕」第3編特仕2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

第8節 防護柵工

特仕2-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第9節 標識工

特仕2-9-1 一般事項

請負者は、標識工の施工にあたって、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定、特仕2-10-5土留・仮締切工の規定によるものとする。

1. 標識の加工は設計図書によるものとする。  
使用材料は表2-4に適合するものとし、耐久性に富み剥離・腐蝕等によって標識効果を妨げないものとする。

表2-4 使用材料一覧表

名称		材料	規格
標識板	標識板	アルミニウム合金板 厚2mm	JIS H 4000 A5052P-H34
	標識板リブ	アルミニウム合金押出形材	JIS H 4100 A6030S-T5 A6063S-T6
柱	鋼管柱	一般構造用炭素鋼鋼管 一般構造用圧延鋼材（テーパーポール）SS400に適した鋼材に加工したもの	JIS G 3444 JIS G 3101 鋼管注は、溶融亜鉛めっき（JIS H 8641 2種 HDZ55以上）仕上げとし、「共仕」第1編3-3-9小型標識工の15項の規定によるものとする。
その他材料		取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。	鋼製の取付金具ボルト類等は亜鉛めっき（HDZ35以上）仕上げ

2. 反射材等の仕様区分及び色彩は表2-5のとおりとする。

第7節 踏掛版工

特仕2-7-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕2-7-4 踏掛版工

1. **床掘り・埋戻し**  
床掘り・埋戻しを行う場合は、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。
2. **目地の設置**  
踏掛版の施工にあたり、縦目地及び横目地の設置については、「特仕」第3編特仕2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

第8節 防護柵工

特仕2-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第9節 標識工

特仕2-9-1 一般事項

受注者は、標識工の施工にあたって、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定、特仕2-10-5土留・仮締切工の規定によるものとする。

- (1) 標識の加工は設計図書によるものとする。  
使用材料は表2-4に適合するものとし、耐久性に富み剥離・腐蝕等によって標識効果を妨げないものとする。

表2-4 使用材料一覧表

名称		材料	規格
標識板	標識板	アルミニウム合金板 厚2mm	JIS H 4000 A5052P-H34
	標識板リブ	アルミニウム合金押出形材	JIS H 4100 A6030S-T5 A6063S-T6
柱	鋼管柱	一般構造用炭素鋼鋼管 一般構造用圧延鋼材（テーパーポール）SS400に適した鋼材に加工したもの	JIS G 3444 JIS G 3101 鋼管注は、溶融亜鉛めっき（JIS H 8641 2種 HDZ55以上）仕上げとし、「共仕」第1編3-3-9小型標識工の15項の規定によるものとする。
その他材料		取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。	鋼製の取付金具ボルト類等は亜鉛めっき（HDZ35以上）仕上げ

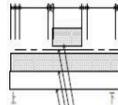
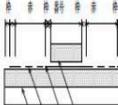
[注] その他材料について、使用するシングルナット及びダブルナットのロックナット側はすべてゆるみ止め機能を持ったナットを使用すること。なお、施工時に一度ゆる

修正 文言修正

追加

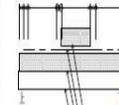
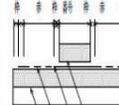
めたり、はずしたりしたゆるみ止めナットの再利用はしないこと。  
(2) 反射材等の仕様区分及び色彩は表 2-5 のとおりとする。

表 2-5 反射材等の使用区分及び色彩

標識の種類		反射材料等の使用区分及び色彩										備考	
種類	番号	漢字・平仮名 片仮名	英字	英字	数字	km	矢印	記号	枠	英字	地		
市町村	101	青B	青B					黒(B)	青B		白B	(注1) 都府県、市町村章は青色表示とする。 (注2) 著名地点のシンボルマークは、青地白表示とする。  国道番号(118-A,B,C) 都道府県道番号(11802-A,B,C) [118-A,11802-Aの例]  ① B(白)で反射材を貼付。 ② D(黒)で「黒」[ROUTE]「黒」を印刷。 ③ B(白)で「黒」を印刷。	
都府県	102-A	青B	青B					黒(B)	青B		白B		
方面、方向及び距離	105-A, B, C	白B	白B		白B	白B	白B		白B		青B		
方面及び距離	106-A	白B	白B		白B	白B	白B		白B		青B		
方面及び方向の予告	108-A, B	白B	白B	白B	白B	白B	白B		白B	緑B	青B		
方面及び方向	108の2-A, B	白B	白B	白B			白B		白B	緑B	青B		
方面、方向及び道路の通称名の予告	108の3	白B	白B	白B	白B	白B	白B		白B	緑B	青B		
方面、方向及び道路の通称名	108の4	白B	白B	白B			白B		白B	緑B	青B		
著名地点	114-A, B	青B	青B		青B	青B	青B	黒(B)	青B		白B		
主要地点	114の2-A, B	青B	青B						青B		白B		
インターチェンジ名	附 図	白B	白B						白B		青B		
非常電話	116の2	白B						黒D		黒D	黒D		
待避所	116の3	白B						白B	白B		青B		
非常駐車帯	116の4	白B						白B			緑B		
駐車場	117-A		白B						白B		青B		
登坂車線	117の2-A	白B	白B				白B				青B		
国道番号	118-A, B, C	右図による											
都道府県道番号	118の2-B	右図による											
総重量限度緩和指定道路	118の3-A, B	備考欄による											
道路の通称名	119-A, B, C	青B	青B						黒D	黒D	白B		(118-B, C 11802-B, Cの例)  (i) C(白)で反射材を貼付。 (ii) E(黒)で「黒」を印刷。 (iii) E(黒)で「黒」を印刷。 (iv) E(黒)で「黒」を印刷。 (v) C(白)で反射材を貼付。
まわり道	120-A	青B					赤B		青B		白B		
#	120-B	白B	白B				黒D		白B		青B		
警戒標識	201~215							*黒D	黒D		黄B		
規制標識	326-A, Bを除く	B											
指示標識	409-A, B	指示表示及び記号はA										白B	
補助標識	501,508,50903,50904,50905,50906,510,512	黒D			黒D	黒D					白B		
#	511						赤B				白B		
#	512	黒B									白B		
#	513, 514	黒D									白B		
チェーン脱着場	附 図	白B					青B	黒D			黒D		
誘導表示板(トンネル出口)	#	B											
通行規制区間		白B							白B		青B		
路側通信		内部照明可変式											
バイパス表示	附 図	黒D									白B		
重複区間表示	#	黒D									白B		
工事事務所及び出張所	#	青B	青B				青B		青B		白B		
線形誘導表示板(注意喚起の黒矢印)	#	黒D									黄D		

- A: 封入レンズ型反射シート (#2200 タイプ同等品以上)
- B: カプセルレンズ型反射シート (#2800 タイプ同等品以上)
- C: 広角プリズムレンズ型反射シート (#2990 タイプ同等品以上)
- D: カプセルレンズ型反射シート用透明プロセスカラー印刷 (#2800 タイプ同等品以上)
- E: 広角プリズムレンズ型反射シート用透明プロセスカラー印刷 (#2990 タイプ同等品以上)

表 2-5 反射材等の使用区分及び色彩

標識の種類		反射材料等の使用区分及び色彩										備考	
種類	番号	漢字・平仮名 片仮名	英字	英字	数字	km	矢印	記号	枠	英字	地		
市町村	101	青B	青B					黒(B)	青B		白B	(注1) 都府県、市町村章は青色表示とする。 (注2) 著名地点のシンボルマークは、青地白表示とする。  国道番号(118-A,B,C) 都道府県道番号(11802-A,B,C) [118-A,11802-Aの例]  ① B(白)で反射材を貼付。 ② D(黒)で「黒」[ROUTE]「黒」を印刷。 ③ B(白)で「黒」を印刷。	
都府県	102-A	青B	青B					黒(B)	青B		白B		
方面、方向及び距離	105-A, B, C	白B	白B		白B	白B	白B		白B		青B		
方面及び距離	106-A	白B	白B		白B	白B	白B		白B		青B		
方面及び方向の予告	108-A, B	白B	白B	白B	白B	白B	白B		白B	緑B	青B		
方面及び方向	108の2-A, B	白B	白B	白B			白B		白B	緑B	青B		
方面、方向及び道路の通称名の予告	108の3	白B	白B	白B	白B	白B	白B		白B	緑B	青B		
方面、方向及び道路の通称名	108の4	白B	白B	白B			白B		白B	緑B	青B		
著名地点	114-A, B	青B	青B		青B	青B	青B	黒(B)	青B		白B		
主要地点	114の2-A, B	青B	青B						青B		白B		
インターチェンジ名	附 図	白B	白B						白B		青B		
非常電話	116の2	白B						黒D		黒D	黒D		
待避所	116の3	白B						白B	白B		青B		
非常駐車帯	116の4	白B						白B			緑B		
駐車場	117-A		白B						白B		青B		
登坂車線	117の2-A	白B	白B				白B				青B		
国道番号	118-A, B, C	右図による											
都道府県道番号	118の2-B	右図による											
総重量限度緩和指定道路	118の3-A, B	備考欄による											
道路の通称名	119-A, B, C	青B	青B						黒D	黒D	白B		(118-B, C 11802-B, Cの例)  (i) C(白)で反射材を貼付。 (ii) E(黒)で「黒」を印刷。 (iii) E(黒)で「黒」を印刷。 (iv) E(黒)で「黒」を印刷。 (v) C(白)で反射材を貼付。
まわり道	120-A	青B					赤B		青B		白B		
#	120-B	白B	白B				黒D		白B		青B		
警戒標識	201~215							*黒D	黒D		黄B		
規制標識	326-A, Bを除く	B											
指示標識	409-A, B	指示表示及び記号はA										白B	
補助標識	501,508,50903,50904,50905,50906,510,512	黒D			黒D	黒D					白B		
#	511						赤B				白B		
#	512	黒B									白B		
#	513, 514	黒D									白B		
チェーン脱着場	附 図	白B					青B	黒D			黒D		
誘導表示板(トンネル出口)	#	B											
通行規制区間		白B							白B		青B		
路側通信		内部照明可変式											
バイパス表示	附 図	黒D									白B		
重複区間表示	#	黒D									白B		
工事事務所及び出張所	#	青B	青B				青B		青B		白B		
線形誘導表示板(注意喚起の黒矢印)	#	黒D									黄D		

- A: 封入レンズ型反射シート (#2200 タイプ同等品以上)
- B: カプセルレンズ型反射シート (#2800 タイプ同等品以上)
- C: 広角プリズムレンズ型反射シート (#2990 タイプ同等品以上)
- D: カプセルレンズ型反射シート用透明プロセスカラー印刷 (#2800 タイプ同等品以上)
- E: 広角プリズムレンズ型反射シート用透明プロセスカラー印刷 (#2990 タイプ同等品以上)

3. 請負者は、支柱の指定場所に国土交通省と標示板番号の表示ステッカー（図2-1）を貼らなければならない。この場合の文字は、封入レンズ型反射シートに黒字でプロセス印刷したものとする。

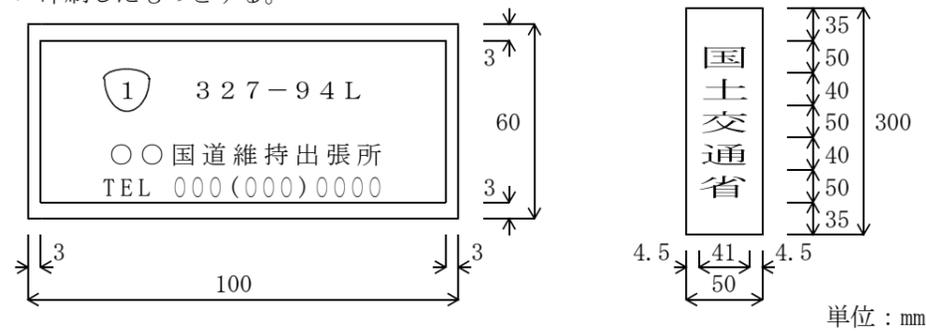


図2-1 表示ステッカー

**特仕2-9-5 作業土工（床掘り・埋戻し）**

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

**特仕2-9-6 標識基礎工**

小型標識の基礎工の施工については、砕石、ぐり石を施工する場合は、「特仕」第3編特仕2-4-1一般事項の規定によるものとする。

**第10節 区画線工**

**特仕2-10-2 区画線工**

区画線工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-9区画線工の規定によるものとする。

**第11節 道路植栽工**

**特仕2-11-2 材料**

1. 道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材は、次のものと同等品以上を使用するものとする。

- ・バーク堆肥+緩効性肥料（I B化成）

または、

- ・下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト顆粒）

なお、施工箇所の土壌及び植栽する樹木等の性質に留意し、経済性等を勘案の上、適切な土壌改良材を選定する。

2. 標準施用量（参考）

【土壌1m3当たり】

土壌改良材	施用量
バーク堆肥	25%（250L）+ I B化成2.5kg
下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト顆粒）	5%（50L）

※「バーク堆肥」を選定する場合は、窒素飢餓現象を起こし生育不良の原因となることがあるので、「バーク堆肥」単独での使用は避け、窒素を補うような「緩効性肥料（I B化成）」を併用する。

(3) 受注者は、支柱の指定場所に国土交通省と標示板番号の表示ステッカー（図2-1）を貼らなければならない。この場合の文字は、封入レンズ型反射シートに黒字でプロセス印刷したものとする。

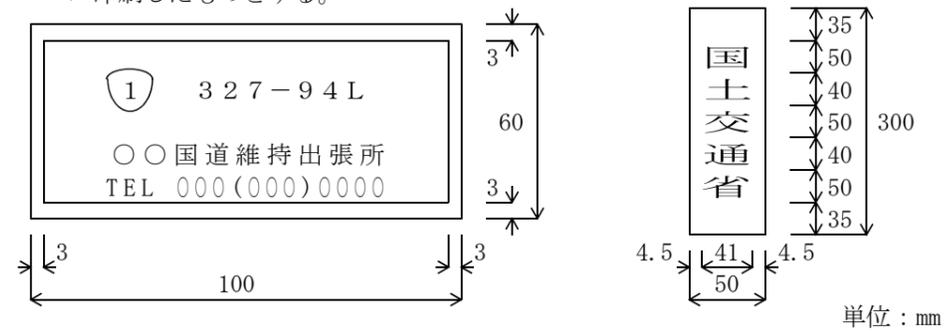


図2-1 表示ステッカー

**特仕2-9-5 作業土工（床掘り・埋戻し）**

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

**特仕2-9-6 標識基礎工**

小型標識の基礎工の施工については、砕石、ぐり石を施工する場合は、「特仕」第3編特仕2-4-1一般事項の規定によるものとする。

**第10節 区画線工**

**特仕2-10-2 区画線工**

区画線工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-9区画線工の規定によるものとする。

**第11節 道路植栽工**

**特仕2-11-2 材料**

**1. 肥料、土壌改良材**

道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材は、次のものと同等品以上を使用するものとする。

- ・バーク堆肥+緩効性肥料（I B化成）

または、

- ・下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト顆粒）

なお、施工箇所の土壌及び植栽する樹木等の性質に留意し、経済性等を勘案の上、適切な土壌改良材を選定する。

2. 標準施用量（参考）

【土壌1m3当たり】

土壌改良材	施用量
バーク堆肥	25%（250L）+ I B化成2.5kg
下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト顆粒）	5%（50L）

※「バーク堆肥」を選定する場合は、窒素飢餓現象を起こし生育不良の原因となることがあるので、「バーク堆肥」単独での使用は避け、窒素を補うような「緩効性肥料（I B化成）」を併用する。

3. 道路植栽工で使用する支柱用丸太は、所定の寸法をもつ皮はぎ丸太で割れ・腐朽がなく、平滑な乾材であって、曲がりに対して両端の中心を結ぶ直線が丸太の外に出ないものでなければならない。
4. 道路植栽工で使用する支柱用竹材は、青竹で割れもなく、病虫害がなく、もろくないものでなければならない。
5. **請負者**は、道路植栽工で使用する支柱用丸太を施工するにあたり、JIS K 1570（木材保存剤）に規定する木材保存剤（ただし、クレオソート油は有害物質を占有する家庭用品の規制に関する法律に適合したものとする。）を用いたJIS A 9002（木材の加圧式防腐処理方法）による加圧式防腐処理を行った木材を使用するものとする。なお、加圧式防腐処理により難しい場合は、監督職員と**協議**するものとする。
6. 道路植栽工で使用する支柱の選定は表2-12とする。

表2-12 支柱の選定

支柱形式	丸 太					竹 材
	添え柱	二脚鳥居 (添え柱 付き)	二脚鳥居 (添え柱 なし)	三脚 鳥 居	十 字 鳥 居	
目通り周 (cm)	10 未満	10~30 未満	20~40 未満	30~50 未満	40 以上	

※カイズカイクビについては二脚鳥居（添え柱付き）とする。

## 10. 植栽銘板

### (1) 高木用

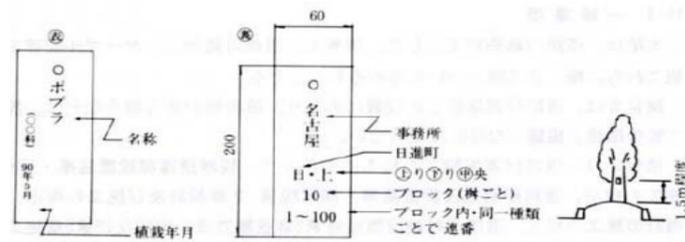


図2-2 植栽名板表示例

規 格：プレート規格L200×W60×t3（アクリル板・緑色）文字：掘込白文字  
鉄線#18φ1.2mm  
設置方法：全数設置する。これにより難しい場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

### 3. 支柱用丸太

道路植栽工で使用する支柱用丸太は、所定の寸法をもつ皮はぎ丸太で割れ・腐朽がなく、平滑な乾材であって、曲がりに対して両端の中心を結ぶ直線が丸太の外に出ないものでなければならない。

### 4. 支柱用竹材

道路植栽工で使用する支柱用竹材は、青竹で割れもなく、病虫害がなく、もろくないものでなければならない。

### 5. 防腐処理

**受注者**は、道路植栽工で使用する支柱用丸太を施工するにあたり、JIS K 1570（木材保存剤）に規定する木材保存剤（ただし、クレオソート油は有害物質を占有する家庭用品の規制に関する法律に適合したものとする。）を用いたJIS A 9002（木材の加圧式防腐処理方法）による加圧式防腐処理を行った木材を使用するものとする。なお、加圧式防腐処理により難しい場合は、監督職員と**協議**するものとする。

### 6. 支柱の選定

道路植栽工で使用する支柱の選定は表2-12とする。

表2-12 支柱の選定

支柱形式	丸 太					竹 材
	添え柱	二脚鳥居 (添え柱 付き)	二脚鳥居 (添え柱 なし)	三脚 鳥 居	十 字 鳥 居	
目通り周 (cm)	10 未満	10~30 未満	20~40 未満	30~50 未満	40 以上	

※カイズカイクビについては二脚鳥居（添え柱付き）とする。

## 7. 植栽銘板

### (1) 高木用

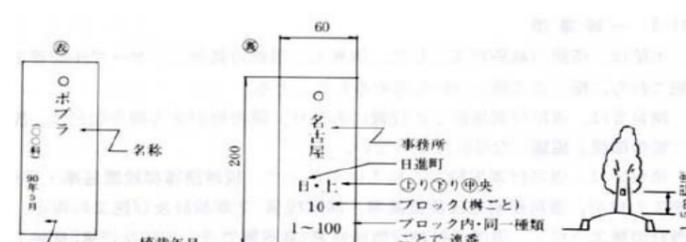


図2-2 植栽名板表示例

規 格：プレート規格L200×W60×t3（アクリル板・緑色）文字：掘込白文字  
鉄線#18φ1.2mm  
設置方法：全数設置する。これにより難しい場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

修正 文言修正

(2)中低木

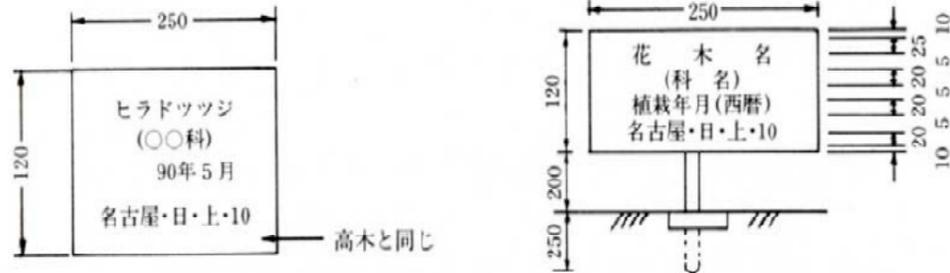


図 2-3 中低木の表示例

規格：プレート規格L120×W250（アクリル板・白色）文字：掘込黒文字  
設置：柵単位で木の種類ごとに設置する。

特仕 2-11-3 道路植栽工

- 植樹は設計図書によるものとするが、請負者は配置等の細部について展開図に準ずる植付図を作成するものとし、材料手配前に植付図について監督職員の確認を得るものとする。
- 底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、施工範囲を定め設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
- 請負者は、埋戻しについては樹種により、「水ぎめ法」及び「土ぎめ法」により設計図書に示す量の埋戻土を、根廻りにすきまなく突き入れ埋戻しを行わなければならない。  
なお、高木・中木は現場状況を勘案のうえ深さ又は高さ15cm程度の水鉢を施工するものとする。
- 請負者は、移植先の土壤に問題があった場合は、監督職員に連絡し、必要に応じて客土・肥料・土壤改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。

第12節 道路附属施設工

特仕 2-12-1 一般事項

請負者は、道路附属施設工の施工にあたって、「特仕」第3編特仕2-3-9区画線工、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工、「特仕」第10編第10節道路植栽工、「特仕」第10編特仕2-7-4踏掛版工及び、「特仕」第10編特仕2-12-5ケーブル配管工の規定によるものとする。

特仕 2-12-3 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

特仕 2-12-5 ケーブル配管工

- ケーブル配管及びハンドホルルの設置については、「特仕」第10編特仕2-5-3側溝工、特仕2-5-5集水樹（街渠樹）・マンホール工の規定によるものとする。
- 請負者は、道路情報伝送用配管路の配管の施工にあたっては、電気通信設備工事共通仕様書によるものとする。  
なお、埋設位置を標示するために使用する埋設標示シート（以下「シート」という）は下記によるものとする。  
(1) 材料

(2)中低木

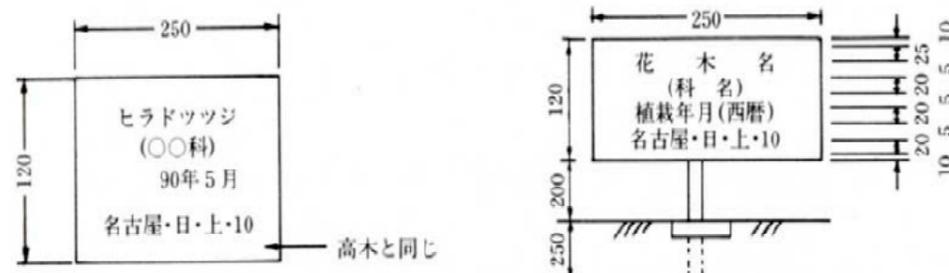


図 2-3 中低木の表示例

規格：プレート規格L120×W250（アクリル板・白色）文字：掘込黒文字  
設置：柵単位で木の種類ごとに設置する。

特仕 2-11-3 道路植栽工

- 配置等**  
植樹は設計図書によるものとするが、受注者は配置等の細部について展開図に準ずる植付図を作成するものとし、材料手配前に植付図について監督職員の確認を得るものとする。
- 滞水性の地質の場合の施工**  
底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、施工範囲を定め設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
- 埋戻し**  
受注者は、埋戻しについては樹種により、「水ぎめ法」及び「土ぎめ法」により設計図書に示す量の埋戻土を、根廻りにすきまなく突き入れ埋戻しを行わなければならない。  
なお、高木・中木は現場状況を勘案のうえ深さ又は高さ15cm程度の水鉢を施工するものとする。
- 土壤に問題があった場合の処置**  
受注者は、移植先の土壤に問題があった場合は、監督職員に連絡し、必要に応じて客土・肥料・土壤改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。

第12節 道路附属施設工

特仕 2-12-1 一般事項

受注者は、道路附属施設工の施工にあたって、「特仕」第3編特仕2-3-9区画線工、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工、「特仕」第10編第10節道路植栽工、「特仕」第10編特仕2-7-4踏掛版工及び、「特仕」第10編特仕2-12-5ケーブル配管工の規定によるものとする。

特仕 2-12-3 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

特仕 2-12-5 ケーブル配管工

- 適用規定**  
ケーブル配管及びハンドホルルの設置については、「特仕」第10編特仕2-5-3側溝工、特仕2-5-5集水樹（街渠樹）・マンホール工の規定によるものとする。
- 配管**  
受注者は、道路情報伝送用配管路の配管の施工にあたっては、電気通信設備工事共通仕様書によるものとする。  
なお、埋設標示は次によるものとする。  
(1) 埋設標示は、埋設標示鋏および埋設標示シート（もしくは廃プラ板）を基本とする。  
(2) 多孔陶管、FEP-S管等（VP、PV管）、後工事の掘削による破損の恐れがある管路材

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言・内容修正

シートは高密度ポリエチレンヤーンを製織したクロスに、印刷面を内側にした低密度ポリエチレンフィルムをラミネートしたものとし、耐薬品性にすぐれ腐食することもなく柔軟性に富むものとする。

(2) 構造

クロスは、1,000デニールのテープを縦方向10本/インチ、横方向10本/インチに織込んだものとする。

(3) 形状・寸法等

①形状

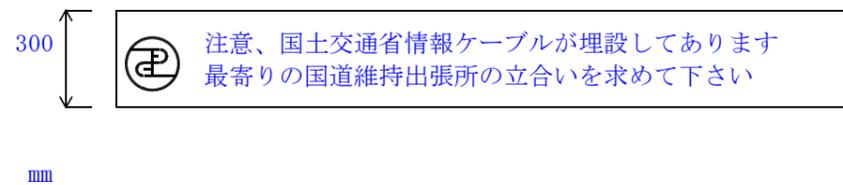


図2-4 埋設テープ

② 寸法

幅 : 300mm

③ 色・印刷

シートの生地は赤色、文字は黒色とし、印刷文字は長期にわたり変色したり、はげたりしない物とする。

(4) 埋設深

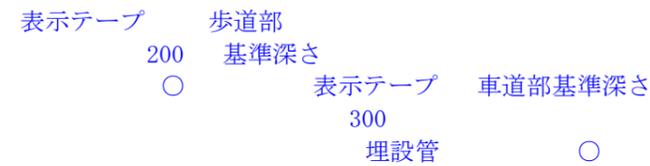


図2-5 埋設深

第3章 橋梁下部

第1節 適用

- 工場製品輸送工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工、道路土工及び仮設工は、「特仕」第1編第2章第4節道路土工及び第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
- 請負者は、コンクリート構造物非破壊試験の実施結果を整備保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに提示しなければならない。

第3節 工場製作工

特仕3-3-1 鋼製橋脚製作工

を使用する場合は、埋設標示シートの代わりに埋設標示と管防護の機能を兼ねた廃プラ板の設置を行う。

- 廃プラ板は、管路部全幅員に布設する。
- 埋設標示シートは、路盤と路床の境界面に布設する。
- 防護鉄板を布設する場合の埋設標示シート幅は300mmとする。
- 埋設標示シート及び廃プラ板には、施設の名称と管理者を明記する。
- 特殊部の出入り部及び管路埋設区間にも占用事業者の入溝位置が確認できるように適切な措置を講ずる。

第3章 橋梁下部

第1節 適用

1. 工場製品輸送工

工場製品輸送工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工、道路土工及び仮設工は、「特仕」第1編第2章第4節道路土工及び第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

2. コンクリート構造物非破壊試験

受注者は、コンクリート構造物非破壊試験の実施結果を整備保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。

修正 文言修正  
修正 誤植

第3節 工場製作工

特仕3-3-1 鋼製橋脚製作工

鋼製橋脚製作工の施工については、「特仕」第3編2-12-3桁製作工の規定によるものとする。

### 特仕3-3-3 鋼製橋脚製作工

#### 1. 鋼製橋脚隅角部

- (1) 隅角部の柱と梁のフランジの交線となる溶接部でのせん断遅れによる応力集中を緩和させるため、原則として、柱と梁の角部の腹板にフィレットを設けるものとする。
- (2) 施工計画書には、良好な溶接品質が確保できる施工が行われることが確認できるように必要な事項について記述するものとする。
- (3) 完全溶込み溶接継手では、当面、溶接止端部の仕上げを行うものとする。
- (4) やむを得ない場合を除き、裏当金付溶接継手を用いないものとする。
- (5) 完全溶込み溶接継手の施工にあたっては、良好な溶接品質を確保するため裏はつりを徹底するものとする。
- (6) 完全溶込み溶接継手の溶接われについては、疑わしい増場合には、磁粉探傷法による検査を徹底するものとする。
- (7) 完全溶込み溶接継手の内部きずについては、原則として全線にわたって超音波探傷試験による検査を実施するものとする。
- (8) 超音波探傷試験では、当面、検出レベルをL/2線として内部きずの実寸法を1mm単位で評価しその最大値がt（板厚）/3以下の場合を合格とする。
- (9) 完全溶込み溶接継手について、製作途中に補修を行った場合には、その範囲や方法等の履歴を記録するものとする。
- (10) 仮組立検査を実施する場合においては、要求される溶接品質を満足していることを確認するため、抜取りにより、完全溶込み溶接継手の超音波探傷試験を実施するものとする。

## 第6節 橋台工

### 特仕3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

### 特仕3-6-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

### 特仕3-6-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

### 特仕3-6-5 深礎工

深礎工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-6深礎工の規定によるものとする。

## 第7節 RC橋脚工

### 特仕3-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

### 特仕3-7-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

### 特仕3-7-4 場所打杭工

鋼製橋脚製作工の施工については、「特仕」第3編**特仕**2-12-3桁製作工の規定によるものとする。

### 特仕3-3-3 鋼製橋脚製作工

#### 鋼製橋脚隅角部

- (1) 隅角部の柱と梁のフランジの交線となる溶接部でのせん断遅れによる応力集中を緩和させるため、原則として、柱と梁の角部の腹板にフィレットを設けるものとする。
- (2) 施工計画書には、良好な溶接品質が確保できる施工が行われることが確認できるように必要な事項について記述するものとする。
- (3) 完全溶込み溶接継手では、当面、溶接止端部の仕上げを行うものとする。
- (4) やむを得ない場合を除き、裏当金付溶接継手を用いないものとする。
- (5) 完全溶込み溶接継手の施工にあたっては、良好な溶接品質を確保するため裏はつりを徹底するものとする。
- (6) 完全溶込み溶接継手の溶接われについては、疑わしい**場**場合には、磁粉探傷法による検査を徹底するものとする。
- (7) 完全溶込み溶接継手の内部きずについては、原則として全線にわたって超音波探傷試験による検査を実施するものとする。
- (8) 超音波探傷試験では、当面、検出レベルをL/2線として内部きずの実寸法を1mm単位で評価しその最大値がt（板厚）/3以下の場合を合格とする。
- (9) 完全溶込み溶接継手について、製作途中に補修を行った場合には、その範囲や方法等の履歴を記録するものとする。
- (10) 仮組立検査を実施する場合においては、要求される溶接品質を満足していることを確認するため、抜取りにより、完全溶込み溶接継手の超音波探傷試験を実施するものとする。

## 第6節 橋台工

### 特仕3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

### 特仕3-6-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

### 特仕3-6-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

### 特仕3-6-5 深礎工

深礎工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-6深礎工の規定によるものとする。

## 第7節 RC橋脚工

### 特仕3-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

### 特仕3-7-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

### 特仕3-7-4 場所打杭工

修正

誤植

修正

誤植

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

#### 特仕3-7-5 深礎工

深礎工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-6深礎工の規定によるものとする。

### 第8節 鋼製橋脚工

#### 特仕3-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕3-8-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

#### 特仕3-8-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

#### 特仕3-8-5 深礎工

深礎工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-6深礎工の規定によるものとする。

#### 特仕3-8-10 橋脚架設工

1. **請負者**は、橋脚架設工の施工については、「特仕」第10編第4章第5節鋼橋架設工の規定によるものとする。

2. **請負者**は、組立て中に損傷があった場合、すみやかに監督職員に**連絡**した後、取換えまたは補修等の処置を講じなければならない。

#### 特仕3-8-11 現場継手工

1. 現場継手工の施工については、「特仕」第10編特仕4-5-11現場継手工の規定によるものとする。

#### 特仕3-8-12 現場塗装工

現場塗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-31現場塗装工の規定によるものとする。

### 第9節 護岸基礎工

#### 特仕3-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

### 第10節 矢板護岸工

#### 特仕3-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕3-10-3 笠コンクリート工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

#### 特仕3-7-5 深礎工

深礎工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-6深礎工の規定によるものとする。

### 第8節 鋼製橋脚工

#### 特仕3-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕3-8-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

#### 特仕3-8-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

#### 特仕3-8-5 深礎工

深礎工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-6深礎工の規定によるものとする。

#### 特仕3-8-10 橋脚架設工

##### 1. **適用規定**

**受注者**は、橋脚架設工の施工については、「特仕」第10編第4章第5節鋼橋架設工の規定によるものとする。

##### 2. **損傷があった場合の処置**

**受注者**は、組立て中に損傷があった場合、すみやかに監督職員に**連絡**した後、取換えまたは補修等の処置を講じなければならない。

#### 特仕3-8-11 現場継手工

現場継手工の施工については、「特仕」第10編特仕4-5-11現場継手工の規定によるものとする。

#### 特仕3-8-12 現場塗装工

現場塗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-31現場塗装工の規定によるものとする。

### 第9節 護岸基礎工

#### 特仕3-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

### 第10節 矢板護岸工

#### 特仕3-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕3-10-3 笠コンクリート工

##### 1. **笠コンクリートの適用規定**

修正

文言修正

修正

文言修正

1. 笠コンクリートの施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート工の規定によるものとする。

2. プレキャスト笠コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕2-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。

## 第11節 法覆護岸工

### 特仕3-11-1 一般事項

1. **請負者**は、法覆護岸工のコンクリート施工に際して、水中打込みを行ってはならない。
2. **請負者**は、コンクリート張の表面を「コテ・ハケ」等により仕上げるものとし、モルタルによる仕上げを行ってはならない。
3. **請負者**は、法覆護岸工の施工に際して、目地の施工位置は**設計図書**のとおりに行わなければならない。
4. コンクリートのり張の施工目地間隔は、**設計図書**に示す場合を除き2m程度とする。伸縮目地は、**設計図書**に示す場合を除き10m程度とするものとする。
5. **請負者**は、法覆護岸工の施工に際して、裏込め材は、締固め機械等を用いて施工しなければならない。
6. **請負者**は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、はく離等のないように施工しなければならない。
7. 吸出し防止シートの重ね代は10cm以上とし、**設計図書**に示された場合を除き縫合させしなくてもよいものとする。

### 特仕3-11-7 法 枠 工

法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-4法枠工の規定によるものとする。

### 特仕3-11-9 吹 付 工

吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-3吹付工の規定によるものとする。

### 特仕3-11-10 植 生 工

植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

## 第12節 擁壁護岸工

### 特仕3-12-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

### 特仕3-12-3 場所打擁壁工

場所打擁壁工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

笠コンクリートの施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート工の規定によるものとする。

### 2. プレキャスト笠コンクリートの適用規定

プレキャスト笠コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕2-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。

## 第11節 法覆護岸工

### 特仕3-11-1 一般事項

#### 1. コンクリートの施工

**受注者**は、法覆護岸工のコンクリート施工に際して、水中打込みを行ってはならない。

#### 2. 表面仕上げ

**受注者**は、コンクリート張の表面を「コテ・ハケ」等により仕上げるものとし、モルタルによる仕上げを行ってはならない。

#### 3. 目地の位置

**受注者**は、法覆護岸工の施工に際して、目地の施工位置は**設計図書**のとおりに行わなければならない。

#### 4. 施工目地間隔

コンクリートのり張の施工目地間隔は、**設計図書**に示す場合を除き2m程度とする。伸縮目地は、**設計図書**に示す場合を除き10m程度とするものとする。

#### 5. 裏込め材の施工

**受注者**は、法覆護岸工の施工に際して、裏込め材は、締固め機械等を用いて施工しなければならない。

#### 6. 遮水シートの設置

**受注者**は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、はく離等のないように施工しなければならない。

#### 7. 吸出し防止シートの重ね代

吸出し防止シートの重ね代は10cm以上とし、**設計図書**に示された場合を除き縫合させしなくてもよいものとする。

### 特仕3-11-7 法 枠 工

法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-4法枠工の規定によるものとする。

### 特仕3-11-9 吹 付 工

吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-3吹付工の規定によるものとする。

### 特仕3-11-10 植 生 工

植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

## 第12節 擁壁護岸工

### 特仕3-12-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

### 特仕3-12-3 場所打擁壁工

場所打擁壁工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

## 第 4 章 鋼 橋 上 部

### 第 1 節 適 用

工場製品輸送工は、「特仕」第 3 編第 2 章第 8 節工場製品輸送工、仮設工は、「特仕」第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定によるものとする。

### 第 3 節 工場製作工

#### 特仕 4-3-1 一般事項

**請負者**は、製作に着手する前に、第 1 編 1-1-4 施工計画書第 1 項の施工計画書へ、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載しなければならない。  
なお、**設計図書**に示されている場合または**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。

#### 特仕 4-3-2 材 料

材料については、「特仕」第 3 編特仕 2-12-2 材料の規定によるものとする。

#### 特仕 4-3-3 桁 製 作 工

桁製作工の施工については、「特仕」第 3 編特仕 2-12-3 桁製作工の規定によるものとする。

#### 特仕 4-3-11 銘 板 工

橋名板、橋歴板の材質については、「特仕」第 1 編特仕 3-3-1 **一般事項**の規定によるものとする。

#### 特仕 4-3-12 アンカーフレーム製作工

アンカーフレーム製作工の施工については、「共仕」第 10 編 3-3-4 アンカーフレーム製作工の規定によるものとする。

#### 特仕 4-3-13 工場塗装工

1. 下塗りの色彩は錆色・赤錆色又は朱色とする。
2. 一般外面を薄膜型重防食塗装とすることが**設計図書**に示された場合は、「鋼道路橋塗装・防食便覧」（平成 17 年 12 月（社）日本道路協会）による C-5 系を基本とするものとする。
3. 本工事に適用する彩色は**設計図書**によるものとする。

### 第 5 節 鋼橋架設工

#### 特仕 4-5-4 架設工（クレーン架設）

架設工（クレーン架設）の施工については、「特仕」第 3 編特仕 2-13-3 架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。

#### 特仕 4-5-5 架設工（ケーブルクレーン架設）

架設工（ケーブルクレーン架設）の施工については、「特仕」第 3 編特仕 2-13-4 架設工（ケーブルクレーン架設）の規定によるものとする。

#### 特仕 4-5-6 架設工（ケーブルエレクション架設）

架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、「特仕」第 3 編特仕 2-13-5 架設工（ケーブルエレクション架設）の規定によるものとする。

## 第 4 章 鋼 橋 上 部

### 第 1 節 適 用

工場製品輸送工は、「特仕」第 3 編第 2 章第 8 節工場製品輸送工、仮設工は、「特仕」第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定によるものとする。

### 第 3 節 工場製作工

#### 特仕 4-3-1 一般事項

**受注者**は、製作に着手する前に、第 1 編 1-1-4 施工計画書第 1 項の施工計画書へ、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載しなければならない。  
なお、**設計図書**に示されている場合または**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。

#### 特仕 4-3-2 材 料

材料については、「特仕」第 3 編特仕 2-12-2 材料の規定によるものとする。

#### 特仕 4-3-3 桁 製 作 工

桁製作工の施工については、「特仕」第 3 編特仕 2-12-3 桁製作工の規定によるものとする。

#### 特仕 4-3-11 銘 板 工

橋名板、橋歴板の材質については、「特仕」第 1 編特仕 3-3-1 **一般事項第 3 項**の規定によるものとする。

#### 特仕 4-3-12 アンカーフレーム製作工

アンカーフレーム製作工の施工については、「共仕」第 10 編 3-3-4 アンカーフレーム製作工の規定によるものとする。

#### 特仕 4-3-13 工場塗装工

1. **下塗りの色彩**  
下塗りの色彩は錆色・赤錆色又は朱色とする。
2. **薄膜型重防食塗装**  
一般外面を薄膜型重防食塗装とすることが**設計図書**に示された場合は、「鋼道路橋塗装・防食便覧」（平成 17 年 12 月（社）日本道路協会）による C-5 系を基本とするものとする。
3. **彩色の適用**  
本工事に適用する彩色は**設計図書**によるものとする。

### 第 5 節 鋼橋架設工

#### 特仕 4-5-4 架設工（クレーン架設）

架設工（クレーン架設）の施工については、「特仕」第 3 編特仕 2-13-3 架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。

#### 特仕 4-5-5 架設工（ケーブルクレーン架設）

架設工（ケーブルクレーン架設）の施工については、「特仕」第 3 編特仕 2-13-4 架設工（ケーブルクレーン架設）の規定によるものとする。

#### 特仕 4-5-6 架設工（ケーブルエレクション架設）

架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、「特仕」第 3 編特仕 2-13-5 架設工（ケーブルエレクション架設）の規定によるものとする。

修正 文言修正

**特仕4-5-7 架設工（架設桁架設）**

架設工（架設桁架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-6架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。

**特仕4-5-8 架設工（送出し架設）**

架設工（送出し架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-7架設工（送出し架設）の規定によるものとする。

**特仕4-5-9 架設工（トラベラークレーン架設）**

架設工（トラベラークレーン架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-8架設工（トラベラークレーン架設）の規定によるものとする。

**特仕4-5-10 支 承 工**

支承に使用する無収縮モルタルの配合は表4-8のとおりとする

表4-8 無収縮モルタルの配合 (1m<sup>3</sup>当り)

名 称	規 格	単 位	数 量
無収縮材	セメント系 プレミックスタイプ	kg	1,875
水		ℓ	(338)

(注)上表にはロスを含む

なお、無収縮モルタルの品質規格の参考値を表4-9に示す。

表4-9 無収縮モルタルの品質規格(参考値)

項 目	規 格 値	試 験 方 法
コンシステンシー (流下時間)	セメント系：8±2秒	J <sub>14</sub> ロート試験
ブリージング	混りませ2時間後	JIS A 1123
凝 結 時 間	始発：1時間以上 終結：10時間以内	ASTM C 403
膨 脹 収 縮 率	材令7日で収縮なし	土木学会「膨脹材を用いた充填モルタルの施工要領」付属書
圧 縮 強 度	材令3日：25N/mm <sup>2</sup> 以上 材令28日：44N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS A 1108 供試体 径5cm 高さ10cm

**特仕4-5-11 現場継手工**

現場継手工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-23現場継手工の規定によるものとする。

**第6節 橋梁現場塗装工****特仕4-6-2 材 料**

現場塗装の材料については、「特仕」第3編特仕2-12-2材料の規定によるものとする。

**特仕4-5-7 架設工（架設桁架設）**

架設工（架設桁架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-6架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。

**特仕4-5-8 架設工（送出し架設）**

架設工（送出し架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-7架設工（送出し架設）の規定によるものとする。

**特仕4-5-9 架設工（トラベラークレーン架設）**

架設工（トラベラークレーン架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-8架設工（トラベラークレーン架設）の規定によるものとする。

**特仕4-5-10 支 承 工**

支承に使用する無収縮モルタルの配合は表4-8のとおりとする。

表4-8 無収縮モルタルの配合 (1m<sup>3</sup>当り)

名 称	規 格	単 位	数 量
無収縮材	セメント系 プレミックスタイプ	kg	1,875
水		ℓ	(338)

(注)上表にはロスを含む

なお、無収縮モルタルの品質規格の参考値を表4-9に示す。

表4-9 無収縮モルタルの品質規格(参考値)

項 目	規 格	試 験 方 法
コンシステンシー (流下時間)	セメント系：8±2秒	J <sub>14</sub> ロート試験
ブリージング	混りませ2時間後	JIS A 1123
凝 結 時 間	始発：1時間以上 終結：10時間以内	ASTM C 403
膨 脹 収 縮 率	材令7日で収縮なし	土木学会「膨脹材を用いた充填モルタルの施工要領」付属書
圧 縮 強 度	材令3日：25N/mm <sup>2</sup> 以上 材令28日：44N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS A 1108 供試体 径5cm 高さ10cm

**特仕4-5-11 現場継手工**

現場継手工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-23現場継手工の規定によるものとする。

**第6節 橋梁現場塗装工****特仕4-6-2 材 料**

現場塗装の材料については、「特仕」第3編特仕2-12-2材料の規定によるものとする。

#### 特仕4-6-3 現場塗装工

現場塗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-31現場塗装工の規定によるものとする。

### 第7節 床版工

#### 特仕4-7-2 床版工

1. 請負者は、コンクリートの打設計画（順序・方法・打数量）について検討のうえ監督職員に提出するものとする。
2. 請負者は、コンクリート打設にポンプ車を使用する場合には、吐出しにおけるコンクリートの品質が安定するまでは打設してはならない。  
また、コンクリートを配管打設する場合は、鉄筋に直接パイプ等の荷重がかからないように、足場等を設けて施工することとする。
3. 請負者は、鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙がある場合には、無収縮モルタルにより充てんしなければならない。  
なお、モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。
4. 請負者は、床版型枠吊金具及び床版厚検測用鋼材の現場溶接を行う場合には、その理由、施工方法を**施工計画書**に記載しなければならない。

### 第8節 橋梁付属物工

#### 特仕4-8-2 伸縮装置工

1. バックアップ材については、ミルシートの**提出**のみとする。
2. 請負者は、漏水防止のための伸縮装置内充填材の充填方法について**施工計画書**に記載しなければならない。

#### 特仕4-8-9 銘板工

橋名板、橋歴板の材質については、「特仕」第1編特仕3-3-1一般事項の規定によるものとする。

### 第9節 歩道橋本体工

#### 特仕4-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕4-9-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

#### 特仕4-9-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

#### 特仕4-9-6 歩道橋（側道橋）架設工

1. 請負者は、現道上における架設については**設計図書**によるものとする。
2. 横断歩道橋の舗装の仕様については**設計図書**によるものとする。
3. 横断歩道橋の舗装色は**設計図書**によるものとする。

#### 特仕4-6-3 現場塗装工

現場塗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-31現場塗装工の規定によるものとする。

### 第7節 床版工

#### 特仕4-7-2 床版工

床版工の施工においては、「特仕」第3編特仕2-18-2床版工の規定によるものとする。

### 第8節 橋梁付属物工

#### 特仕4-8-2 伸縮装置工

1. **バックアップ材**  
バックアップ材については、ミルシートの**提出**のみとする。
2. **充填方法**  
**受注者**は、漏水防止のための伸縮装置内充填材の充填方法について**施工計画書**に記載しなければならない。

#### 特仕4-8-9 銘板工

橋名板、橋歴板の材質については、「特仕」第1編特仕3-3-1一般事項**第3項**の規定によるものとする。

### 第9節 歩道橋本体工

#### 特仕4-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕4-9-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

#### 特仕4-9-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

#### 特仕4-9-6 歩道橋（側道橋）架設工

1. **現道上における架設**  
**受注者**は、現道上における架設については**設計図書**によるものとする。
2. **舗装の仕様**  
横断歩道橋の舗装の仕様については**設計図書**によるものとする。
3. **舗装色**  
横断歩道橋の舗装色は**設計図書**によるものとする。

修正

誤植

修正

文言修正

修正

文言修正

4. **請負者**は、横断歩道橋の施工にあたっては、床版上の塵あい・油脂・錆等を完全に除去し、舗装の剥離を防止しなければならない。

#### 特仕4-9-8 工場塗装工（歩道橋）

1. **請負者**は、工場塗装工（歩道橋）の施工にあたっては、「共仕」第10編第4章4-3-13工場塗装工、「特仕」第10編第4章4-3-13工場塗装工の規定によるものとする。
2. **請負者**は、工場塗装工（歩道橋）の中塗り・上塗りは、工場塗装を原則とする。
3. 中塗り・上塗りの色彩は**設計図書**による。

### 第5章 コンクリート橋上部

#### 第1節 適用

1. 工場製品輸送工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
2. **請負者**は、コンクリート構造物非破壊試験の実施結果を整備保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、**すみやかに**提示しなければならない。

#### 第3節 工場製作工

##### 特仕5-3-1 一般事項

**請負者**は、工場製作工の施工については、「共仕」第1編1-1-4**施工計画書**第1項の**施工計画書**へ、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載しなければならない。  
なお、**設計図書**に示されている場合または**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。

#### 第5節 P C 橋工

##### 特仕5-5-1 一般事項

1. **請負者**は、現道上における架設については**設計図書**によるものとする。
2. **請負者**は、コンクリート管理橋の製作工については、「共仕」第1編1-1-4**施工計画書**第1項の**施工計画書**へ、「共仕」第10編5-5-1一般事項第2項（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。

##### 特仕5-5-3 ポストテンション桁製作工

ポストテンション桁製作工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

##### 特仕5-5-6 支承工

1. ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。
2. **請負者**は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に**提出**するものとする。

#### 4. 横断歩道橋の施工

**受注者**は、横断歩道橋の施工にあたっては、床版上の塵あい・油脂・錆等を完全に除去し、舗装の剥離を防止しなければならない。

#### 特仕4-9-8 工場塗装工（歩道橋）

1. **適用規定**  
**受注者**は、工場塗装工（歩道橋）の施工にあたっては、「共仕」第10編第4章4-3-13工場塗装工、「特仕」第10編第4章4-3-13工場塗装工の規定によるものとする。
2. **中塗り・上塗り**  
**受注者**は、工場塗装工（歩道橋）の中塗り・上塗りは、工場塗装を原則とする。
3. **色彩**  
中塗り・上塗りの色彩は**設計図書**による。

### 第5章 コンクリート橋上部

#### 第1節 適用

1. **適用規定**  
工場製品輸送工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
2. **コンクリート構造物非破壊試験**  
**受注者**は、コンクリート構造物非破壊試験の実施結果を整備保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、**速やかに**提示しなければならない。

#### 第3節 工場製作工

##### 特仕5-3-1 一般事項

**受注者**は、工場製作工の施工については、「共仕」第1編1-1-4**施工計画書**第1項の**施工計画書**へ、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載しなければならない。  
なお、**設計図書**に示されている場合または**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。

#### 第5節 P C 橋工

##### 特仕5-5-1 一般事項

1. **現道上における架設**  
**受注者**は、現道上における架設については**設計図書**によるものとする。
2. **施工計画書**  
**受注者**は、コンクリート管理橋の製作工については、「共仕」第1編1-1-4**施工計画書**第1項の**施工計画書**へ、「共仕」第10編5-5-1一般事項第2項（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。

##### 特仕5-5-3 ポストテンション桁製作工

ポストテンション桁製作工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

##### 特仕5-5-6 支承工

1. **ゴム支承の材料**  
ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。
2. **製造会社名**  
**受注者**は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に**提出**するものとする。

3. 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。

#### 第6節 プレビーム桁橋工

##### 特仕5-6-1 一般事項

1. 請負者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。
2. 請負者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第10編5-6-1一般事項第4項(1)から(4)の事項を記載した上で施工しなければならない。

##### 特仕5-6-2 プレビーム桁製作工(現場)

請負者は、プレフレクションに先立ち、載荷装置のキャリブレーションを実施し、施工計画書にプレフレクション管理計画を記載しなければならない。

##### 特仕5-6-3 支承工

1. ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。
2. 請負者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。
3. 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。

#### 第7節 PCホロースラブ橋工

##### 特仕5-7-1 一般事項

1. 請負者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。
2. 請負者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第10編5-7-1一般事項第4項(1)から(4)の事項を記載した上で施工しなければならない。

##### 特仕5-7-3 支承工

1. ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。
2. 請負者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。
3. 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。

##### 特仕5-7-4 PCホロースラブ製作工

1. コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
2. グラウトの施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

#### 第8節 RCホロースラブ橋工

3. 無収縮モルタルの適用規定  
無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。

#### 第6節 プレビーム桁橋工

##### 特仕5-6-1 一般事項

1. 現道上における架設  
受注者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。
2. 施工計画書  
受注者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第10編5-6-1一般事項第4項(1)から(4)の事項を記載した上で施工しなければならない。

##### 特仕5-6-2 プレビーム桁製作工(現場)

受注者は、プレフレクションに先立ち、載荷装置のキャリブレーションを実施し、施工計画書にプレフレクション管理計画を記載しなければならない。

##### 特仕5-6-3 支承工

1. ゴム支承の材料  
ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。
2. 製造会社名  
受注者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。
3. 無収縮モルタルの適用規定  
無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。

#### 第7節 PCホロースラブ橋工

##### 特仕5-7-1 一般事項

1. 現道上における架設  
受注者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。
2. 施工計画書  
受注者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第10編5-7-1一般事項第4項(1)から(4)の事項を記載した上で施工しなければならない。

##### 特仕5-7-3 支承工

1. ゴム支承の材料  
ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。
2. 製造会社名  
受注者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。
3. 無収縮モルタルの適用規定  
無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。

##### 特仕5-7-4 PCホロースラブ製作工

1. コンクリートの適用規定  
コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
2. グラウトの適用規定  
グラウトの施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

#### 第8節 RCホロースラブ橋工

修正 文言修正

#### 特仕5-8-1 一般事項

1. **請負者**は、現道上における架設については**設計図書**によるものとする。
2. **請負者**は、コンクリート橋の製作工については、**施工計画書**へ「共仕」第10編5-8-1一般事項第4項(1)から(4)の事項を記載した上で施工しなければならない。

#### 特仕5-8-3 支承工

1. ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。
2. **請負者**は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に**提出**するものとする。
3. 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。

#### 第9節 PC版桁橋工

##### 特仕5-9-1 一般事項

1. **請負者**は、現道上における架設については**設計図書**によるものとする。
2. **請負者**は、コンクリート橋の製作工については、**施工計画書**へ「共仕」第10編5-9-1一般事項第4項(1)から(4)の事項を記載した上で施工しなければならない。

##### 特仕5-9-2 PC版桁製作工

1. コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
2. グラウトがある場合の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

#### 第10節 PC箱桁橋工

##### 特仕5-10-1 一般事項

1. **請負者**は、現道上における架設については**設計図書**によるものとする。
2. **請負者**は、コンクリート橋の製作工については、**施工計画書**へ「共仕」第10編5-10-1一般事項第4項(1)から(4)の事項を記載した上で施工しなければならない。

##### 特仕5-10-3 支承工

1. ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。
2. **請負者**は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に**提出**するものとする。
3. 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。

#### 特仕5-8-1 一般事項

1. **現道上における架設**  
**受注者**は、現道上における架設については**設計図書**によるものとする。 修正 文言修正
2. **施工計画書**  
**受注者**は、コンクリート橋の製作工については、**施工計画書**へ「共仕」第10編5-8-1一般事項第4項(1)から(4)の事項を記載した上で施工しなければならない。 修正 文言修正

#### 特仕5-8-3 支承工

1. **ゴム支承の材料**  
ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。
2. **製造会社名**  
**受注者**は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に**提出**するものとする。 修正 文言修正
3. **無収縮モルタルの適用規定**  
無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。

#### 第9節 PC版桁橋工

##### 特仕5-9-1 一般事項

1. **現道上における架設**  
**受注者**は、現道上における架設については**設計図書**によるものとする。 修正 文言修正
2. **施工計画書**  
**受注者**は、コンクリート橋の製作工については、**施工計画書**へ「共仕」第10編5-9-1一般事項第4項(1)から(4)の事項を記載した上で施工しなければならない。 修正 文言修正

##### 特仕5-9-2 PC版桁製作工

1. **コンクリートの適用規定**  
コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
2. **グラウトの適用規定**  
グラウトがある場合の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

#### 第10節 PC箱桁橋工

##### 特仕5-10-1 一般事項

1. **現道上における架設**  
**受注者**は、現道上における架設については**設計図書**によるものとする。 修正 文言修正
2. **施工計画書**  
**受注者**は、コンクリート橋の製作工については、**施工計画書**へ「共仕」第10編5-10-1一般事項第4項(1)から(4)の事項を記載した上で施工しなければならない。 修正 文言修正

##### 特仕5-10-3 支承工

1. **ゴム支承の材料**  
ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。
2. **製造会社名**  
**受注者**は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に**提出**するものとする。 修正 文言修正
3. **無収縮モルタルの適用規定**  
無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。

#### 特仕5-10-4 PC箱桁製作工

1. コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
2. グラウトがある場合の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

#### 第11節 PC片持箱桁橋工

##### 特仕5-11-1 一般事項

1. 請負者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。
2. 請負者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第10編5-11-1一般事項第4項(1)から(4)の事項を記載した上で施工しなければならない。

##### 特仕5-11-2 PC片持箱桁製作工

1. コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
2. グラウト等がある場合の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

##### 特仕5-11-3 支承工

1. ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロブレン系合成ゴムとする。
2. 請負者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。
3. 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。

#### 第12節 PC押出し箱桁橋工

##### 特仕5-12-1 一般事項

1. 請負者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。
2. 請負者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第10編5-12-1一般事項第4項(1)から(4)の事項を記載した上で施工しなければならない。

##### 特仕5-12-2 PC押出し箱桁製作工

1. コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
2. グラウトがある場合の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

#### 特仕5-10-4 PC箱桁製作工

1. **コンクリートの適用規定**  
コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
2. **グラウトの適用規定**  
グラウトがある場合の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

#### 第11節 PC片持箱桁橋工

##### 特仕5-11-1 一般事項

1. **現道上における架設**  
受注者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。
2. **施工計画書**  
受注者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第10編5-11-1一般事項第4項(1)から(4)の事項を記載した上で施工しなければならない。

##### 特仕5-11-2 PC片持箱桁製作工

1. **コンクリートの適用規定**  
コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
2. **グラウト等の適用規定**  
グラウト等がある場合の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

##### 特仕5-11-3 支承工

1. **ゴム支承の材料**  
ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロブレン系合成ゴムとする。
2. **製造会社名**  
受注者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。
3. **無収縮モルタルの適用規定**  
無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。

#### 第12節 PC押出し箱桁橋工

##### 特仕5-12-1 一般事項

1. **現道上における架設**  
受注者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。
2. **施工計画書**  
受注者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第10編5-12-1一般事項第4項(1)から(4)の事項を記載した上で施工しなければならない。

##### 特仕5-12-2 PC押出し箱桁製作工

1. **コンクリートの適用規定**  
コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
2. **グラウトの適用規定**  
グラウトがある場合の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

## 第 6 章 トンネル (NATM)

### 第 1 節 適 用

1. 道路土工は、「特仕」第 1 編第 2 章第 4 節道路土工、インバート工は、「特仕」第 10 編第 6 章第 6 節インバート工、仮設工は、「特仕」第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定によるものとする。
2. **請負者**は、施工中の地質、湧水、その他の自然現象、支保工覆工の変状の有無を観察するとともに、その記録を整備・保管し完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、**すみやかに提示**しなければならない。
3. **請負者**は、**設計図書**により、坑内観察調査等を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測 B が必要と判断される場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。なお、計測記録を整備保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、**すみやかに提示**しなければならない。

### 第 3 節 トンネル掘削工

#### 特仕 6-3-2 掘 削 工

1. **請負者**は、発破施工及び建設機械等に起因する騒音、振動によりその処置の必要が生じた場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
2. **請負者**は、トンネル施工中における地山変状（断層等による異常土圧、突発湧水、崩壊現象等）が著しく、**請負者**の責に帰さない以下のトンネルの保守に必要な措置が生じた場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
  - (1) 掘削に伴う地山の補強、地山の改良等
  - (2) 支保パターンの変更
  - (3) 内空断面の確保に伴う縫返し、支保工の盛り替え、切羽の鏡張り等の作業
  - (4) 肌落ち、崩壊防止に鋼矢板等の使用が必要になった場合
  - (5) 予期しない湧水、突出水に遭遇し、その排除等が必要になった場合
  - (6) 地質確認、湧水確認、水抜等による先進ボーリングが必要になった場合
  - (7) 変状に伴い根固めのコンクリート、仮巻、鉄筋補強等が必要になった場合

### 第 4 節 支 保 工

#### 特仕 6-4-2 材 料

1. 吹付コンクリートの材料及び配合
  - (1) **請負者**は、品質を確保するための急結性能をもつ急結剤を選ばなければならない。
  - (2) **請負者**は、大小粒が適度に混合している骨材を使用し、**設計図書**に示す強度が得られ、かつ、はね返りが少ない等、施工性のよいコンクリートが得られるよう配合を定めなければならない。
  - (3) 吹付コンクリートの配合、品質基準は表 6-1 のとおりとする。

表 6-1 吹付コンクリートの配合（湿式）及び品質基準

強 度	W/C	単位セメント量	粗 骨 材 最 大 寸 法
$\sigma 28=18\text{N}/\text{mm}^2$	(56%)	(普通ポルトランドセメント)	(15mm)

## 第 6 章 トンネル (NATM)

### 第 1 節 適 用

1. **適用規定**  
道路土工は、「特仕」第 1 編第 2 章第 4 節道路土工、インバート工は、「特仕」第 10 編第 6 章第 6 節インバート工、仮設工は、「特仕」第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定によるものとする。
2. **施工中の観察**  
**受注者**は、施工中の地質、湧水、その他の自然現象、支保工覆工の変状の有無を観察するとともに、その記録を整備・保管し完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、**速やかに提示**しなければならない。
3. **坑内観察調査等**  
**受注者**は、**設計図書**により、坑内観察調査等を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測 B が必要と判断される場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。なお、計測記録を整備保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、**速やかに提示**しなければならない。

### 第 3 節 トンネル掘削工

#### 特仕 6-3-2 掘 削 工

1. **騒音、振動の処置**  
**受注者**は、発破施工及び建設機械等に起因する騒音、振動によりその処置の必要が生じた場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
2. **トンネルの保守に必要な措置**  
**受注者**は、トンネル施工中における地山変状（断層等による異常土圧、突発湧水、崩壊現象等）が著しく、**受注者**の責に帰さない以下のトンネルの保守に必要な措置が生じた場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
  - (1) 掘削に伴う地山の補強、地山の改良等
  - (2) 支保パターンの変更
  - (3) 内空断面の確保に伴う縫返し、支保工の盛り替え、切羽の鏡張り等の作業
  - (4) 肌落ち、崩壊防止に鋼矢板等の使用が必要になった場合
  - (5) 予期しない湧水、突出水に遭遇し、その排除等が必要になった場合
  - (6) 地質確認、湧水確認、水抜等による先進ボーリングが必要になった場合
  - (7) 変状に伴い根固めのコンクリート、仮巻、鉄筋補強等が必要になった場合

### 第 4 節 支 保 工

#### 特仕 6-4-2 材 料

1. 吹付コンクリートの材料及び配合
  - (1) **受注者**は、品質を確保するための急結性能をもつ急結剤を選ばなければならない。
  - (2) **受注者**は、大小粒が適度に混合している骨材を使用し、**設計図書**に示す強度が得られ、かつ、はね返りが少ない等、施工性のよいコンクリートが得られるよう配合を定めなければならない。
  - (3) 吹付コンクリートの配合、品質基準は表 6-1 のとおりとする。

表 6-1 吹付コンクリートの配合（湿式）及び品質基準

強 度	W/C	単位セメント量	粗 骨 材 最 大 寸 法
$\sigma 28=18\text{N}/\text{mm}^2$	(56%)	(普通ポルトランドセメント)	(15mm)

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

		360kg	
急結材	砂	砕石	スランプ
セメント量の (5.5%)	(0.80m <sup>3</sup> ) (1086kg)	(0.47m <sup>3</sup> ) (675kg)	2.5cm …±1.0 5cm及6.5cm …±1.5 8cm～18cm以下…±2.5 21cm …±1.5(cm)

注：( ) 書きは参考値とする。

吹付コンクリートの強度試験資料については、土木学会基準の吹付コンクリートの強度試験用供試体の作り方(案)によるものとする。

(4) **請負者**は、配合を変更する必要がある場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

2. 定着剤の示方配合は表6-2を標準とする。

表6-2 モルタル配合表

ボルトの種類	目標強度 N/mm <sup>2</sup>	セメントの種類	水セメント比(%)	フロー値 (cm) 目標参考
定着材先充填型	9.8	普通ポルトランドセメント	35～40	(19.5×19.5)
定着材後注入型	9.8	超早強セメント	40	(19.5×19.5)

3. 鋼製支保工に用いる鋼材の材質はJIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) 2種(SS400)の規格に適合したものでなければならない。

4. 継ぎ材(タイロット)の材質はJIS G 3112熱間圧延棒鋼1種(SR235)とする。

5. 鋼製支保工に使用するさや管はJIS G 3444一般構造用炭素鋼鋼管2種(STK400)とする。

6. 鋼製支保及びタイロットに使用する六角ボルトはJIS B 1180、六角ナットはJIS B 1181、座金はJIS B 1256によるものとする。

7. 金網工に使用する材料はJIS G 3551溶接金網(めっきなし)の規格に適合するもので150mm×150×φ5mmとする。

8. 金網の止めピンはφ9mm鉄筋同等とする。

#### 特仕6-4-4 ロックボルト工

1. **請負者**は、ロックボルトの定着については、全面接着式としロックボルト全体をドライモルタル接着剤で地山に固定しなければならない。

		360kg	
急結材	砂	砕石	スランプ
セメント量の (5.5%)	(0.80m <sup>3</sup> ) (1086kg)	(0.47m <sup>3</sup> ) (675kg)	2.5cm …±1.0 5cm及6.5cm …±1.5 8cm～18cm以下…±2.5 21cm …±1.5(cm)

注：( ) 書きは参考値とする。

吹付コンクリートの強度試験資料については、土木学会基準の吹付コンクリートの強度試験用供試体の作り方(案)によるものとする。

(4) **受注者**は、配合を変更する必要がある場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

2. **定着剤**

定着剤の示方配合は表6-2を標準とする。

表6-2 モルタル配合表

ボルトの種類	目標強度 N/mm <sup>2</sup>	セメントの種類	水セメント比(%)	フロー値 (cm) 目標参考
定着材先充填型	9.8	普通ポルトランドセメント	35～40	(19.5×19.5)
定着材後注入型	9.8	超早強セメント	40	(19.5×19.5)

3. **鋼材**

鋼製支保工に用いる鋼材の材質はJIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) 2種(SS400)の規格に適合したものでなければならない。

4. **継ぎ材**

継ぎ材(タイロット)の材質はJIS G 3112熱間圧延棒鋼1種(SR235)とする。

5. **さや管**

鋼製支保工に使用するさや管はJIS G 3444一般構造用炭素鋼鋼管2種(STK400)とする。

6. **ボルト等**

鋼製支保及びタイロットに使用する六角ボルトはJIS B 1180、六角ナットはJIS B 1181、座金はJIS B 1256によるものとする。

7. **金網**

金網工に使用する材料はJIS G 3551溶接金網(めっきなし)の規格に適合するもので150mm×150×φ5mmとする。

8. **金網の止めピン**

金網の止めピンはφ9mm鉄筋同等とする。

#### 特仕6-4-4 ロックボルト工

1. **定着**

**受注者**は、ロックボルトの定着については、全面接着式としロックボルト全体をドライモルタル接着剤で地山に固定しなければならない。

修正

文言修正

修正

文言修正

2. 降伏点耐力の算定は次の式による。

$$\text{降伏点耐力} = \text{ロックボルト降伏点強度} (\sigma_y) \times \text{ネジ部等の有効断面積} (A_s)$$

$$A_s = (\pi/4) \times (d - 0.93829p)^2$$

d = おねじの外径 (ねじの呼び径) (mm)  
p = ねじのピッチ (mm)

3. ロックボルトの穿孔深さは-50mm程度を限界 (管理目標値とし規格値ではない) とし、**請負者**は、防水シート施工時に切断等の必要がないよう施工しなければならない。

4. **請負者**は、日常の坑内観察時にロックボルト施工後の状況を観察し、異常 (ナット破損、ベアリングプレート交換等) が認められた場合には、**すみ**やかに現場測定を行い、対応を検討し**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

#### 特仕6-4-5 鋼製支保工

1. **請負者**は、鋼製支保工部材の継手ボルトについては、その継手が弱点とならないよう締付けなければならない。
2. **請負者**は鋼製支保工相互間を継ぎボルト、つなぎ材等により確実に締付けなければならない。
3. **請負者**は、掘削及び鋼製支保工の建込みにあたって、鋼製支保工脚部の支持地盤を乱さないように施工しなければならない。

### 第5節 覆 工

#### 特仕6-5-2 材 料

1. 防水工に使用する防水シートは、厚さ0.8mm以上のビニールシート等で表6-3に示す規格に適合するものとする。

表6-3 防水シートの規格

項 目	試 験 方 法	規 格
比 重	JIS K 6773 (20℃)	0.90~0.95
引張強さ (kgf/cm)	〃	160以上
伸 び (%)	〃	600以上
引裂強さ (kgf/cm)	JIS K 6301 (20℃)	50以上

2. 透水性緩衝材は3mm以上、重量は300g/m<sup>2</sup>以上とする。

#### 特仕6-5-3 覆工コンクリート工

**請負者**は、型わく及びセントルの機構については、吹上方式又は押上式装置が設備されたものを使用しなければならない。

#### 特仕6-5-6 トンネル防水工

1. **請負者**は、吹付コンクリートと防水シートの上に透水性を確保するようにしなけれ

#### 2. 降伏点耐力の算定

降伏点耐力の算定は次の式による。

$$\text{降伏点耐力} = \text{ロックボルト降伏点強度} (\sigma_y) \times \text{ネジ部等の有効断面積} (A_s)$$

$$A_s = (\pi/4) \times (d - 0.93829p)^2$$

d = おねじの外径 (ねじの呼び径) (mm)  
p = ねじのピッチ (mm)

#### 3. 穿孔深さ

ロックボルトの穿孔深さは-50mm程度を限界 (管理目標値とし規格値ではない) とし、**受注者**は、防水シート施工時に切断等の必要がないよう施工しなければならない。

#### 4. 観察測定

**受注者**は、日常の坑内観察時にロックボルト施工後の状況を観察し、異常 (ナット破損、ベアリングプレート交換等) が認められた場合には、**速**やかに現場測定を行い、対応を検討し**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

#### 特仕6-4-5 鋼製支保工

##### 1. 継手ボルト

**受注者**は、鋼製支保工部材の継手ボルトについては、その継手が弱点とならないよう締付けなければならない。

##### 2. 鋼製支保工相互間の締付

**受注者**は鋼製支保工相互間を継ぎボルト、つなぎ材等により確実に締付けなければならない。

##### 3. 掘削及び鋼製支保工の建込み

**受注者**は、掘削及び鋼製支保工の建込みにあたって、鋼製支保工脚部の支持地盤を乱さないように施工しなければならない。

### 第5節 覆 工

#### 特仕6-5-2 材 料

##### 1. 防水シート

防水工に使用する防水シートは、厚さ0.8mm以上のビニールシート等で表6-3に示す規格に適合するものとする。

表6-3 防水シートの規格

項 目	試 験 方 法	規 格
比 重	JIS K 6773 (20℃)	0.90~0.95
引張強さ (kgf/cm)	〃	160以上
伸 び (%)	〃	600以上
引裂強さ (kgf/cm)	JIS K 6301 (20℃)	50以上

##### 2. 透水性緩衝材

透水性緩衝材は3mm以上、重量は300g/m<sup>2</sup>以上とする。

#### 特仕6-5-3 覆工コンクリート工

**受注者**は、型わく及びセントルの機構については、吹上方式又は押上式装置が設備されたものを使用しなければならない。

#### 特仕6-5-6 トンネル防水工

##### 1. 透水性の確保

**受注者**は、吹付コンクリートと防水シートの上に透水性を確保するようにしなけれ

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

ばならない。防水材はビニールシートと透水性緩衝材を組合せたものとする。

2. **請負者**は、防水シートを吹付コンクリートにピン等で固定させ、また、防水シートと防水シートを漏水のないよう接合させなければならない。  
ピン等の固定はアーチ部で平均5本/m<sup>2</sup>、側壁部で平均3本/m<sup>2</sup>程度以上とする。

## 第6節 インバート工

### 特仕6-6-4 インバート本体工

1. **請負者**は、インバートコンクリートに横方向の目地を設けることとし、間隔については**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得て施工しなければならない。
2. **請負者**は、インバートコンクリートの縦方向打継目を、やむを得ず設ける場合は、中央部に1ヵ所とする。
3. インバート盛土に、トンネルずりを使用する場合は、締固め密度を路床なみとする。  
**請負者**は、品質管理基準による現場密度の測定が不可の場合には、**設計図書**に関して監督職員に**協議**するものとしタイヤローラ（8～20t以上）又はブルドーザ（15t以上）で7回以上転圧を行い締固めなければならない。なお、盛土材として不適当な場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

## 第8節 坑門工

### 特仕6-8-3 作業土工（床掘り、埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

## 第7章 コンクリートシェッド

### 第3節 プレキャストシェッド下部工

#### 特仕7-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕7-3-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

#### 特仕7-3-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

#### 特仕7-3-5 深礎工

深礎工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-6深礎工の規定によるものとする。

### 第4節 プレキャストシェッド上部工

#### 特仕7-4-3 架設工

架設工（クレーン架設）の施工については、「特仕」第3編**第2章第8節**工場製品輸送工の規定によるものとする。

ばならない。防水材はビニールシートと透水性緩衝材を組合せたものとする。

### 2. 防水シートの接合

- 受注者**は、防水シートを吹付コンクリートにピン等で固定させ、また、防水シートと防水シートを漏水のないよう接合させなければならない。  
ピン等の固定はアーチ部で平均5本/m<sup>2</sup>、側壁部で平均3本/m<sup>2</sup>程度以上とする。

## 第6節 インバート工

### 特仕6-6-4 インバート本体工

#### 1. 目地

- 受注者**は、インバートコンクリートに横方向の目地を設けることとし、間隔については**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得て施工しなければならない。

#### 2. 縦方向打継目

- 受注者**は、インバートコンクリートの縦方向打継目を、やむを得ず設ける場合は、中央部に1ヵ所とする。

#### 3. トンネルずりを使用する場合の締固め

- インバート盛土に、トンネルずりを使用する場合は、締固め密度を路床なみとする。  
**受注者**は、品質管理基準による現場密度の測定が不可の場合には、**設計図書**に関して監督職員に**協議**するものとしタイヤローラ（8～20t以上）又はブルドーザ（15t以上）で7回以上転圧を行い締固めなければならない。なお、盛土材として不適当な場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

## 第8節 坑門工

### 特仕6-8-3 作業土工（床掘り、埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

## 第7章 コンクリートシェッド

### 第3節 プレキャストシェッド下部工

#### 特仕7-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

#### 特仕7-3-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

#### 特仕7-3-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

#### 特仕7-3-5 深礎工

深礎工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-6深礎工の規定によるものとする。

### 第4節 プレキャストシェッド上部工

#### 特仕7-4-3 架設工

架設工（クレーン架設）の施工については、「特仕」第3編**特仕2-8-1**工場製品輸送工の規定によるものとする。

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

#### 特仕7-4-6 横締め工

1. 現場で行う横締め工の施工については、「特仕」第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の2項の規定によるものとする。
2. グラウトの配合については、「特仕」第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の4項の規定によるものとする。
3. プレストレッシングの施工については、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時等の記録を整備保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、すみやかに提示しなければならない。

#### 第5節 RCシェッド工

##### 特仕7-5-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

##### 特仕7-5-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

##### 特仕7-5-5 深礎工

深礎工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-6深礎工の規定によるものとする。

#### 第6節 シェッド付属物工

##### 特仕7-6-5 銘板工

銘板の材質については、「特仕」第1編特仕3-3-1一般事項の規定によるものとする。

### 第8章 鋼製シェッド

#### 第3節 工場製作工

##### 特仕8-3-1 一般事項

請負者は、製作に着手する前に、施工計画書へ、原寸、工作、溶接等製作に関する事項をそれぞれ記載しなければならない。

なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。

##### 特仕8-3-6 鑄造費

銘板の材質については、「特仕」第1編特仕3-3-1一般事項の規定によるものとする。

#### 第5節 鋼製シェッド下部工

##### 特仕8-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

##### 特仕8-5-3 既製杭工

#### 特仕7-4-6 横締め工

1. **横締め工の適用規定**  
現場で行う横締め工の施工については、「特仕」第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の2項の規定によるものとする。
2. **グラウトの適用規定**  
グラウトの配合については、「特仕」第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の4項の規定によるものとする。
3. **プレストレッシングの施工**  
プレストレッシングの施工については、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時等の記録を整備保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。

#### 第5節 RCシェッド工

##### 特仕7-5-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

##### 特仕7-5-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

##### 特仕7-5-5 深礎工

深礎工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-6深礎工の規定によるものとする。

#### 第6節 シェッド付属物工

##### 特仕7-6-5 銘板工

銘板の材質については、「特仕」第1編特仕3-3-1一般事項第3項の規定によるものとする。

### 第8章 鋼製シェッド

#### 第3節 工場製作工

##### 特仕8-3-1 一般事項

受注者は、製作に着手する前に、施工計画書へ、原寸、工作、溶接等製作に関する事項をそれぞれ記載しなければならない。

なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。

##### 特仕8-3-6 鑄造費

銘板の材質については、「特仕」第1編特仕3-3-1一般事項第3項の規定によるものとする。

#### 第5節 鋼製シェッド下部工

##### 特仕8-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

##### 特仕8-5-3 既製杭工

修正

誤植

修正

文言修正

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

#### 特仕8-5-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

#### 特仕8-5-5 深礎工

深礎工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-6深礎工の規定によるものとする。

### 第7節 シェッド付属物工

#### 特仕8-7-5 銘板工

銘板の材質については、「特仕」第1編特仕3-3-1一般事項の規定によるものとする。

## 第9章 地下横断歩道

### 第10章 地下駐車場

### 第11章 共同溝

#### 第1節 適用

工場製品輸送工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工の規定によるものとする。仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

#### 第3節 工場製作工

##### 特仕11-3-2 設備・金物製作工

設備・金物製作工については、「特仕」第3編第2章第12節工場製作工の規定によるものとする。

#### 第5節 開削土工

##### 特仕11-5-2 掘削工

1. 請負者は、占用物件が埋設されている恐れがある場合は布掘りを行い、占用物件がある場合は速やかに設計図書に関して監督職員に協議するものとする。

##### 特仕11-5-3 埋戻し工

1. 請負者は、躯体側面の埋戻し幅が30cm以下の埋戻しについては、砂又は砂質土を用いて水締めにより締め固めなければならない。

##### 特仕11-5-4 残土処理工

作業残土処理工については、「特仕」第1編特仕2-3-7残土処理工の規定によるものとする。

#### 第6節 現場打構築工

##### 特仕11-6-5 防水工

請負者は、防水シートを使用する場合は設計図書によるものとする。

#### 第7節 プレキャスト構築工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

#### 特仕8-5-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

#### 特仕8-5-5 深礎工

深礎工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-6深礎工の規定によるものとする。

### 第7節 シェッド付属物工

#### 特仕8-7-5 銘板工

銘板の材質については、「特仕」第1編特仕3-3-1一般事項第3項の規定によるものとする。

## 第9章 地下横断歩道

### 第10章 地下駐車場

### 第11章 共同溝

#### 第1節 適用

工場製品輸送工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工の規定によるものとする。仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

#### 第3節 工場製作工

##### 特仕11-3-2 設備・金物製作工

設備・金物製作工については、「特仕」第3編第2章第12節工場製作工の規定によるものとする。

#### 第5節 開削土工

##### 特仕11-5-2 掘削工

受注者は、占用物件が埋設されている恐れがある場合は布掘りを行い、占用物件がある場合は速やかに設計図書に関して監督職員に協議するものとする。

##### 特仕11-5-3 埋戻し工

受注者は、躯体側面の埋戻し幅が30cm以下の埋戻しについては、砂又は砂質土を用いて水締めにより締め固めなければならない。

##### 特仕11-5-4 残土処理工

作業残土処理工については、「特仕」第1編特仕2-3-7残土処理工の規定によるものとする。

#### 第6節 現場打構築工

##### 特仕11-6-5 防水工

受注者は、防水シートを使用する場合は設計図書によるものとする。

#### 第7節 プレキャスト構築工

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

### 特仕11-7-3 縦 締 工

1. **請負者**は、縦締工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の2項の規定によるものとする。
2. **請負者**は、グラウトの配合については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の4項の規定によるものとする。

### 特仕11-7-4 横 締 工

1. **請負者**は、現場で行う横締工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の2項の規定によるものとする。
2. **請負者**は、グラウトの配合については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の4項の規定によるものとする。

### 特仕11-7-5 可とう継手工

**請負者**は、使用する可とう継手については、**設計図書**によるものとする。

## 第8節 付属設備工

### 特仕11-8-4 換気口上屋・仮設照明・仮設階段等

1. **請負者**は、換気口上屋の施工において、プレキャスト製品を使用する場合は、材質について監督職員の**承諾**を得なければならない。
2. **請負者**は、洞道内及び覆工内部については、作業環境保全のため、仮設照明を設置しなければならない。
3. **請負者**は、必要に応じて昇降用の仮設階段を設置しなければならない。
4. **請負者**は、周辺の地下水の利用状況、井戸の有無等の調査を行い、水位観測その他対策等が必要な場合は、**設計図書**に関して監督職員に**協議**するものとする。
5. **請負者**は、工事により発生する水処理において、下水道に排出する必要がある場合は**設計図書**に関して監督職員に**協議**するものとする。
6. **請負者**は、占用企業者の取付金具等同時施工が必要な場合は、占用企業者と十分調整を行わなければならない。
7. **請負者**は、覆工部の摺り付け舗装については、段差が生じないよう常に良好な維持管理を行わなければならない。

## 第 12 章 電線共同溝

### 第1節 適 用

仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

### 第5節 電線共同溝工

#### 特仕12-5-2 管路工（管路部）

### 特仕11-7-3 縦 締 工

1. **縦締工の適用規定**  
**受注者**は、縦締工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の2項の規定によるものとする。
2. **グラウトの適用規定**  
**受注者**は、グラウトの配合については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の4項の規定によるものとする。

### 特仕11-7-4 横 締 工

1. **横締工の適用規定**  
**受注者**は、現場で行う横締工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の2項の規定によるものとする。
2. **グラウトの適用規定**  
**受注者**は、グラウトの配合については、「特仕」第3編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の4項の規定によるものとする。

### 特仕11-7-5 可とう継手工

**受注者**は、使用する可とう継手については、**設計図書**によるものとする。

## 第8節 付属設備工

### 特仕11-8-4 換気口上屋・仮設照明・仮設階段等

1. **換気口上屋**  
**受注者**は、換気口上屋の施工において、プレキャスト製品を使用する場合は、材質について監督職員の**承諾**を得なければならない。
2. **仮設照明**  
**受注者**は、洞道内及び覆工内部については、作業環境保全のため、仮設照明を設置しなければならない。
3. **仮設階段**  
**受注者**は、必要に応じて昇降用の仮設階段を設置しなければならない。
4. **地下水の利用状況、井戸の有無等の調査**  
**受注者**は、周辺の地下水の利用状況、井戸の有無等の調査を行い、水位観測その他対策等が必要な場合は、**設計図書**に関して監督職員に**協議**するものとする。
5. **工事により発生する水処理**  
**受注者**は、工事により発生する水処理において、下水道に排出する必要がある場合は**設計図書**に関して監督職員に**協議**するものとする。
6. **占用企業者との調整**  
**受注者**は、占用企業者の取付金具等同時施工が必要な場合は、占用企業者と十分調整を行わなければならない。
7. **覆工部の摺り付け舗装**  
**受注者**は、覆工部の摺り付け舗装については、段差が生じないよう常に良好な維持管理を行わなければならない。

## 第 12 章 電線共同溝

### 第1節 適 用

仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

### 第5節 電線共同溝工

#### 特仕12-5-2 管路工（管路部）

1. **通過試験**

1. 通過試験は、全ての管又は孔について行わなければならない。
2. 躯体側面の埋戻しについては、水締め施工を標準とする。

#### 特仕12-5-5 仮設土留工

請負者は、仮設土留工の施工にあたっては、掘削深さ1.0m以上の箇所に施工するものとする。

### 第6節 付帯設備工

#### 特仕12-6-4 占用企業者との調整等

占用企業者との調整を計りながら施工しなければならない。

## 第13章 情報ボックス工

### 第3節 情報ボックス工

#### 特仕13-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

## 第14章 道路維持

### 第1節 適用

1. 請負者は、常に監督職員と連絡のとれる体制をとらなければならない。
2. 請負者は、公安委員会で許可を受けた車で、標識を車載した車（作業車）を配置しなければならない。
3. 道路維持作業
  - (1) 請負者は、道路維持作業にあたっては、作業指示書により作業を行うものとする。
  - (2) 「共仕」第1編1-1-2用語の定義の14項のいう指示は、緊急を要するものについては口頭指示（無線電話等による指示を含む）とし、後日書面によるものとする。
  - (3) 請負者は、道路維持作業にあたっては、監督職員から指示があれば昼夜・休日を問わず実施しなければならない。
  - (4) 請負者は、道路維持作業にあたっては、原則として作業車を使用しなければならない。
4. 請負者は、道路上の維持作業にあたっては、その日のうちに作業を終了させるものとし、跡片付け及び清掃を行わなければならない。やむを得ずその日のうちに作業が終了しない場合には、監督職員に報告するとともに、交通に危険がないよう必要な保安施設等の措置を講じなければならない。
5. 請負者は、作業指示書により指示を受けた作業について、作業計画書を作成し、あらかじめ監督職員に提出するものとする。
6. 請負者は、作業計画書の内容に変更が生じ、その内容が重大な場合には、そのつど変更に関連するものについて変更計画書を提出するものとする。
7. 請負者は、道路維持作業により発生する土砂・塵埃・瓦礫・汚泥・刈取った草・木の枝葉等の廃棄物は、「共仕」第1編1-1-18建設副産物の規定によるものとする。  
なお、「再生資源に関する建設省令に規定する建設資材」の規模及び、「指定副産物に関する建設省令に規定する指定副産物」の規模は適用を除外する。

- 通過試験は、全ての管又は孔について行わなければならない。
2. **埋戻し**  
躯体側面の埋戻しについては、水締め施工を標準とする。

#### 特仕12-5-5 仮設土留工

受注者は、仮設土留工の施工にあたっては、掘削深さ1.0m以上の箇所に施工するものとする。

### 第6節 付帯設備工

#### 特仕12-6-4 占用企業者との調整等

占用企業者との調整を計りながら施工しなければならない。

## 第13章 情報ボックス工

### 第3節 情報ボックス工

#### 特仕13-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

## 第14章 道路維持

### 第1節 適用

1. **連絡体制**  
受注者は、常に監督職員と連絡のとれる体制をとらなければならない。
2. **作業者の配置**  
受注者は、公安委員会で許可を受けた車で、標識を車載した車（作業車）を配置しなければならない。
3. **道路維持作業**
  - (1) 受注者は、道路維持作業にあたっては、作業指示書により作業を行うものとする。
  - (2) 「共仕」第1編1-1-2用語の定義の14項のいう指示は、緊急を要するものについては口頭指示（無線電話等による指示を含む）とし、後日書面によるものとする。
  - (3) 受注者は、道路維持作業にあたっては、監督職員から指示があれば昼夜・休日を問わず実施しなければならない。
  - (4) 受注者は、道路維持作業にあたっては、原則として作業車を使用しなければならない。
4. **道路上の維持作業**  
受注者は、道路上の維持作業にあたっては、その日のうちに作業を終了させるものとし、跡片付け及び清掃を行わなければならない。やむを得ずその日のうちに作業が終了しない場合には、監督職員に連絡するとともに、交通に危険がないよう必要な保安施設等の措置を講じなければならない。
5. **作業計画書の作成**  
受注者は、作業指示書により指示を受けた作業について、作業計画書を作成し、あらかじめ監督職員に提出するものとする。
6. **作業計画書の変更**  
受注者は、作業計画書の内容に変更が生じ、その内容が重大な場合には、その都度変更に関連するものについて変更計画書を提出するものとする。
7. **廃棄物等の適用規定**  
受注者は、道路維持作業により発生する土砂・塵埃・瓦礫・汚泥・刈取った草・木の枝葉等の廃棄物は、「共仕」第1編1-1-18建設副産物の規定によるものとする。  
なお、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令に規定する建設工事」の規模及び、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準と

修正

文言修正

<p>8. <b>請負者</b>は、廃棄物・発生材の処理について、その日のうちに処分しなければならない。</p> <p>9. <b>請負者</b>は、交通安全管理について、「共仕」第1編1-1-32交通安全管理、「特仕」第1編特仕1-1-32交通安全管理の規定に準ずるものとする。</p> <p>10. <b>請負者</b>は、作業請負契約書第21条の検査に基づく検査にあたっては、現場代理人又は主任技術者（監理技術者）が立ち会いの上、検査職員による作業の完了を<b>確認</b>する検査を受けなければならない。</p>	<p>なるべき事項を定める省令に規定する<b>再生資源利用計画の作成等</b>」の規模は適用を除外し、各々実施するものとする。</p> <p>8. <b>廃棄物・発生材の処理</b> <b>受注者</b>は、廃棄物・発生材の処理について、その日のうちに処分しなければならない。</p> <p>9. <b>交通安全管理</b> <b>受注者</b>は、交通安全管理について、「共仕」第1編1-1-32交通安全管理、「特仕」第1編特仕1-1-32交通安全管理の規定に準ずるものとする。</p> <p>10. <b>検査</b> <b>受注者</b>は、作業請負契約書第21条の検査に基づく検査にあたっては、現場代理人又は主任技術者（監理技術者）が立ち会いの上、検査職員による作業の完了を<b>確認</b>する検査を受けなければならない。</p>		
<p><b>第3節 巡視・巡回工</b></p> <p><b>特仕14-3-2 一般事項</b> <b>請負者</b>は、通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、速やかに監督職員へ<b>連絡</b>し、その処置について<b>指示</b>を受けなければならない。</p>	<p><b>第3節 巡視・巡回工</b></p> <p><b>特仕14-3-2 一般事項</b> <b>受注者</b>は、通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、速やかに監督職員へ<b>連絡</b>し、その処置について<b>指示</b>を受けなければならない。</p>	修正	文言修正
<p><b>第4節 舗装工</b></p> <p><b>特仕14-4-2 材 料</b> 注入材料は、ブロンアスファルトとしJIS K 2207（石油アスファルト）の規格によるものとし、針入度は20～30とする。</p> <p><b>特仕14-4-3 路面切削工</b> 路面切削工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-15路面切削工の規定によるものとする。</p> <p><b>特仕14-4-4 舗装打換え工</b> 舗装打換え工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-16舗装打換え工の規定によるものとする。</p> <p><b>特仕14-4-5 切削オーバーレイ工</b></p> <p>1. <b>請負者</b>は、現道オーバーレイの施工前に現道部分の縦断・横断測量を実施し、施工法（舗装構成区分・舗装構成毎の厚さ及び交通処理計画）・縦横断計画高等を立案し監督職員の<b>確認</b>を得るものとする。</p> <p>2. オーバーレイの厚さの算定方法は、「数量算出要領」によるものとする。</p> <p>3. <b>請負者</b>は、施工面を整備した後、「特仕」第3編第2章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。</p> <p>4. オーバーレイの最小厚は4cm以上とする。オーバーレイ各層で最小厚4cmを確保できない箇所は、当該箇所の上層と同一合材で同時舗設するものとする。 <b>請負者</b>は、表層において<b>設計図書</b>に示す厚さが確保できない場合、<b>設計図書</b>に関して監督職員と<b>協議</b>するものとする。</p> <p><b>特仕14-4-7 路上再生工</b></p> <p>1. 気象条件は、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工によるものとする。</p> <p>2. 養生については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工により施工するものとする。</p>	<p><b>第4節 舗装工</b></p> <p><b>特仕14-4-2 材 料</b> 注入材料は、ブロンアスファルトとしJIS K 2207（石油アスファルト）の規格によるものとし、針入度は20～30とする。</p> <p><b>特仕14-4-3 路面切削工</b> 路面切削工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-15路面切削工の規定によるものとする。</p> <p><b>特仕14-4-4 舗装打換え工</b> 舗装打換え工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-16舗装打換え工の規定によるものとする。</p> <p><b>特仕14-4-5 切削オーバーレイ工</b></p> <p>1. <b>縦横断計画高等の立案</b> <b>受注者</b>は、現道オーバーレイの施工前に現道部分の縦断・横断測量を実施し、施工法（舗装構成区分・舗装構成毎の厚さ及び交通処理計画）・縦横断計画高等を立案し監督職員の<b>確認</b>を得るものとする。</p> <p>2. <b>オーバーレイの厚さの算定方法</b> オーバーレイの厚さの算定方法は、「数量算出要領」によるものとする。</p> <p>3. <b>適用規定</b> <b>受注者</b>は、施工面を整備した後、「特仕」第3編第2章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。</p> <p>4. <b>オーバーレイの最小厚</b> オーバーレイの最小厚は4cm以上とする。オーバーレイ各層で最小厚4cmを確保できない箇所は、当該箇所の上層と同一合材で同時舗設するものとする。 <b>受注者</b>は、表層において<b>設計図書</b>に示す厚さが確保できない場合、<b>設計図書</b>に関して監督職員と<b>協議</b>するものとする。</p> <p><b>特仕14-4-7 路上再生工</b></p> <p>1. <b>気象条件の適用規定</b> 気象条件は、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工によるものとする。</p> <p>2. <b>養生の適用規定</b> 養生については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工により施工するものとする。</p>	修正	文言修正

特仕14-4-9 コンクリート舗装補修工

コンクリート舗装補修工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-19コンクリート舗装補修工の規定によるものとする。

特仕14-4-10 アスファルト舗装補修工

アスファルト舗装補修工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-18アスファルト舗装補修工の規定によるものとする。

第5節 排水構造物工

特仕14-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕14-5-3 側溝工

請負者は、側溝類の継目部の施工にあたっては、「共仕」第10編1-10-3側溝工の2項の規定によるものとする。

第6節 防護柵工

特仕14-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第7節 標識工

特仕14-7-1 一般事項

請負者は、標識工の施工にあたっては、「特仕」第10編特仕2-9-1の規定によるものとする。

第8節 道路付属施設工

特仕14-8-3 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

第10節 擁壁工

特仕14-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第11節 石・ブロック積（張）工

特仕14-11-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第12節 カルバート工

特仕14-12-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕14-4-9 コンクリート舗装補修工

コンクリート舗装補修工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-19コンクリート舗装補修工の規定によるものとする。

特仕14-4-10 アスファルト舗装補修工

アスファルト舗装補修工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-18アスファルト舗装補修工の規定によるものとする。

第5節 排水構造物工

特仕14-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕14-5-3 側溝工

受注者は、側溝類の継目部の施工にあたっては、「共仕」第10編1-10-3側溝工の2項の規定によるものとする。

第6節 防護柵工

特仕14-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第7節 標識工

特仕14-7-1 一般事項

受注者は、標識工の施工にあたっては、「特仕」第10編特仕2-9-1の規定によるものとする。

第8節 道路付属施設工

特仕14-8-3 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

第10節 擁壁工

特仕14-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第11節 石・ブロック積（張）工

特仕14-11-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第12節 カルバート工

特仕14-12-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

修正

文言修正

修正

文言修正

## 第13節 法面工

### 特仕14-13-2 植生工

植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

### 特仕14-13-3 法面吹付工

法面吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-3吹付工の規定によるものとする。

### 特仕14-13-4 法枠工

法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-4法枠工の規定によるものとする。

## 第14節 橋梁床版工

### 特仕14-14-3 床版補強工（鋼板接着工法）

#### 1. 前処理

- (1) **請負者**は、フランジを装着するコンクリート面に、ディスクサンダー等を用いて、表面のレイタンスや付着している汚物等を除去しなければならない。  
また、コンクリート面が濡れている場合には、布等でふき取って乾燥させなければならない。
- (2) **請負者**はコンクリート表面に豆板等の不良部分がある場合には取除き、パテ用エポキシ系樹脂で埋めなければならない。

#### 2. 増桁の設置

- (1) **請負者**は、シール工施工前に樹脂の注入厚さを測定し、監督職員の**確認**を得るものとする。  
なお、注入厚さは、**設計図書**によるものとするが、現地の状況により0.1mm単位で変更することができる。  
ただし、特殊な横断勾配等の箇所については、**設計図書**に関して監督職員に**協議**するものとする。
- (2) **請負者**はフランジ周りのシール及び注入パイプ取付けにあたっては、シール用エポキシ系樹脂でシールし、注入圧力に対して十分な強度を有し、かつ、注入樹脂が漏れないようにしなければならない。

#### 3. 樹脂の注入

- (1) **請負者**は、**設計図書**に示す配合比で混合しなければならない。1回の混合量は可使時間内の使用量以下とし、可使時間を越えた樹脂は使用してはならない。
- (2) **請負者**は、それぞれの樹脂の主剤と硬化剤を、ハンドミキサー等の機械器具を使用して完全に混合しなければならない。
- (3) 施工時の気温は5℃～30℃とするが、**請負者**はこの範囲以外で施工する場合には、気温に対する温度養生等を事前に監督職員と**協議**するものとする。
- (4) **請負者**は、フランジ周り、注入パイプ取付部材等のシール剤の硬化を**確認**後、注入ポンプにて低い箇所を注入パイプよりゆっくり圧入しなければならない。  
おのおのの排出パイプから樹脂排出を**確認**して、順次パイプを閉じ、チェックハンマー等で注入が**確認**されるまで圧入を続け、最後の排出パイプからの排出樹脂を**確認**して、パイプを閉じなければならない。
- (5) **請負者**は、注入を完了したフランジについては仕上げ塗装前にチェックハンマー等で注入の**確認**を行い、注入後の確認書（チェックリスト）を監督職員に**提出**するものとする。  
なお、注入不良箇所が認められたら再注入を行い、監督職員に**報告**するものとする。

#### 4. 既設材の取外し・再取付け

- (1) **請負者**は、縦桁取付けに先立ち、取付けに支障となる部材を調査し、監督職員に**報告**するものとする。なお、取外しの数量については監督職員と**協議**するもの

## 第13節 法面工

### 特仕14-13-2 植生工

植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

### 特仕14-13-3 法面吹付工

法面吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-3吹付工の規定によるものとする。

### 特仕14-13-4 法枠工

法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-4法枠工の規定によるものとする。

## 第14節 橋梁床版工

### 特仕14-14-3 床版補強工（鋼板接着工法）

#### 1. 前処理

- (1) **受注者**は、フランジを装着するコンクリート面に、ディスクサンダー等を用いて、表面のレイタンスや付着している汚物等を除去しなければならない。  
また、コンクリート面が濡れている場合には、布等でふき取って乾燥させなければならない。
- (2) **受注者**はコンクリート表面に豆板等の不良部分がある場合には取除き、パテ用エポキシ系樹脂で埋めなければならない。

#### 2. 増桁の設置

- (1) **受注者**は、シール工施工前に樹脂の注入厚さを測定し、監督職員の**確認**を得るものとする。  
なお、注入厚さは、**設計図書**によるものとするが、現地の状況により0.1mm単位で変更することができる。  
ただし、特殊な横断勾配等の箇所については、**設計図書**に関して監督職員に**協議**するものとする。
- (2) **受注者**はフランジ周りのシール及び注入パイプ取付けにあたっては、シール用エポキシ系樹脂でシールし、注入圧力に対して十分な強度を有し、かつ、注入樹脂が漏れないようにしなければならない。

#### 3. 樹脂の注入

- (1) **受注者**は、**設計図書**に示す配合比で混合しなければならない。1回の混合量は可使時間内の使用量以下とし、可使時間を越えた樹脂は使用してはならない。
- (2) **受注者**は、それぞれの樹脂の主剤と硬化剤を、ハンドミキサー等の機械器具を使用して完全に混合しなければならない。
- (3) 施工時の気温は5℃～30℃とするが、**受注者**はこの範囲以外で施工する場合には、気温に対する温度養生等を事前に監督職員と**協議**するものとする。
- (4) **受注者**は、フランジ周り、注入パイプ取付部材等のシール剤の硬化を**確かめた**後、注入ポンプにて低い箇所を注入パイプよりゆっくり圧入しなければならない。  
おのおのの排出パイプから樹脂排出を**確かめ**、順次パイプを閉じ、チェックハンマー等で注入が**確認**されるまで圧入を続け、最後の排出パイプからの排出樹脂を**確認**して、パイプを閉じなければならない。
- (5) **受注者**は、注入を完了したフランジについては仕上げ塗装前にチェックハンマー等で注入の**確認**を行い、注入後の確認書（チェックリスト）を監督職員に**提出**するものとする。  
なお、注入不良箇所が認められたら再注入を行い、監督職員に**報告**するものとする。

#### 4. 既設材の取外し・再取付け

- (1) **受注者**は、縦桁取付けに先立ち、取付けに支障となる部材を調査し、監督職員に**報告**するものとする。なお、取外しの数量については監督職員と**協議**するもの

修正 文言修正

とする。  
 (2) **請負者**は、取外し部材の再取付け方法について、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。また、取外し欠損部の塗装を行わなければならない。

5. 注入材等の規格については、「特仕」第2編特仕2-13-1 エポキシ系樹脂接着剤の規格の規定によるものとする。

6. **品質管理**

(1) **請負者**は、施工中1日1回注入用エポキシ系樹脂を、紙コップ等に採取し硬化状態を観察しなければならない。

(2) **請負者**は施工中1回/月現場採取した供試体で試験を行い、規格値と比較してその性能を**確認**するものとする。

試験項目：比重（硬化物）・圧縮降伏強さ・曲げ強さ・引張強さ・圧縮弾性率

(3) バックアップ材、シール用エポキシ系樹脂については、ミルシートの**提出**のみとする。

7. **その他**

**請負者**は、本工事に伴い防護工事が必要となった場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

**特仕14-14-4 床版補強工（増桁架設工法）**

床版補強工（増桁架設工法）の施工にあたっては、「特仕」第10編特仕14-14-3 床版補強工（鋼板接着工法）の規定によるものとする。

**特仕14-14-5 床版増厚補強工**

1. **請負者**は、舗装版撤去の施工については、「特仕」第10編特仕14-4-3 路面切削工の規定によるものとする。

2. 床版防水膜、橋面舗装の施工については、「特仕」第10編第2章第4節舗装工の規定によるものとする。

**特仕14-14-6 床版取替工**

1. **請負者**は、舗装版撤去の施工については、「特仕」第10編特仕14-4-3 路面切削工の規定によるものとする。

2. **請負者**は、増桁架設の施工については、「特仕」第10編特仕14-14-4 床版補強工（増桁架設工法）の規定によるものとする。

3. 床版防水膜、橋面舗装の施工については、「特仕」第10編第2章第4節舗装工の規定によるものとする。

**第15節 橋梁付属物工**

**特仕14-15-2 伸縮継手工**

1. 樹脂モルタル及び樹脂コンクリートの品質管理試験の基準は、下記のとおりとする。

(1) 樹脂モルタル及び樹脂の試験回数（圧縮強度試験）については、配合1種類ごと5㎡につき1回3ヶの割合で圧縮強度試験を行うこととする。

(2) 品質規格（圧縮強度）は、表15-1とする。

表15-1 樹脂モルタル及び樹脂コンクリートの品質規格

種類	供試体	圧縮強度	備考
樹脂モルタル（1：4）	φ5×10cm	49N/mm <sup>2</sup> 以上	7日20℃養生

とする。

(2) **受注者**は、取外し部材の再取付け方法について、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。また、取外し欠損部の塗装を行わなければならない。

5. **注入材等の適用規定**

注入材等の規格については、「特仕」第2編特仕2-13-1 エポキシ系樹脂接着剤の規格の規定によるものとする。

6. **品質管理**

(1) **受注者**は、施工中1日1回注入用エポキシ系樹脂を、紙コップ等に採取し硬化状態を観察しなければならない。

(2) **受注者**は施工中1回/月現場採取した供試体で試験を行い、規格値と比較してその性能を**確認**するものとする。

試験項目：比重（硬化物）・圧縮降伏強さ・曲げ強さ・引張強さ・圧縮弾性率

(3) バックアップ材、シール用エポキシ系樹脂については、ミルシートの**提出**のみとする。

7. **その他**

**受注者**は、本工事に伴い防護工事が必要となった場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

**特仕14-14-4 床版補強工（増桁架設工法）**

床版補強工（増桁架設工法）の施工にあたっては、「特仕」第10編特仕14-14-3 床版補強工（鋼板接着工法）の規定によるものとする。

**特仕14-14-5 床版増厚補強工**

1. **舗装版撤去**

**受注者**は、舗装版撤去の施工については、「特仕」第10編特仕14-4-3 路面切削工の規定によるものとする。

2. **床版防水膜、橋面舗装**

床版防水膜、橋面舗装の施工については、「特仕」第10編第2章第4節舗装工の規定によるものとする。

**特仕14-14-6 床版取替工**

1. **舗装版撤去**

**受注者**は、舗装版撤去の施工については、「特仕」第10編特仕14-4-3 路面切削工の規定によるものとする。

2. **増桁架設**

**受注者**は、増桁架設の施工については、「特仕」第10編特仕14-14-4 床版補強工（増桁架設工法）の規定によるものとする。

3. **床版防水膜、橋面舗装**

床版防水膜、橋面舗装の施工については、「特仕」第10編第2章第4節舗装工の規定によるものとする。

**第15節 橋梁付属物工**

**特仕14-15-2 伸縮継手工**

樹脂モルタル及び樹脂コンクリートの品質管理試験の基準は、下記のとおりとする。

(1) 樹脂モルタル及び樹脂の試験回数（圧縮強度試験）については、配合1種類ごと5㎡につき1回3ヶの割合で圧縮強度試験を行うこととする。

(2) 品質規格（圧縮強度）は、表15-1とする。

表15-1 樹脂モルタル及び樹脂コンクリートの品質規格

種類	供試体	圧縮強度	備考
樹脂モルタル（1：4）	φ5×10cm	49N/mm <sup>2</sup> 以上	7日20℃養生

修正 文言修正

〃 (1:5)	〃	49N/mm <sup>2</sup> 以上	〃
樹脂コンクリート	φ10×20cm	49N/mm <sup>2</sup> 以上	〃

第17節 現場塗装工

特仕14-17-2 材 料

現場塗装の材料については、「特仕」第3編特仕2-12-2材料の規定によるものとする。

第18節 トンネル工

特仕14-18-2 内装板工

内装板に使用する材料は、設計図書によるものとし、その他の材料については、「特仕」第2編材料編の規定によるものとする。

第19節 道路付属物復旧工

特仕14-19-4 区画線復旧工

請負者は、路面補修等で抹消した区画線をその日のうちに復旧しなければならない。

特仕14-19-5 側溝蓋補修工

請負者は、側溝蓋掛けを施工する場合には、破損した蓋を取り外し、側溝内の清掃を行ったのち、新しい蓋をがたつきがないように布設しなければならない。

第20節 道路清掃工

特仕14-20-1 一般事項

現場代理人は、日々の作業内容について作業日報を作成し、翌日の午前中に監督職員へ提出し、出来高の確認を得るものとする。

特仕14-20-3 路面清掃工

1. 請負者は、路面清掃工の施工にあたっては、作業中に一般交通並びに公衆に迷惑を及ぼさないよう作業しなければならない。
2. 請負者は、路面清掃工の施工にあたっては、作業の種類・交通の状況・道路の実態等を勘案し、必要に応じて標識・バリケード等の安全施設を設置して、交通の安全を確保しなければならない。
3. 路面清掃工の施工にあたっては、昼間作業とする。ただし、請負者は道路状況等により作業時間を変更する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
4. 路面清掃作業の種類及び内容は次のとおりとする。  
(1) 路面機械清掃  
① 路面機械清掃パーティは、表15-1による構成とする。

表15-1 路面機械清掃パーティ

区分	ブラシ式 (フロントリフト)	ブラシ式 (リヤボトム) (リヤダンプ)	ブラシ式 (リヤリフト)	真空式 (リヤリフト)
	路面清掃車 1台	路面清掃車 1台	路面清掃車 1台	路面清掃車 1台

〃 (1:5)	〃	49N/mm <sup>2</sup> 以上	〃
樹脂コンクリート	φ10×20cm	49N/mm <sup>2</sup> 以上	〃

第17節 現場塗装工

特仕14-17-2 材 料

現場塗装の材料については、「特仕」第3編特仕2-12-2材料の規定によるものとする。

第18節 トンネル工

特仕14-18-2 内装板工

内装板に使用する材料は、設計図書によるものとし、その他の材料については、「特仕」第2編材料編の規定によるものとする。

第19節 道路付属物復旧工

特仕14-19-4 区画線復旧工

受注者は、路面補修等で抹消した区画線をその日のうちに復旧しなければならない。

特仕14-19-5 側溝蓋補修工

受注者は、側溝蓋掛けを施工する場合には、破損した蓋を取り外し、側溝内の清掃を行ったのち、新しい蓋をがたつきがないように布設しなければならない。

第20節 道路清掃工

特仕14-20-1 一般事項

現場代理人は、日々の作業内容について作業日報を作成し、翌日の午前中に監督職員へ提出し、出来高の確認を得るものとする。

特仕14-20-3 路面清掃工

1. 路面清掃工  
受注者は、路面清掃工の施工にあたっては、作業中に一般交通並びに公衆に迷惑を及ぼさないよう作業しなければならない。
2. 交通安全の確保  
受注者は、路面清掃工の施工にあたっては、作業の種類・交通の状況・道路の実態等を勘案し、必要に応じて標識・バリケード等の安全施設を設置して、交通の安全を確保しなければならない。
3. 作業時間  
路面清掃工の施工にあたっては、昼間作業とする。ただし、受注者は道路状況等により作業時間を変更する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
4. 路面清掃作業の種類及び内容  
路面清掃作業の種類及び内容は次のとおりとする。  
(1) 路面機械清掃  
① 路面機械清掃パーティは、表15-1による構成とする。

表15-1 路面機械清掃パーティ

区分	ブラシ式 (フロントリフト)	ブラシ式 (リヤボトム) (リヤダンプ)	ブラシ式 (リヤリフト)	真空式 (リヤリフト)
	路面清掃車 1台	路面清掃車 1台	路面清掃車 1台	路面清掃車 1台

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

構成	散水車 1台	散水車 1台	散水車 1台	散水車 1台
	作業車 (ダンプトラック) 1台		作業車 (ダンプトラック) 1台	作業車 (ダンプトラック) 1台

- ② 請負者は、清掃に先立ち、散水車により清掃中にほこりがたたない程度に散水しなければならない。
- ③ 請負者は、路面清掃により発生した土砂・塵埃等は作業車等により運搬し、処理しなければならない。
- ④ 請負者は、路面清掃車の作業速度については、塵あい量・清掃の仕上り等を考慮して、清掃が可能な速度を保つようにしなければならない。
- ⑤ 請負者は、路面清掃車の形式が、ブラシ式のものについては主ブラシにポリプロピレンを、溝ブラシに鋼線を使用するものとし、真空式のものについてはすべて鋼線を使用しなければならない。
- なお、ブラシの消耗が表15-2に示す値となった場合には、ブラシを交換しなければならない。

表15-2 ブラシの消耗値

区分	種別	残存部
ブラシ式	主ブラシ	直径約600mm
	側ブラシ	長さ約130mm
真空式	側ブラシ	長さ約100mm
	掃き寄せブラシ	直径約300mm
	吸込みブラシ	直径約300mm

(2) 人力清掃A

横断歩道橋・地下横断歩道・橋側歩道橋及び歩道上の土砂・塵埃等を、人力により箒等で掃くもので、請負者は清掃中にほこりが発生し第三者に迷惑をかけるおそれがある場合には、散水を行わなければならない。

(3) 人力清掃B

中央分離帯・安全島及び歩道上に連続している植樹帯の、タバコの吸殻程度以上のゴミを人力収集し、清掃するものとする。

(4) 人力清掃C

歩道及び路肩の、マッチ程度以上のゴミを人力収集し、清掃するものとする。

- (5) 請負者は、路面清掃及び人力清掃作業時にポットホール等路面等の異常を発見した場合には、監督職員に連絡するものとする。なお、

特仕14-20-4 路肩整正工

請負者は、路肩整正にあたっては、路肩の勾配を舗装勾配に合わせるとともに、舗装端では舗装高に合わせなければならない。

特仕14-20-5 排水施設清掃工

1. 側溝機械清掃及び集水機機械清掃

- (1) 機械清掃パーティは表15-3の構成とするが、設計図書により散水車等の組合せをするものとする。

構成	散水車 1台	散水車 1台	散水車 1台	散水車 1台
	作業車 (ダンプトラック) 1台		作業車 (ダンプトラック) 1台	作業車 (ダンプトラック) 1台

- ② 受注者は、清掃に先立ち、散水車により清掃中にほこりがたたない程度に散水しなければならない。
- ③ 受注者は、路面清掃により発生した土砂・塵埃等は作業車等により運搬し、処理しなければならない。
- ④ 受注者は、路面清掃車の作業速度については、塵あい量・清掃の仕上り等を考慮して、清掃が可能な速度を保つようにしなければならない。
- ⑤ 受注者は、路面清掃車の形式が、ブラシ式のものについては主ブラシにポリプロピレンを、溝ブラシに鋼線を使用するものとし、真空式のものについてはすべて鋼線を使用しなければならない。
- なお、ブラシの消耗が表15-2に示す値となった場合には、ブラシを交換しなければならない。

表15-2 ブラシの消耗値

区分	種別	残存部
ブラシ式	主ブラシ	直径約600mm
	側ブラシ	長さ約130mm
真空式	側ブラシ	長さ約100mm
	掃き寄せブラシ	直径約300mm
	吸込みブラシ	直径約300mm

(2) 人力清掃A

横断歩道橋・地下横断歩道・橋側歩道橋及び歩道上の土砂・塵埃等を、人力により箒等で掃くもので、受注者は清掃中にほこりが発生し第三者に迷惑をかけるおそれがある場合には、散水を行わなければならない。

(3) 人力清掃B

中央分離帯・安全島及び歩道上に連続している植樹帯の、タバコの吸殻程度以上のゴミを人力収集し、清掃するものとする。

(4) 人力清掃C

歩道及び路肩の、マッチ程度以上のゴミを人力収集し、清掃するものとする。

- (5) 受注者は、路面清掃及び人力清掃作業時にポットホール等路面等の異常を発見した場合には、監督職員に連絡するものとする。

特仕14-20-4 路肩整正工

受注者は、路肩整正にあたっては、路肩の勾配を舗装勾配に合わせるとともに、舗装端では舗装高に合わせなければならない。

特仕14-20-5 排水施設清掃工

1. 側溝機械清掃及び集水機機械清掃

- (1) 機械清掃パーティは表15-3の構成とするが、設計図書により散水車等の組合せをするものとする。

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正

修正 文言修正  
誤植

修正 文言修正

表15-3 側溝・集水桝機械清掃パーティ

区分	側溝蓋付	側溝蓋無
構成	側溝清掃車 1台	側溝清掃車 1台
	作業車 1台	作業車 1台
	排水管清掃車 1台	

(2) 機械清掃作業は、側溝・集水桝内に流入堆積した土砂・塵埃・瓦礫及びこれらの原因により溜った汚水等を、タンク内に収容後運搬し処理しなければならない。

請負者は、機械清掃に先立ち、必要に応じて側溝蓋、集水桝蓋を取り外し、側溝・集水桝内に流入した大きな塵埃瓦礫等の取り除きを行い、又蓋及び桝の周囲の清掃を行い、清掃後に蓋を布設しなければならない。

(3) 請負者は、側溝・集水桝の清掃中又は清掃後、側溝・集水桝・マンホール等の蓋の破損及び本体・接続部等の異状を発見した場合には、直ちに監督職員に報告するものとする。

2. 排水管機械清掃

(1) 機械清掃パーティは表15-4の構成とするが、設計図書により散水車等の組合せをするものとする。

表15-4 排水管機械清掃パーティ

区分	後処理をする場合	後処理をしない場合
構成	排水管清掃車 1台	排水管清掃車 1台
	側溝清掃車 1台	
	作業車 1台	作業車 1台

(2) 機械清掃作業は、排水管内に堆積した土砂・沈澱附着した汚泥・異物等を排出しなければならない。

請負者は、機械清掃に先立ち、人力で集水桝内又は排水口付近に堆積した土砂・塵埃・瓦礫などを排除し、排水管内の清掃を容易にできるようにしなければならない。

(3) 請負者は、排水管の清掃中又は清掃後、排水管・集水桝等の破損又は異状を発見した場合には、直ちに監督職員に報告するものとする。

3. 側溝人力清掃（蓋なし）

請負者は、人力（スコップ等）により側溝内の土砂を排土しなければならない。

4. 側溝人力清掃（蓋あり）

(1) 請負者は、蓋を取り外し、人力（スコップ等）により側溝内の土砂を排土しなければならない。

(2) 請負者は、側溝清掃後、蓋の表裏を間違いないように布設し、がたつきがないようにしなければならない。

5. 素掘側溝人力清掃

(1) 請負者は、人力（スコップ等）により側溝内の土砂を排土するとともに、整形を行わなければならない。

(2) 請負者は、側溝の排水勾配を考慮するとともに、深掘・浅掘のないようにしなければならない。

6. 法面側溝人力清掃

表15-3 側溝・集水桝機械清掃パーティ

区分	側溝蓋付	側溝蓋無
構成	側溝清掃車 1台	側溝清掃車 1台
	作業車 1台	作業車 1台
	排水管清掃車 1台	

(2) 機械清掃作業は、側溝・集水桝内に流入堆積した土砂・塵埃・瓦礫及びこれらの原因により溜った汚水等を、タンク内に収容後運搬し処理しなければならない。

受注者は、機械清掃に先立ち、必要に応じて側溝蓋、集水桝蓋を取り外し、側溝・集水桝内に流入した大きな塵埃瓦礫等の取り除きを行い、又蓋及び桝の周囲の清掃を行い、清掃後に蓋を布設しなければならない。

(3) 受注者は、側溝・集水桝の清掃中又は清掃後、側溝・集水桝・マンホール等の蓋の破損及び本体・接続部等の異状を発見した場合には、速やかに監督職員に報告するものとする。

2. 排水管機械清掃

(1) 機械清掃パーティは表15-4の構成とするが、設計図書により散水車等の組合せをするものとする。

表15-4 排水管機械清掃パーティ

区分	後処理をする場合	後処理をしない場合
構成	排水管清掃車 1台	排水管清掃車 1台
	側溝清掃車 1台	
	作業車 1台	作業車 1台

(2) 機械清掃作業は、排水管内に堆積した土砂・沈澱附着した汚泥・異物等を排出しなければならない。

受注者は、機械清掃に先立ち、人力で集水桝内又は排水口付近に堆積した土砂・塵埃・瓦礫などを排除し、排水管内の清掃を容易にできるようにしなければならない。

(3) 受注者は、排水管の清掃中又は清掃後、排水管・集水桝等の破損又は異状を発見した場合には、速やかに監督職員に報告するものとする。

3. 側溝人力清掃（蓋なし）

受注者は、人力（スコップ等）により側溝内の土砂を排土しなければならない。

4. 側溝人力清掃（蓋あり）

(1) 受注者は、蓋を取り外し、人力（スコップ等）により側溝内の土砂を排土しなければならない。

(2) 受注者は、側溝清掃後、蓋の表裏を間違いないように布設し、がたつきがないようにしなければならない。

5. 素掘側溝人力清掃

(1) 受注者は、人力（スコップ等）により側溝内の土砂を排土するとともに、整形を行わなければならない。

(2) 受注者は、側溝の排水勾配を考慮するとともに、深掘・浅掘のないようにしなければならない。

6. 法面側溝人力清掃

修正 文言修正



を、人力（雑巾・洗車ブラシ等）にて清掃しなければならない。  
 (6) 請負者は、トンネルの清掃中又は清掃後、側溝蓋の破損・覆工・坑門工・換気装置・非常用施設・照明灯等の異状を発見した場合には、すみやかに監督職員に報告するものとする。

第21節 植栽維持工

特仕14-21-3 樹木・芝生管理工

樹木・芝生管理工の施工については、「特仕」第3編特仕2-17-3 樹木・芝生管理工の規定によるものとする。

第22節 除草工

特仕14-22-1 一般事項

- 現場代理人は、日々の作業内容について作業日報を作成し、翌日の午前中に監督職員へ提出し、出来高の確認を得るものとする。
- 除草作業の種類は、人力除草、機械除草A及び機械除草Bとする。
- 機械除草Aは、肩掛式草刈機により地上高さ5cm程度に刈り取るもので、道路のり面（1：2程度より急な所）並びに道路予定地の場所とする。
- 機械除草Bは、ハンドガイド式草刈機により、地上高5cm程度に刈り取るもので、比較的平滑な広面（1：2程度以下の所）及び道路予定地の場所とする。

特仕14-22-2 道路除草工

- 請負者は、除草に先だち、竹・雑木等の伐採を行うとともに、空缶等の異物を除去する等の清掃を行わなければならない。
- 請負者は、刈り取った草が路面に飛散するおそれのある中央分離帯・路肩等ではその日のうちに、また、のり面ではすみやかに片付けなければならない。
- 請負者は、除草中又は跡片付け中ののり面に陥没・亀裂等の異常を発見した場合は、すみやかに監督職員に報告するものとする。

第24節 応急処理工

特仕14-24-2 応急処理事業工

- 応急維持班の構成は表15-8とする。

表15-8 応急維持班の構成

区分	構成					
	世話役	普通作業員	運転手	車種	昼夜別	摘要
応急維持 A	—	2	1	作業車	昼間	
〃 B	—	2	1	〃	夜間	
〃 C	1	3	1	〃	昼間	

を、人力（雑巾・洗車ブラシ等）にて清掃しなければならない。  
 (6) 受注者は、トンネルの清掃中又は清掃後、側溝蓋の破損・覆工・坑門工・換気装置・非常用施設・照明灯等の異状を発見した場合には、速やかに監督職員に報告するものとする。

第21節 植栽維持工

特仕14-21-3 樹木・芝生管理工

樹木・芝生管理工の施工については、「特仕」第3編特仕2-17-3 樹木・芝生管理工の規定によるものとする。

第22節 除草工

特仕14-22-1 一般事項

- 作業日報  
現場代理人は、日々の作業内容について作業日報を作成し、翌日の午前中に監督職員へ提出し、出来高の確認を得るものとする。
- 除草作業の種類  
除草作業の種類は、人力除草、機械除草A及び機械除草Bとする。
- 機械除草A  
機械除草Aは、肩掛式草刈機により地上高さ5cm程度に刈り取るもので、道路のり面（1：2程度より急な所）並びに道路予定地の場所とする。
- 機械除草B  
機械除草Bは、ハンドガイド式草刈機により、地上高5cm程度に刈り取るもので、比較的平滑な広面（1：2程度以下の所）及び道路予定地の場所とする。

特仕14-22-2 道路除草工

- 清掃  
受注者は、除草に先だち、竹・雑木等の伐採を行うとともに、空缶等の異物を除去する等の清掃を行わなければならない。
- 片付け  
受注者は、刈り取った草が路面に飛散するおそれのある中央分離帯・路肩等ではその日のうちに、また、のり面では速やかに片付けなければならない。
- のり面の異常を発見した場合の措置  
受注者は、除草中又は跡片付け中ののり面に陥没・亀裂等の異常を発見した場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。

第24節 応急処理工

特仕14-24-2 応急処理事業工

- 応急維持班  
応急維持班の構成は表15-8とする。

表15-8 応急維持班の構成

区分	構成					
	世話役	普通作業員	運転手	車種	昼夜別	摘要
応急維持 A	—	2	1	作業車	昼間	
〃 B	—	2	1	〃	夜間	
〃 C	1	3	1	〃	昼間	

修正

文言修正

修正

文言修正

修正

文言修正

修正

文言修正

〃	D	1	3	1	〃	夜間	
〃	E	1	5	1	〃	昼間	
〃	F	1	5	1	〃	夜間	

3. 災害・交通事故等による道路の損傷等に伴う通行規制・標識設置・仮の保安施設の応急的な処置及びその他の作業出来形が不定形な作業で、主として役務的作業を行うものとし、監督職員の指示により実施しなければならない。

3. 応急維持の作業時間は、昼間作業は6時から20時までとし、夜間作業は20時から翌日6時までとする。

4. 請負者は、災害等による特別な場合には、複数班又は連続作業（交代制）を行わなければならない。

## 第 15 章 雪 寒

### 第3節 除 雪 工

#### 特仕15-3-1 一般事項

##### 1. 雪寒機械乗務員の資格

(1) 雪寒作業における乗務員の資格

- ① 請負者は、雪寒機械乗務員のうち1名は指定機関による「道路除雪講習会」の受講修了者としなければならない。
- ② 受講修了者は、他の雪寒機械乗務員に対して指導・教育を行い、雪寒機械操作の技術向上及び雪寒作業の安全性向上に努めるものとする。
- ③ 請負者は、受講修了者の受講修了証の写しを監督職員に提出するものとする。
- ④ 受講修了証の有効期限は5年とする。
- ⑤ 受注時に受講終了資格が無い場合は、契約後対象とする雪寒機械を使用する前までに受講の上、受講修了証の写しを監督職員に提出するものとする。

(2) 対象とする雪寒機械

対象とする雪寒機械は、凍結防止剤散布車、除雪グレーダ、ロータリ除雪車、除雪トラック、除雪ドーザ（スノーローダ）、小型除雪車とする。

2. 請負者は、除雪工の各作業の開始時期については、監督職員の指示によるものとし、作業終了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。  
雪崩の発生、局地的な降雪等の異常時は、速やかに作業を開始し、遅滞なく監督職員に連絡しなければならない。

3. 請負者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に連絡するものとし、翌日までに設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に提出しなければならない。

#### 特仕15-3-8 雪道巡回工

1. 請負者は、雪道通常巡回の情報収集として、気象情報の収集を行うものとする。

2. 請負者は、雪道通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、速やかに監督職員へ連絡し、その処置について指示を受けなければならない。なお、必要により指示による作業の結果を報告するものとする。

〃	D	1	3	1	〃	夜間	
〃	E	1	5	1	〃	昼間	
〃	F	1	5	1	〃	夜間	

#### 2. 作業内容

災害・交通事故等による道路の損傷等に伴う通行規制・標識設置・仮の保安施設の応急的な処置及びその他の作業出来形が不定形な作業で、主として役務的作業を行うものとし、監督職員の指示により実施しなければならない。

#### 3. 作業時間

応急維持の作業時間は、昼間作業は6時から20時までとし、夜間作業は20時から翌日6時までとする。

#### 4. 災害等による作業

受注者は、災害等による特別な場合には、複数班又は連続作業（交代制）を行わなければならない。

## 第 15 章 雪 寒

### 第3節 除 雪 工

#### 特仕15-3-1 一般事項

##### 1. 雪寒機械乗務員の資格

(1) 雪寒作業における乗務員の資格

- ① 受注者は、雪寒機械乗務員のうち1名は指定機関による「道路除雪講習会」の受講修了者としなければならない。
- ② 受講修了者は、他の雪寒機械乗務員に対して指導・教育を行い、雪寒機械操作の技術向上及び雪寒作業の安全性向上に努めるものとする。
- ③ 受注者は、受講修了者の受講修了証の写しを監督職員に提示するものとする。
- ④ 受講修了証の有効期限は5年とする。
- ⑤ 受注時に受講終了資格が無い場合は、契約後対象とする雪寒機械を使用する前までに受講の上、受講修了証の写しを監督職員に提示するものとする。

(2) 対象とする雪寒機械

対象とする雪寒機械は、凍結防止剤散布車、除雪グレーダ、ロータリ除雪車、除雪トラック、除雪ドーザ（スノーローダ）、小型除雪車とする。

#### 2. 作業の開始時期

受注者は、除雪工の各作業の開始時期については、監督職員の指示によるものとし、作業終了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。  
雪崩の発生、局地的な降雪等の異常時は、速やかに作業を開始し、遅滞なく監督職員に連絡しなければならない。

#### 3. 作業終了の連絡

受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に連絡するものとし、翌日までに設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に提出しなければならない。

#### 特仕15-3-8 雪道巡回工

##### 1. 気象情報の収集

受注者は、雪道通常巡回の情報収集として、気象情報の収集を行うものとする。

##### 2. 道路交通に異常が生じている場合等の処置

受注者は、雪道通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、速やかに監督職員へ連絡し、その処置について指示を受けなければならない。なお、必要により指示による作業の結果を報告するものとする。

修正 文言修正

特仕15-3-10 保険費

請負者は、除雪機械について自動車損害保険に加入するものとし、関係書類を保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに提示しなければならない。

特仕15-3-11 除雪機械修理工

請負者は、除雪機械及び付属品等が、故障、損耗等により正常な作業が出来ない、またはその恐れがある場合は、監督職員に連絡し、指示を受けなければならない。

第 16 章 道 路 修 繕

第 1 節 適 用

道路土工は「特仕」第 1 編第 2 章第 4 節道路土工、工場製品輸送工及び仮設工は「特仕」第 3 編第 2 章第 8 節工場製品輸送工及び「特仕」第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定によるものとする。

第 3 節 工場製作工

特仕16-3-1 一般事項

請負者は、製作に着手する前に、施工計画書への記載内容に加えて、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載しなければならない。

なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。

特仕16-3-2 材 料

材料については、「特仕」第 3 編特仕 2-12-2 材料の規定によるものとする。

特仕16-3-3 床版補強材製作工

床版補強材製作工の施工については、「特仕」第 3 編特仕 2-12-3 桁製作工の規定によるものとする。

第 5 節 舗 装 工

特仕16-5-1 一 般 事 項

1. 請負者は、舗設作業中に生ずる段差を下記により処理しなければならない。  
なお、舗設段差の摺付に使用した合材を、次回の舗設に先だって取り除き、清掃してからでなければ次の舗装を行ってはならない。

(1) 縦断段差

縦断方向の段差は一般交通の用に供さなければならない場合には、舗設中の合材により 1 : 20 以上の勾配で摺付けなければならない。

また、縦断方向の摺付は、本線舗装と同時施工するものとし、締固めも同機種で行わなければならない。

(2) 横断段差

横断方向の段差は、生じないように施工するものとし、やむ得ず横断方向に段差を付した状態で、一般交通の用に供さなければならない場合には、舗設中の合材により、1 : 5 程度で摺付けなければならない。

(3) 支道摺付・路肩摺付

支道摺付は、本線舗装と平行して行うものとし、本線舗装と支道の段差をつけないよう施工しなければならない。やむを得ず段差が生じる場合の摺付勾配は 1 : 10 程度とし適切な保安施設を設置しなければならない。

2. 請負者は、本線舗装の起終点摺付については、アスファルト合材の飛散等のないように、密着させなければならない。

特仕15-3-10 保険費

受注者は、除雪機械について自動車損害保険に加入するものとし、関係書類を保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

特仕15-3-11 除雪機械修理工

受注者は、除雪機械及び付属品等が、故障、損耗等により正常な作業が出来ない、またはその恐れがある場合は、監督職員に連絡し、指示を受けなければならない。

第 16 章 道 路 修 繕

第 1 節 適 用

道路土工は「特仕」第 1 編第 2 章第 4 節道路土工、工場製品輸送工及び仮設工は「特仕」第 3 編第 2 章第 8 節工場製品輸送工及び「特仕」第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定によるものとする。

第 3 節 工場製作工

特仕16-3-1 一般事項

受注者は、製作に着手する前に、施工計画書への記載内容に加えて、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載しなければならない。

なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。

特仕16-3-2 材 料

材料については、「特仕」第 3 編特仕 2-12-2 材料の規定によるものとする。

特仕16-3-3 床版補強材製作工

床版補強材製作工の施工については、「特仕」第 3 編特仕 2-12-3 桁製作工の規定によるものとする。

第 5 節 舗 装 工

特仕16-5-1 一 般 事 項

1. 段差の処理

受注者は、舗設作業中に生ずる段差を下記により処理しなければならない。  
なお、舗設段差の摺付に使用した合材を、次回の舗設に先だって取り除き、清掃してからでなければ次の舗装を行ってはならない。

(1) 縦断段差

縦断方向の段差は一般交通の用に供さなければならない場合には、舗設中の合材により 1 : 20 以上の勾配で摺付けなければならない。

また、縦断方向の摺付は、本線舗装と同時施工するものとし、締固めも同機種で行わなければならない。

(2) 横断段差

横断方向の段差は、生じないように施工するものとし、やむ得ず横断方向に段差を付した状態で、一般交通の用に供さなければならない場合には、舗設中の合材により、1 : 5 程度で摺付けなければならない。

(3) 支道摺付・路肩摺付

支道摺付は、本線舗装と平行して行うものとし、本線舗装と支道の段差をつけないよう施工しなければならない。やむを得ず段差が生じる場合の摺付勾配は 1 : 10 程度とし適切な保安施設を設置しなければならない。

2. 摺付

受注者は、本線舗装の起終点摺付については、アスファルト合材の飛散等のないように、密着させなければならない。

修正

文言修正

修正

文言修正

修正

文言修正

修正

文言修正

修正

文言修正

## 第6節 排水構造物工

### 特仕16-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

## 第7節 縁石工

### 特仕16-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

## 第8節 防護柵工

### 特仕16-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

## 第9節 標識工

### 特仕16-9-1 一般事項

請負者は、標識工の施工にあたっては、「特仕」第10編特仕2-9-1の規定によるものとする。

## 第12節 道路付属施設工

### 特仕16-12-3 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

## 第14節 擁壁工

### 特仕16-14-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

## 第15節 石・ブロック積（張）工

### 特仕16-15-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

## 第16節 カルバート工

### 特仕16-16-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

## 第17節 法面工

### 特仕16-17-2 植生工

植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

### 特仕16-17-3 法面吹付工

法面吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-3吹付工の規定によるものとする。

## 第6節 排水構造物工

### 特仕16-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

## 第7節 縁石工

### 特仕16-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

## 第8節 防護柵工

### 特仕16-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

## 第9節 標識工

### 特仕16-9-1 一般事項

受注者は、標識工の施工にあたっては、「特仕」第10編特仕2-9-1の規定によるものとする。

## 第12節 道路付属施設工

### 特仕16-12-3 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

## 第14節 擁壁工

### 特仕16-14-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

## 第15節 石・ブロック積（張）工

### 特仕16-15-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

## 第16節 カルバート工

### 特仕16-16-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

## 第17節 法面工

### 特仕16-17-2 植生工

植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

### 特仕16-17-3 法面吹付工

法面吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-3吹付工の規定によるものとする。

修正 文言修正

のとする。

**特仕16-17-4 法 枠 工**

法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-4法枠工の規定によるものとする。

**第18節 落石雪害防止工**

**特仕16-18-2 材 料**

**請負者**は、落石雪害防止工の施工に使用する材料は、「特仕」第10編特仕1-11-2材料の規定によるものとする。

**特仕16-18-3 作業土工（床掘り・埋戻し）**

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

**第19節 橋梁床版工**

**特仕16-19-3 床版補強工（鋼板接着工法）**

床版補強工（鋼板接着工法）の施工については、「特仕」第10編特仕14-14-3床版補強工（鋼板接着工法）の規定によるものとする。

**特仕16-19-4 床版補強工（増桁架設工法）**

床版補強工（増桁架設工法）の施工については、「特仕」第10編特仕14-14-4床版補強工（増桁架設工法）の規定によるものとする。

**特仕16-19-5 床版増厚補強工**

床版増厚補強工の施工については、「特仕」第10編特仕14-14-5床版増厚補強工の規定によるものとする。

**特仕16-19-6 床版取替工**

床版取替工の施工については、「特仕」第10編特仕14-14-6床版取替工の規定によるものとする。

**第24節 橋脚巻立て工**

**特仕16-24-3 作業土工（床掘り・埋戻し）**

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

**特仕16-24-4 R C橋脚鋼板巻立て工**

1. 無収縮モルタルおよびエポキシ系樹脂は、表17-2, 3、シールおよびパテ用エポキシ樹脂については、「特仕」第2編2-13-1エポキシ系樹脂接着剤の表2-18の試験項目と規格値に適合することを証明する試験成績表を**1ロット毎**に提出するものとする。

表17-2 無収縮モルタル（プレミックスタイプ）の試験項目と規格

項目	規格値	備考
コンシステンシー (流下時間)	セメント系：8±2秒	J14ロート試験

のとする。

**特仕16-17-4 法 枠 工**

法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-4法枠工の規定によるものとする。

**第18節 落石雪害防止工**

**特仕16-18-2 材 料**

**受注者**は、落石雪害防止工の施工に使用する材料は、「特仕」第10編特仕1-11-2材料の規定によるものとする。

**特仕16-18-3 作業土工（床掘り・埋戻し）**

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

**第19節 橋梁床版工**

**特仕16-19-3 床版補強工（鋼板接着工法）**

床版補強工（鋼板接着工法）の施工については、「特仕」第10編特仕14-14-3床版補強工（鋼板接着工法）の規定によるものとする。

**特仕16-19-4 床版補強工（増桁架設工法）**

床版補強工（増桁架設工法）の施工については、「特仕」第10編特仕14-14-4床版補強工（増桁架設工法）の規定によるものとする。

**特仕16-19-5 床版増厚補強工**

床版増厚補強工の施工については、「特仕」第10編特仕14-14-5床版増厚補強工の規定によるものとする。

**特仕16-19-6 床版取替工**

床版取替工の施工については、「特仕」第10編特仕14-14-6床版取替工の規定によるものとする。

**第24節 橋脚巻立て工**

**特仕16-24-3 作業土工（床掘り・埋戻し）**

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

**特仕16-24-4 R C橋脚鋼板巻立て工**

**1. 無収縮モルタルおよびエポキシ系樹脂**

無収縮モルタルおよびエポキシ系樹脂は、表17-2, 3、シールおよびパテ用エポキシ樹脂については、「特仕」第2編2-13-1エポキシ系樹脂接着剤の表2-18の試験項目と規格値に適合することを証明する試験成績表を**提出**するものとする。

表17-2 無収縮モルタル（プレミックスタイプ）の試験項目と規格

項目	規格	備考
コンシステンシー (流下時間)	セメント系：8±2秒	J14ロート試験

修正 文言修正

修正

ブリージング	練り混ぜ2時間後でブリージングがないものとする。	JIS A 1123
凝結時間	始発：1時間以上（500psi） 終結：10時間以内（4000psi）	ASTM C 403 米国工兵隊規格
膨張収縮率	材令7日で収縮なし	土木学会「膨張材を用いた充てんモルタルの施工要領」※
圧縮強度	材令3日：25N/mm <sup>2</sup> 以上 材令28日：44N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS A 1108 供試体 径5cm×高さ10cm

※「土木学会」膨張コンクリート設計施工指針付録書

表17-3 定着アンカー注入用エポキシ系樹脂の試験項目と規格

試験項目	試験方法	試験条件	単位	規格値
比重	JIS K 7112	20℃ 7日間	—	1.2±0.2
可使時間	温度上昇法	20℃	分	30 以上
粘度	JIS K 6833	〃	mPa・s	5,000 以下
圧縮降伏強度	JIS K 7208	20℃ 7日間	N/mm <sup>2</sup>	50 以上
曲げ強度	JIS K 7203	〃	〃	40 〃
引張強度	JIS K 7113	〃	〃	20 〃
圧縮弾性係数	JIS K 7208	〃	〃	(1.0~8.0)10 <sup>3</sup> 以上
引張せん断強度	JIS K 6850	〃	〃	10 以上
衝撃強度	JIS K 7111	〃	KJ/m <sup>2</sup>	3.0 〃
硬度	JIS K 7215	〃	HDD	80 〃

- 塗料の種類、各層毎の標準使用量および標準膜厚は、「鋼道路橋塗装・防食便覧」（平成17年12月（社）日本道路協会）によるC-5系を基本とするものとする。
- 塗料の色調は淡彩色とする。なお、色彩の決定にあたっては、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
- 根巻きコンクリートおよび中詰コンクリートに使用するシーリング材は、原則としてシリコン系の2成分形シーリング材を使用し、表17-4の試験項目と規格値に適合することを証明する試験成績表を監督職員に提出するものとする。

表17-4 シーリング材の試験項目と規格

項目	単位	規格	摘要	
硬化前	押出し性 可使時間 タックフリー	秒 時間 〃	3~8 1~5 1~12	JIS A 5758 〃 〃
硬化後	比重 50%引張応力 最大引張応力 伸び	— N/cm <sup>2</sup> 〃 %	1.30±0.10 5~20 30~150 600~1200	JIS K 7112（硬化物） JIS A 5758 〃 〃

ブリージング	練り混ぜ2時間後でブリージングがないものとする。	JIS A 1123
凝結時間	始発：1時間以上（500psi） 終結：10時間以内（4000psi）	ASTM C 403 米国工兵隊規格
膨張収縮率	材令7日で収縮なし	土木学会「膨張材を用いた充てんモルタルの施工要領」※
圧縮強度	材令3日：25N/mm <sup>2</sup> 以上 材令28日：44N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS A 1108 供試体 径5cm×高さ10cm

※「土木学会」膨張コンクリート設計施工指針付録書

表17-3 定着アンカー注入用エポキシ系樹脂の試験項目と規格

試験項目	試験方法	試験条件	単位	規格
比重	JIS K 7112	20℃ 7日間	—	1.2±0.2
可使時間	温度上昇法	20℃	分	30 以上
粘度	JIS K 6833	〃	mPa・s	5,000 以下
圧縮降伏強度	JIS K 7208	20℃ 7日間	N/mm <sup>2</sup>	50 以上
曲げ強度	JIS K 7203	〃	〃	40 〃
引張強度	JIS K 7113	〃	〃	20 〃
圧縮弾性係数	JIS K 7208	〃	〃	(1.0~8.0)10 <sup>3</sup> 以上
引張せん断強度	JIS K 6850	〃	〃	10 以上
衝撃強度	JIS K 7111	〃	KJ/m <sup>2</sup>	3.0 〃
硬度	JIS K 7215	〃	HDD	80 〃

- 塗料の種類、各層毎の標準使用量および標準膜厚  
塗料の種類、各層毎の標準使用量および標準膜厚は、「鋼道路橋塗装・防食便覧」（平成17年12月（社）日本道路協会）によるC-5系を基本とするものとする。
- 塗料の色調・色彩  
塗料の色調は淡彩色とする。なお、色彩の決定にあたっては、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
- シーリング材  
根巻きコンクリートおよび中詰コンクリートに使用するシーリング材は、原則としてシリコン系の2成分形シーリング材を使用し、表17-4の試験項目と規格値に適合することを証明する試験成績表を監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時までに監督職員に提出するものとする。

修正 誤植

表17-4 シーリング材の試験項目と規格

項目	単位	規格	摘要	
硬化前	押出し性 可使時間 タックフリー	秒 時間 〃	3~8 1~5 1~12	JIS A 5758 〃 〃
硬化後	比重 50%引張応力 最大引張応力 伸び	— N/cm <sup>2</sup> 〃 %	1.30±0.10 5~20 30~150 600~1200	JIS K 7112（硬化物） JIS A 5758 〃 〃

	加熱減量	〃	1～3	〃
耐久性区分	—		10030(9030)	JIS A 5758
硬さ	10～20		10～20	JIS K 630

5. 請負者は、無収縮モルタルの現場管理項目と試験頻度は、表17-5によるものとし、規格値と比較してその性能に問題のないことを確認するものとする。

表17-5 無収縮モルタルの現場管理試験

項目	試験頻度
コンシステンシー (流下時間)	1日に2回(午前、午後各1回) 圧縮強度試験用供試体作成時
練り上がり温度	
膨張収縮率	無収縮モルタル充填開始前に1回 (3個/回)
圧縮強度	1m <sup>3</sup> に1回または1日に1回 材令3日: 3個/回 材令28日: 3個/回

6. 請負者は、定着アンカーの注入用エポキシ系樹脂の現場管理は、以下の試験項目、検査頻度により行わなければならない。

- (1) 施工中、1日1回、樹脂を紙コップに採取して、その硬化状態を観察するものとする。
- (2) 上記にて硬化状態を確認するほかに、施工中1月1回、現場採取した供試体で下記の試験を行い、規格値と比較してその性能に問題のないことを確認するものとする。

試験項目: 比重(硬化物)、圧縮降伏強度、曲げ強度、引張強度、圧縮弾性係数

なお、シール用エポキシ系樹脂については、注入用エポキシ系樹脂を注入する時に硬化を確認できるので省略してよい。

#### 第25節 現場塗装工

##### 特仕16-25-2 材料

現場塗装の材料については、「特仕」第3編特仕2-12-2材料の規定によるものとする。

#### 第26節 トンネル工

##### 特仕16-26-2 材料

内装板に使用する材料は、設計図書によるものとし、その他の材料については、「特仕」第2編材料の規定によるものとする。

	加熱減量	〃	1～3	〃
耐久性区分	—		10030(9030)	JIS A 5758
硬さ	—		10～20	JIS K 6301

#### 5. 無収縮モルタル

受注者は、無収縮モルタルの現場管理項目と試験頻度は、表17-5によるものとし、規格値と比較してその性能に問題のないことを確認するものとする。

表17-5 無収縮モルタルの現場管理試験

項目	試験頻度
コンシステンシー (流下時間)	1日に2回(午前、午後各1回) 圧縮強度試験用供試体作成時
練り上がり温度	
膨張収縮率	無収縮モルタル充填開始前に1回 (3個/回)
圧縮強度	1m <sup>3</sup> に1回または1日に1回 材令3日: 3個/回 材令28日: 3個/回

#### 6. 注入用エポキシ系樹脂

受注者は、定着アンカーの注入用エポキシ系樹脂の現場管理は、以下の試験項目、検査頻度により行わなければならない。

- (1) 施工中、1日1回、樹脂を紙コップに採取して、その硬化状態を観察するものとする。
- (2) 上記にて硬化状態の観察のほかに、施工中1月1回、現場採取した供試体で下記の試験を行い、規格値と比較してその性能に問題のないことを確認するものとする。

試験項目: 比重(硬化物)、圧縮降伏強度、曲げ強度、引張強度、圧縮弾性係数

なお、シール用エポキシ系樹脂については、注入用エポキシ系樹脂を注入する時に硬化を確認できるので省略してよい。

#### 第25節 現場塗装工

##### 特仕16-25-2 材料

現場塗装の材料については、「特仕」第3編特仕2-12-2材料の規定によるものとする。

#### 第26節 トンネル工

##### 特仕16-26-2 材料

内装板に使用する材料は、設計図書によるものとし、その他の材料については、「特仕」第2編材料の規定によるものとする。

修正

文言修正

修正

文言修正